

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第20号
2005.3

目次

巻頭言 大阪へ、そして大阪から

法務総合研究所長 大塚 清明 1

特集 1

財団法人国際民商事法センター特別顧問・前会長 伊藤 正氏追悼	岡村 泰孝 6
財団法人国際民商事法センター理事長・元検事総長	三ヶ月 章 8
同 特別顧問・法務総合研究所参与	日野 正晴 11
同 理事	本江 威憲 13
同 評議員	栃木庄太郎 15
東京高等検察庁次席検事	大塚 清明 17
法務総合研究所長	

特集 2

第6回法整備支援連絡会（2005.1.14開催）	国際協力部教官 廣上 克洋 21
講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」	
ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フォン 32	
基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」	
九州大学名誉教授・弁護士 吉村 徳重,	
関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関 正裕 39	
報告「カンボジアにおける法曹養成支援」	
日本弁護士連合会国際室長・弁護士 矢吹 公敏,	
国際協力部教官 三澤あずみ 62	
資料	77

E~MAIL 20, 198

～ 巻頭言 ～



大阪へ，そして大阪から

法務総合研究所長

大塚 清明

21世紀最初の年である2001年4月に東京で誕生した国際協力部は、同年11月、東京から大阪へ拠点を移しました。同月、大阪高等・地方検察庁等が入居する、国際会議室を備えた新庁舎「大阪中之島合同庁舎」が完成したのにあわせ、国際協力部も、新庁舎に入居したのです。

この新庁舎は、大川（旧淀川）が天満橋の少し西方で、中之島によって、北の堂島川と南の土佐堀川に分かれたところから、約2キロ西方に下った堂島川の北側に位置していて、その少し東方の、同じく堂島川の北側には、江戸時代中期の1730年、幕府から、世界で最初の先物取引である張合米取引が公許された、堂島米市場の跡地があります。このように、新庁舎は、中之島のそばではあっても、堂島川を挟んで、中之島とは反対側（北側）にあるのに、その名称に「中之島」と入れられています。これは、検察庁の前身の検事局が、中之島の現大阪市役所のある辺りに置かれていた裁判所に属していたことや、新庁舎の約1キロ半東方にあった大阪高等・地方検察庁の旧庁舎が、中之島のそば（新庁舎と同じく、堂島川を挟んで反対側）にあったことなどから、警察や拘置所等関係機関の職員やマスコミ関係者が、旧庁舎又はそれに入居している検察庁のことを、「中之島」と呼ぶことが多かったのにちなんだものです。

ところで、大阪は、古代からアジアと強いきずなを有しています。

古代の大阪は、現在の大阪城付近まで海が入り込んだ複雑な入り江となっていて、各所に船瀬を造って瀬戸内海に出る港としていたところ、潮の干満の際に急流となったことが「なみはや」と言われ、これがなまって「難波」、「浪速」、「浪花」となり、付近の海面が「難波江」、難波江の要津、すなわち重要な船着場が「難波津」と呼ばれるようになったと伝えられています。4世紀ころから、難波津に朝鮮半島からの渡来船が出入りして、アジアの文物を伝え、大和朝廷の玄関としての役目をするようになっていました。

このころは、アジアから大阪への流れの時代と言えるでしょう。

なお、大阪の地名は、古代には、「鳥瑤箇」又は「小坂」であったものが、本願寺八世蓮如又は豊臣秀吉によって「大坂」と改められ、江戸時代に「大阪」が併用され始め、明治になってから、大阪府によって正式に「大阪」と改められたようです。

そして、江戸時代の大阪は、中之島に置かれた諸藩の蔵屋敷に運び込まれる多量の回米を捌くため、土佐堀川を挟んで中之島の反対側（南側）の北浜に米市場が開かれた（その後、堂島川の北側の堂島へ移転）ほか、天満青物市場や雑喉場魚市場といった大市場が開かれて、「天下の台所」と呼ばれる商業の町として栄え、大阪商人は、大いに海外貿易を行い、ベトナム、カンボジア、ルソン、ボルネオ等アジア地域との取引に活躍しました。

このころは、アジアから大阪への文物の流れだけでなく、大阪からアジアへの流れも盛んで、双方向の時代と言えるでしょう。

さて、現代の大阪ですが、前述したとおり、2001年11月、国際協力部が大阪に拠点を移したことから、以後、同部の職員は、JICA、財団法人国際民商事法センター、裁判所、弁護士会及び学会と協力しながら、大阪で又は大阪からアジアへ出向くなどして、アジア諸国に対し、民商事法分野を中心とする法整備支援事業を行うようになっていきます。

振り返ってみますと、法務省の民商事法分野での国際協力は、1994年のベトナムに対する国別研修から始まり、その後、市場経済への移行を図るカンボジア、ラオス等アジア諸国に対する法整備支援事業へと広がっていき、1995年からは、法務総合研究所に新設された総務企画部が中心になって、法整備支援を実施してきました。そして、法整備支援の業務が増大するとともに、その一層の充実が必要となったので、2001年4月、法務総合研究所に国際協力部が新設され、同部がこの業務を担当し始めて、足掛け5年になっています。

その国際協力部が、2001年11月、大阪に拠点を置いてから、21世紀初頭の法整備支援事業においては、大阪からアジアへの流れが出来ていますが、大阪がアジア諸国に対する法整備支援の拠点となったのは、歴史的・文化的に見て、誠に当を得たものだと考えられます。

市場経済への移行を図るアジア諸国にとって、大阪は、古代から強いきずなを有しているだけでなく、古くから商業の町として栄え、世界で最初に米市場で先物取引が行われた都市であることなどから、市場経済への移行のための知見を得るには、最適なところでしょう。

また、大阪の文化には、以下述べるように、市場経済を謳歌する感じのものがあがり、市場経済への移行を図るアジア諸国にとって、大きな励みにもなるでしょう。

6世紀前半又は中頃にアジアから仏教が伝来した後、その仏教に帰依し、蘇我馬子が物部守屋を討った戦いに参戦して、自ら彫った四天王の像を頭上にかざし、蘇我氏の勝利を祈念した聖徳太子により、同世紀最後の年の600年、大阪発祥の地である上町台地の南端辺りに四天王寺が建立されたと伝えられていますが、その西方、当時の海岸近くにあつて、事代主命等を御祭神とする今宮戎神社は、太子が、四天王寺建立の翌年、西方の守護のため、これら御祭神に市場の守護を祈願して祀ったのが始まりだと言われています。なお、聖徳太子のころの市場については、よく分かっていないものの、平安時代末期、四天王寺西門に「浜の市」と呼ばれる市が立っていたことは、確認されているようです。

そして、事代主神は、戎（夷、蝦夷、蛭子、胡子、恵比須、恵比寿とも書かれます。）神と習合し、商業、特に市場の神としてあがめられるほか、漁業や海運の神としてもあがめられ、「えべっさん」と呼ばれて親しまれていますが、今宮戎神社には、江戸時代初期から伝えられるお祭りである、毎年1月9日から11日までの「十日戎」の3日間

「商売繁盛で笹もってこい」

の掛け声とともに、福娘から福笹が渡されるめでたい風習があります。

また、福娘は、十日戎の少し前に、新年のあいさつに企業を訪問し

(第1節) うーちまひよ チョン チョン (手拍子、以下同じです。)

(第2節) もひとつせー チョン チョン

(第3節) いおうてさんど チョチョン チョン

と「大阪締め」を打って、新年を祝うこともやっています。

この福娘の大阪締めについては、古事記の中の国譲り神話で、事代主命が、天照大御神の使者から葦原中国を譲るよう要求された父の大国主命に、使者への返答を委ねられたとき、「国を天照大御神の子孫に差し上げましょう。」と言い、「天の逆手」を打って身を隠したとされていることから、今宮戎の御祭神の事代主命が手を打ったのにちなんでいると言われて

います。
そして、この大阪締めは、毎年7月25日、日本三大祭りの1つとされる大阪天満宮の天神祭りで打たれるときには、第1節が

(第1節) うちまーしょう チョン チョン

となっており、そのほか幾つかの神社でも、少し違ったやり方で打たれていますが、いずれにせよ、大阪の文化として古くから定着している、伝統的な手締め（又は手打ち）のやり方です。

こうした手締めは、江戸時代前期の1688年に刊行された井原西鶴の「日本永代蔵」の中に

「惣じて北浜の米市は、日本第一の津なればこそ、一刻の間に、五万貫目のたてり商も有事なり。・・・互に面を見しりたる人には、千石・万石の米をも売買せしに、両人手打て後は、少も是に相違なかりき。」とあるとおり、当時は、契約成立の証として行われていたようで、武士が、約束を違えぬという証に行ったとされる、「金打」と通じるものです。

契約が守られなければ、およそ市場経済が成り立つはずはないので、手締めは、市場経済にとって重要な意義を有していたと言えそうです。

ちなみに、市場経済でなければ到底存在し得ない大阪証券取引所では、21世紀最初の年の新年祝賀会で、約半世紀の間行われていなかった「大株締め」を復活させましたが、これは、大阪締めと同じものです。

また、大阪締めは、在阪経済5団体の新年互礼会や、上方落語協会の総会等の際にも打たれています。

このように、大阪締めは結構盛んに打たれていて、これには、3世紀頃の日本の様子を伝えている魏志倭人伝に

「大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に当つ。」

とあるのが示すとおり、日本人が、古代から、手を打つのを好んでいたことが影響していると考えられます。

なお、古くから伝わっている手を打つ動作には、神社にお参りするときの一般的な作法として伝えられる、「二拝二拍手一拝」の中の拍手や、9世紀初めに空海が唐から帰国して開いた真言宗の作法として伝えられる、歡喜その他の意を表すための「拍掌」と呼ばれる拍手などがありますが、これらと手締めとの関連性は不明のようです。

最後に、全くの個人的な希望として、大阪からアジアへの法整備支援の流れに乗り、大阪締めがアジア諸国に広まれば愉快だろうと思っています。

～ 特 集 ～



財団法人国際民商事法センター 特別顧問・前会長 伊藤 正氏追悼

財団法人国際民商事法センターの初代会長である伊藤正・同財団特別顧問が、平成16年11月18日に逝去されました。伊藤前会長は、法整備支援に深い理解と情熱をお持ちになり、財界人の立場から法整備支援事業を推進され、財団法人国際民商事法センターの設立とその後の発展の基礎作りに尽力されました。

本特集では、故人とゆかりのある方々の追悼文を掲載することといたしました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

〈伊藤正前会長略歴〉

大正11年	1月	6日	兵庫県に生まれる
昭和24年	3月		東京大学法学部卒業
昭和24年	4月	4日	日本建設産業株式会社に入社
昭和27年	6月	1日	同社が住友商事株式会社に改称
昭和32年	2月	1日	同社 本店繊維部繊維原料課長代理
昭和35年	4月	15日	東京支社鉄鋼業務部鉄鋼貿易課長
昭和40年	2月	5日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部長代理
昭和41年	2月	14日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部次長
昭和41年	7月	22日	鉄鋼本部鋼材貿易部長
昭和45年	11月	26日	取締役 鉄鋼本部副部長
昭和46年	6月	1日	同 鋼材本部長
昭和48年	10月	1日	同 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和48年	11月	30日	代表取締役常務 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年	6月	29日	代表取締役専務 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年	12月	1日	同 業務本部長
昭和54年	6月	29日	同 機電部門統括役員
昭和56年	6月	26日	代表取締役副社長 機電部門統括役員
昭和57年	6月	29日	同 機電部門統括役員・生活物資部門役員
昭和58年	6月	29日	代表取締役社長

昭和59年	4月	藍綬褒章受章
平成2年	6月28日	代表取締役会長
平成7年	6月29日	相談役
平成8年	5月22日	財団法人国際民商事法センター会長
平成9年	2月26日	住友商事株式会社名誉顧問
平成15年	5月21日	財団法人国際民商事法センター特別顧問
平成16年	11月18日	逝去

なお、ICD NEWS 第7号（2003年1月発行）に、伊藤前会長にインタビューをした記事が掲載されていますので、御参照下さい。

伊藤正さんを偲んで

財団法人国際民商事法センター理事長
元検事総長・弁護士 岡村 泰孝

当財団特別顧問伊藤正さんのご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

伊藤正さんは、皆さまご承知のとおり、一口で申せば当財団の生みの親であり、育ての親でありました。伊藤さんには、平成8年4月の当財団設立以来初代の会長として、またその後の同15年5月以後は特別顧問として、財団の設立、運営に当たって、格別のご指導、ご尽力を頂いたところであり、伊藤さんの意気込みや情熱があつてこそ、今の財団の活動があると言っても過言ではないと思います。

私たちは、折に触れ伊藤さんの在りし日のお姿を思い出すことと思いますが、ここまで育て頂いた財団を、今後とも伊藤さんのご遺志を体し、関係者の方々のご指導、ご支援を得て更に一層発展させ、法整備という重要な目標に向かって前進し、努力いたしますので見守って頂きたいと存じます。

法務省は、刑事司法の分野では、昭和37年以来国連アジア極東犯罪防止研究所を設立し、民間団体の協力も得て、アジア太平洋諸国の刑事実務家を中心とする国際研修を実施し、成果を上げていましたが、その後市場経済に移行する国々から、経済活動に必要な民商事法制の整備の支援、協力を求められるようになり、これに応じて民商事法の分野での法整備支援について組織的に活動し、確実な成果を上げるためには、法務省、JICA及び民間団体がそれぞれの立場で協力して活動を進めることが望まれる情勢となりました。

このような情勢のもと、伊藤さんには、財界人として、財界関係者の協力を得て財団を設立し、民間の立場で法整備支援等の諸活動を進めることは企業の果たすべき役割の一つである国際貢献にも資し、アジアの発展にも寄与するとのお考えで、財団の設立に賛同されて早速に幅広い交友関係、交流関係をもとに数多くの有力企業等のご協力を得て、財団設立の運びとなったものであります。

私は、財団設立の目途のついた頃、理事長に就任するよう要請されましたが、折に触れご苦勞話を耳にし、伊藤さんが、心底法整備支援活動の重要性を理解され、それに向かって情熱を燃やされた強いご意志に、感服しました。

このようにして、平成8年5月22日、霞ヶ関ビル灘尾ホールにおいて、財団の第一回の

理事会を開き、その後長尾立子法務大臣初め多数のご来賓をお迎えして財団の設立記念式典を開催し、伊藤さんの会長としての力強いご挨拶の後乾杯して、財団の設立を祝いましたが、その時の伊藤さんの財団の設立に漕ぎ着けた充実感と新しい活動への期待感を込めた輝かしいお姿は、私にとって忘れ得ない思い出であります。以来早9年近くが経ち、財団は着実に活動を進め、研修対象国はもとより研修回数も増え、規模も大きくなりました。

伊藤さんとの折に触れてのお話の中で、学生時代には法務行政の世界に関心を寄せ、会長ご在職中には法廷の傍聴にも行かれたとのことで、現役当時は商社マンとして、また商社の経営者として、経済活動、財界活動に存分の活躍をされた後、法整備支援活動で重要な役割を果たされ、若き日の夢も実現され、充実した人生を送られたことでしょう。

終わりに、重ねて伊藤さんのご冥福をお祈りいたします。

追 悼

財団法人国際民商事法センター特別顧問
法務総合研究所参与・弁護士
日本学士院会員・東京大学名誉教授

三 ヶ 月 章

伊藤正さんとの出会いは、昭和15年、第一高等学校時代に遡ります。私が第2学年の時、1年上に兄上の伊藤正己さんがおられ、1年下に伊藤正さんが入学してきて、神戸一中から名門出の兄弟の在学ということで、注目の的でした。また、私はホッケー部にいましたが、体格の大きい正さんはラグビー部に大型プレーヤーとして所属し、同じグランドの別のコーナーを共有し、顔を合わせておりました。当時のホッケー部、ラグビー部は野球部と共に花形運動部としてライバル関係にあり、お互いに存在を意識しておりました。

東大法科へは私が昭和17年4月に、伊藤さんは同年10月（戦時中でこの年は高校3年の各年次がそれぞれ半年短縮された）に入学しましたが、昭和18年9月から学徒動員が始まり、12月には文科系全学生が兵役に招集されました。私の学年では兵役中に1年繰り上げて卒業資格が付与されるという特例があり、昭和19年付の卒業証書をもらいましたが、1年違いの伊藤さんの年次にはこの適用はありませんでした。その後伊藤さんは南方に派遣され、終戦後もマレーシアで捕虜抑留となり、復員後改めて東大に復学し、昭和24年3月に卒業されています。この財団の仕事で一緒してからですが、伊藤さんからは「三ヶ月さんは東大で実質1年半勉強しただけで卒業資格を得たが、私は足かけ6年半をかけて卒業しているのですよ。」とよく言われたものです。

伊藤さんにとりまして、旧制高校でのラグビーへののめり込み、大学半ばでの学徒動員、南方での戦争体験、捕虜生活等は、その厳しい環境の中で人格形成の糧となったと思われ、ほぼ同時代を生きてきた者としてお互いに共感を覚えておりました。

住友商事に入られた伊藤さんと昭和30年代中頃に一度接点がありました。伊藤さんが課長時代に、英米法の教授となっていた伊藤正己さんのお声がかりだったと思いますが、住商の民事渉外事件について相談に乗ってほしいということで、うなぎ屋でごちそうになりお話ししました。住商の発展期を担い、貫禄も出て元気にやっているなという印象でした。その後は伊藤さんは社長、会長と偉くなられ、私は学者の道を歩み、60才で大学を定年退職し弁護士となっておりましたが、平成5年8月から約10ヶ月間、細川内閣で法務大臣を務め、その後も法務省の特別顧問の委嘱を受けておりました。

平成7年の秋頃かと思いますが、法務省の方からアジア諸国の法整備支援について法務省

としても積極的に取り組みたいが、民間からも支援組織として財団が作られる予定であり、私にこの財団の設立から協力してほしいという要請があったところ、経済界を代表し、この設立の中心となって動かれていたのが伊藤さんで、ご縁が復活しました。

平成8年3月に経済界トップ経営者を中心に27人による財団発起人会が組織され、私がおの議長役を仰せつかり、伊藤さんの会長就任を初めとする主要人事と財団の基本事項が決議され、翌4月から財団法人国際民商事法センターが始動しました。伊藤会長は実業界トップ経営者の感覚と指導力のもとに、多数の企業会員を集め財団の基盤を固めると共に、アジア各国の情勢に明るく、人脈もあり、法整備支援という国際事業の運営を軌道に乗せてきました。

私ども学者、法曹界の立場から見ますと、こういう活動も純学問的、純法律的なアプローチを計ることになりますが、これだけでは相手側もなかなかついて来てくれません。この点、民間の財団が経済協力的側面から相手国と理解と交流を深めることにより、法整備支援事業がスムーズに行われる基盤を礎いてきたものであり、この10年近い支援事業の発展の背景として伊藤さんのお人柄と指導力によるところ大きなものがありました。

中国については、伊藤さんと中国国務院国家経済体制改革委員会（現在は組織改変後の国家発展・改革委員会）のトップとの人脈がベースとなり、財団設立の年から日中民商事法セミナーが開催され現在迄続いており、私も北京で開催された第2回セミナーには伊藤さんに同行し基調講演を行いました。日中双方がその時々問題となっている事項や知りたい分野についてテーマを設定し、相互に理解を深める貴重な機会となっており、伊藤さんの遺志を引き継ぎ今後とも継続させて行きたい事業です。

またハノイで開催されたベトナム法整備支援記念セミナーに参加する等、海外へも何度か伊藤さんと同行しました。日本側の協力で作成されたカンボジア民法、民訴法草案の引き渡しを記念して平成14年10月にプノンペンで開催された記念セミナーには伊藤さんも日本側のミッション団長として行かれることを楽しみにしておられたのですが、その2ヶ月前くらいから体調を崩され参加できなかつたことは誠に残念でした。

伊藤さんとは、一高時代のホッケー、ラグビー以来のライバル意識を持ちつつも、財団の発展のためそれぞれの経歴、経験を生かし、良き相棒としてコンビを組んできた仲ですが、財団設立10周年を目の前にして、もうひとがんばりと思っておりましたところ、伊藤さんが逝去されたことは80才をこえた私にとりまして大きなショックであります。

伊藤さんからは何かに付け「三ヶ月さんの話は長い」と言われ、私は「企業経営者の株主総会での話は短すぎて極めてわかりにくい」と言い合っておりましたが、今でも天国のどこか

から伊藤さんの「長すぎる」という声が聞こえてきているようですので、思い出は尽きませんが、この辺で終わらせていただきます。

ご冥福を心からお祈り申し上げます。

追 悼

財団法人国際民商事法センター

理 事 日 野 正 晴

平成16年2月19日、中央区晴海の住友商事株式会社本社で、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の理事会が開かれたとき、ICCLC 特別顧問の伊藤正様のお隣に座らせて頂き、ご高説をいろいろ拝聴したのがその警咳に接した最後になりました。最近では刑事裁判にご興味を持たれ、時折裁判の傍聴に行っておられるとのことであり、裁判員制度の導入を大変気に掛けておられるご様子でした。

初めてお目にかかったのは平成7年12月19日です。私は法務総合研究所長として、ICCLC の設立準備に奔走していました。当時、我が国にはアジアの開発途上国、なかでも社会主義体制から脱皮し市場経済に移行ようとしていたアジア諸国から法制度支援の要請が相次いでおりました。我が国が明治時代に民法典編纂のためフランスからボアソナードを招いたように、日本のボアソナードを派遣してほしいという要望だったのです。これを受けるのは政府部内では法務省ですが、刑事に関しては、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）を法務総合研究所国連研修協力部が受け皿になり既に30数年運営していたものの、民事に関する国際協力の組織はありませんでした。法務総合研究所は、念願の法務省赤レンガに入居を果たしたところでしたが、時代の要請である専門官制を取り入れ、事務局を廃止して総務企画部を設置し、研究部を浦安に移転するという激動期にありましたので、アジ研同様の民事国際協力部門を設置する余裕は全くありませんでした。また、設置するとしても既存の組織をスクラップしなければならず、そのコンセンサスは未だ醸成されていませんでした。そこで出てきたのが財団を設立し、これを受け皿にして民事の国際協力をやろうというアイデアでした。私は、その10数年前アジ研を支援する財団法人アジア刑政財団（ACPF）の設立に関与し、財団設立に関わるのはこれが2度目でした。ACPF 設立時の経験から民間のスポンサーがいないと財団設立はできず、それも個人の浄財に頼るのではなく立派な一流企業であることが望ましいと考えておりましたところ、ACPF 理事の元検事総長前田宏先生が平成5年から監査役を務めておられた住友商事株式会社につないでいただいたことからこの企画が進展しました。一昨年、住商リース株式会社副社長から京都大学法科大学院教授に転身された中川英彦さんは、当時住友商事の取締役として総務法務グループを率いておられたので、住友商事サイドでは中川さんがこのプロジェクトの中心的役割を果たされました。平成7年8月9日に中川さんに初めてお目にかかり、事務レベルでの会議が始まり、法務総合研究所長室で関係者間で頻繁に協議を重ねました。財団設立にあたっては住友商事株式会社が最大のスポンサーになってくださり、伊藤正様はその年の7月に同社の会長を退かれ相談役になられたばかりでしたが、この財団設立に共鳴され、幅広く財界企業の多くから資金や人的な協力を得るために多大のご尽力を頂き、また財団の初代会長をもお引き受けいただきました。こうして、翌平成8年5月22日、ICCLC の設立記念式典を挙行することができた

のです。

財団設立後、役所側の努力により、国際協力部が法務総合研究所に設置され、財団と二人三脚で法制度支援に目に見えた成果を挙げつつありますが、来年は ICCLC 設立満 10 年になります。生みの親である伊藤正様には満 10 歳の誕生日を迎える ICCLC の姿を是非見ていただきたかったのですが、昨年 11 月 18 日に永眠されました。今となってはそれもかないません。残された私どもが、伊藤正様のご遺志を受け継ぎ、アジア諸国の法制度支援に積極的に取り組んで行くことが何よりのご供養になると思います。

心からご冥福をお祈りいたします。

国際民商事法センターの創始者・伊藤正さんの思い出

財団法人国際民商事法センター

評議員 本江 威 憲

伊藤正さんがお亡くなりになったことは、今でも信じられない思いです。私が丁度外国に行っていた間のことで、帰国後間もなく知り、しばし茫然としてしまいました。

私が伊藤正さんに初めてお目にかかったのは平成7年の春のことでした。私が4月に法務総合研究所（法総研）の総務企画部長に就任して間もなくのころ、法務省の原田明夫官房長（後の検事総長）から、発展途上国の民事法の法整備支援をする機関を法務省に創りたいので、その仕事を法総研で引き受けてくれないかとの要請がありました。聞いてみると、その数年前からいくつかの発展途上国から日本に対し民法などの立法を教えてほしいとの要請があったが、余りの忙しさ故にその余裕がなく、年に一度だけヴェトナムとモンゴルに民事局の検事を一週間ほど派遣して講義を行う程度のことしかできていないとのことでした。当時は、ソ連をはじめ社会主義国家が次々に崩壊し、分裂し、アジアの独立した発展途上の国々が民事法の整備を目指していました。近代的な法治国家に生まれ変わるのに、法律の整備は避けて通れないことで、正しく国家の礎を築くことに外なりません。その要請を受けたとき、私の脳裏に浮かんだのは、フランスのボアソナードのことでした。我が国が明治時代に文明開化をして近代国家に生まれ変わるとき、来日してまで、民法、刑法をはじめ我が国の基本法の整備に献身的な努力を惜しまなかったボアソナードに対し、私たちは、我が国に捧げてくれたその貢献に対し、今日なお深甚なる感謝の気持ちを持っています。私は、この計画は、それぞれの国の発展のためにも、そして日本のためにも極めて有意義な、かつ遠大なる構想であり、これを実現する必要性を強く感じたものですから、当時の日野正晴法総研所長と相談して、直ちに、しかしおそろおそろ法総研でお引き受けすることにいたしました。おそろおそろというのは、構想のすばらしいことは分かるものの、いざこれを実現するとなると、人（教官）も要るし予算も要る。当時既に行政改革が叫ばれ、国の機関を縮小し、人員を削減し、予算を縮減する一方の政治情勢でしたから、本当にそのような機構を立ち上げることができるかどうか、直ちには予測が立たなかったからです。

法総研には、発展途上国の法整備については、刑事法の分野ではありますが既にアジア極東犯罪防止研修所（アジ研）という長年の経験が蓄積されていました。内部で会議を重ねた後、早速アジ研から紹介を頂いて国際協力事業団（JICA）の八王子国際研修センターに行って研修員の旅費と滞在費をお願いし、最高裁判所の人事局長にお会いして研修講師として民事裁判官の派遣をお願いして、いずれも快く引き受けてくださいました。ここまでは順調だったのです。

問題は、資金です。まだ国の機関もできていないのですから、予算を獲得するなどということは望むべくもありません。しかし、私ども公務員には、こと資金の捻出ということについては、全くその手がかりがありません。この機構の活動を支援してくださる財団を創設し

なければならないのです。困り果てて、私は、以前私が甲府地検に勤務していたときに検事正であられた前田宏先生（元検事総長）を事務所にお訪ねしました。迷惑な話だったかもしれませんが、前田先生は快く相談に乗ってくださり、早速住友商事の当時相談役であられた伊藤正さんの下に連れて行ってくださいました。事前に前田先生から聞いていてくださったのだとは思いますが、伊藤正さんは、にこにこしてその財団創りに手を貸そうと胸を叩いて快諾してくださいました。私には夢のような話でした。伊藤正さんは住友商事の社長と会長を合計12年務められたとうかがっております。長年経済界の中枢におられ、多くの国際的経験を経てこられたからだと存じますが、私がひととおりこの構想をお話ただけで、多くを語らずとも、発展途上国の法整備の重要性と必要性を直ちに御理解くださり、この構想と財団創りに賛同され、御支援を賜ることになったのです。この御決断にこそ、今日の国際民商事法センターの生誕があったのです。

一旦お引き受けを頂くと、伊藤正さんの行動は俊敏でした。早速当時住友商事の常務取締役であられた中川英彦さんをはじめ金子浩之さん、相澤繁昌さんを法総研に送ってくださり、日野所長を中心に所長室でなんどもなんども会議を重ねました。そして伊藤正さんが自ら1社ずつ各社の社長さんに電話を掛けて財団の会員となる会社を募ってくださり、平成8年4月の財団発足までに今日の会員である各業界のトップクラスの会社を多数集めてくださったのです。当時既にバブルがはじけ、各企業が不況に喘いでいたときです。伊藤正さんにはおそらく私どもには伺い知れない多くの御苦勞と困難に遭遇されたことと拝察いたします。伊藤正さんという方は、そのような苦勞をおくびにも出さず、いつもにこにこして、私ども役人の遅々とした作業具合にもめげずに、着々と財団創りを進めてくださいました。その間、伊藤正さんの方針に則って1社ずつ会社を回って説得してくださった中川さん、金子さん、相澤さんにも深甚なる感謝の意を捧げます。

それらの御尽力のお陰により、今日の国際民商事法センターという大きな財団に発展することができ、国のほうもその後正式に機関を創設し、今日の法総研国際協力部が生まれました。今後国際社会の中で発展途上国の法整備に大きな貢献をしていくことでしょう。

伊藤正さんは、その後もお亡くなりになるまで、一貫してこの機関の構想と財団の発展のために心を砕いて御懇切なる指導をしてくださり、私どもには予想外の急速なる発展を遂げ、今日ではアジア各国から研修生を迎えて年間13もの研修を行うほどになりました。

伊藤正さんという方がおられなかったら、この国際民商事法センターも生まれなかったし、日本の発展途上国に対する法整備支援という遠大なる構想も頓挫していたことは間違いありません。したがって、伊藤正さんは、今日の国際民商事法センターの生みの親・創始者であり、したがってまた、日本の発展途上国法整備支援を実現させた人なのです。

本当に惜しい人をなくしました。ここに深甚なる感謝の意を表し、心からなる哀悼の意を表します。

伊藤会長を偲んで

東京高等検察庁次席検事

栃木 庄太郎

伊藤会長の訃報に接し、暫しの間絶句してしまいました。そして、まず、脳裡に浮かんだのは、「やあ、やあ、どうも」などとおっしゃりながら、あの人懐っこい笑顔で温かく迎えてくださったお姿でした。また、話が核心に触れると、真剣なまなざしで耳を傾けられ、相手の立場を慮りながら、常に自分の意見を述べられ、貴重な知恵を授けていただいたことでした。

ところで、私は、平成11年1月から約2年間、法務総合研究所の総務企画部長の職にありました。当時は、未だ国際協力部が創設されておらず、総務企画部が法整備支援を担当していたことから、(財)国際民商事法センター(ICCLC)の評議員に指名され、会長の警咳に接する機会に恵まれるようになったのです。会長は熱心に発展途上国の法整備支援に尽力されており、文字通り民事や商事関係に御関心がおありなので、それまで刑事事件を専門にしてきた者としては、会長とどのようにお付き合いすればよいのか、いささか心細い感じでした。ところが、世代間の差を越えて気さくにお話しをされる言葉の端々から、刑事関係に興味を持たれている様子うかがわれました。会長が第一高等学校への受験勉強のため上京された際、たまたま刑務官のお宅に下宿され、そこで矯正関係の話を聞かれてから、刑事事件に関心を持たれたようでした。その後、東京大学に入学されたものの、学徒動員で南方に出征され、敗戦に伴って捕虜になってしまい、マレーシアの収容所で約2年間過ごされ、その際、戦時下では規律正しかった兵隊が全く罪の意識もなく倉庫から巧みに食料品を盗み出し、むしろこれを自慢する様子を目の当たりにし、人間はその置かれた環境によってかくも変化するのかと深く考えさせられ、復員後もこの体験が頭から離れず、一時は矯正教育に身を捧げようとしたところ、母親の猛反対にあってやむなく断念したということでした。

そのような会長のお考えに触れ、御希望もあり、まず、刑事裁判の実情について御理解していただくため、東京地裁の刑事裁判傍聴にお供をさせていただきましたところ、会長は傍聴席の最前列で、終始熱心に耳を傾けられ、閉廷後は地下の喫茶室で感想を述べておられました。その中で印象的だったのは、国民性に鑑み陪審制が日本になじむには未だ相当時間を要すると思われること、世間の常識から見て罪種によってはいささか刑が軽い憾があること、裁判の焦点が何なのか傍聴者には分かりづらいことなど、今から振り返りますと、まさにその後進しつつある司法制度改革を先取りするような御意見でした。

さらに、会長には、この機会に是非とも矯正教育の現状を理解していただくため、網走刑務所、東京拘置所、それに明治以降の行刑史を今に伝える監獄博物館等に御案内しましたところ、深く感銘を受けられ、矯正教育にたずさわる刑務官の苦労話には身をのり出すようにして耳を傾けられ、刑務作業を熱心に見学されていました。

このように、会長が刑事裁判や矯正教育にも関心をもっておられた背景には、捕虜収容所

での体験を踏まえ、人間はその置かれた環境や教育の産物であるとお考えがあったと思われます。だからこそ、人材育成は非常に重要であり、個々の人生のみならず、社会や国家の将来も左右すると熟慮され、その結果、発展途上国の法律家の育成につながる法整備支援に熱意を抱き尽力されてきたのではないかとと思われるのです。

会長とは、本当に短いお付き合いでしたが、思いもかけず、法整備支援に加え刑事政策という世界も共有できた喜びを感じることができましたことを心から感謝しております。

伊藤前会長を偲んで

法務総合研究所長

大塚清明

財団法人国際民商事法センターの初代会長として、財団の設立と発展に多大な貢献をされた伊藤正・財団特別顧問が、去る11月18日に逝去されました。御存知のとおり、法務総合研究所は、平成8年から、国際協力機構（JICA）の技術援助の枠組みの下で、法整備支援事業を行っていますが、同じ年に、民間の立場から法整備支援事業に参画し、各国関係者との交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深める目的で、財団が設立されました。それ以来、法総研と財団は、文字どおり車の両輪のごとく、互いに手を携えて法整備支援事業に取り組んでおります。私自身は、昨年6月末に現職に就任しましたため、残念ながら伊藤前会長に直接お会いして御薫陶を受ける機会には恵まれませんでした。しかし、御逝去の報に接したのを機に、関係者からお話を伺い、これまでの足掛け10年にわたる法総研と財団の歩みを顧みるとともに、両者の共同事業として成し遂げた数々の成果を思うとき、この事業の草創期において伊藤前会長が果たされた役割の大きさを、改めて感じます。私どものように、政府の立場から法整備支援事業を推進する職責を有する者としては、伊藤前会長のような良き理解者・良き同志を実業界の中に見出すことができたことは、誠に幸いでありました。それだけに、伊藤前会長の御訃報に接し、我々が失ったものがいかに大きかったかを、痛感いたしております。御逝去を心からお悼み申し上げます。

法総研が法整備支援事業に着手したのは、東西冷戦が終結し、旧社会主義圏に属していたアジアの開発途上国が市場経済化に向けた取組を本格化させたころのことでした。計画経済から市場経済への転換を図るためには、民商事に関する基本法典の起草、公正で効率的な司法制度の構築、それを運用するための法律家の育成など、法的基盤の整備を早急に行う必要がありました。かかる情勢の下、かつて近代国家を建設するため、外国法を継受して独自の法制度を構築し、その運用の経験を積み重ねてきた我が国に対して支援の要請が寄せられたのは、誠に意義深いことでした。

そうした時に当たり、伊藤前会長は、経済取引活動に従事してこられた民間企業人としての視点から、我が国の法制度とその運用の経験をこうした開発途上国の関係者に伝えることの意義と重要性に、いち早く目を向けられ、財団の設立に尽力されたのです。私は、その慧眼と高い志に、改めて敬意を表したいと思います。こうして財団が創立されて以来、法総研と財団は、外国への法整備支援事業という未知の世界において、試行錯誤を重ねつつ、共に歩みを続けてまいりました。伊藤前会長がまかれた種は、初めは小さな一粒であったかもしれませんが、しかし、その種は着実に成長し、今や立派な若木に育っております。

法総研が初めて法整備支援を手がけた対象国はベトナムで、同国に対しては、民法、民事訴訟法及び破産法の法案起草支援を中心に、援助を行ってきました。その結果、民事訴訟法と破産法の法案が、昨年6月にベトナムの国会で可決され、晴れて法律として成立しました。

これは、我が国の立法支援が結実した初めての具体的成果であり、大変喜ばしいものです。残る民法についても、現在、立法化のための最終段階にあり、起草担当者を対象とする本邦研修を実施するなどして、協力を続けています。そのほかに、法曹三者の一元的養成機関として設立された国立司法学院に対する支援と、民事第一審の判決書の標準化に向けたマニュアル作成のための支援も続けています。

こうしてベトナムから始まった法整備支援は、年を追って対象国が増え、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア及び韓国へと、拡大してきています。

カンボジアについては、我が国の支援によって完成した民法草案と民事訴訟法草案が、既にカンボジア側に引き渡され、現在、閣僚評議会において審議中であり、近い将来、国会で可決成立することが期待されています。ただ、民法草案については、土地法の関係条文との間で調整が必要となり、草案の修正作業が行われたほか、両法案の経過規定や附属法令・関連法令の検討が必要であることから、その作業が引き続き行われています。また、王立司法官職養成校における裁判官・検察官の養成事業に対する支援にも取り掛かっており、近々、新たな3年計画のプロジェクトが開始される見通しです。

ラオスでは、民法・商法の教科書作成や、民事第一審の判決書マニュアルと検察実務マニュアルの作成支援を、ウズベキスタンでは、最高経済裁判所をカウンターパートとして、倒産法の注釈書の作成支援を、それぞれ行い、インドネシアにおいては、同国の司法改革に資するため、同国と我が国の司法制度の比較研究セミナーを開催するなど、相手国の実情に合う形で援助を提供するよう、心を砕いています。

これらの国別支援活動、取り分け法案起草支援に際して、財団には、日本側起草作業部会の事務局として、部会の運営や作業の促進に大きな貢献をさせていただいております。

さらに、韓国に関しては、日韓両国の法務局の職員（日本は法務省、韓国は大法院に所属。）を中心とする研修員の相互交流と共同研究を通じて、両国の登記制度や戸籍・供託制度について相互に学びあうことを目的とする日韓パートナーシップ研修を実施していますが、この研修は、JICAの枠組みの下ではなく、法総研と財団の共同事業として独自に運営しているものであり、登記実務に従事する関係者に国際比較研究を行う貴重な機会を提供する制度として、大きな意義を有しております。

こうした国別支援活動とは別に、多数国研修である国際民商事法研修も実施しており、本年は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーから招いた研修員10名と我が国の研修員5名とが、海外直接投資に関する諸問題を議論しています。この国際民商事法研修は、法総研と財団の共同事業として行っているアジア・太平洋比較法制研究とリンクさせているものですが、この比較法制研究では、これまでに、倒産法制、ADR及び知的財産権法制を扱っており、現在は、国際会社法の問題を取り上げて研究しています。

以上のほか、伊藤前会長を始め、財団の皆様が深い関心を持って取り組んでこられている活動として、日中民商事法セミナーがあります。これは、平成8年から毎年行っているもので、毎年1回、日中両国が回り持ちで開催国となり、「経済体制改革のマクロ的側面、民事立法の動向、国営企業改革と会社法」など、中国の市場主義経済の強化に資するテーマを選ん

で、日中両国の講師による公開講演会の形で開催しています。

このように、法整備支援は多方面にわたる事業へと立派に成長しました。その草創期に現在の発展の礎を築かれた伊藤前会長の御功績は、誠に大きなものであったと存じます。ここに改めて深甚なる謝意を申し述べ、お悔やみの言葉といたします。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

モンゴル人の栄養源はヨーグルト

モンゴル人というと羊肉を食べて生活しているイメージがありますが、肉は貴重なものなので毎日食べるわけではないようです。普段の食事はパンと乳製品が主で、私たち日本人がゲル（移動式住居）訪問をすると夏は自家製ヨーグルト、冬は塩入ミルクティーでもてなしてくれます。本来野菜も健康維持に欠かせないものですが、一昔前まではほとんど食べられていませんでした。これは彼らが遊牧民であったことに加え、気候的な問題で野菜があまり栽培できないことが理由とされます。ここ数年は、中国から多くの野菜が輸入されるようになり、都市型の生活を送っている人々にとって野菜を食すことは一般的になっていますが、いまだに多くのモンゴル人、特にお年寄りや遊牧民は、「野菜なんか草と同じだ。私たちは草を食べている家畜の乳製品を採ることで、栄養は十分に足りている。」といいます。というわけで、モンゴルの多くの人々は、今でもヨーグルトを栄養源にしています。

(JICA モンゴル長期専門家 弁護士 田邊 正紀)

～ 特 集 ～

第6回法整備支援連絡会

国際協力部教官
廣 上 克 洋

1 開催状況

- (1) 日 時 平成17年1月14日(金) 午後1時30分から午後5時30分
- (2) 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室
- (3) 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- (4) 出席者 後掲資料の「第6回法整備支援連絡会参加者名簿」参照

2 本連絡会開催の経過

法整備支援連絡会は、平成12年1月に法務省大会議室において開催して以来、毎年度に1回ずつ開催しており、回を重ねて今回で第6回となりました。今回も前回と同様に、法務総合研究所が、独立行政法人国際協力機構との共催により、最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学大学院法学研究科、同大学法政国際教育協力研究センター、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て開催し、多数の方々の御出席をいただきました。

第1回の法整備支援連絡会を開催した以降、平成13年4月には、法務総合研究所に国際協力部が新設され、同年12月には、新築された大阪中之島合同庁舎に国際協力部が移転したことに伴い、第4回の連絡会からは開催地が東京から大阪へと変わりました。また、この間に JICA は国際協力事業団から独立行政法人国際協力機構となり、平成16年4月には組織改革が行われ、法整備支援を担当する社会開発部ガバナンス・ジェンダーチームが新設されました。これらの動きは、我が国の法整備支援活動が、支援対象国と支援対象分野において着実に拡大していくのに併行して行われた組織改革であり、本会議で取り扱われるテーマについても、現実に直面する様々な課題が取り上げられて情報交換を行うようになってまいりました。前回までの連絡会の経過については、昨年度の本会に関する特集において取りまとめていますので (ICD NEWS 第14号13頁以下)、御参照ください。

ところで、我が国の法整備支援は、市場経済化を促進しているアジアの開発途上諸国から要請を受けて、これらの国々の社会・経済情勢に即した法令の整備と、その運用に携わる司法関係者の人材育成とをいわば2本柱として実施されてきています。

このうち、法令整備の分野において、最も中心的活動であるというべき起草支援に関しては、平成16年6月、ベトナム社会主義共和国において、これまで我が国が支援を行ってきたベトナム民事訴訟法が国会で可決されて成立し、起草支援活動では初めての成果が達成さ

れるという記念すべき年となりました。

そこで、今回の連絡会では、ベトナム民事訴訟法の起草支援活動を1つのテーマとして取り上げ、その起草過程をベトナム側の立場と起草支援を行った日本側の立場からそれぞれ検証しながら、我が国の起草支援の成果を評価するとともに、支援の方法や在り方に関する課題も含めて、率直な情報交換を行うことにしました。講演者として、法務総合研究所が招へいたベトナム側の起草責任者であったダン・クエン・フォン最高人民裁判所副長官、日本側から起草支援を実施したベトナム民事訴訟法共同研究会座長吉村徳重九州大学名誉教授と、同研究会委員井関正裕関西大学法科大学院特別任用教授にお願いしました。講演者の方々からは、大変興味深く、かつ有益な御講演をしていただき、会場からは、多数の御質問が提起され、フォン副長官にも逐一丁寧にお答えいただきましたので、予定時間をはるかに超過するほど盛況な講演となりました。

また、法整備支援活動において起草支援と並ぶもう1つの重要な柱である人材育成の観点からは、カンボジアにおける法曹養成支援活動を取り上げ、弁護士養成等に関する支援活動を行っておられる日本弁護士連合会から国際室長矢吹公敏弁護士と、王立司法官職養成校において、裁判官・検察官の養成に関する支援を開始した法務総合研究所から国際協力部三澤あずみ教官が、それぞれ現地での支援の背景・経緯、さらに現在に至る最新の情報まで御報告をしていただきました。進行の都合上、会場から御報告に対する質疑をしていただく時間が残念ながら残っておりませんが、わかりやすく御報告をしていただき、実務家養成という人材育成の支援活動について、有益な情報を提供していただきました。

3 本連絡会について

(1) ベトナム民事訴訟法起草支援

昨年6月に成立し、本年1月1日から施行されたベトナム民事訴訟法は、従来、複数の国会令に基づいて運用されてきた民事訴訟について、初めて法律レベルで規範を設けたものであり、同法の規定の対象には、日本では「非訟事件」とされる種類の事件処理手続も含まれています。

フォン最高人民裁判所副長官の御講演におけるお言葉を引用すれば、今回の法制定の目的は、現在のベトナムの実情からの要請に応えるとともに、民事訴訟法の持続的発展という要請にも応えながら、国際化の潮流に符合させるということであり、その内容の調整には、相当困難を伴ったことが容易に想像される一大事業であったことが分かります。

今回のベトナム民事訴訟法制定については、外国や国際機関からの支援がなされていますが、我が国の支援については、フォン副長官も、支援の内容や効率から高く評価されており、現地でのセミナー開催、本邦研修の実施、さらには JICA ネットを利用したテレビ会議方式でのセミナー開催といったあらゆる手段を適時に講じてきた結果が評価されたものといえましょう。もちろん、我が国からのこのような支援をしていただいた吉村徳重先生、井関正裕先生、酒井一先生におかれては、ベトナム側の起草作業や法案の国会審議のペースに合わせて、限られた準備時間内で有効かつ的確な御助言をベトナム側にしていただいたことが、

フォン副長官を始めとするベトナム側から厚い信頼を受けて高く評価されていることは言うまでもありません。

ベトナム民事訴訟法の内容については、本会の各御講演において詳しく触れられていますので、ここでは全てを要約しませんが、一例を挙げれば、近代民事訴訟における基本原則の1つであり、私的自治の原則に根ざす処分権主義や弁論主義に基づく様々な制度・手続を、ベトナム側がどこまで採用するかについては、我が国側から支援内容を検討する際には、どの程度の先までの将来を見据えて立法するのかという目標の設定の難しさがあり、言い換えれば、ベトナムの最高人民裁判所や国会の立法政策論に関わる事柄であり、ベトナムの立法過程の把握が困難であったために、我が国の支援がより試行錯誤的になったともいえましよう。そのような状況であったにもかかわらず、吉村先生を始めとするベトナム民事訴訟法共同研究会の各委員の方々には、何度も現地に足を運んでいただいてセミナーを開催したり、本邦研修やテレビ会議といった手段を講じて、ベトナム民事訴訟法案がベトナムの国会で審議される最後の段階まで粘り強く助言を行っていただいたのであり、改めて敬意を表したいと思います。

ベトナム民事訴訟法案の起草責任者であった最高人民裁判所のフォン副長官は、日本側研究会の委員の説明や解説を十分に理解され、草案にも日本側の意見を反映させるなどされましたが、結局は、国会審議過程において、ベトナムの社会経済の発展状況を考慮するなどした立法政策によって、色々な調整がなされたということであり、ベトナムにおける立法過程について、率直な御説明をしていただきました。この場をお借りして、フォン副長官に改めて御礼を申し上げます。

一方、支援の方法論から見ますと、吉村先生が御講演で言及されているように、反省点も認められると思います。先に触れたとおり、ベトナム側の立法政策が必ずしも把握できていなかったことに加え、同様の支援をしている他のドナーの意向も十分に判明しない、言い換えれば競合するドナー間の協力関係が未構築であったこと、また、ベトナム側から支援を求められる方法が、論点について日本側のコメントを求めるというものであり、そのコメントの採否は、ベトナム側が総合的に判断するという方法であったため、日本側からすれば、立法の全体的な体系や整合性の調整をとりにくいことがあったこと、他方、我が国内部での支援者の交代に伴う資料の引き継ぎにおいて不備があったことなど、幾つかの問題が指摘されました。これらの点は、ベトナムにおける起草支援に特有の事情も含まれていますし、我が国の支援態勢についての反省点も含まれており、いわば手探りの状態で支援を開始したことを考慮しても、起草支援の方法や在り方に関して参考にすべき貴重な御意見であると思います。

(2) カンボジア法曹養成支援

カンボジアでは、過去の不幸な歴史から、法曹実務家の人員自体が極端に少ない状態から再生の道を歩んでおり、我が国を含む先進国が、法曹実務家の人材育成のために支援活動を継続していますが、その中で、我が国からは、JICAの支援の枠組内で、日本弁護士連合会が、弁護士養成、弁護実務の向上の支援を、法務総合研究所が裁判官・検察官の司法官職養成の

支援を実施している御報告を受けました。

カンボジアでは、裁判官と検察官といった司法官職と弁護士の養成は制度上別々になされていますが、統一的な法曹養成制度を実施している我が国からの支援の観点からは、今後、日本弁護士連合会と法務総合研究所がカンボジアの法曹養成支援の過程で協力をしていくことが必要になってくるものと思います。

(3) 自由討論

星野英一東京大学名誉教授から、中国で開催された中日民商法研究会の御報告があり、中国、韓国及び日本で民法を同一化しようというテーマで議論がなされていること、また、法整備支援活動には、個人レベルで相手国の立法作業に重要な役割を果たしておられる北川善太郎京都大学名誉教授の御活躍を紹介されました。

我が国の法整備支援活動の担い手が、支援対象の拡大に伴い個人にまで及んでいることは、大変心強いことです。これからも、この連絡会が、法整備支援に携わっている方々の幅広い情報交換の機会となり、我が国としての支援の連携にもお役に立てることを期待しています。

(4) おわりに

竹下守夫先生から、本会の最後に、今後の法整備支援活動を巡る課題と対応策について、大変示唆に富む総括・所感をいただきましたので、是非御一読ください。

法整備支援は、対象国や支援活動の領域が拡大し、それに伴って支援の実施主体と支援方法・内容においても多様化しており、本会の限られた時間内では、これらを網羅的に取り上げることはできませんが、今回は、起草支援と人材育成という2つの支援活動の領域の下で、タイムリーなテーマについて、それぞれの責任者の方々から具体的な御講演をしていただきましたので、法整備支援活動の実例として、皆様の御参考に供し、法整備支援の更なる展開に資することを願っています。



(第6回法整備支援連絡会 於：国際会議室)

13:30~13:45	開会あいさつ	
	<u>大塚 清明</u>	法務総合研究所長 …………… 1
	<u>岡崎 有二</u>	国際協力機構(JICA)社会開発部長 …………… 3
13:45~14:35	講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」……………	5
	<u>Dr. Dang Quang Phuong (ダン・クアン・フォン)</u>	
	ベトナム最高人民裁判所副長官	
14:35~15:45	基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」…………	12
	<u>吉村 徳重</u>	
	九州大学名誉教授, 広島修道大学法務研究科教授, 弁護士, ベトナム民事訴訟法共同研究会座長	
	<u>井関 正裕</u>	
	関西大学法科大学院特別任用教授, 弁護士, 元大阪高等裁判所 部総括判事, ベトナム民事訴訟法共同研究会委員	
15:45~16:00	質疑応答 ……………	27
16:00~16:15	休 憩	
16:15~16:45	報 告「カンボジアにおける法曹養成支援」……………	35
	<u>矢吹 公敏</u>	
	弁護士 日本弁護士連合会国際室長	
	<u>三澤あずみ</u>	
	法務総合研究所国際協力部教官	
16:45~17:15	質疑応答及び自由討論 ……………	42
17:15~17:30	総括及び所感 ……………	45
	<u>竹下 守夫</u>	
	駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授 カンボジア民事訴訟法作業部会長	
17:30	閉 会	

第6回法整備支援連絡会参加者名簿

番号	所 属	役 職 等	氏 名
1	ベトナム最高人民裁判所	副長官	Dang Quang Phuong
2	ベトナム最高人民裁判所司法理論研究所	副所長	Ngo Cuong
3	ベトナム最高人民裁判所司法理論研究所	法律専門官	Tran Ngoc Thanh
4	在大阪ベトナム総領事館	領 事	Vu Ngoc Minh
5	生駒法律事務所	弁護士	生 駒 啓
6	今関貞夫税理士事務所	所長・税理士	今 関 貞 夫
7	大阪外国語大学地域文化学科	教 授	五 島 文 雄
8	大阪刑務所国際対策室	首席矯正処遇官	今 津 武 治
9	大阪大学大学院高等司法研究科	教 授	池 田 辰 夫
10	大阪大学大学院高等司法研究科	教授・弁護士	出 水 順
11	小野昌延法律事務所	弁護士	中 野 貞一郎
12	株式会社 UFJ 総合研究所国際本部政策研究部	主任研究員	土 生 英 里
13	川崎重工業株式会社法務部神戸法務グループ	主事補	横 家 義 晃
14	関西アジア民商事法研究会	代表理事・弁護士	小 野 昌 延
15	関西大学法科大学院	特別任用教授・弁護士	井 関 正 裕
16	関西大学法学部	教 授	孝 忠 延 夫
17	関西大学法学部	教 授	後 藤 元 伸
18	関西学院大学	大学生	藤 本 宗 央
19	関東学院大学法学部（立法支援日本委員会）	教 授	足 立 昌 勝
20	京都大学大学院法学研究科	博士後期課程	新 地 真 之
21	京都大学大学院生		尾 崎 全 紀
22	黒木・内田法律事務所	弁護士	吉 村 徳 重
23	慶應義塾大学法科大学院	教 授	松 尾 弘
24	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課	経済係長	藤 野 暁
25	神戸大学大学院国際協力研究科	助教授	金 子 由 芳
26	国際協力銀行大阪支店	副支店長	宇 野 安
27	財団法人 アジア・太平洋人権情報センター企画業務グループ	総括研究員	前 川 実
28	財団法人 国際民商事法センター	事務局長	金 子 浩 之
29	財団法人 国際民商事法センター	事務局次長	小 林 清 則
30	財団法人 国際民商事法センター	事務局員	東 村 尚 子
31	財団法人 国際民商事法センター	大阪連絡員	松 本 茂 雄
32	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員	星 野 英 一
33	財団法人 日本国際協力センター中部支所	支所長	鈴 木 稔
34	財団法人 日本国際協力センター関西支所		橋 本 玄
35	最高裁判所事務総局秘書課	課 付	松 永 栄 治
36	最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係	主 任	林 征 兒
37	司法研修所	民事裁判教官	松 田 亨
38	大阪高等裁判所総務課広報係	係 長	高 橋 亨
39	大阪地方裁判所第14民事部	裁判官	宮 崎 謙
40	京都家庭裁判所家事部	裁判官	亀 井 宏 寿
41	司法書士市田利夫事務所	司法書士	市 田 利 夫
42	駿河台大学	学 長	竹 下 守 夫
43	西南学院大学	助教授	富 田 麻 理
44	双日株式会社法務部海外法務チーム	チームアシスタントリーダー ／リーガルカウンセラー	菅 沼 博 文
45	東京弁護士会	弁護士	松 嶋 希 会
46	土佐堀法律事務所	弁護士	村 上 幸 隆
47	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長・教授	杉 浦 一 孝
48	名古屋大学大学院法学研究科	教 授	松 浦 好 治
49	名古屋大学大学院国際開発研究科	教 授	佐 藤 安 信
50	名古屋大学大学院法学研究科	助教授	Frank Bennett
51	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助教授	宇田川 幸 則
52	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助教授	Kuong Teilee
53	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助 手	大 場 陽 子

番号	所 属	役 職 等	氏 名
54	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	研究員	Matt Linley
55	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	助教授	島 竜一郎
56	日本学術振興会・名古屋大学大学院国際開発研究科	特別研究員	桑 原 尚 子
57	名古屋大学大学院国際開発研究科	大学院生	中 村 真 咲
58	名古屋大学大学院国際開発研究科	大学院生	宮 川 公 平
59	名古屋大学大学院法学研究科	大学院生	牧 野 絵 美
60	名古屋大学大学院国際開発研究科	大学院生	砂 原 美 佳
61	名古屋大学大学院法学研究科	大学院生	杉 山 直 之
62	名古屋大学大学院法学研究科	大学院生	傘 谷 祐 之
63	名古屋大学法学部	学部生	塩 見 航
64	名古屋大学法学部	学部生	伊 藤 美 奈
65	名古屋大学法学部	学部生	岡 村 慎 子
66	日本公証人連合会	公証人	小木曾 國 隆
67	日本司法書士会連合会	常務理事	高 橋 清 人
68	日本弁護士連合会	国際室長・弁護士	矢 吹 公 敏
69	日本弁護士連合会企画部国際課		新井田 奈 穂
70	大阪弁護士会	弁護士	塚 原 長 秋
71	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター	同センター次長，法制度研究グループ長	作 本 直 行
72	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター法制度研究グループ	研究員	今 泉 慎 也
73	一橋大学大学院国際企業戦略研究科	教 授	布 井 千 博
74	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児 島 あ き
75	ベトナム語司法通訳		チャン ティ ヒエン
76	北海道大学大学院法学研究科	教 授	鈴 木 賢
77	立正大学法学部	教 授	山 下 学
78	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部	教 授	鈴 木 康 二
79	立命館大学大学院法学研究科	研修生	那 須 主 謙
80	渡邊悟朗法律事務所	弁護士	渡 邊 悟 朗
81	前国際連合日本政府代表部	専門調査員	岩 谷 暢 子
82	独立行政法人 国際協力機構社会開発部	部 長	岡 崎 有 二
83	独立行政法人 国際協力機構社会開発部第一グループ	グループ長	木 下 俊 夫
84	独立行政法人 国際協力機構社会開発部第一グループ ガパナンス・ジェンダーチーム		鹿 野 綾
85	独立行政法人 国際協力機構アジア第一部第二グループ 東南アジア第三チーム	チーム長	辻 野 博 司
86	独立行政法人 国際協力機構大阪国際センター業務第三チーム	チーム長	鍋 田 肇
87	独立行政法人 国際協力機構大阪国際センター業務第三チーム		岩 崎 理 恵
88	独立行政法人 国際協力機構大阪国際センター業務第三チーム		竹 村 純 子
89	独立行政法人 国際協力機構大阪国際センター総務チーム		松 岡 ひろみ
90	法務省大臣官房秘書課国際室	補佐官	渡 邊 真 也
91	法務省大臣官房秘書課国際室	法務事務官	岸 野 誠
92	大阪高等検察庁	検事長	書 上 由(1)夫
93	大阪高等検察庁検務第一課	課 長	平 川 貴 洋
94	大阪地方検察庁	検察事務官	戸 根 省 吾
95	法務総合研究所	所 長	大 塚 清 明
96	法務総合研究所国際協力部	部 長	相 澤 恵 一
97	法務総合研究所国際協力部	教 官	廣 上 克 洋
98	法務総合研究所国際協力部	教 官	工 藤 恭 裕
99	法務総合研究所国際協力部	教 官	丸 山 毅
100	法務総合研究所国際協力部	教 官	三 澤 あずみ
101	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	吉 川 勉
102	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	植 田 廉太郎

第6回法整備支援連絡会議事録

平成17年1月14日（金）
13時30分～17時30分

開 会

【司会（廣上）】 大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第6回法整備支援連絡会を開会します。

私は、本日の司会進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の廣上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、法務総合研究所長、大塚清明がごあいさつを申し上げます。

法務総合研究所長あいさつ

大塚清明

【大塚】 ベトナム最高人民裁判所副長官並びに御列席の皆様、第6回法整備支援連絡会の開催に当たり、法務総合研究所を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。



本日は、お寒い中、本連絡会にお越しくださいます。誠にありがとうございます。特に、フォン副長官には、遠路はるばる本連絡会のためにお出でいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

平成11年から当研究所と国際協力機構との共催により開催してまいりました本連絡会も、回を重ね、今回で第6回目の連絡会を開催する運びとなりました。

ところで、我が国の民商事法分野における法整備支援活動は、平成6年に国際協力機構による技術協力の枠組みの下で、ベトナムの法律専門家を日本にお招きして国内研修を実施したことに始まり、それから数えて11年が経過しました。その間、支援対象国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアなどの東南アジアの国々から、モンゴルや中央アジアのウズベキスタンなどへと次第に拡大してまいりました。

一方、我が国からの支援の内容も、ベトナムやカンボジアに対して民法草案や民事訴訟法草案等の起草支援を行ってきたほか、法の運用に携わる人材育成のため、その養成機関等に対する支援も行うなど、支援の領域も拡大しております。

我が国は、市場経済化を推進しているこれらのアジア諸国からの要請を受け、民商事法分野の基本となる法制度に焦点を当てて支援活動を行っております。これらの国々に対し、体系的で、かつ、その国の社会経済情勢に適合した形での法整備支援を行ってきたことは、外国政府や国際機関など他のドナーにはない日本の法整備支援活動の特筆すべき特徴ではないかと考えております。

これらの支援活動は、本日ここにお集まりの、我が国を代表する学者や実務家の皆様方の

英知と情熱を結集した精力的な取組によって行われてきたものでありまして、皆様方の日ごろからの献身的な御助力に対し、改めて敬意を表する次第であります。

ところで、法整備支援の対象国や対象機関が拡大するのに伴い、相手国のニーズや期待は複雑・多様化の度を深めてまいりました。我が国が相手国の期待にこたえられる質の高い充実した支援を効果的に実施していくためには、支援に携わる関係者相互間の連絡と調整がますます重要になってきております。そのためには、これまでの支援活動の成果や問題点を率直に振り返って確認するとともに、それらを踏まえて、今後の取組の理念と方針を検討した上で活動を継続していくことが必要であり、法整備支援連絡会は、正しくそのための情報や意見の交換を行うことを目的として開催しているものでございます。

今回の連絡会では、我が国が起草支援を行ってまいりましたベトナム民事訴訟法が昨年6月に同国の国会において可決され成立いたしましたことから、ベトナム民事訴訟法の起草支援を本連絡会の前半部分のテーマとして設定し、ベトナム側の起草責任者であるフォン最高人民裁判所副長官と、我が国の側から支援活動を行ったベトナム民事訴訟法共同研究会の座長である吉村徳重先生と同研究会の委員である井関正裕先生に、それぞれのお立場から御講演をいただくことにしております。

また、本連絡会の後半では、起草支援と並ぶもう1つの重要な柱である人材育成の問題に関し、カンボジアにおいて支援活動を行っている日本弁護士連合会国際室長の矢吹公敏先生と法務総合研究所国際協力部教官の三澤から、カンボジアの弁護士養成校に対する支援活動や同国の王立司法官養成校に対する支援活動の現状について御紹介いただくことにしております。いずれも豊富な御体験と実例に基づく興味深いお話を伺えるものと楽しみにいたしております。

さらに、これらの御講演の後で、竹下守夫先生から、本連絡会の締めくくりとして総括と所感の御発言をいただくことになっております。

御講演、御発言を御快諾いただきました皆様に対し、この機会をお借りして厚く御礼を申し上げます。

また、本日の会議が活発で実りの多いものとなりますように、質疑応答と自由討論の時間も用意してございますので、どうか会場の皆様方も積極的に議論に御参加いただきますよう、お願いしたいと存じます。

最後に、本連絡会を御後援いただきました最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学大学院法学研究科、同大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始め、当研究所の活動に日ごろから御支援と御協力をいただいている皆様方に対し、深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が我が国による法整備支援の更なる発展に寄与するものとなることを祈念いたしまして、ごあいさついたします。どうもありがとうございました。

【司会（廣上）】　　続きまして、国際協力機構社会開発部長、岡崎有二様からごあいさつをいただきます。

国際協力機構社会開発部長あいさつ

岡崎有二

【岡崎】 国際協力機構社会開発部長の岡崎です。第6回の法整備支援連絡会開催に当たり、JICAよりごあいさつさせていただきます。

JICAでは、今年4月から社会開発部において、法整備支援の業務を行っています。私としては、この連絡会に参加させていただき、こうして多くの方々とお会いする機会は初めてでございます。したがって、この連絡会の中で議論される内容と、JICAのことについて、これからお伝えすることに少し違う内容があるかもしれませんが、それは御容赦いただいて、現在JICAが置かれている状況についても、若干述べさせていただきますと思います。



JICAの法整備支援協力は、1996年から実施してきましたが、それ以前からも、国内の関係者の皆様は、それぞれ独自の協力を進めてこられ、日本の法整備支援ということでは、10年余りを経過しています。

JICAにおいても、「法から始まる国づくり」として、法整備支援を「立法・司法制度の確立」、「立法への参画」、「法曹人材の育成」という3つの観点から、技術協力として実施してきました。この過程において、法務省の法総研等関係者の皆様の御支援をいただいたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、JICAは、昨年4月、組織改革により、課題部体制に改編しました。この課題部体制は、従来の事業形態別から、社会開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、経済開発部の5部に改編し、JICAの技術協力の要素を課題別に1つの部にまとめて実施できるようにしたものです。今まで、地域部である、アジア第1部を中心として、中央アジアについては、アジア第2部が実施してきた法整備は、社会開発部ガバナンスグループが担当することになりました。

この10余年の間で、市場経済化移行国として、ベトナム、カンボジア、ラオス、中央アジア地域の法整備支援を進めてきましたことは、皆様にとっては御案内のとおりです。また、その協力は、政府だけではなく、大学、研究所、個人と、様々な機関の御協力をいただいて、事業を実施しています。

ODAの協力実施の立場から、私の経験に基づき、一言述べさせていただきます。

私は、この国際協力機構で技術協力の仕事を始めて今年で30年になります。その体験から、技術協力は息の長いものということ、そして、相手国の生活、歴史、文化、風俗習慣を尊重して、しかも自助努力支援を基本に協力を進めるには、忍耐とそれに対する努力が必要であると感じております。決して押し付けであってはならず、我慢をしながらも相手とパートナーシップを築いていくということは、本当に難しいことだと実感しております。そういう意味で、この法整備支援も含めて大変時間のかかる仕事であると思っています。

私自身、日本の戦後復興の戦後ベビーブームの世代で、外国からの復興への支援の恩恵を

受けながら育ってきた、団塊の世代です。そういう立場で、日本の復興を見てきながら、技術協力の援助を30年間やってきて感じるころは、日本が非常にモノ社会で豊かになっていくのとは裏腹に、我々も、相手の国から、日本が失いつつある豊かさというのを逆に学ぶところがあるのではないかと、こういう豊かさを、次の世代、若い人たちにも伝えるためにも、アジアの人々といろいろな協力をしていくということが必要なのではないかと、このことを痛感しております。

我が国の歴史をひもとくと、1873年に法学者のボアソナードを招へいして以来、130年ほどで法整備が確立したといわれています。そして、日本の国土保全防災体制強化についても、オランダのヨハネス・ドレイケを招へいし、日本の近代河川砂防技術の基礎を築きました。これらの過程で、日本が、外国からの支援を受け、更に様々に工夫しながら、取り入れた技術・知識を日本の社会・伝統に根ざさせてきました。こうした歴史を踏まえて、これから世界にどのような形で貢献できるか、あるいは協力できるかということも重要だと考えます。

次に、新しいODA大綱の中に、平和構築、人間の安全保障といった視点が盛り込まれています。そういった視点を実現するために、ODA事業実施そのものが非常に多様化してきています。この多様化に応じて、日本の協力支援も柔軟性を持って進めていかなくてはなりません。従来のやり方を少しでも良くして、今の社会の変化に対応した協力を考えていかなければならないところに差しかかっています。JICAは決して大きい組織ではありませんが、その多様性、柔軟性を更によく考えて、新しい支援に向けた技術協力の変革を考えてなければならないと思っています。

10年間かけて進めてきた「法から始まる国づくり」というもの、その法整備支援を更に進めていきたいと考えています。市場経済移行国以外の国からもたくさん支援が求められています。さらに、今申し上げました分野、法整備というのは3つのカテゴリーで、今まで皆様といろいろと協力をさせていただきました。

一方で、これら以外の分野、都市問題に関しても都市計画の法律、あるいは保健分野、そして、中国におきましては、現在、河川法の整備、これにも協力を行っています。

したがって、現在いわゆる法整備と考えられています分野以外でも、セクター横断的な観点から法整備を考えていく、そのようなプロセスに対する支援にも、現在取り組んでおり、これからはそういう分野もますます求められるということになるかと思えます。

すなわち、様々な技術協力の活動の中で、技術協力の成果を持続的なシステムとして残していく1つの方策として、法律、法規、そして行政機関内の通達、そういう形も幅広く含めて、政策・法整備支援というものも考えていくということになるかと思えます。従来の技術協力においても行ってきましたが、これからは、ますます、そういった点も視野に入れながら実施していくことが、各国からも求められている、正に切実な問題であると考えています。

今回、スマトラ沖の大地震、それからインド洋の大津波に対して、災害、その復興に現在取り組んでいます。JICAも、緊急援助隊の派遣から始まり、復旧についての対応も行ってい

ます。そして、次は復興に向けても、JICAの役割で実施できるものは進めていくということで考えています。そういう中で、復興、災害に対しての防災体制強化といったところの法整備というものも場合によっては必要になってきます。そういったことも含めて、ガバナンスの強化、そしてキャパシティ・ディベロップメントという言葉で示される考え方で、技術協力の多くのツールを利用して、山積した課題への取組をしていきます。

最後に、これから、多様化していく課題に、日本の比較優位による支援だけでなく、途上国同士を日本が仲介して支援に取り組んでいく南南協力、更に、複数の国を対象としている広域の支援、日本のIT技術を活用した遠隔技術協力など、幅広い「援助メニュー」を活用していく必要もあると考えています。その過程の中で過去10年、皆様方から学んだ経験を、より広い法整備、ひいてはガバナンス支援に向けて協力を広げていくよう考えていますので、一層の皆様方の御理解と御協力をお願いして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。

それでは、初めに席上に配付しました資料を簡単に御説明いたします。

お手元に、「第6回法整備支援連絡会資料」と題した綴りをお配りしておりますので、御覧ください。本連絡会において御講演、御報告していただく方からあらかじめレジュメをお出しいただいておりますので、それらを、「1 講演レジュメ」に取りまとめております。それぞれの御講演等の際に御参照ください。

ベトナム最高人民裁判所のフォン副長官からいただいたレジュメは、原語のベトナム語から日本語に仮訳したものを御配りしております。この仮訳には、本日の通訳をお願いしている大貫錦さんの御協力をいただきました。また、「2 資料、(1) ベトナム民事訴訟法（仮訳）」につきましては、全文を仮訳したものでございます。日本とベトナムの間での用語や概念の相違から、見なれない文言があるかもしれませんけれども、御理解願いたいと思います。そのほか、「2 資料、(2)」は、皆様から御回答いただいた調査票の結果です。「3」は、法整備支援活動年表の最新版でございます。

以上で配付資料の説明は終わりました、引き続きまして、御講演をいただきたいと思っております。

講演

「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」

ダン・クァン・フォン ベトナム最高人民裁判所副長官

【司会（廣上）】 まず初めは、ベトナム最高人民裁判所副長官のダン・クァン・フォン氏を御紹介したいと思います。

フォン副長官は、以前にも日本にお越しになっておられますので、御存じの方もおられると思いますが、2001年から現職のベトナム最高人民裁判所副長官をしておられます。また、昨年6月に成立しましたベトナム民事訴訟法の起草委員会の委員長をしておられました。本日は、「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」という

演題で御講演をいただきます。通訳を担当いたしますのは、先ほどお名前をお出しした大貫さんでございます。併せて御紹介いたします。

なお、あらかじめお知らせいたしますが、フォン副長官の御講演に関する皆様からの御質問は、お配りしておりますプログラムでは15時45分から予定しております質疑応答の時間をお願いしたいと思います。

それでは、フォン副長官、お願いいたします。

【フォン】 皆様こんにちは。私たちは、本日、再来日することができてとてもうれしく思います。



私が、以前に何回か来日したときの立場は、研修員でした。確かに、その中で、役職としてはベトナム最高人民裁判所副長官として来たこともありました。前回、前々回などの来日の目的は、日本の法律の制定の経験などを研究するためでした。今までの来日した経験の中で、日本の各関係機関、JICA 並びに法務総合研究所の皆様、また、日本の専門家の皆様の御協力によって、いろいろなところへ案内していただきました。

今回、法務総合研究所の招へいを受けまして、私は別の使命を受けて来日することになりました。まず、皆様と我々ベトナムとの間の協力の成果品の報告をさせていただきます。その成果品は、昨年6月15日にベトナム国会において成立した民事訴訟法と破産法の2つの法典です。破産法に関しては昨年7月10日から、そして民事訴訟法に関しては今年の1月1日から効力を持つようになりました。この場をお借りしまして、関係機関の皆様、まず JICA の皆様、法務総合研究所の皆様、そして日本の専門家の皆様に対して、我々の2つの法典の制定のために、研究会、ワークショップ、セミナーなどを開催して御支援いただきまして、心から感謝したいと思っております。

皆様御承知のとおり、ベトナムの民事訴訟法は、ベトナムの法律体系の中でも誠に大きな法典の1つでもあり、また、ベトナムの社会生活においても、かなり大きな位置付けをされております。この中で、民事訴訟の基本的な原則及び訴訟の手續、手順などの規定が設けられております。そのほか、婚姻・家事、労働、営業・取引など裁判所の管轄についての諸規定も設けられています。その民事事件及び非訟事件は、民事訴訟法が制定される以前には、それぞれ3つほどの個別の民事の国会令の中に定められていました。それは、それぞれ民事事件、経済事件、労働事件を解決することに関する国会令でありました。

そのほか、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国会令と外国民事判決及び決定の承認及び執行に関する国会令も挙げられます。ベトナム国会が民事訴訟法案の草案を通過させたことは、この法典の制定のプロセスの全体に終止符を打つこととなります。これは、集団の知恵の結集、結束された1つの成果品だと言えらると思います。

ベトナム最高人民裁判所は、ベトナム国会によって、この法典の制定の主たる責任者と任命されていますが、世界各国、国際機関の支援及び各専門家の支援がなければ、おそらく制定する時期がもっと遅れることになったと思います。

皆様のお手元にあるレジュメの中に、この民事訴訟法を制定する目的などが詳しく書いてあります。2つの大きな目的がありますが、どちらにしても、目前の目的、つまり、今のベトナムの要請にこたえるような目的と、もう一つは、民事訴訟法の持続的な発展のための目的とを組み合わせ、更に国際化の潮流にも合うような目的に合致しなければなりません。このような諸目的が挙げられていまして、この民事訴訟法を編さんする段階では、ベトナムの国内外の専門家ともこの原則を貫徹するようにして編さんしてきました。

ベトナムの民事訴訟法及び破産法の制定をする過程においては、国際機関として非常に友好的に御支援、御協力いただいたのは、やはり日本の JICA が挙げられると思います。そして、この JICA の法整備支援プロジェクトを実施し、その中身を展開して非常に効率的に成果が上げられたのは、やはり日本の法務省の法務総合研究所が挙げられると思います。その中で、私たちが具体的にいろいろな経験を研究するために、いろいろなセミナー、ワークショップが開催されることができたのは、法務総合研究所国際協力部が具体的に、また、直接的に御支援してくださったからです。その他の方々も挙げられると思いますが、日本の最高裁判所、最高検察庁、そのほか大学関係、そして日本の専門家の皆さんが非常に積極的にかつ率直にいろいろな意見を出して貢献していただいております。

皆様との意見交換などは、いろいろな形でいろいろな方と行われてきました。例えば、ベトナムのハノイ市に、日本の経験豊かな専門家が来られてセミナーが開かれたりすることもありました。そのほか、ベトナムからの研修団が日本を訪問して、日本の大学、日本の各関係機関で行った研究なども挙げられます。そのほか、オンライン会議なども利用されてきました。

私にとって非常にいい思い出の1つは、ちょうどこの民事訴訟法がベトナムの国会によって審議されている最中に、JICA のオンラインで国際テレビ会議のシステムを利用して、日本の民事訴訟法の第一人者である専門家と我々が、国会が最も関心を示している事項などを協議した経験です。

本当に、今までのお互いの、また、皆様の協力によって結実したのが、ここにいる私たちの成果品であって、その成果品というのは、ベトナム国会によって成立した民事訴訟法になるのです。

ベトナムの民事訴訟法は、9部に分けられて、その中に36章、そして418条からなっています。皆様のお手元には、ベトナム民事訴訟法の日本語訳版が多分ございますが、これから、この民事訴訟法を制定する過程で幾つかの課題及び国会で最も審議が多くされていた部分について、概略説明をさせていただきたいと思います。

まず、この民事訴訟法の規定範囲ですが、起草している過程では、幾つかの事件の類型を民事訴訟法に組み入れるかどうかという課題がありましたが、まず、選挙人名簿に関する不服申立て、2つ目としては戸籍登録機関の不当行為に対する不服申立て、3番目としては、ストライキが合法的であるか非合法的であるかを審判することでした。今の3種類の事件は、民事訴訟法ができる以前の国会令の2つ、つまり、民事事件処理の国会令と労働紛争処理の国会令の中にもそういう規定が入っておりました。この部分に関しては、ベトナム国内外の

専門家からいろいろな意見を頂戴いたしました。

皆様に報告させていただきますと、1996年には行政事件処理に関する国会令も制定されて、その国会令によって、裁判所には、国民が行政機関及び公務員に対して行う不服申立ての事件を解決する役割も任せられるようになりました。しかし、あくまでも試験的にとどまって、幾つかの種類の事件を扱うにすぎなかったのです。今回、国会の民事訴訟法制定の過程の中で、この行政訴訟の部分の改正に関するのですが、裁判所の権限をより拡大し、民事訴訟法によって裁判所の管轄権を広げられるようになりました。最終的には、国会としては、選挙人名簿と戸籍登録機関に対する申立事件の処理については、民事訴訟法ではなく、行政訴訟の国会令の規定に設けるように決めました。

また、ストライキに関しても、この種の事案の特殊性を踏まえて、国会としては今後、国会の常任委員会によって、ストライキが合法的であるか非合法的であるかどうかを審査することに関する国会令の中で決めることになりました。

2つ目の課題としては、事件における関係当事者の権利と義務の部分ですが、その中の1つ目の課題としては、関係当事者が自らの合法的な権利と利益を擁護するために裁判所に対して申し立てるほかに、この権利と利益を侵害された者以外の人でもそれを申し立てることができるかどうかでありました。これは、かなり大きな問題として、検察院の役割、つまり検察院は民事事件を立件することが認められるかどうかという観点です。御承知のとおり、民事訴訟法ができる以前の国会令の精神の中では、検察院としては幾つかの種類の事件、例えば民事事件、婚姻事件、労働事件を立件する、起訴するという権限を有していました。

また、2000年に成立したベトナムの検察院法の中には、検察院はすべての事件に参加する権限があると規定されています。民事事件、労働事件、婚姻・家事事件の公判期日の100パーセントに、検察院が参加しなければなりません。この問題は、国会でかなり議論され、賛否いずれの立場も、他方の側を説得するために、いろいろな主張、いろいろな議論を行ってきました。

最終的な結論として、国会を通過した民事訴訟法では、検察院としては民事事件を立件する権限がなくなりました。私としては、たぶん皆さんは今の民事訴訟法の規定に対して賛同してくれると信じています。これは国際化にも合致していると思います。検察院としては、幾つかの民事事件に参加するまでにとどまることになりました。また、それでも、通常は、参加するには当事者の申立てがある場合に限られることになりました。

もう1つの問題としては、その他の国家機関や組織も訴えを提起する権限があるかどうかでした。例えば、婦人、子供に関する機関や組織は、婦人とか子供の利益を守るために事件を提訴する権限を持つようになりました。また、労働組合も、労働者の利益を擁護するために、幾つかの事件を提訴する権限も持つようになりました。また、国家機関、行政機関として、自分の任務・役割の範囲内で国の利益を擁護するために、幾つかの事件を提訴する権限も持つようになりました。

2つ目の課題、当事者に関する部分では、いわゆる当事者の自己決定権に関するところですが、民事事件に関する提訴、事件を訴える権利に関しては、統一的な意見が採られました。

ただ、そこで当事者が、自分の申立てを取り下げたり、変更したり、補足したりする場合には、きちんとした厳格な規定が必要だという意見が出ました。民事訴訟法の第5条の中には、当事者がお互いに合意して訴えを取り下げ、お互いに合意している場合には、裁判所がそれを承認することになりました。いろいろありますが、正直に言わせていただければ、ベトナムの民度、国民の知的レベルは日本と比べてまだ低いです。おそらく日本において同様の場面で考えて、当事者間で訴えの取下げをし、また、お互い合意に至ったということを知れば、皆さんにとっては、事件はよい方向に向かっているなど感じるかもしれません。しかし、ベトナムの実際から見まして、ベトナムでは、一方の当事者が他方の強制を受けたり、又は脅されたりして、そこで嫌々ながら合意まで至ったり、又は取り下げたりする現実もあります。そういう実態があるので、法律の中では、当事者間で訴えの取下げがあったり、合意があったりする場合があって、それが自主的、任意であって、強制的でない、脅迫がない場合に限って、裁判所がその合意、取下げを承認することにしています。今の内容が民事訴訟法の第218条の第2項に規定されております。

また、当事者自らの訴えの変更及び補足に関する部分ですが、裁判所としては、一番最初の訴えの範囲を超えない部分までしか承認しないことになっています。それを超えている範囲の申立てをしているときには、別途の事件として提訴しなければなりません。これも実態から出てくるのですが、法律の透き間を濫用して、最初から大きな請求を出さずに、ごく狭い範囲の請求だけを出しまして、そして受理されてからその請求を徐々に拡大して、それによって訴訟費用を節約する、訴訟費用を免れる手段として使われてきました。それを避けるためにこの規定があります。

次の課題としては、関係当事者の証明義務の部分ですが、私たちにとっては、以前の国会令と比べてこの規定はかなり進歩した部分の1つだと思います。実際、民事訴訟法成立以前の国会令の段階では、現実的には裁判官が当事者の代わりに証拠の部分でいろいろな作業をしてきました。新しい法律では、当事者としては、自らの請求、申立てが妥当、合法的であることを証明するために、証拠の提出義務があります。これを実施が可能で、実施を保障するためには、ベトナムの事情にも合致するような規定を研究しなければなりません。

そこで、法律の規定としては、当事者が最大限の努力をしてもそれ以上の証拠収集が不可能な場合、つまり、その証拠がどこかのところ、第三者とか別のところに保持されている場合には、裁判所に申し立てて、その証拠などが収集できるようにしたわけです。今の内容は民事訴訟法の第85条、第94条のところに規定されております。

1つ言えば、日本の専門家の吉村先生と井関先生のコメントで、私としては非常に感銘を受けている部分ですが、残念ながらその部分は国会に認められなかった部分ですが、その内容としては、当事者の証拠を提出する期限を設けるべきかどうかという点です。そのような提出期限が設けられると、裁判所にとっては好都合になります。裁判所としては事件を処理しやすくなります。しかし、国民にとってはかなり厳しい結果になるかもしれませんし、場合によっては、国民が自分のミスでないのに、主観的なミスでないのに、国民が損害を被ることになるかもしれません。なぜかと言いますと、今のところ、いろいろな資料、証拠、

文書などを保持している国家機関が資料等を提供するようなことはまだ実際保障されていないのです。

例えば、1つ例を挙げますと、相続関係の事件で、相続人にとっては非常に重要な文書の1つは父方の遺言書です。その遺言書の保持も保管も保障されていないのです。また、その遺言書が、書かれてから長い間どこに保管されているのか、どこかに紛失してしまったのか分かりません。しかし、今言いました証拠を提出する期限を設けると、何日かのうちでこの遺言書をどうにかして探し出して、そして、きちんと遺言書どおりの相続分の配分を受けられるのは、なかなか当事者にとっては難しいことです。そうすると、結局、法定の配分を受けることとなります。固くそういうふうに規定してしまうと、最終的には相続人は裁判所が決定した判決に従わなければなりません。そして、その判決がもしも修正されなければ、結局その後、遺言書を発見しても正当なる権利を受けることができなくなるわけです。

そのために、民事訴訟法の中では証拠を提出する期限を制限しないことにしました。例えば、第一審が終わった段階で今のような場面で新しい証拠を発見した場合には、第二審、いわゆる控訴審を請求することができることになっています。場合によっては、判決が確定した後でも、当事者にとって有利な新しい証拠が発見された場合、その事件も監督審で再処理されることとなります。しかし、それにも期限というのがあります。そういう監督審の場合でも3年の期限、判決が確定されてから3年間と規定されています。

3番目の課題としては、保全処分の適用に関する部分ですが、民事訴訟法の制定の過程において、常に激しく議論された課題の1つです。つまり、事件を処理するため、また、その後判決を執行するのを保障するためには、事件を訴える前の保全処分の申立てが認められるかどうかという問題です。世界各国の多くの国でこの部分に関していろいろな規定があります。この部分が国会の審議の最終日まで持ち越されてきました。私たちとしても、このような規定を設けることにしますと、結局、裁判所の作業量も増えますし、また、裁判所にとっても大変な仕事になります。つまり、まだ何の証拠も揃っていない段階でこれを決定しなければならないということです。

ただし、今の国際化の要請においては、この規定がなくてはならない段階に来ています。ベトナム・アメリカ通商協定の第3章の第8条の中にもこの規定が入っております。また、近いうちベトナムがWTOに加盟するようになります。そうすると、今のような内容の規定も設けなければなりません。いろいろな事実及び専門家、吉村先生、井関先生のオンライン会議による意見、コメント又はスター・プロジェクト、これはBTAを実施するための支援プロジェクトですけれども、いろいろな意見を頂戴いたしまして、最終的に国会議員を説得して、最後の段階になって今の内容の規定が盛り込まれ成立しました。民事訴訟法の第99条の第2項の規定になります。

そして、4番目の課題としては、裁判所の決定に関する課題です。原則から言いまして、当事者間で合意があれば、裁判所はそれを容認しなければなりません。第187条の規定が設けられています。その合意が違法であったり、又は関係当事者の意思を反映していない場合を除いてという意味ですが、その内容は、民事訴訟法の第180条の規定です。場合によっ

ては、仮に第一審の判決が出た後でも、両当事者間でそれと別の内容の合意ができれば、第二審は第一審の判決を破棄し、その両当事者間の合意を承認することにします。今の内容が民事訴訟法の第270条の規定です。

そして、最後の課題として判決の効力ですが、原則として、確定判決については、関係当事者や利害関係者はそれを執行する義務を負うことになります。ただし、そこでいう判決債権者が執行を申し立てなければ、判決は執行されないかもしれません。ベトナムの事例を申し上げますけれども、当事者間で債権債務の関係が争いになり、債権者としては債務者に対しては債権があると主張し、しかし債務者としては全くそういう覚えがないという場合があります。そういう場合は、債権者が裁判所に対してその債権を認めるように申し立て、裁判所の決定によってその債権が確定されることにはなりますが、それでも、実際そのお金の弁済を受けないことも結構あります。

現段階では、既に民事訴訟法は施行されています。しかし、民事訴訟法がきちんと正しく裁判官に運用されて、きちんと社会生活に定着するためには、今後のベトナム最高人民裁判所の役割が非常に重要となります。

そこで、例えば、裁判官の研修も実施しなければいけません。今のところ、ディストリクト級の裁判官の研修は行ってきました。また、民事訴訟法を実施するために、国会の常任委員会によって、関係する2つの国会令を編さんしなければなりません。1つは訴訟費用及び手数料に関する国会令、もう1つの国会令としては民事訴訟の活動における妨害行為に関する国会令です。

また、民事訴訟法の幾つかの規定においては、まだ、どちらかと言いますと、大まかな規定のものもありますので、今後ベトナムの最高人民裁判所の裁判官評議会として、より詳細にわたるような指導文書を決議という形で編さん、制定しなければなりません。例えば、第238条の判決書に関する条項ですが、法律では大枠ができて、その大枠から今後、判決書のフォーマットを作成し、そのフォーマットからいろいろな事例を想定して、それに対応できるような判決書も作成しなければなりません。作業は膨大です。私たちとしては今のところ、このような判決書のフォーマット作成とか判決書のサンプル集作成について、JICAから支援を受けています。私たちにとってはこの支援は非常に有意義な支援で、非常に貴重な支援だと高く評価しております。

皆様、時間の制限の中で、私としては民事訴訟法の大きな課題をまとめて今お話ししてきました。本当に皆様、御清聴ありがとうございました。また、これに対する皆様の質問などに対しても、いつでも準備ができておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

改めて、ベトナム最高人民裁判所の代表として、今日まで、ベトナムの破産法、民事訴訟法の編さん・制定における、日本の機関、個人の絶大な協力に対して心から感謝したいと思います。皆様の御健康を祈願して、私のあいさつと話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 フォン副長官、どうもありがとうございました。

基調講演

「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」

吉村徳重 九州大学名誉教授・弁護士

井関正裕 関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士

【司会（廣上）】 それでは引き続き、吉村徳重先生と井関正裕先生から、「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」という題で御講演をいただきたいと思います。

吉村先生は、九州大学名誉教授、広島修道大学法務研究科の教授でおられ、弁護士もされておられます。また、ベトナム民事訴訟法共同研究会の座長として、日本側からベトナムに対して民事訴訟法の起草支援を行われました。

井関先生は、元大阪高等裁判所部総括判事であり、関西大学法科大学院特別任用教授で、弁護士もされておられます。また、ベトナム民事訴訟法共同研究会の委員として同様にベトナムに対する支援を行われました。

それでは、吉村先生、井関先生、よろしくお願ひします。

【吉村】 それでは、ただいまから私と井関先生が分担いたしまして、「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」というテーマにつき、御報告させていただきます。

分担いたします領域は、基本的には、支援の経過において2人で分担しながら問題点を調査し、報告をしてきましたが、ベトナムの現地セミナーでもそういう形で担当いたしましたので、それぞれの分担した分野に従って報告させていただきたいと思っております。それでは、座らせていただきまして、御報告させていただきます。



（Ⅰ ベトナム民事訴訟法立法過程と法整備支援との関係）

まず、私のレジюмеがございまして、そこに記載しております最初の立法過程の経過につきましては、既にフォン副長官のレジюмеの中に詳しく書いてございまして、したがって、私は、時間の制約もございまして、その部分は基本的には省略させていただきたいと思っております。ただ、私ども、特に井関先生と私がいればチームとして継続的に関与してきてきたのは、2002年6月に初めてハノイの現地セミナーをもったとき以来でございまして、その後、2003年8月及び2004年3月の現地セミナーを経て、最終的には、先ほどのお話に出ておりました遠隔テレビ会議を通じてベトナム側立法担当者と議論をした2004年3月下旬までであり、2年足らずの期間であります。

フォン副長官のレジюмеにもありますように、もともとベトナム民事訴訟法の立法が始まりましたのは1993年でございまして、制定に至るまで10年余りの年月が経過しております。その間、いろいろな草案が第1次草案から次々に様々な議論を経て作成され、私どもが関与した時期には第7次草案を検討していたときでございました。したがって、私どもが現地に参りましたときには、第7次草案についてあらかじめ検討した内容を

踏まえて報告をしたという経過がございます。かなりの議論を経た上で、ベトナム側が作成したかなり大部な草案があるということを前提として、ベトナム側から求められた論点について報告をしてきたわけでございます。それから2年足らずの間にやり得た成果がどの程度あったのかということが問題の焦点になるかと思えます。

(II ベトナム民事訴訟法の基本的手続構造)

そこで、早速、中心のテーマである、ベトナム民事訴訟法の基本的な手続構造がどのようになっているのかという課題から説明させていただきたいと思えます。

(1 規定範囲の広範性と基本原則の多様性)

第1に、民事訴訟法の規定範囲の広範性と基本原則の多様性という項目についてお話をすることにいたします。

まずは、民事訴訟法の規定範囲が非常に広いということを述べさせていただきます。既にフォン副長官のお話にもございましたように、訴訟事件、非訟事件のみならず、保全処分、つまり緊急保全処分であるとか、判決・決定の執行、外国判決・決定・仲裁判断の承認・執行、それから、涉外事件についての手続あるいは司法共助などを始め、それ以外にもかなり広範な範囲に広がった規定でございます。

ついで、こうした広範な領域につきまして、基本的にどのような審理原則に従って処理していくのかということが第1部総則の第2章基本原則として規定されております。したがって、広い範囲にわたる問題の基本原則ということですから多様にならざるを得ないわけであり、民訴法第3条から第24条にわたって規定されております。例えば、今回私が特別に取り上げようとしております当事者主義と職権主義との関係については、処分権主義に関する規定として、訴権(第4条)や自己決定の原則(第5条)、弁論主義に関する規定として、証拠提出・証明責任と職権証拠収集に関する基本原則(第6条)があります。

(2 当事者主義と職権主義との関係)

そこで、第2に、当事者主義と職権主義との関係の問題に移りたいと思えます。結論的には、先ほどフォン副長官から詳しく説明していただきましたように、当事者主義の原則を大幅に認めるということになったわけでございます。もともとは、当事者主義、特に当事者の証拠提出責任と裁判所の職権証拠収集がどういう関係だったのかといいますと、従来の民事、経済、労働事件の手続に関する3つの国会法令では当事者主義を原則とするけれども、必要に応じて裁判所の職権探知が認められるという規定でありました。要するに、従来の手続では両者の関係は必ずしも明確ではなかったわけですが、その点につき当事者主義を原則とし職権主義は法の定める場合に限り認められるとして、非常に明確にしたということが、新しい民事訴訟法の大きな特徴であると思えます。

若干その内容について大枠を御説明いたしますと、まずは、処分権主義に関します訴え提起権について第4条が規定しております。さらに具体的には第161条で、自分の権利について訴えを提起する権利があるということが原則であることを規定した上で、特に他人の権利について訴えを提起できる場合というのは、先ほどフォン副長官の説明にもありましたように、婦人団体や労働組合などの社会的団体について特に法によって認められた場合に限って

訴えの提起ができるという規定を第162条に置いたわけであります。ある意味では、我々が法定訴訟担当と呼んでいるものを団体訴訟として法が定めたケースに限定して認めたといつてよろしいかと思ひます。

それから、自己決定の原則についても先ほど詳しい説明がございました。これは、訴えの提起はもちろんです、訴えの変更、取下げ、和解についても基本的にはこれを認めると規定しております(第5条第2項)。もっとも、訴えの変更については先ほどの説明のような制約がありますけれども(第218条第1項)、そういう原則を確立したわけであります。とりわけ特筆すべきは、従来ははっきりしなかった裁判所の審判の対象がどの範囲に及ぶのかという問題でございます。この点について、私どもが申立主義と呼んでおります原則、つまり、訴えによって当事者が申し立てた範囲についてしか裁判所は審理・判決しないという原則を明記いたしました(第5条第1項)。その点は、後ほど再び説明することにいたしますが、特筆すべきであろうと思ひます。

次に、弁論主義と私どもが呼んでいる範囲の問題でございます。まず、当事者の事実主張に関する弁論主義の原則について申し上げますと、一方の当事者の主張する事実を相手方が認め、あるいは否認しないような場合、これは自白として証明する必要がないという新しい規定を設けたということも特筆に値することだろうと思ひます(第80条第2項)。ただ、主張責任に関しましては、第9次草案ではかなり明確なその趣旨の規定を置いておりましたけれども、新民訴法ではその規定をあいまいなものにしたという結果になりました。この点も後で評価のところでお話をいたします。

それから、当事者の証拠提出責任あるいは証明責任の問題でございます。この点につきましては、先ほどフォン副長官もおっしゃっていましたように、従来は、むしろ裁判官が積極的に職権による証拠調べをして、当事者はそれに依存するという状況が一般的であったということであります。それを何とか変えたいという実務上の背景があったと思ひますが、私どもも当事者の証拠提出責任を原則とすべきだということを再三にわたって主張してきました。そのことが認められまして、当事者が申し立てた場合でなければ裁判官は証拠調べをすることができないという原則を採ることになったと評価できると思ひます(第85条第2項、第94条第1項)。この点も、後で評価のところの説明したいと思ひます。

このように、当事者主義と職権主義との関連に関しましては、従来国会令の中では非常にあいまいであったいろいろな問題が、基本的には当事者主義を原則として、裁判所が職権によって介入する場合というのは、特別に法定された場合でなければ認められないという原則が確立したということができると思ひます。

(3 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離)

第3の特徴であります準備手続と公判廷における審理手続の分離の問題でございます。基本的に準備段階においては1人の準備裁判官が証拠収集を中心とした準備手続を担当し、公判段階では、さらに3名の合議体によって、その1名は裁判官、あとの2名は人民参審員という合議体によって公判審理をするという、はっきりとした区別がなされております。まず、準備手続段階では、訴状を受理した裁判所の長官の指名する裁判官が証拠収集手続を行って

事件記録を作成して（第172・173条）公判審理の準備をする手続を進め、それから、これを受けて合議体による公判審理が行われる公判審理手続段階へと移行するわけですが、その両者の関係がどうなっているのかということが問題であります。

準備手続段階で裁判官が証拠収集を行う手続のやり方は、先ほど証拠提出責任について述べましたように、当事者の申立てがなければ、証拠収集としての証拠調べができないという原則がこの段階でも貫かれることとなります。したがって、当事者の申立てがない証拠について裁判官が職権で証拠調べをするということはありません。ただ、その証拠調べの手続でございますが、当事者や証人尋問などの尋問手続が特に問題になりますけれども、その手続自体は公開でもなければ、当事者の対席や対審が保障されているわけでもないのでありまして、この点をどう評価するのかということが問題になるかと思えます。これも後ほど説明します。

それを受けて公判廷における審理が行われますが、この審理手続は非常に整備されています。公判廷の審理手続はもちろん公開であり（第15条）、当事者対席手続であり（第199～201条）、当事者、証人、鑑定人すべての尋問手続についても交互尋問が保障される（第222～226・230条）という制度になっております。ただ、先ほどの準備手続段階で収集した資料、これは準備裁判官によって事件記録として作成されていますが、これをどう公判廷で利用するのかということが問題になるかと思えます。準備手続段階では裁判官による尋問手続については当事者対席の手続保障がないわけですが、そういう場合についてやはり規定を設けて、第227条ですが、供述内容が従前の供述と矛盾したり、あるいは準備手続で供述した証人が出廷しないなどの場合に限り公開するという規定を設けております。

したがって、その限りでは当事者の手続権が保障されることになると考えます。ただ、従来からベトナムでは準備裁判官が公判廷の裁判長になるという慣行がございます。それは現在も維持されておるようであります。そうしますと、準備裁判官はすべてのことを知った上で公判廷の裁判長になっておるわけですから、当事者の対席・対審手続ではないところで集めた証拠についてもすべてを知った上で公判審理をしますから、やはり問題は残るだろうという疑問があります。

（4 利害関係人の関係当事者化と確定判決・決定の対世効）

もう1つの問題は、利害関係人が基本的には関係当事者とされ、この関係当事者は自己の権利について訴えを提起した原告や訴えを提起された被告と基本的には同等の権利・義務を持つと規定されていることとあります（第56・58～61条）。そのことと確定判決・決定の効力について対世的効力を前提としているのではないかということ（第19条）との関係が問題になります。

まず、ここでの利害関係人は「関連する利益及び義務を有する個人、機関又は組織」というかなり広範なものを含んだ規定となっております。関係当事者から申し立てられたり、利害関係人自身が申立てをする場合に手続に参加することは当然であるとしても、そうした申立てがない場合にも、裁判所はこれらの者を利害関係人として手続に参加させなければならないということになっております（第56条第4項）。これが一体、当事者主義の原則とどう

関係するののかということが問題になるだろうと思います。

次に、確定した判決や決定の効力について、第19条がそれに関する規定を置いておりますが、これも、我々がいう既判力を含めた判決効の規定と理解するかどうかは問題だろうと思います。先ほど、フォン副長官は確定判決の効力について、関係当事者や利害関係人は判決を執行する義務を負うとして、執行の関係についてのみお話をされました。ただ、それ以外にこのような判決・決定の効力に関する規定はございません。私どもも支援過程において判決の効力に関する規定を設けるべきではないかという提案を再三いたしました。結局は実現されないままに終わっております。もし、この第19条の規定が一般的に判決や決定の効力を含む対世的な効果を認めたものと理解するとしますと、これもまた、当事者主義の原則との関係で問題になるかと思えます。その点につきましても、評価の点で後ほどお話を申し上げたいと思えます。

(Ⅲ ベトナム民事訴訟法支援の評価)

さて、次にベトナムの民事訴訟法支援の具体的なやり方、ベトナム側の態度と私どもの具体的な支援のやり方をどのように評価するのかという問題に進みたいと思えます。

(1 ベトナム側の立法政策と法整備支援対応の評価)

まず、ベトナム側がどういう態度をとっておられるのかということがテーマでございます。ベトナム側の立法政策がどういうものであったかということについては、先ほどフォン副長官から説明を伺いました。将来にわたって市場経済が一般化し、国際化が進展していくことに対応する立法である必要があるという長期的な展望と、それから、現状の下で当面の実務を踏まえて実現可能な立法をするという視点と2つの目的があるというお話だったと思えます。ただ、昨日の副長官との研究会では、この2つの目的のうち現実にはベトナム社会の現状を踏まえることが重要であって、当面5～7年の間の対応を考え、その後はさらに社会の進展に応じて改正をする必要があることを予測しているというお話がありました。しかし、私どもはこれまではこうした立法政策についていろいろ問いただすチャンスを持たないまま支援をやってきたというのが実際の状況でございます。それについて幾つか聞かされたことは、ベトナム側では、日本だけではなくてアメリカやそれ以外の国々からも法整備支援を受けておいて、そのような各国の経験に基づく法整備支援を選択的に参考にして立法するのだという基本的な方針があるということでございます。

そういう方針を前提として、基本的には、ベトナム側で起草した民訴法草案について、草案の内容がある程度固まった段階において、外国の経験を参考にした方がいいと考えたときにはその支援を要請し、そしてその場合にも、ベトナム側が問題にする論点について専門家のコメントを求めるといった態度をとっておられます。先ほど申し上げましたように日本側が関与したのは、まず、私どもより前に関与されたのが第5次草案の段階であり、私どもの関与は第7次草案からでございます。そのようなベトナム側の法整備支援に対する態度自体については、基本的なその国の政策の問題ですから、私どもがどうこういうことはできませんけれども、あえて、その点について何か申し上げるとしますと、まずは、立法政策についても実は根本的に議論をする機会がほとんどないまま今まで経過して、今回初めて確認

をしたという状況でございます。

それから、さらには、いろいろな国が支援している。結果的には、アメリカのスター・プロジェクトと国連開発計画（UNDP）による支援があったようでございますが、そういう各国の支援の状況がどうなのかということが私どもには全く分からないまま事実上は経過してきました。スター・プロジェクトについては支援活動の途中で長期専門家を通して提出された資料の一部を見せてもらいましたけれども、しかし、支援機関相互間ではお互いに連携をとって総合的な視点からどのように支援をしていくのかを検討するということは、実質的にはできなかったというのが実情でございます。

それは、基本的には私どもの支援をするやり方が、先ほど申し上げたようにベトナム側が提示された論点について答えるという方式で展開していったことによるといえるかと思えます。そのこととの関連で言いますと、論点提示方式というもののいわば長所と限界というものがあるだろうと思えます。

まず、長所としては、ベトナム側が立法過程においていろいろ議論をしてきたけれども、こういう点は外国の経験を聞いた方がいいと考えた論点に絞って私どもに提示されるわけですから、そういう論点に絞ってこちらも答えて、その点について時間をかけて議論をすれば、それが立法の中に反映されやすいという長所があると思えます。その1つの例としては、私どもが関与し始めたころから重要な論点として提示されてきました当事者主義と職権主義の関係があります。この点についてはベトナム側の問題意識を踏まえてかなり時間をかけて議論をしてきましたので、その成果が大幅に草案に反映され新民事訴訟法の中に結実したのであると思っております。

ただ、そういうやり方でやっていきますと、例えば、基本的な立法政策についてどう考えるのかということであるとか、あるいは民訴法全体を体系的に理解して、それが整合的な形で整備されているのかといった点が論点として提起されることには必ずしもならないという問題がございます。その例として、既にお話しました利害関係人の関係当事者化と確定判決の効力範囲に関する問題があります。この問題はベトナム側からは論点として提示されませんでした。日本側から問題点として指摘してきた論点であります。一方では私的自治を背景とした当事者主義を原則としながら、他方では利害関係人の強制参加や判決の対世的効力を認めることは体系的に整合しないという問題提起をしてきました。しかし、この点についてはベトナム側の問題意識が希薄だったためか、結局理解してもらったことにならず、民訴法に反映することにはなりません。

このようにして、2年足らずの間で私どもがいろいろと提案してきたものが、重点的に受けとめられた部分と、あまり論点として重要なものとは意識されなかった部分があつて、私どもとしては、もう少し時間があれば十分に議論をして理解してもらえたかもしれない部分があるというところが正直な実感であります。

（2 日本側の法整備支援の評価）

それに対する日本側の支援のやり方についての評価でございますが、私どもの反省も込めるわけですが、先ほど申し上げましたように、2002年6月から2004年3月ま

での非常に限られた期間で、あっという間に法律が成立したというのが私の現在の実感でございます。そういう中でやり残したことが非常に多いということでございます。

((1) 日本側の法整備支援体制)

日本側のベトナム民訴法整備支援活動は、既にそれ以前から、このプロジェクトとしては、フェーズ1(1996・1～1999・11)、フェーズ2(1999・12～2003・3)というふうに展開しておりました。私どもはそのフェーズ2の中ごろから関与したことになりますが、既にフェーズ1の段階で最初に1997年7月には日本から専門家がハノイに呼ばれてセミナーを持たれております。その次の年にもやはり同様に別の専門家が行かれてセミナーを持たれています。しかし、これらの現地セミナーでどういうことが議論されたのかという点については、私どもは全く知るすべがないまま、相互間の連携手続というものが全くないままにスタートし始めたという状況でした。短期専門家としてハノイに派遣する人材を確保することすら困難であった当時の状況からみて、そこまでの配慮をするゆとりがなかったのであろうと思われまます。ただ、日本側の支援活動が始まった最初の段階から支援チームがきちっと決まっていて、継続的にいろいろな方針を立てて支援をやっていたのであれば、もう少し違った結果になったのではないかという感はぬぐえないわけでありまます。

((2) 法整備支援の基本方針と具体的方法)

私どもの法整備支援の基本方針と具体的な方法でございますが、まず、基本方針については、最初は井関先生と私で何をやるのかということについて討議する間もなく支援活動を始めたという実情であります。実は、私は最初の支援活動のためハノイの現地セミナーに行く途中の空港で井関先生と初めて面会して知り合ったということでございまして、支援方針についてまず基本的に議論して確定するという時間的なゆとりもないままに関与を始めたというのが実情でございます。

しかし、一緒に支援活動をやっていくうちに、次第に私は将来を展望した長期的な視点に立って市場経済と国際化の進展に対応した立法を提案すべきであるという考えであり、井関先生は、実務家として、もう少し現状を踏まえた視点が必要ではないかという御意見であることが分かってきました。両方でそういう意見を交換しながら、結局はこうした2つの目的が必要であって、これをどのように調和した方法で支援活動をしていくのかということが我々の基本方針であることを2人で確認しながら支援をやってきたのではないかと思います。

次に、その支援の具体的な方法については、先ほどから申し上げましたように、ベトナム側から提示された論点についてコメントをするというやり方が中心でございます。しかし、現地セミナーやワークショップの場合には日数と時間が非常に限られており、論点全部について準備した内容をすべて十分に話せるのかということ、そういう時間的なゆとりがないという問題もございました。また、提示された論点に含まれていないが日本側が提案をする必要があると考えた問題、例えば、先ほどお話しました確定判決の効力範囲の問題や利害関係人の関係当事者化の問題などについても、こちらは検討した結果をペーパーにして準備をしていくのですが、やはり十分に議論をする時間的なゆとりがなくなってしまうという結果となりました。話題となったテレビ会議はそのような時間切れを補うために急遽用意してもらった

試みでしたが、遅きに失したという感を否めません。現地における支援活動は実際にはこのような形で行われてきましたが、時間が足りなくなった問題につき、やっぱり補充をする必要があると考えたときには、その後になって、それぞれの担当者がペーパーコメントを作成してベトナム語に翻訳してもらったものをベトナム側に送ってもらうという努力もいたしました。

他方、2002年の9月から10月にかけてベトナム民訴法草案の起草班を中心とする12名ぐらいのメンバーについての本邦研修が行われ、私どもと前後2週間にわたって、第7次草案についての検討会を持ちました。この検討会では、現地セミナーで取り上げた論点（例：管轄、検察院の役割、当事者主義と職権主義、証拠法、確定判決の効力、和解、上訴、再審・監督審など）だけでなく、それ以外の論点（例：保全処分、涉外手続、公示催告など）についても、朝から晩までじっくりとひざをつき合わせて議論をしました。したがって、このメンバーの中心的な人々には日本側の提案を十分に理解してもらったと思いますが、それがどれだけ立法過程に反映したかについては私どもとしては知るすべがございません。ただ、その後になりました第9次草案には、第7次草案について現地セミナーと本邦研修で行った私どもの提案がかなり幅広く採用されて、その限りではいい草案が出来たと考えられますので、ある程度成果があったのではないかと考えております。

（3 ベトナム民訴法の基本的手続についての日本側提案採否の評価）

最後に、先ほど留保いたしましたベトナム民事訴訟法の基本的手続についての日本側の提案と、その採否状況について、若干のお話をさせていただきたいと思っております。

（（1）当事者主義規定の拡充とその不徹底）

まず、レジュメの最初に書いておりますように、当事者主義の原則が大幅に拡充されたということができると考えます。当事者主義の原則を具体化した規定を新しく設けたことでもあります。そのような規定は第7次草案の段階ではほとんどありませんでした。先ほど申し上げた申立主義（5-1）であるとか、自白法理（80-2）であるとか、そういう基本的な当事者主義に関する条項が第9次草案から出てきました。それから、証拠提出責任の原則を、当事者が証拠を提出しなければならないというだけでなく、これが不十分である場合には不利益を甘受せざるを得ないという条文も付加されることになりました（6, 79-1・2・4, 84-1など）、当事者主義の原則がかなりの形で拡充されたことができます。

（① 訴えの提起権）

具体的に見てみますと、まず、訴えの提起権の問題については、従来は、先ほどの副長官のお話にもありましたように、検察院が訴えを提起すること（起件）を認めたり、それから関係団体も訴えを提起することができるというように、権利主体の訴え提起権についてかなりの制約がありました。この点については、まずは検察院の訴え提起権については、これを廃止するという結論になりました（第21条第1項、第161・162条参照）。もう1つは、国家的な機関や社会組織などの訴え提起の問題につきましても、162条が具体的に、家族や児童機関、婦人団体など、法定された団体が法定された家族事件について訴えを提起する

権限があるという規定を置き、労働組合がやはりこれも法定された労働事件につき訴えを提起することができるという規定をおいている場合に限って、第三者の訴え提起権を認めることにしました。言い換えれば、法律が明記する場合にのみ、団体訴訟なり、あるいは法定訴訟担当に相当する訴え提起が認められたということであります。

これは、当事者主義の原則をこのようにして拡充して、原則的には他人の権利については提訴権を認めないこととし、ただ、その権利が私的な利益だけではなくて社会的あるいは公的利益に関するとして法定された場合にだけ社会団体などの訴え提起権を認めるという規定でありまして、日本側の提案が採用された部分であると評価すべきであろうと思います。

(② 自己決定権の原則 (処分権主義))

それから、処分権主義についても、ベトナム民訴法第5条では自己決定権の原則と規定されておりますけれども、この自己決定権の原則もこれを徹底したということができます。まず、先ほど申し上げた申立主義を認めて提訴の範囲に限って審判ができるとする趣旨を第5条第1項に規定いたしました。これも日本側の提案が採用されたものとして評価いたします。ただ、訴えや申立ての範囲を特定して裁判所の審判の対象を明確にするために、訴状や申立書によってこのような審判の範囲を特定するに足るような記載事項を私どもは具体的に提案をしてきましたが、これは結局採用されませんでした(第164条第2項g・第312条第2項d参照)。しかし、この点につきましては法規の解釈・運用の問題でありますから、先ほど副長官がおっしゃってございましたように、今後は最高人民裁判所の裁判官評議会が、解釈・運用のやり方の基準を定める指導文書を評議会決議という形で充実させていくといっておられますので、そういう運用に任されるのであろうと思います。

(③ 弁論主義)

それから、当事者による事実主張につきまして、先ほど自白法理が認められたというお話をしました。これは日本側の提案が大幅に採用された1つであろうと思います。その点に関連しまして、第9次草案では同様の立場から、当事者の主張責任を非常にはっきりと定めた規定が新設されておりました(第9次草案第69条第1項、第93条第4項、第94条第4～6項など参照)。そして、これは事実と証拠を区別する趣旨を前提とした規定であったということができます。これは、私どもが具体的に図示までして起草班の担当者と十分に議論しましたので、その段階ではこういう規定が設けられたのだと思います。しかし、その後、昨日のフォン副長官との話し合いにおける説明によりますと、第9次草案までは起草班が外国の経験を集めることによって主に法律専門家として彼らなりのレベルで法案を作成してきたが、第9次草案から初めて編集委員会が関与するようになって、第9次草案から第10次草案になる過程では、非常に高いレベルで改正されるようになったということですから、そんな細かいことまで規定する必要はないということに変更されたのではないかと思います(第58条第2項a、第79条第4項、第80条第2項など参照)。

したがって、一方では自白法理の規定(第80条第2項)があるわけですから、今後は、これらの事実主張に関する法規もその解釈運用上の問題として、先ほどの最高人民裁判所の裁判官評議会決議という形で、具体的に請求原因事実や抗弁事実というような区別の仕

方などについての基準が作られていくのではないかと考えております。第79条第1・2項に規定されております証拠提出・証明責任の分配の問題もこれに関連するわけですが、こうした主張事実の区別を前提とする規定として解釈・運用されるようになることを期待しております。

それから、当事者の証拠提出責任の原則につきましては、非常に徹底した規定がなされております(第6条第1項, 第58条第2項a, 第79条第1・2・4項)。その上で、裁判官、具体的には準備裁判官の証拠収集との関連については、まずは基本原則の規定である第6条第2項において、裁判所の証拠収集は本法の定める場合に限ると規定しました。次いで、第85条第2項において、当事者が自分自身では証拠収集ができず、証拠収集の申立てをしたときには、裁判官は証拠収集の手続をとることができるという規定を設けました。

したがって、この第85条第2項の規定の趣旨を第94条第1項の規定と関連して解釈すれば、当事者が具体的な証拠を指示して証拠収集の申立てをした場合にのみ、裁判官は証拠収集としての証拠提出命令や証拠調べをすることができるということになったわけであり(第94条第2項, 第85条第2項)。この点についても、これらの規定だけではその趣旨が不明確なところがありましたから、昨日のフォン副長官との研究会において、議論の上、確認することのできた立法趣旨の内容であります。これは当事者主義を最も徹底した規定であると理解することができると思いますので、日本側の提案が全面的に採用されたと評価しております。

ただ、日本側の提案の中には、実は、最初に申しあげましたように、民事訴訟法の守備領域、適用領域が非常に広いわけですから、家事事件であるとか非訟事件であるとか、いわば単に個人的な利益だけではなくて、社会的あるいは公的な利益も絡むような事件についても、当事者の申立てだけによる証拠収集でいいのかという日本法の立場からの問題を私どもは提起してきました。しかし、そういう事件についても裁判所の職権による証拠収集を認めるという例外規定は定められないことになったわけであり(第94条第2項, 第85条第2項)。この点につきましても、昨日フォン副長官と議論をしました。フォン副長官のお話によりますと、もしそういう場合に裁判所の職権探知を認めることにすれば、当事者は裁判所に任せっきりになってしまっても何もしないということになる。それじゃ逆効果だからそういう規定を置かなかつたのだというお答えでした。なるほど、そういう現状を踏まえた立法的な決断があったのかという意味で何となく納得したわけであり(第94条第2項, 第85条第2項)。

((2) 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離)

次のテーマは準備手続と公判審理手続の関連でございます。先ほど申しあげましたように、公判審理手続は私どもの提案のほとんどが採用され、あるいはアメリカの影響もあつたのかと思っておりますが、公開、対審、交互尋問等の手続を保障する規定が整備されております(第15・197・199・200・222~226・230条)。それからまた、当事者の冒頭陳述と尋問の手続とをはっきりと区別する手続を導入しました(第221条と第222条以下)。この区別は草案段階でははっきりしないまま、最初から裁判官の尋問、裁判合議体の尋問から始まるような手続だったのですが、当事者の冒頭陳述と当事者の尋問手続とをはっきりと

区別する手続となり、さらに、当事者の最終弁論も保障する手続となりました（第232～234条）。そういう規定はほとんど日本側の提案に沿うものであって、積極的に評価できると思います。

ただ、先ほども問題提起をいたしました準備裁判官による準備手続については、当事者の申立てによる証拠調べであっても、特に人証である当事者や証人・鑑定人尋問のときなどは当事者が対席しないまま裁判官だけが行うという尋問手続でありますから、やはり問題が残ります。特に先ほど申し上げた準備裁判官が合議体の裁判長になるという慣行が今でも継続されており、今後も続くだろうと思われまので、そうしますと、当事者の手続保障については配慮する必要があるのではないかと思います。

そういうことで、私どもは特に裁判官の証拠収集としての当事者・証人・鑑定人尋問手続については、当事者の対席する手続保障規定を置くべきであるという提案をしてきました。しかし、この提案は結局採用されませんでした。十分に理解されたのかどうか分からないところもありますが、理解していただけなかった結果として採用されなかったのだらうと思います。

また、準備手続では当事者対席の下での人証の尋問手続が認められないとするのであれば、当事者の対席・対審が保障される公判審理手続に留保すべきではないかという提案もいたしました。すなわち、準備手続段階においては、人証以外の当事者陳述書などの書証その他の物証については、当事者が提出するか、あるいは提出命令によって所持者に提出させることによって証拠収集手続をするけれども、人証尋問については、準備手続段階ではその申立てのみを受け付けて、公判審理手続において初めて当事者・証人・鑑定人尋問をするという制度にしたらどうかという提案であります。そして、裁判官は準備手続段階で収集した書証などの物証を参考として当事者対席の下で争点・証拠の整理を行い、必要な争点について必要な人証に限って尋問手続をする集中的な公判審理を進めるための準備をするという制度にしたらどうかという提案もいたしました。しかし、時間の制約もあったかと思いますが、こうした提案も結果的には採用されないままになったというわけでございます。

（（3）利害関係人の関係当事者化と確定判決の効力範囲の問題）

（① 利害関係人の関係当事者化の問題）

最後の、利害関係人と判決の効力範囲の問題でございますが、まず、利害関係人が広い範囲で関係当事者として手続に関与させられることになるというお話は最初に申し上げました。当事者が訴えを提起する場合には、訴状には被告のほかに利害関係人とこれらの者に対する申立事項を記載することが要求されておまして（第164条第2項d～g号）、最初から利害関係人を含めて訴訟をするという考え方が基調になっております。そのように当事者が最初から利害関係人に対しても申立てをした場合、あるいは逆に利害関係人自身が当事者に対して申立てをして参加する場合には、利害関係人も含めた共同訴訟となることは認められると考えられます（第56条第4項前段）。しかし、そのような申立てがない場合には、裁判所が利害関係人を手続に参加させるという規定を設けているのですが（第56条第4項後段）、それは当事者の自己決定の原則とは矛盾するのではないかという理由から、この部分は削除

したらどうかというのが私どもの提案の内容でございます。この提案は結局採用されなかったわけですが、これも最終段階で具体的には最後の現地セミナーとテレビ討論でも議論をしたのですが、提案を採用するために十分な検討をする時間がなかったのだらうと思います。

それから、こうして手続に参加する利害関係人は原告・被告とともに関係当事者と名付けられて（第56条）、基本的には原告・被告と同じ権利義務を持つと規定されており、一定の特則（訴えの取下げ・変更や請求の認諾・反訴提起など）を除き、原告・被告と同じ権利義務を持つことが前提になっております（第58～61条参照）。しかし、同じ利害関係人といっても、利害関係の程度が様々であるのにそれでいいのかという疑問がやっぱり出てきます。原告や被告と同じような利害を持つ利害関係人と、日本法の補助参加人と同程度の利害を持つ利害関係人とで同様な権利義務を認めるというのは問題ではないかという疑問であります。したがって、訴訟参加人の地位についても日本法の共同訴訟的参加人と補助参加人のような区別をすべきではないかという提案もいたしました。これも採用されませんでした。

（② 確定判決の効力範囲の問題）

次は、確定判決・決定の効力範囲、つまり、主観的範囲と客観的範囲の問題でございます。これらの問題については再三にわたって指摘し、提案もしてきたにもかかわらず、問題点を明確に認識してもらったのかどうかいまだに定かではありません。確定判決の効力の主観的範囲については、当事者主義の原則によって審判の基礎となる事実や証拠も当事者の提出した範囲でしか考慮しないという原則であるならば、その結果としての確定判決も当事者に限って相対的効力を生ずるとというのが筋じゃないのかということになります。なのに、絶対的にだれでも確定判決を尊重しなければならないという対世的効力を生ずるということは、体系的にも整合性があるとはいえないということになります。

また、客観的範囲につきましても、訴訟物となった請求について審理判決をするのだから、確定判決の既判力（拘束力）は、訴訟上の請求についての判断にのみ生じ、その前提としての理由中の判断には及ばないと規定する必要があるという提案をしてきましたが、これも採用されませんでした。

さらに、条文を細かく検討してみますと、証明を要しない事実の中に、判決の中でいったん認定された事実は証明を要しないと規定されています（第80条第1項b号）。この判決というのは、あらゆる判決を含んでおり、裁判所がいったん判決理由中で行った事実の判断については以後いかなる訴訟においてももう争えないという拘束力を生ずることになります。これでは客観的にも主観的にも限定のない判決中の事実判断の拘束力を認めることになって、不合理であるから削除すべきであるという提案をしましたが、この提案も採用されず、問題の規定はそのまま残ることになりました。

（③ 当事者主義の原則との矛盾）

結果的に、これらの問題は、結局は、私的権利についての私的自治原則の反映として当事者主義の原則を理解しますと、当事者主義の原則を徹底する規定をしたベトナム民訴法の立場とは矛盾するという結果となったのではないかと思います。

もちろん、私的利益だけではなく、社会的・公的利益も絡む家事事件や非訟事件については、

一方では、裁判所は職権探知をする権限を持つと規定するとともに（日・人事訴訟法第20条参照）、他方では、確定判決の対世的効力を認めた上で（同24条参照）、参加申出のない利害関係人に参加の機会を保障する決定ができるとする規定を置く必要があると思います（同15条参照）。しかし、ベトナム民訴法はその規定範囲が広範であるにもかかわらず、私的権利・利益に関する訴訟事件と社会的・公的利益の絡む事件との明確な区別をしないままに、一律に、審理手続についての同一の基本原則によって規律しようとしてきたために、今申し上げたような結果になったのではないかと考えております。

（IV 結語）

最後の結びとしての結語でございますが、再三申し上げましたように、ベトナム側から論点として提示された部分については、日本側の提案についても十分に問題意識を持って対応していただきましたから、十分に理解していただいて採用される結果となったところが多いということができると思います。ただ、論点として提示されなかった部分で、日本側が体系的に考えて、問題であると考えた点については、時間的な制約があったことなどのために、私どもが提案したことが必ずしも十分に理解していただけなかったということが結論であります。そのような経過が民事訴訟法の中には結果として現れておるといことであろうと思っております。

どうも、早口で時間の制約を考えながらお話ししましたので、分かりにくかったこともあろうかと思いますが、御清聴、ありがとうございました。

【井関】 吉村先生は主として当事者主義の側面をお話になりましたので、私はその反対の面から始めたいと思います。

ベトナム憲法第126条は、私的権利の保護のほかに、社会主義の合法性、社会主義体制の維持、人民の支配権の確保を裁判所と検察院の役割として規定しています。今回成立しました民事訴訟法でも第1条は民事訴訟法の目的を、社会主義体制の擁護、社会主義法制の高揚と国家利益の保護に資すること、国民に法を守るように教育をすることを、国民の権利の保護のほかに規定しています。

民訴法第1条の目的は、個々の規定に影響を及ぼしています。最も大きいのが監督審制度であり、次には検察官の司法監督制度であります。ここでは、監督審について、日本側のコメントと法案、成立した法律の御説明をいたします。

ベトナムでは日本流に言いますと、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の3級の裁判所があります。訴訟の不服申立ては二審制で控訴審までです。第一審が高等裁判所のこともありますので、このときは最高裁が控訴審となります。この二審制の手続が尽きたときに判決に法定効力が生じます。日本的に言えば確定したこととなります。しかし、このように法的効力を生じた判決について、法適用の誤りがあるときは判決を破棄できる手続があり、それが監督審と呼ばれています。監督審の大きな特徴は申立権が判決当事者にはなく、最高裁長官と検事総長だけにあるという点です。その他、申立期間が判決効力発生から3年と長く、当事者に公判立会権がなく、公判が公開されないこともあるというものです。

この制度は従前からあった制度ですが、今回の改正案にも現れました。ベトナム側は監督

審制度を存続させるつもりの方でしたので、私たちはベトナム側から積極的に意見を求められたわけではないのですが、4つの具体的な提案コメントをいたしました。

第1は、監督審申立権者が最高裁長官と検事総長だけというのはまず置いて、当事者に検事総長、最高裁長官に監督審請求をするように申し出る権利を認め、この申出があったときに限り、最高裁長官、検事総長が監督審請求をできるというものでした。監督審は当事者が判決に満足していても判決を破棄するという制度でしたので、このような提案で当事者主義を取り込もうとしたものです。2つ目は、監督審請求期間の大幅な短縮による当事者の地位の早期安定であり、3つ目は、当事者に公判立会権と弁論権を認めること、4つ目は、監督審公判を公開することでした。

これらのコメントは SPC（最高人民裁判所。以下同様。）の草案に取り入れられました。最終の第12次草案では、当事者に申出権を認め、この申出がなければ最高裁長官、検事総長は監督審請求をすることができないことになりました。監督審請求期間も短くなりました。当事者は監督審公判に呼び出すものとされました。

ところが、最終的に国会はこの案を拒否したのです。当事者の最高裁長官、検事総長への申出権自体を削除し、当事者が満足している判決についても監督審を始められることになりました。監督審請求期間も3年となり、経済事件、労働事件については従前よりも長くなりました。当事者の公判への呼び出しは裁判所が必要と認めた場合に限られました。我々のコメントは起草者の SPC には受け入れていただけたけれども、国会では逆の結論が採られたということになります。

このように日本側のコメントが SPC には受け入れられたけれど、国会では拒否された例はほかにもあります。和解についての従前の法令や当初の改正案では、和解合意ができて調書に記載されても15日間は和解合意を撤回できることになっていました。この制度はカンボジアにもあるのですが、民法では成立した契約の撤回を許さないのと統一がとれないし、和解を積極的に勧めるのに妨げとなると思いましたので、そのようなコメントをしました。このコメントは SPC の草案には取り入れられましたが、最終的に国会はその案を採用しませんでした。SPC と国会の立場の差を感じさせられたことでした。

検察官の司法監督権は、法廷立会いが一部事件だけになった点で縮小されましたが、当事者が満足していても検察官が控訴できること、先に述べましたとおり検事総長は法的効力を有する判決の破棄を求める監督審請求ができることは維持されました。

次に、制度整備的な側面を日本の支援と関連させながら2つ御紹介します。

第1は従前の民訴法令になかった制度が導入された分野で、具体的には民事保全と訴訟手続における強制の分野です。保全処分は従前の民訴法令に条文が2つだけあり、民訴手続に付随する軽い制度と見られていました。ベトナム社会主義共和国はアメリカ合衆国との通商協定で知的財産権についてですが、保全処分制度を整備することを約束しました。それで2002年になってから民訴法草案の中に保全処分に関する規定を整備する方向となり、日本側は積極的にコメントを行いました。コメントは、保全処分類型を整備すること、特に知的財産権に関する仮処分の規定を明確にすること、保全処分発付の要件を明確にすること、

不服申立手続を置くこと、不当保全処分を理由とする損害賠償制度を置くこと、保全処分発付の際には担保を要求することなどを、具体的な改正内容を明示してコメントいたしました。これらの提案は今回成立した法律の中に取り入れられました。ただ、残っている問題としたいと思いますのは、知的財産権に基づく仮処分であります。成立した民訴法では、知的財産権に基づく仮処分は保全処分の類型の中に加えられませんでした。もっとも、第102条の第12号に、行為を命じ、又は禁止するという仮処分が規定されていますが、この規定はあまりにも広過ぎて具体的に適用するのに困難を生じるかと思えます。あまりこの仮処分は出さないという考えかもしれません。また、このタイプの仮処分については、被保全権利の立証は必要でなく、担保も必要でないことになっているのも問題と思っています。

第2に新しい制度として、訴訟の進行を妨害した者に対する制裁が取り入れられました。従前は、証人が不出頭でも制裁がなく、刑事被告事件でする証人を勾引できなかったのです。法廷秩序維持の制裁もありませんでした。私たちは訴訟における制裁又は強制の問題を整理して紹介し、コメントを加えました。成立した法律では、証人の不出頭に対し、罰金を科するほかに勾引をできることになりました。文書提出命令に従わないときの制裁も規定されました。従前は訴訟当事者以外の者に対し制裁を加えることに躊躇をしていたようですが、そのバリアーが解けたようです。しかし、逆に証言拒絶や文書提出拒否事由が定められなかった問題点があります。法廷秩序維持のための制裁も導入されました。裁判所にとって利用しやすい制度になったと思えます。

最後に、ベトナム側から日本の制度の紹介を求められて、ベトナム側では真剣に採用を検討したものの、結局は採用されなかったものについて申し上げます。

その1つは簡易な手続です。ベトナムではすべての訴訟に1つの手続が適用され、裁判は常に3人の合議体でなされます。重い制度です。SPCは1人の裁判官による簡易な手続の導入をしたかったようです。それで私たちは、簡易裁判所、簡裁判事、地裁における単独裁判官による裁判、簡易裁判所の簡易手続、少額裁判制度、支払命令、欠席判決、自白などの日本の制度を紹介しました。これらのうち単独裁判官による支払命令類似の制度と争いのない事件についての簡易な手続が草案に現れましたが、最終的には採用されませんでした。私たちもベトナム憲法が公判は合議体で行うとの規定があるので単独裁判官による処理は難しかろうと思っていました。しかし、自白、擬制自白のあるときは証拠不要との規定が置かれ、地裁レベルの管轄権が拡大されたので裁判所の負担軽減にはなると思えます。

2つ目に強い関心を持たれた日本の制度は調停であります。真剣に検討され、人民参審員に和解をしてもらう案も現れましたが、調停類似の制度の導入はありませんでした。

まだほかにもたくさんお話したいことがありますけれども、時間でございますので、これで終わりにさせていただきたいと思えます。

質疑応答

【司会（廣上）】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き質疑応答に入りたいと思います。先ほどもお話しいたしましたが、フォン副長官がこの後、御退席されますので、フォン副長官に対する御質問がお有りの方は、この機会に是非お願いします。

既に立命館アジア太平洋大学の鈴木康二先生から御質問があるということでメモをいただいておりますけれども、よろしければ御質問していただけますでしょうか。

【鈴木（康）】 立命館アジア太平洋大学の鈴木と申します。

実際に今回の民事訴訟法が成立したということで、これから非常に便利になるかと思えますけれども、現実の日本の企業といいますか、外資系企業の業務としては実際どういう影響があるのかということ、少し具体的に想定したケースでお聞きしたいと思います。

いわゆる新民事訴訟法の成立前と成立後の消滅時効についてという質問です。ベトナムの外資系企業（ベトナム法人）と外国企業（外国法人）との間で、外国企業が外資系企業にサービス供給契約をしたとします。例えば、ホテルマネジメント契約があったとします。そのときに、新民事訴訟法が施行される以前においては、この本サービス供給契約は外国語による契約になるのか、ベトナム法における経済契約になるのか、それともベトナムにおける商事契約になるのかというのが、まず第1の質問です。

第2の質問は、それに基づいて、本サービス供給契約のサービスの対価、支払請求の消滅時効というのは、経済契約だからということで、経済契約の第6章に書いてあると思えますけれども、*ordinance on procedure for settlement of economic dispute* が規定するところの6か月なのか、それとも商事契約だということで商法が規定する2年なのかというのが、質問です。

今度は、民事訴訟法が施行された後の話についてなんですけれども、そうすると、本サービス供給契約というものは、いわゆる外国語による契約として認められる余地はあるのかと。それから、ベトナムにおける経済契約になるのか、それともベトナムにおける商事契約になるのか。

それに基づいて、最後の質問ですけれども、本サービス供給契約のサービス対価の支払い請求の消滅時効というのは、*ordinance on procedure for settlement of economic dispute* の規定するところの6か月なのか、それとも商法の規定するところの2年なのか、それとも、新民事訴訟法の第159条の第3項の、英語が規定するところの2年なのか、その他ベトナムの規定する格別の消滅時効なのか、それとも外国の法律によるところの、外国の法律に規定するところの消滅時効をも認めてしまうのか。特にこれは日系企業が関係することとして十分起こり得るような話だと思います。それから、ベトナムにおいてなされるサービス契約ということなので、ベトナム法の適用があるかと思えますので、どのように現実が変わるのかということについての質問として出させていただきます。よろしくお願いします。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。企業活動の観点からの御質問ですが、お答えいただけるのであればお願いしたいと思います。実体法に関する問題でもあり、仮に御回

答に時間を要するというのであれば、後回しということにさせていただきたいと思いますが、鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木】 はい。

【司会(廣上)】 それでは、申し訳ありませんが、ほかに御質問がございましたらどうぞ。

【杉浦】 名古屋大学の杉浦と申します。

今日は、フォン副長官の御講演をお聞きしまして、その中で民事訴訟手続における検察官の権限がかなり限定されたという御報告がございましたけれども、新しい民訴法典を拝見させていただくと同時に、先ほど井関先生の御報告にもありましたように、いまだ裁判の領域において検察官も一般監督制度が残っているということについて、1つ御質問したいということでもあります。

御承知のように、検察官の一般監督制度は旧ソ連圏でもありましたし、そして、ソ連の崩壊に伴って、取り分け裁判の領域における一般監督制度というものが大体廃止される傾向にあるわけです。その中でベトナムが今なお、こうした裁判の領域における検察官の一般監督制度を残さざるを得ない現状とは何か、それを副長官からお聞きしたいということでもあります。

以上です。

【フォン】 先ほどの鈴木先生の質問について、すぐ答えられる質問としては、まず、時効関係ですけれども、法律が変わっても時効に関する部分は何の変更もありません。それで、大原則としては、それぞれの分野の実体法というのがありまして、例えば、航海、マリン関係ならば航海法の実体法の規定にのっとる時効の部分、商業的取引の部分は商法の時効の規定にのっとってその時効が決められるのです。

ただ、今回の民事訴訟法の時効に関する、特に提訴、事件を訴える時効に関しては、まだ法律としてどこかに規定がない場合に、そこで初めて民事訴訟法の第159条の第3項の規定にのっとることになります。そうすると、この民事訴訟法が今年の1月1日から施行になっていますので、1月1日以降に取引等が生じた場合には、現行の民事訴訟法の時効の適用を受けることになります。そう言いますと、その関係、例えば、経済の取引に関しては、以前の場合、つまり1月1日より以前の場合には、その時効が6か月だったものが、今度新しい法律適用を受けるとなりますと2年の時効になるわけです。

ただ、ここでもう一度強調しておきたいのは、あくまでもその分野の実体法で、その時効の規定がない場合、初めて新しく制定された民事訴訟法の第159条の適用を受けることになるわけです。

2つ目の杉浦先生の質問です。検察に関する質問です。裁判や公判に参加するということですが、本当に、これを制定する段階で、お互い相手を説得して、自分の言い分が通るようになっていると激しく議論がされた部分です。そこで、検察院の出番というのは非常に限られていまして、2つの場面だけが規定されています。それは、証拠収集の場合に、裁判所がその証拠を収集して、その証拠収集は、客観性が疑問視されている場合に、初めて検察官がその公判に参加して、その証拠収集の客観性が問われる場面になるわけです。

もう1つの類型としては、検察院が第一審の判決並びに第二審の判決に対する検察院の異議申立ての場面です。異議申立てをした以上、検察官は公判に参加して、その申立ては根拠があるかどうかを主張しなければなりません。私が知っているところ、世界各国のある国で、もっといろいろな類型の事件に、例えば、公的な利益、国家の利益にかかわるときには、もっと検察官も関与するようになります。実際、民事訴訟法が今回制定される以前には、そのような類型の事件も検察官が関与するような規定もたくさんありました。条文を御覧になってください。第21条の第2項において類型テストは2種類に限られるようになりました。やはり、全体的な潮流にマッチするようにする意図があります。私の知っているところ、いろいろな国には民事事件とか家事事件とかは、全く検察が関与しないという国はたくさんあります。やはり、訴訟権を行使するのは刑事の場面だけです。それでも、それぞれの国の特殊性、特異性があるからだと思います。

以上です。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。

【足立】 関東学院大学の足立と申します。

私は刑法を専門としておりますので、民事訴訟法はあまり知りませんが、ちょっと専門的なことをお尋ねします。先ほど井関さんがおっしゃっていました監督審の話です。日本あるいはほかの国に、あまり監督審や監督裁判所というものはありません。ところが、私のつたない知識の中ですと、イタリアには監督裁判所というものがあります。そのようなイタリアの監督裁判所等を引き合いに出されて、作られたのではないかという気もしますが、その点はいかがなんでしょうか。

【フォン】 先生方もおっしゃっているように、我々は監督審というのですが、ほかの言葉で言うと、判決を破棄する裁判所という言い方もあるのですけれども、それでよろしいでしょうか。そういう場合があるのですが、ただ、ベトナムの場合と違ってところは、世界各国では当事者が申し立てたりして、それによって裁判官評議会がその申立てに対してその判決を破棄するかどうかを破棄裁判所で決めることとなりますが、ベトナムの場合は、当事者が、その監督審を裁判所とか検察院に対して提案するような形で申立書を出しまして、その申立てを許可する、認可する、容認するという意味で、初めてベトナムの最高人民裁判所の長官とか最高人民検察院の検事総長がその監督審を行うことになりまして、そして、その原判決が正しかったのか正しくなかったのかを判断し、それを破棄するか破棄しないかの形で決めまして、その原判決の本質の部分までを検討はしないのです。

以前の国会令、今の民事訴訟法の以前の段階では、第一審、第二審の原判決よりもほかの範囲までも監督審では審理することになっていたのですが、今回の法律の中では、あくまでもこの監督審は、第一審、第二審の原判決のままの精神を尊重し、場合によっては差し戻してベトナムの二審制の実施を保障するという意味で監督審が行われています。ということは、本質的には、その原判決が正しかったのか正しくなかったのか、それを真に審査するだけで、それもあくまでも最高人民裁判所の長官と最高人民検察院の検事総長の建議がなければそういうことは行わないわけです。

この監督審の評議会でも最も高い権限を持っているのは最高人民裁判所の中の裁判官評議会
で、13名の裁判官から構成されています。そして、この監督審は非公開ではなく公開で行
われて、ただし、当事者の呼び出しは、必要の場合に当事者を呼び出して、つまり、新しい
事実などが出てきて、それを尋問するためには当事者を呼び出したりして、基本的にはその
監督審の建議の内容にのっとって審理が行われるようになります。

以上です。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。予定時間が迫ってきておりますので、あとお
二人くらいをお願いします。

【松浦】 名古屋大学の松浦と申します。

検察官に関する議論は国会で行われたのかどうかというのが1つです。2番目は、その場
合の国会の審議は議事録の格好で記録に残るのかどうかという点、2点を教えていただけま
すか。

【フォン】 すべて国会で審議されている内容でありまして、正直に言いまして、ベトナム
の検察院の方はもっと関与したかったのです。つまり、2002年の検察院設置法によっ
ては、100パーセントすべての事件に検察が関与をするような規定があるからです。しか
も、ベトナムの実際の事情から、又はBTA（アメリカ・ベトナムの通商条約）とか、日本の
専門家の皆さんの意見などをまとめて、結局、先にも述べましたように、検察官はそこまで
しか関与するべきでなくなったわけです。すべて議事録に残っております。

また、公開的に今のテーマも国会で審議されていて、また、このような部分部分ですけれ
ども、非常に重要な部分に関しては、その個別の部分で表決がとられたわけです。その法案
の全部を一括して表決するだけではなくて、1項目ずつ重要な部分に対してです。いろいろ
なケースが国会の審議の場に提示されていて、そこで表決がとられるわけです。例えば、100
パーセント参加させるべきだという方に、何人ぐらい手を挙げていたのか、すべてそれぞれ
表決がとられたわけです。

【司会（廣上）】 それでは、もうお一人、御質問をどうぞ。

【鈴木（賢）】 北海道大学の鈴木と申します。

私は中国の法律を専門にしております、中国と比べまして、今回のベトナムの新しい民
訴法はより当事者主義的になっているという感じがいたします。中国の方が職権主義的な色
彩を強く残していると。

その上で、しかしまだ日本の専門家からすると当事者主義は不徹底であるという不満があ
るようですが、当事者主義を正常に機能させるためには2つのインフラが必要であろうとい
うふうに思っています。

1つは、訴訟当事者の挙証能力の向上ということでありまして、挙証ができなければ、結
局、権利を持っている者が救済されないということになりかねないわけです。そのことは、
司法制度自体に対する信頼を失わせることにもなりかねないということで、中国の場合も当
事者主義化に二の足を踏んでいるという実情がございます。当事者の挙証能力の向上とい
う点で言えば、もちろん弁護士の数と質が伴っているか、それから当事者が経済的にそれを依

頼する力があるかという問題があろうかと思えます。

もう1つは、情報の公開が進んでいなければ当事者が証拠を収集しようとしてもできないということです。結局、裁判所が直接行かなければ何もアクセスができないという現状があるならば職権主義的な証拠調べに頼らざるを得ないという現状が中国ではございます。そういうことが、ベトナムの場合に非常に妥協的な印象を受けますけれども、当事者主義化を徹底できない背景にどういうことがあるのかということをお伺いしたい。これが第1点でございます。

もう1つは、先ほど以来ちょっとお話に出ました裁判官評議会、それから下級の裁判所の場合には裁判官委員会というのが設けられているようですが、中国では裁判官委員会というのが各裁判所にございまして、再審や監督審のみならず通常の裁判についても、最終的な決定権限は直接審理を担当しなかった裁判官委員会が持っており、裁判官委員会の決定には合議体は従わなければいけないという制度的な仕組みになっておりますが、ベトナムの場合に、この裁判官評議会ないしは裁判官委員会が通常の具体的な案件処理に介入するルートを持っているのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

【井関】 フォン副長官がお答えするところですが、通訳がされている時間を利用して今の質問の後半部分だけを、私の知っている限度でお答えします。ベトナムではそのような裁判官評議会が具体的な事件を指揮するということはありません。ただ、最高人民裁判所に限りましては、最高人民裁判所の各部がした裁判についての監督審は裁判官評議会が行うことになっていきますので、裁判官評議会はSPC各部の上にあるといえます。

後の問題はフォン副長官にお答えいただこうと思えます。

【フォン】 なぜ、まだ100パーセント当事者主義を徹底していないのかと言いますと、やはりまだ幾つか、当事者が自分から証拠提出するのではなくて、裁判所がそれを助けて、出したり出させたりすることも残っているわけです。やはり、まず弁護士の問題です。以前、元法務大臣の三ヶ月先生と話したときには、ベトナムの人口8,000万人である場合には少なくとも2万人の弁護士が必要だという意見がありました。皆様、今のところベトナムの弁護士の数は3,500人しかいないのです。3,500人の大部分はいわゆる新米弁護士です。まだ卒業したてで、6か月ぐらいの研修しか受けていない者ばかりです。だから、民事事件で弁護士が関与している事件というのは、本当にパーセンテージも数えられないほどです。指折りのできるのです。つまり指で数えられるぐらいの事件の数です。

もう1つは、ベトナムの行政機関は官僚主義がまだ強いのです。例えば、国民がある行政機関に来て、何らかの証明書の交付を申し立てても、それは、なかなか難しい問題です。例えば、土地使用権だとか、住宅使用所有権だとかいうものです。もちろん、すべての行政機関がそうではないですけども、そういうところもあるということです。国民としては、実際私はその行政機関に行きましたけれども、なかなか発行してもらえなくて、それなら、私の代わりにどうか裁判所、お願いしますよということです。

もう1つは、多分、日本でも同じですが、それは個人のプライバシーとか企業秘密の場合もあるかと思えます。例えば、離婚事件で、奥さんの方が御主人の所得を把握するために、

御主人の会社に行って、所得証明書、給料証明書を請求しても、なかなかその会社は交付しないだろうし、そういう場合は裁判所の命令がなければ多分提供しないでしょう。もろもろの理由がありますけれども、幾つか今挙げました。

先ほどの、裁判官委員会とか裁判官評議会については、裁判官評議会というのは、最高人民裁判所の中にありまして、裁判官委員会は、プロビンスレベルの裁判所の組織であります。例えば、1つのディストリクト級の裁判所の確定判決を監督審する合議体は、プロビンス級裁判所の裁判官委員会によって行われます。しかし、仮に、このプロビンスレベルの裁判官委員会の決定が正される場合、つまり間違っている場合、それを審議する権限があるのは、しかもその最終的な判断を国会でも変えられないのが、最高人民裁判所の中の裁判官評議会です。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。

予定の時間をかなり経過しておりますが、せっかくの機会ですから、もし皆様の御了解を得られるのであれば、あとお二方に、既に手を挙げていただいていますので質問していただきたいところですが、よろしいでしょうか。

では、佐藤先生と金子先生をお願いします。

【佐藤】 名古屋大学の佐藤です。

今の問題、当事者主義の問題というのは、日本も100年前にドイツから法律を輸入したときに同じような問題がありました。結局、裁判が機能しないというために、調停というのが日本の伝統の中にあつたものですが、それを司法が近代化していきました。そして、それが民事調停制度という形で今日に至って、ある種1つの成功を収めていると思います。その点で、井関先生が最後に話されたことですが、調停制度を裁判所が採用するかということについて、非常に関心が高かったけれども、結局採用できなかったという点、この点、今後の展望を含めてお伺いしたい。

現実には、草の根調停、いわゆるトゥ・フォア・ザイという、和解組というふうに日本語に訳しますが、そういった調停が末端の行政レベルで行われているわけです。それは紛争が司法に行かないように、そこでブロックするような形で和解の強制になっているという現実もあるようです。そういう意味で司法がそういった調停に関与することによって、民衆レベルの正義というのが実現できるような可能性というものを新しく考えたいと思うのですが、この点、裁判所として今後どういうふうに取り組みされるのか、現実的なオプションとしてどうなのかという点、お伺いできればと思います。

【フォン】 ベトナムでは、訴訟へ持ち込む前の段階の和解、つまり国民レベル、末端レベルでの和解は非常に奨励されているのが実態です。それで、ベトナム的に言いますと、末端組織の和解に関する国会令というのがあります。そして、日本の法律で言うと調停委員というのですが、ベトナム的に言いますと、そういう国会令の中では和解委員というのです。これは全く裁判所が関与しない領域です。しかし、裁判所としては非常にそのシステムを歓迎し、奨励しています。裁判所としては、必要に応じて和解委員の知識を向上させるための研修なども行います。要するに、裁判所の負担を軽減したいからです。和解がたくさんあれ

ば訴訟に持ち込まれないからです。

我々が今考えているのは、今のような和解の形をもっと拡大して、和解・合意するだけではなくて、その後の執行も任意的に自主的にしてもらいたいと思っています。でなければ、和解の後、また紛争の形に持ち込んで、また、裁判所に持ち込まれる可能性があるからです。

そこで、新しい意見としては、今のような和解のシステムで両当事者の合意の調書を裁判所の決定で認可し、1つの法的な効力を持たせて、強制執行の効力も発生するようなものにしようという意見も出されています。一応、将来、規定になるように検討されている最中ですが、その点は皆さんも賛同してくださるかどうにお伺いしたい。

もう1つ、裁判での和解のシステムに関しては、以前の国会令などと比べると、かなり進歩したような規定が設けられたようになっていました。つまり、第一審の公判を開催する前の和解のための期日を設けることです。このように、いわゆる第一審の前の和解期日において、裁判官の能力が良ければ、おそらく和解が成立する事件の比率も高くなっていくと期待できると思います。

どうでしょうか、私の今の答えが先生の御質問にマッチしているのかどうかちょっとよく分かりませんが。

【佐藤】 ありがとうございます。そのとおりなのですけれども、今後、司法として、裁判所として、そういった行政調停調整を司法の一環として独立した形で取り込んでいくということはどのようなのでしょうか。確かに和解が成立すればそれは裁判所の負担も軽減していいのですけれども、当事者にとって不利な和解を無理やりさせられるということがあってはいけないわけですから、その和解の中で一定の正義を実現する必要がある。そういった法と合意のつまり和解の調整というか、折衷が必要になる。そういう意味で、そういう工夫がされるのかどうかということですね。

【フォン】 そういうので将来的には、末端組織の和解に関する国会令の規定の中に、裁判所が訴訟前の和解を認可するためには、やっぱりスタンスをきちんとする、つまり、合意に脅迫があったのか、片一方の当事者に不利が与えられているかどうかなど、いろいろ検討して初めてそれを認容するかしないかになるわけです。これも、認められる余地は、やはり民訴法の中に規定として残っておりまして、つまり、その他の民事事件、非訟事件を法律の規定しているところで裁判所が処理する権限は許されているという規定があるからです。

【司会（廣上）】 それでは、最後に金子先生、御質問をどうぞ。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

1つだけ非常に素朴なお尋ねをさせていただきたいのですが、吉村先生の御報告の中で、論点提示方式の支援になったということに触れられて、そういうお話を承りまして、この関連で副長官にお尋ねなのですけれども、今回の民事訴訟法の関係で、日本側へ協力が要請された論点のそもそもの浮上するきっかけについて、お尋ねしたいと思います。

想像するには、アメリカとの通商協定であるとか、それから地場の外国人弁護士であるとか、そういったブロックからの要請といった形できっかけが形成されているのではないかと、いった想像を働かせておりますけれども、実際にそのようなものであるのだろうかというこ

とです。

そして、副長官のお考えとして、日本がこういった論点の浮上過程のより早い段階で関与していくことを、今後そういった余地があるだろうか、あるいはそういった機会があるだろうかといった辺りもお尋ねしたいと思います。

【フォン】 特に、民事訴訟法の範疇だけではないのですけれども、例えば、我々が日本の専門家に対していろいろな論点に対してのコメントを求めているときには、あくまでも、例えば、民事訴訟法の編纂委員会とか起草班として、その段階ではまだいろいろな課題として残っていて、どうしても最後まで解決できないような課題がある場合には、諸外国の意見、知恵を伺うことになります。ただ、その諸外国の意見に関しても、その意見は、ベトナムの実際社会、ベトナムの今の国際化の時代に対応するためのニーズ、また、外国専門家の経験がうまく適応できるかどうか、そういういろいろなことを踏まえて、特にどこかの圧力とか何かを受けて、そういう論点が浮き上がったわけではないのです。ということで、特に何かを特定して意見を伺っているわけではなくて、準備段階でその当時の草案が、例えば、日本の専門家にも全部渡されて、その中でも我々としては、専門家も時間の制限があるので、特に強調してこの部分で是非意見をお伺いしたいのと同時に、ほかの部分で可能であればそれも是非コメントを頂戴したいというふうになっています。

もう1つは、もっと早い段階に日本の専門家に関与する余地があるかどうかですが、私たちにとっても非常に残念に思います。つまり、JICAの技術支援プロジェクトが昔からありましたけれども、法律分野においては、一番最初のベトナムのカウンターパートとしては、ベトナムの司法省の1機関しかなかったわけです。例えば、1995年のときにも私はベトナムの司法省の研修団の一員として、特に麻薬犯罪関係の刑法の研修のために来ました。おそらく我々の組織の名前、最高人民裁判所と聞いて、JICAもちょっと協力しにくいかと思って遠慮していたのかもしれないのですが、しかし、実際、我々といろいろな協力関係を持つようになりまして、日本の専門家も多分体験していると思いますが、最高人民裁判所としては常に日本の専門家の意見を尊重し摂取する姿勢ができております。先ほどお二方の先生もおっしゃったように、先生方のコメントのすべてを反映できないのは事実です。それは、ベトナムの今の事情、ベトナムの民度が理由でありまして、その一部分を摂取するという点から言えば、徐々に今後取り入れる部分もあれば、永遠に入れられないものがあるかもしれません。

例えば、判決書1つを例に挙げても、日本の判決書はまず主文がありまして、その他は認定とかがありますが、ベトナムの場合は逆になります。形はどっちにしる、最終的には国民の権利と利益をどう保護するのが大きな観点だと思います。どうでしょうか。

【司会（廣上）】 どうもありがとうございました。

まだ御質問したい方がお有りかと思えますけれども、何分もう時間がかなりオーバーしております。御了承願いたいと思えます。

ここで、長時間にわたって質疑に応じていただいたフォン副長官に改めて拍手をお願いします。

【フォン】 最後に、この場をお借りしまして、今回の来訪団の代表並びにベトナム最高

人民裁判所の代表として、皆様、特に JICA を始め、法務省の法務総合研究所、関係機関、そして先生方に対して、心から感謝の意を表して、また、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げ、あいさつを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 フォン副長官、どうもありがとうございました。

これで、前半を終了いたしたいと思います。休憩に入ります。

（ 休 憩 ）

報 告

「カンボジアにおける法曹養成支援」

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際室長・弁護士

三澤あずみ 法務総合研究所国際協力部教官

【司会（廣上）】 それでは、後半のプログラムを開始したいと思います。

後半は、日本弁護士連合会の国際室長矢吹公敏先生と、法務総合研究所国際協力部教官の三澤さんから、「カンボジアにおける法曹養成支援」という演題で御報告をお願いいたします。

それでは、矢吹先生、三澤教官、お願いします。

【矢吹】 今、御紹介にあずかりました日本弁護士連合会の国際室の室長をしております矢吹でございます。法整備支援の方は、1995年のベトナム・カンボジア本邦研修からは



や10年ほど関与しております。今回は、法整備支援の1つの柱である法曹養成について、三澤教官とともに、カンボジアのプロジェクトについてお話ししたいと思います。

まず冒頭、プロジェクト前までのカンボジアの法曹養成の現状について簡単にお話ししたいと思います。

カンボジアは御存じのように、1975年から79年までポルポト政権の下でかなりの知識人が殺されたという現実がありました。その結果、ポルポト政権終了後、数名の法曹しか残らない、それは4名とも5名とも言われておりますけれども、そうした数の法律家しか残らなかったということでもあります。その後、裁判官、検察官、弁護士にはある一定の知識人層、学校の先生等が任命され、実際の裁判実務を実施していたということでもあります。その後、海外に逃げていった方々が帰国し、一定の数の法曹がまた実務についたという現状はありますが、まだまだ十分な数には至っていませんでした。1990年初期には UNTAC の下で裁判制度が再構築されようとして、刑事手続では、弁護士の養成のほかにディフェンダーという新たな役職を設けまして、被疑者・被告人の権利の擁護、裁判への弁護人としての活動を行っていました。

まず、弁護士の方を申し上げますと、その後、弁護士法が95年に制定されまして、その弁護士法の第31条で、弁護士養成校でトレーニングを受けた者が弁護士になることを原則

とすることになりました。その後、95年から97年まで主にアメリカの支援を受けて養成校ができて、年に3,40名の卒業生が卒業してまいりました。その後、97年に御存じのようにライオットがありまして、アメリカの支援が一斉にストップいたしました。

そこで、この養成校も中止をされまして、その後2002年に新たな養成校ができるまで、若干の人数の方々が特別の規定に基づいて弁護士に選任された以外は、相当数の弁護士はいないという状況にありました。

ちなみに、1996年、私が最初にカンボジアに参りましたときには100名程度の弁護士でありましたが、その後の養成校3年間も含めて、2002年には250名程度の弁護士が登録されていました。実働は180名であります。実働レベルでとらえますと、カンボジア1,100万人の人口に占める弁護士の割合は、5万人から6万人に1名ということになります。先ほどベトナムの例でお話いただきましたが、約2万3,000人に1人、日本でいきますと、弁護士数がやっと現在2万人になったところですが、5,000人から6,000人に1人、これを5万人にしようとしておりまして、2,000人程度に1人ということを考えています。いずれにしても、カンボジアでは現状まだ5万人から6万人に1名、特にプノンペン地域に集中しているという現状がありました。

以上が、この養成校が出来る前までの現状についての御報告です。

【三澤】 次に、裁判官や検察官の状況について御説明申し上げます。

現在、カンボジアには約200名の裁判官・検察官がおり、彼らは司法の独立を擁護するために設けられた司法官職高等評議会という機関によって任命されます。この機関が設置されるまでは司法省によって任命されていましたが、いずれにせよ明確な資格要件が法定されておらず、いわば個別に審査をして任命されるという状況でございました。そして、任命前後の研修や訓練も、これまで体系化されておらず不十分なままであったというのが現状です。

そこで、カンボジアの司法制度改革においては、実務法曹の質と量の確保が重要事項として位置付けられ、2002年2月に裁判官及び検察官の養成機関として王立司法官職養成校が設立され、2003年11月に第1期生55名が入学いたしました。今後は、この学校の卒業者のみが裁判官・検察官として任命される予定です。

【矢吹】 以上が、私どもの協力前の法曹養成の姿でありましたが、今から、それぞれの学校における私たちのプロジェクトについて御説明したいと思います。

まず、司法官職養成校における裁判官・検察官の養成について、三澤教官から話させていただきます。

【三澤】 王立司法官職養成校では、2002年2月の設立以降、準備段階からJICAカンボジア事務所、そして当時のJICA長期専門家であいらっしゃいました安田佳子弁護士を通じて日本に対する協力依頼がなされてきました。そこで、安田専門家が現地アシスタント1名を司法官職養成校に常駐させてレポートを提出させるという形で司法官職養成校に関する調査を実施なさる傍ら、2003年11月の開校以後は、当時、起草作業が進行中であった民法に関する講義を数コマを担当なさるなどの協力を実施していらっしゃいました。

そして、ちょうど1年前の2004年2月、私がJICA短期専門家として司法官職養成校

に派遣され、6か月間にわたってプロジェクト化を前提としたニーズ・アセスメントとプロジェクト原案の策定に当たってまいりました。私が派遣された時期は、第1期生の前期研修が行われていた時期であり、私は、講義の聴講、教官、研修生及びドナー担当者へのインタビュー、そして、自ら試験的講義を実施するなどの方法によって調査を実施してまいりました。

その結果、司法官職養成校の問題点として浮かび上がったのは、第1に非常勤講師の件でございます。現在も司法官職養成校には常勤の専任講師が配置されておらず、現職の裁判官や検察官が、それぞれの裁判実務又は検察実務の合間を縫って、司法官職養成校で教鞭を執っております。なお、これら教官の中には、これまで JICA の技術協力プロジェクトとして実施されてきた民法及び民事訴訟法各草案起草支援におけるワーキンググループのメンバーとなっている裁判官数名が含まれております。

そして、問題の第2は、体系的なカリキュラムと教材の欠如であり、第3は、非常勤であるためか、教官同士のコミュニケーションが乏しく、各教官が孤立した状況で講義を担当していること、教官と司法官職養成校の教務部との連絡もあまり密でなく、ますます教官の孤立化が進んでいることが挙げられます。

第4は、これらの問題点を現実的に解決するためと思われそうですが、司法官職養成校自身がドナーに過度に依存する傾向にあることです。例えば、養成校の非常勤講師だけで講義のコマが埋まりそうになればドナーに講義を依頼する。講義の実施に関して、何か資材が足りなければドナーに協力を要請するといったような依存傾向が強く見られました。

これらの問題点を踏まえ、私は、JICA 及び法務総合研究所国際協力部と協議を重ねながらプロジェクト原案を策定してまいりました。御存知のとおり、これまでのカンボジア法整備支援においては、民法及び民事訴訟法草案という大きな財産が得られておりますから、司法官職養成校のプロジェクトにおいてもこの財産を最大限に活かし、民事系科目に特化して支援を行うことにいたしました。そこで体系的なカリキュラムと教材の欠如という司法官職養成校の問題点を解決するため、民事系科目を効果的に教授するためのカリキュラム及び教材作成に関する支援、取り分け要件事実論を含む実務的事項に関する支援の実施がプロジェクトの大きな柱として掲げられました。

ただ、その前提として、司法官職養成校の教育体制があまりにも脆弱であるという問題意識があり、むしろ司法官職養成校の側で教官同士、さらには教官と養成校との連絡やコミュニケーションを密にして、カリキュラムの策定や教材作成を行うための体制作りを促進するため、日本の司法研修所の民事裁判教官室のような組織の設置を提言することもプロジェクトの柱として掲げられました。

しかしながら、このプロジェクト案を実施するに際して幾つかの問題が予測されました。

その1つは、司法官職養成校のニーズとプロジェクト原案の間に大きなずれが存在していたことです。先ほども申し上げましたが、司法官職養成校では、人的・物的リソースの不足から、平たく言えば、困ったことがあるとドナーに相談するというドナー依存の傾向が非常に強く見られます。そのため、日本に対する要望も、JICA が日本の専門家と協力しながらクメール語で教材を作成してほしいとか、日本の裁判官を司法官職養成校の講師として派遣し

てほしいとか、日本の裁判所において司法官職養成校研修生の実務修習を引き受けてほしいといった日本依存型のものでした。

また、私たち日本側としては、これまでの法案起草支援の成果を踏まえ、カンボジア側にワーキンググループを作る方法が有効であろうと考えましたし、起草支援のワーキンググループのメンバーであり、かつ司法官職養成校で教鞭を執っておられるカンボジアの裁判官の方々もこの考え方に賛同していただきましたが、その他の司法官職養成校関係者の一部からは、教官をメンバーとするワーキンググループの設置は、教官個々の責任の所在をあいまいにするとの批判も見受けられました。

そこで、この溝を埋めるために、私が6か月間の任期を終えて帰国した後である昨年9月、司法官職養成校の校長、教務部長及び民事担当教官等を日本に招へいして10日間のカウンターパート研修を実施し、日本における法曹養成制度を紹介するとともに、JICA本部及び法務総合研究所国際協力部との間でプロジェクト化に向けた協議の場を持ちました。

その結果、多くの点につきカンボジア側と日本側とで問題意識を共有でき、特に、当初1つの壁と思われた教官のワーキンググループ化については、カンボジア側の大きな理解を得ることができました。これは、カウンターパート研修の一環として司法研修所の教官に御講義をお願いし、民事裁判教官室の在り方と役割を紹介していただくという試みが効を奏したものであると思います。

カウンターパート研修後も更にプロジェクトの内容を検討してまいりました。基本的には、先ほど御説明申し上げました原案のとおりですが、特にカンボジア側の教育体制の充実を促進することに重点を置き、教官をワーキンググループ化し、このワーキンググループに対して様々なインプットをすることでその能力を向上させ、さらにはカンボジアにおける実務法曹の能力向上を実現するというアプローチを採用することが一層明確になりました。

なお、教官の能力といった場合、2つの側面があると思います。1つは、まず、やがて立法化される新民法及び新民事訴訟法下における実務についての知識や訴訟指揮を含めた技術を高めること、換言すれば、裁判官としての能力を高めることです。そして、もう一つの側面は、裁判官としての能力を高めることを前提に、カリキュラムの策定や教材の作成といった司法官職養成校教官としてのノウハウを身に付け、向上させることです。プロジェクトにおいては、両側面とも目標として各種の活動に取り組みたいと考えております。

このプロジェクトを成功させるためには、カリキュラムの策定及び教材作成に向けたカンボジア側の主体的な作業が必要不可欠であると思われます。そこで、教官同士が密にコミュニケーションを持ちながら主体的に作業するための組織として、教官によるワーキンググループの設置が必要であり、現在、その準備のため、当部の教官である関根澄子がカンボジアにJICA短期専門家として派遣されております。彼女は昨年11月末にカンボジアに赴任し、司法官職養成校の民事担当教官及び教務部長をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、そのワーキンググループとともに、第1期生前期カリキュラムの見直し作業を行っております。彼女は当部の教官となる前は裁判官でしたから、この任務に最適の人物であると考えております。今は、カリキュラムの見直しのためのブレインストーミングが終わり、いよいよ

2期生前期カリキュラムの第1次案を策定する作業に入ったところだそうです。

カンボジア側のこのような努力にこたえ、彼らが作成したカリキュラム案、今後作成するであろう教材案について、日本側から有効なアドバイスを行い、さらに要件事実や裁判実務に関するインプットを行うために日本側においても作業部会を設置するため努力している最中でございます。

また、これと並行してプロジェクト形成も最終的な詰め段階に至っており、今月中には日本・カンボジアの間で合意文書（R/D）を取り交わし、正式にプロジェクトを開始したいと考えております。その後は、カリキュラム策定や教材作成にかかわっていくことになると考えておりますが、司法官職養成校の持続的な発展を考えると、次世代の教官を育成することもこのプロジェクトの重要な役割であると思います。そのためには、今後、カンボジア側と協議しつつ、若手の裁判官や検察官の中から将来の教官候補をリクルートして、この司法官職養成校ワーキンググループに加え、両草案の内容とそれらに基づく裁判実務についての知識を深めていただきたいと思います。その知識を各裁判所での裁判実務の運用に役立てていただき、さらに将来はその知識に基づいて、新たな教官として司法官職養成校で教鞭を執っていただき、カンボジアの法曹全体の能力向上に努力していただくとの構想を持っております。

最後に、正面及びお手元のモニタの写真について御説明いたします。1枚目の写真が王立司法官職養成校の建物で、入口に校名の入った看板が掲げられております。

次の写真は、フランス人専門家が刑法に関する授業を行っている様子です。ここに写っているのが第1期生全員ですから、日本の司法研修所に比べれば大変小さな組織であることがお分かりいただけると思います。

司法官職養成校につきましては以上です。



(司法官職養成校入口の看板)



(司法官職養成校での授業風景)

【矢吹】 では、次に、弁護士養成校についてお話ししたいと思います。

日弁連では、この法整備支援のプロジェクトは95年から始めていますけれども、弁護士制度への支援というものを主なプロパーなプロジェクトにしています。その他に、他のプロジェクトへの人材の派遣ということも行っていて、現在も、ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴルと4か国にJICAの長期専門家として弁護士が派遣されています。

お手元の資料の21ページに私のレジメがありますが、今回の養成校のプロジェクトは、

2002年の7月に裁判官養成校のプロジェクトに先駆けて、JICAの開発パートナー事業という枠組みで実施させていただきました。これは3年間のプロジェクトで、民間に対するJICAのファンド支援ということでもあります。これに基づいて、2002年から始めたわけです。

プロジェクトの最終ゴールは、適切なトレーニングを受けた弁護士によるリーガルサービスに対する市民のアクセスの確立・拡大ということでありまして、法曹三者が同じようにトレーニングを受け、同じように人数が増えていくということが、まさに当事者主義を基本にする自由主義、民主主義の根幹であろうということから始めたものであります。

目的は4つのピラーからなっております、弁護士養成校への支援、それから、当初、開発途上国の場合にはお金がない、弁護士をお願いする金銭がないということで、法律扶助制度というものが不可欠だという認識から、法律扶助制度の構築を考えましたが、あまりに大きいことなので、養成校の中にリーガルクリニックを設けまして無料法律相談をするということを考えました。その他に、現在の弁護士の方の継続教育、そしてジェンダー問題、この4つを柱にプロジェクトを進めました。

22ページにそれぞれのプロジェクトの中身が書いてありますが、養成校の設立・運営につきましては、主に日本の司法研修所に倣いまして、やはり裁判実務をきちっと理解して、できるようにしてほしいということを申し上げると同時に、実務修習、研修を充実・強化するということをしました。

当初、先方から900時間の講義の要請がありましたが、協議の結果590時間、それも日本の白表紙のようなマテリアルを使いまして、実務に中心を置いた教授方法をするということを行いました。それ以外にリーガルクリニックにおきまして、毎週、5つのグループに分けまして、それぞれのグループが現実に法律相談を受ける、弁護士と一緒に法律相談を受けるということをいたしました。本年からは法律相談所ができて、その場所において、より多くの件数を扱えるというふうに期待しております。

特に、弁護士養成校では入学試験、卒業試験の透明性・公平性が重要でありましたので、そのマニュアル作成、それから、オブザーバーの派遣ということに当初傾注いたしました。また、スタッフの本邦研修も行い、両国の法曹養成の違いについて研修をさせていただきました。

そのほか、リーガルクリニックのところに書いてありますが、毎年サマーキャンプを地方で行っております、直接生徒が市民に対して弁護士の役割等を講義するということを行っています。

2003年11月には東南アジア法律扶助会議をプノンペンで法律扶助協会と行いまして、これは南南協力といいますか、ベトナム・ラオス・タイ・マレーシア・フィリピンというところから専門家を呼びまして会議をいたしました。その結果、カンボジア政府から毎年5万ドルの法律扶助制度に対する供出という結果が出て、これも1つの成果であろうと思います。

また、弁護士継続教育のセミナーは年4回を平均として行っております、そこに書いてありますように、民訴、弁護士倫理、ジェンダー関係、法律事務所の運営といった弁護士特有の問題も最近行っております。

また、ジェンダーにつきましては、カンボジアではドメスティック・バイオレンスの件数、離婚件数が非常に多うございまして、これに対応できる専門家の育成ということを行っております。また、人身売買もカンボジアでは相当数上がっております、この人身売買をどう禁止するかということに専門家である弁護士が関与できるような体制にしたいと思っております。

本プロジェクトの評価であります、今、写真に写っておりますように、これは1期生59名の卒業の際の、卒業証書の授与式であります。

次の写真をお願いします。

それと同時に2期生74名のトレーニングが始まりまして、最終的に、これは入学式の模様で、先ほどローブを着ていたのが卒業生で、白いワイシャツで来られているのが新入生ということであります。いずれも1年の教育期間ですので、それぞれ、入学・卒業式を同時に開催しています。現在3年目で60名の生徒がトレーニングを受けています。その他に、弁護士継続教育のセミナーには毎回100名から150名の弁護士、それから養成校の生徒が参加しておりますので、それも1つの数値的な評価ではないかというふうに思います。



(弁護士養成校卒業証書授与式)



(弁護士養成校入学式)

幾つの特徴のある点を申し上げますと、まず、NGOである私どもとしては非常に動きがしやすく、例えば、カナダの弁護士会、アメリカの弁護士会、フランスの弁護士会と非常に強い協力関係でこのプロジェクトを進めています。御存じのように日本は、例えば、弁護士と依頼者とのコミュニケーションですとか、ローヤリングですとか、今ロースクールでやっと始まった科目についてはまだ知識が浅うございます。そこで、そういった点はカナダ、アメリカの専門家が支援すると。ないしは、リーガルクリニックもそうですが、こういった相互補完制度が非常にワークしているということでもあります。そのために、コミュニケーション、情報の共有、透明性、これがコアなファクターでありまして、毎月、現地のスタッフとカンファレンスコール、それから、カナダ、カンボジア、日本と、3点でカンファレンスコールということを行っております。

今後のことにつきましては、相手のサステナビリティ、自立をどう構築するかということでありまして、相手に押し付けるということはもちろんできないわけですが、よく話し合っって一番ベストなプラクティスを構築しようということが重要であろうと思います。また、コーディネーションというのは非常に重要で、先ほどの協力弁護士会も4つになっておりますので、そのコーディネーションと統一したインテグリティを保つということが必要かと

思います。

最後に、このプロジェクトで重要なファクターは、他の日本の法整備支援のプロジェクトとの協力関係でありまして、1つは司法官職養成校のプロジェクトであります。フランスの制度が基なので、どうしても裁判官・検察官・弁護士が同一の場所で同一の教育を受けるということになっておりませんが、中身において同一になるように協力をしていこうということをお話し合っております。

また、民法・民訴法の立法支援につきましても、既にその法案を頂いて、それを基に学校での教育、それから弁護士の継続教育を行っています。こういった相互補完性が、1つ1つのプロジェクトをより効果のあるものにするということを実感しています。また、財団法人国際民商事法センターにおきまして多岐にわたる資料がありまして、その利用も私たちのプロジェクトにとっては大変効果のあるものであります。

最後に、日本側の専門家の育成ということが非常に重要でありまして、私どもチームメンバー約25名、講師も含めると40名がプロジェクトに参加しています。毎年延べ30人が現地に行って、毎月1、2回だれかが行っているということになりますが、こうした人たちが興味を持ち、ないしはある程度専門性を持って、また、長期専門家等になっていただくということが、私たちのプロジェクトのもう1つの目的であります。

以上、御報告といたします。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 ありがとうございました。

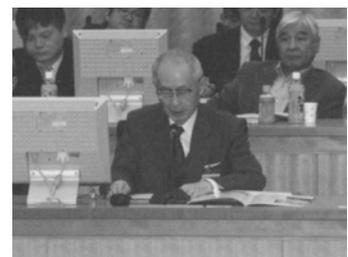
質疑応答・自由討論

【司会（廣上）】 それでは、これから質疑応答と自由討論に入りますが、時間が押しておりますので、わずかな時間しかございませんが、皆様の活発な御発言を期待いたします。

それでは、まず初めに司会の方から御指名をさせていただきたいと思いますが、星野英一先生から、昨年、中国で開催されました中日民商法研究会の主催するシンポジウムに関するお話などをしていただけたということを伺っていますので、この機会にお願いしたいと思います。

【星野】 ありがとうございます。時間が迫っておりますので、少しだけ簡単に申し上げたいと思います。

今、御紹介がありましたようなことで、私は、昨年の11月にも中国に参りました。青島（チンタオ）におきまして、今お話しいただいた中日民商法研究会、これは昨年もちよっと御紹介いたしましたけれども、日本に留学した中国の方で、向こうで学者になっている方が主になり、弁護士その他の実務家が集



まって作った会として、会長は梁慧星先生、社会科学院において、現在、民法編さんの中心的な役割を果たしておられる方でありまして、今回はその特別会のようなもので、テーマは、

「中・韓・日民法制度同一化の探求」，要するに3国の民法の統一を少し考えたらどうかという，非常に大きく，勇ましいものでした。なぜこうなったかと申しますと，御存知の方が多いと思いますけれども，国際交流基金では，外国の学者がそこで日本研究のシンポジウムをするというプロジェクトに対してお金を出す制度があります。その場合には，日本からも呼ばれます。こういうテーマで申請して通ったものですから，開催されたということです。

私は基調報告を求められたので，世界における私法の統一あるいは地域的な私法統一，ヨーロッパなどにもございますが，その全体を概観し，民法のどの部分が統一に適するか適しないかといった田中耕太郎先生の『世界法の理論』以来，研究がなされている問題で，現在でも世界的に議論されている問題について話しました。

ところが，後の発言者がいろいろ大変盛り上がりすぎてしましまして，そこでは，例のウィーン条約，つまり国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が原案を作りました「国際物品売買契約に関する国連条約」のようなものを我々も作るべきではないかという見解が多く述べられました。これは日本はまだ批准をしておりませんが，中国は批准しています。さらに，ヨーロッパ，EUにおける統一法が引き合いに出されまして，東北アジア3国もこういった統一法を作るべきではないか，その検討を始めるべきだという見解が多く述べられました。

本年も6月に例会があります。中日民商法研究会は6月に例会をやりますが，中国では民法を編さん中ですから，それに関係するテーマが扱われることが多いのです。このほか，韓国でこの問題を取り上げて，国際的研究会を開いていると聞いております。今日，東北アジアの経済的・政治的な共同体が話題に上がっておりますが，統一法の問題は，本連絡会が扱う事項の範囲外でございますけれども，御参考までに申し上げておくのがいいのではないかと考えました。

なお，ついでにこれに関連いたしまして，私が申し上げるのは適当ではないのですが，神戸大学の21世紀 COE（センター・オブ・エクセレンス），これは文部科学省の予算によっていろいろな大学が行う大きなプロジェクトでありますけれども，そのプロジェクトによる神戸大学の「アジア市場における持続可能な競争秩序の多様性に向けて」というシンポジウムが昨年11月にありまして，競争法の3国統一は必要ないし望ましいことであるという意見が韓国の学者及び中国の学者から出されました。しかも，その中国の学者と韓国の学者が，どちらも一流の，その問題に関するトップの学者ですが，時期についてだけ意見が一致なくて，中国の学者は早速にでも検討を始めるべきだと言われました。中国において競争法はまだ不備ですが，とにかくこういうものをやっておかないと，自分の国の法律を作る前に統一法があった方がいい，作った後で統一に入るとするのは煩雑ということもあるのではないかと思います。

韓国の方は，それぞれの国民のメンタリティーが若干違うからあまり急にはできないだろうということを言っておりましたけれども，いずれにしましても，市場経済の基礎法である競争法と民法との両者について，学者の見解の一致があったのは，非常に注目すべきことではないかと思しますので，御報告させていただきたいと思った次第です。

それに関連いたしまして，1つ問題を提起させていただきたいのですが，法整備支援事業

というものの厳密な定義は私にも分からないのですが、多くの場合には相手国の政府レベルの機関の要請を受けたり、そうでなくても、先ほど NGO のお話がございましたけれども、何らかの団体と団体、多くは政府レベルが関連するものが中心だと思われまゝ。しかし、「法整備支援」というパンフレットの9ページを見ると、協力機関という名前です。いろいろなものが出ております。ほかに、国際民商事法センターが関係するものももちろん入るでしょう。さらに個人レベルで相手国の準備中の立法に関する意見を求められて、会議やシンポジウムで報告することが、私が知る限りかなりたくさんございます。私自身もそういう機会がありました。はっきりした例というのは、京都大学の北川善太郎教授が中国の契約法の立法に際して全人代から意見を求められて、そこで同氏の述べた意見が非常に重要であったと聞いております。

そこで、これらの国々に対する個人レベルの意見の開陳は、散発しているのですが、やはり情報として、皆さんが知っておくことがいいのではないかと、どこかでそういう情報をきちんとまとめておくことがいいのではないかと考えました。先ほどお話がありましたけれども、なかなかその連携がつかないということがございます。今日の御報告を伺っていても、これは九州大学の吉村さんのお話にもありましたが、散発的に日本の人が行っていたけれども、それとの連続性がつかなくおっしゃいました。

これは非常にもったいないことだと思うのです。縦の連絡、横の連絡というのでしょうか、そういうものがあつた方がいいと思ひます。もちろん、情報を自分のところへ取り込む傾向があります。どちらにしても、もう少し連携して情報を共有した方がいいなと思ひます。そこで、個人レベルにおけるこういった協力というものをどのように扱うか、少なくとも情報を少し集めておくことが望ましいでしょう。どこでそれをやるのかということも難しい問題ですが、そんなことをこの機会に考えましたので、この点につきましても、皆様方に今後お考えいただいたらよいのではないかとと思ひまして、発言させていただいた次第です。

どうもありがとうございました。

【司会（廣上）】 星野先生、どうもありがとうございました。

星野先生から最後に問題提起をいただきました点についてでありますけれども、我々も、法整備支援事業というのは、いろいろな関係機関や関係者の方の御努力によって行われてきているものというふうにご考へておりますので、個人レベルで御活躍されている方も、是非、こういった連絡会に参加いただいて、情報の共有あるいは交換をしていくことは重要であると思ひています。ですから、皆様の方でも、そういった活動をされている方を御存じでおられれば、是非お声をかけていただいて、御協力いただければというふうにご考へております。

星野先生の御発言にコメントがお有りの方がありましたらどうぞ。

【足立】 関東学院大学の足立です。

私は、JIL（日本カンボジア法律家協会）という、桜木和代弁護士と木村晋介弁護士が共同代表を務めている NGO の一員であります。その関係で、プノンペン大学やノートン大学で法曹教育を行つております。

今日の、人材育成に関して言ひますと、法曹教育の大切さというものはよく分かります。し

かし、その原点である大学教育における法曹教育をどうするのだろうかということをもう一度、そこまで考えていただきたいというのが1つと、それから、私は一昨年の7月29日でしたか、現在、司法大臣をやっておりますアン・ボン・ワッタナ、当時の次官ですが、彼と個人契約、メモランダムを結びまして、少年法を作ってほしいということでしたので、私個人で数人で、立法支援日本委員会というものを作りまして、今そこで、是非、数年かからないうちに、なるべくよりよい少年法をカンボジアのために作ろうと思って頑張っているところです。

以上です。

総括及び所感

竹下守夫 駿河台大学学長・一橋大学名誉教授

【司会（廣上）】 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、残り時間もわずかになりましたけれども、これまでの御報告、御講演などにつきまして御意見等ございましたら、お願いします。

時間が迫っておりますけれども、この段階で御発言等をなされる方がおられませんようですから、これをもちまして質疑応答及び自由討論を終わりたいと思います。

ここで、竹下守夫先生にこの会議を総括していただきまして、御所感をいただきたいと思えます。皆様には竹下先生を改めて御紹介するまでもないと思えますけれども、駿河台大学学長、一橋大学名誉教授でおられます。また、法整備支援に関しましては、我が国がカンボジアの民事訴訟法の起草支援を行っておりますカンボジア民事訴訟法作業部会の会長もされておられます。

それでは、竹下先生、よろしく願いいたします。

【竹下】 ただいま御紹介いただきました竹下でございます。本日の連絡会の総括をお引受けしたのですが、今日は大変充実した内容で、適切に総括できるかどうかわかりません。



感想程度のことを申し上げて責めを塞がせていただきたいと思えます。

法整備支援の領域は、大きく分けると、法典整備支援と人材養成支援の2つになると思えますが、このような法整備支援が、現在の我が国で最も組織的に、JICA および法務省法務総合研究所国際協力部を通じて行われている対象国は、ベトナムとカンボジアであるといつて差し支えないと思えます。本日の連絡会では、ちょうど、法整備支援の領域の面でも中心となる法典整備支援と人材養成支援の問題が取り上げられ、また対象国の面でも中心的なベトナムとカンボジアが取り上げられ、それぞれどのような内容の支援が行われてきたのかについて、充実したご報告がありました。

冒頭、ベトナムのフォン最高人民裁判所副長官——もうお帰りになりましたが——の講演がありまして、それに引き続き、休憩前にフォン副長官に対する質疑を中心とした討論が行

われました。私どもが、翻訳を通じて、今回新しくできたベトナムの民事訴訟法について抱いていた印象ないし疑問が、フォン副長官の本日の討論の過程でのお答え、説明によって、かなり修正された部分もあり、また、よく理解ができるようになったところもあると思います。あれだけたくさんの質問に、独りでかなり長時間にわたってお答えになり、我々の理解・認識を深めてくださったことに対して、私としては大きな敬意を表したいと思います。

次に、休憩前の、ベトナムの民事訴訟法典整備支援につきましては、吉村教授と井関教授とから御報告がございました。既に予定の時間を過ぎておりますので、大変失礼ながら、その内容を要約することは省略させていただきたいと思います。お二人の御報告によって、相当に限られた条件の中でお二人が最大限の努力をされ、日本側の多岐にわたる提言がベトナムの新民事訴訟法典にかなりの範囲で取り入れられたという事情がよく分かったと申せましょう。ただ、お二人の御報告は、また幾つかの問題を提起しておられるように思います。ここでは、特に次の3点を取り上げたいと思います。

第1は、被援助国の政治体制と法整備支援の理念にかかわる問題でありまして、私どもとしましては、法整備支援をする場合には、被援助国の民主的法治国家体制と申しますか、あるいは法の支配の妥当する民主国家体制を確立するために法典の整備・人材の養成を支援することを、究極の目的あるいは理念としているわけでありまして、現実には必ずしもそういう国だけが被援助国になるわけではありませぬし、また、そういう国だけに限ってしまうことは相当ではないと思われまふ。そうすると、どうしても相手国の政治体制からくる日本側の努力の限界があつて、これをどう打開していったらよいかという問題が生じます。本日のお二人の報告は、この問題を提起しているように思います。その象徴的な例が、井関教授の報告にありました監督審の問題であります。ベトナム民事訴訟法第18章第282条以下にある制度であります。井関教授の報告にありましたように、この制度は、確定した判決・決定に重大な法令違反がある場合に、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院検事総長の申立てによってその取消しを認めるというものです。しかし、訴訟の当事者には申立権もないし、監督審の手続きで弁論権もない。また、第283条第1号によりますと、「判決・決定の結論が、事件の客観的詳細と矛盾している。」ということも申立事由になるようであります。もちろん、ベトナム国民の法意識、この制度の歴史的・文化的背景などが分かりませんから、軽々に論ずることはできませんが、法文の上からみると、個人の尊厳に基礎をおく当事者の手続権の保障という民主国家の民事訴訟法で広く認められている法原則と調和しがたいように見えますし、場合によっては、裁判官の職権の独立性の侵害も危惧されるようでもあります。それにもかかわらず、日本側からの修正を求めるコメントは、最高人民裁判所の草案には取り入れられたが、結局、国会では拒否されたということでありました。

吉村報告と井関報告の提起する問題の第2は、吉村教授の言われる論点提示方式で被援助国が我々の助言を求めてきた場合の対応であります。吉村教授、井関教授御自身が指摘されておられるように、特定の事項についてだけ問題を切り出してきて、これについて助言あるいは意見を述べてほしいと言われましても、的確な助言をする、あるいは意見を述べるのには限界があります。その事項が取り上げられるに至った背景なり、さらに、その基本にあ

る被援助国の立法方針なりが分かりませんと適切な助言はできないということになります。そこで、この問題にどう対処するかが、我々の課題になると思います。これに関連して、吉村教授からは、さらにその特定の同一事項について、日本以外の支援国にも助言を求めるといふ例があり、複数の援助国からの助言が相互に矛盾するという事態が生じたとの問題も指摘されました。前回の、この連絡会で取り上げました援助国相互のコンフリクトの問題は、例えば、民法起草の援助国と土地法起草のそれとが異なるために生ずる抵触問題でありましたが、吉村教授の御指摘は、それとは異なり、同一の事項について複数の援助国に助言を求め、被援助国が提出された助言の中から最も良いないし好都合と考えるものを選択するということの相当性であるように思われます。

吉村報告・井関報告の提起した問題の第3は、ただいまの星野先生の御指摘にもございました、日本側の支援体制の継続性であります。ベトナムでは、吉村・井関両教授の前に日本側の法整備支援活動が行われていたのに、その支援の成果が引き継がれなかったということであり、誠に残念に思います。

さて、そこで、これらの問題にどう対処すべきかが、今後の法整備支援の課題となるわけでありまして、いずれも慎重な検討を必要とする問題であると思います。ただ、差し当たりこの場で感じましたことを申せば、このうち、第1の被支援国の政治体制に由来する限界は、最も解決が困難な問題であることは確かではありますが、しかし、社会主義体制と申しても、冷戦の時代とは異なり、現在では、経済面では市場経済を目指しており、その意味では相対的であります。本日のベトナム民事訴訟法を巡る討論でのフォン副長官の説明や質問に対する回答、また、それに対するフロアの皆さんからの御発言等を伺っておりますと、一見解決が難しい問題のように見えながら、しかし、支援国としての日本側ですべきことはいろいろあるように思われました。1つは、北海道大学の佐藤（賢）教授から御指摘がありましたように、司法の中核をなす民事訴訟を取り巻く司法的環境あるいは訴訟制度のインフラとでも言うのでしょうか、例えば、弁護士制度であるとか法律扶助制度であるとか、そういうインフラ整備の支援にまで目を配っていけば、打開の道があるように思うのであります。またさらに、取り分け当事者主義の問題に関して申せば、そもそも被援助国の実体法上私的自治の原則なり個人の尊厳の理念なりがどこまで確立しているかということと切り離して、訴訟手続上の当事者主義を実現することは困難であります。実体法の整備や人材養成支援を通じて個人の尊厳の理念の確立を側面的に支援して行けば、解決の道がないわけではないと思う次第であります。

第2の論点提示方式の問題であります。神戸大学の金子教授の質問や、それに対してフォン副長官が答えておられたところを併せ考えますと、この点についても、こちら側が最初に援助協定を結ぶ段階で、相手方のどういう組織をカウンターパートとするかについて慎重に配慮する。それから、協定を結ぶ際に、どういう形でこちら側としては援助をするかをあらかじめ協定の内容に盛り込んでおくという方法もあり得るのではないかと。そのようなことによって、解決の糸口を見出せるのではないかと考えたところでございます。

それから、第3の日本側の支援体制の継続性の問題につきましては、JICA 及び法務総合

研究所に今後十分に配慮していただき、法整備支援の実施主体が交代する場合の引継体制を作っていただきたいと思います。

以上が、本日の連絡会の前半のまとめであります。休憩を挟んで後半は、カンボジアの法律家養成支援につきまして、矢吹弁護士と三澤教官とから報告がなされました。こちらも、内容の要約は省略をさせていただきたいと思います。

三澤教官の報告で指摘された問題として、被支援国自身が法曹養成の組織なり体制なりを作り出すことを、日本側として支援することが必要であるという点が重要であると思います。三澤教官の言われたところによりますと、日本の支援領域を民事法の分野に特化するとして、司法官職養成校の教官グループのワーキンググループ化とでもいうのでしょうか、司法官養成校の教官になっておられるカンボジアの裁判官・検察官は、既に相当質の高い法曹となっているのですが、組織化されていないので、日本側でアドバイスして、後進を指導するための組織としてまとまりをもたせ、教官としての資質向上を図る。そして、自らカリキュラムを策定し、更に教材を作り出すという、そういう能力を高めていく。さらに、その上で次世代の教官の養成というところまで目配りをしていく必要があるだろうという御指摘であったように思います。私も、カンボジアの法整備支援に関与いたしておりますが、その経験に照らしましても、誠に的確な御指摘であると思います。

それから、矢吹弁護士は、御承知のように、いわば NGO レベルでの弁護士養成という非常に困難な問題に、日本弁護士連合会の法整備支援プロジェクトの責任者として長年かかわってこられました。今日のお話を伺っても、NGO という立場で、よくここまでおやりになったと、おそらく聞いておられた皆様方も思われたのではないかと思います。ベトナムについても同じ問題が提起されましたように、これまでは人材養成となりますと、司法の直接の担い手である裁判官・検察官の養成に力が注がれ、なかなか弁護士の養成にまでは援助の手がまわらないということになるわけですけれども、被支援国の司法を健全に発達させる、そして、先ほども申しましたように、民主的法治国家体制の確立を終局の理念として法整備支援を進めようとするすると、弁護士の養成も不可欠の課題であります。その意味で、矢吹弁護士がリーダーとして、この課題につき、NGO の立場で大きな成果を上げられたことに対し、私としては敬意を表したいと考える次第でございます。

本日の連絡会全体を振り返ってみますと、法整備支援は相手国に応じた配慮が必要である、あるいは、ODA は相手国の自助努力を前提とした支援であると言われており、一般論としては、これらの命題は、全くそのとおりと肯定されるわけでございますけれども、具体的な事案について考えてみますと、ベトナムの場合もカンボジアの場合も、それぞれ意味は異なっているにせよ、等しく困難な課題を抱えていることが、改めて確認されたと思うのであります。先ほども申しましたように、私も、カンボジアについては民事訴訟法典起草支援に関与し、常日ごろから様々な困難を経験してまいりましたが、ベトナムの状況を伺ってみますと、それぞれに難しい問題があるということを実感したところでございます。

そのような意味で、法整備支援の課題はまだまだたくさんあると思いますけれども、このような連絡会の場で、いろいろなかかわり方をしておられる皆さんが一堂に会して、お互い

の経験あるいは情報等を交換し、時には意見を闘わせて課題の解決に取り組んでいくということが、大変重要なのではないかと考える次第でございます。

以上、感想としては少しく長くなりましたが、これで総括に代えさせていただきたいと思
います。御清聴、ありがとうございました。

【司会（廣上）】 竹下先生、どうもありがとうございました。

本日は、御講演、御報告の先生方には大変有意義なお話をいただきまして、誠にありが
とうございました。また、参加者の皆様には、限られた時間ではございましたけれども、御活
発な御質問、御意見をいただきまして、充実した会議になったと思っております。

それでは、これもちまして第6回法整備支援連絡会を終了したいと思います。

皆様、長時間、ありがとうございました。

（閉 会）

第6回法整備支援連絡会資料

〔 平成17年1月14日（金）
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室 〕

ページ

1 講演レジュメ	
ダン・クァン・フォン ベトナム最高人民裁判所副長官	1
吉村 徳重 九州大学名誉教授	8
井関 正裕 関西大学法科大学院教授	11
三澤あずみ 法務総合研究所国際協力部教官	13
矢吹 公敏 弁護士，日本弁護士連合会国際室長	21
2 資料	
(1) ベトナム資料	
ベトナム民事訴訟法（仮訳）	24
※席上配布後，本誌掲載のため，一部補正を加えました。	
(2) 調査票回答（掲載省略）	
3 法整備支援活動年表	119

※ 合計 120 ページ（表紙を除く）

ベトナム民事訴訟法典の制定の概略と民事訴訟法典の 施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割

ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フォン

2004年6月15日、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期は、民事訴訟法典を可決・成立させた。本法典は2005年1月1日から効力を有する。民事訴訟法典は、従来の民事事件の処理手続に関する国会令、経済事件の処理手続に関する国会令、労働紛争の処理手続に関する国会令の第1部、外国裁判所の民事判決又は決定でベトナムにおいて承認・施行された国会令及び海外審判が決定しベトナムにおいて承認・施行された国会令に置き換わることになる。

民事訴訟法典はベトナムの重要な法典の一つである。民事訴訟法典は、民事・婚姻家族・営業・取引・労働紛争事件（以下まとめて「民事事件」という。）の処理を裁判所に請求するための提訴の手順及び諸手続並びに民事・婚姻家族・営業・取引又は労働上の要求に関する問題（以下まとめて「非訟事件」という。）の処理を裁判所に求める手順及び手続といった民事訴訟における基本原則、さらに、民事事件と非訟事件の迅速・正確・公正・適法な処理を保障するために民事判決の執行に関する原則を規定する。

2004年6月24日、ベトナム社会主義共和国第11期国会が民事訴訟法典を可決し、ベトナム社会主義共和国国家主席が13/2004/L/CTN 号令にて民事訴訟法典を公布したことにより、ベトナムの民事訴訟法典制定の過程が完結したことになる。これは全総力の結集の下に実施・完成された、真の大きな集団事業の成果である。ベトナム最高人民裁判所は国会によって任命された本法典起草の責任者であるが、各関連機関との連携及び国際組織・専門家の技術的支援がなければ、きっと多くの困難に遭ったに違いない。

I. ベトナム民事訴訟法典制定の概略

1. 1993年、民事訴訟法典編纂委員会は、最高人民裁判所長官を委員長に、同裁判所副長官1名を常任委員にして設立された。その他、司法省次官1名と最高人民検察院次長検事1名が同委員会の委員であった。また、編纂委員会を補佐する関連機関として、法律専門官12名を含む起草班が設けられた。

民事訴訟法典の編纂過程において、編纂委員会と起草班は常に実務経験をフォローし、また、各国の立法経験を選択の上参考にして、以下のような一貫した指導方針と要請を掲げてきた；

- a. 党中央執行部第7期第8回会議、党中央執行部第8期第3回会議の決議と、特に政治部の2002年1月2日付08-NQ/TW 号決議「今後の司法活動の重点任务について」に記載された司法改革に関する党の観点。
- b. 社会主義指向市場経済発展に関する党の路線・方針の制度化と1992年憲法（改

正、補足済み)の規定の具体化を実施しなければならない。それに従い、各経済セクターに属する個人・組織は国際統合・国際協力・法の下での競争条件の下、平等であり、自由かつ共に長期にわたる発展をする。

c. 民事訴訟の参加者が、裁判所における権利・利益保護の下、民事訴訟に関する自らの権利と義務を行使できるよう、民事訴訟法典は個人・組織が自らの合法的権利及び利益を擁護する法的道具として、公開かつ公正な手順と手続を保障しなければならない。また、民事訴訟における個人・組織の役割、責任を高めなければならない。

d. 民事訴訟法典の草案は、現行の訴訟法令の規定の継承、裁判所の実際の審理経験の総括、各国の立法経験の参考を基盤に編纂された。

民事訴訟法典は、ベトナムの経済社会の実生活の要請と国際統合過程に対応したものでなければならない。

dd. 訴訟の諸原則・手続は十分に規定され、体系的で、明確、具体的、厳格であり、分かりやすく、そして実施しやすいものでなければならない。

e. 訴訟における審理機関と人の機能と役割、各階級の裁判所における民事事件・非訟事件処理の権限と手続、訴訟参加者の権利と義務を明確に特定し、特に当事者の自己決定権を尊重し、当事者の証明義務を具体的に規定しなければならない。

g. 民事・婚姻と家族・経済と労働事件を処理する際の各々の事件の特殊性を配慮した共通で統一的な諸原則、訴訟手続の策定。

h. 性別・民族・信仰・宗教・社会階層・社会的地位の区別なく、法及び裁判所の下ですべての国民が平等であることを保障する。いかなる組織も組織形態・所有形態・所在地・その他の事由に左右されることなく平等である。

i. 民事訴訟法典の規定とベトナムが署名し、又は加盟した国際条約中の対応規定との関係を保障する。

2. 編纂委員会と起草班は、設立後、民事事件と非訟事件を処理する手続に関する諸規定を見直し、草案起草の方向性を定めた。草案の第1次から第3次が順に起草され、編纂委員会と起草班内で討議にかけられた。

— 1997年1月23日、最高人民裁判所は国連開発計画（UNDP）と共同で、海外専門家（UNDPの招へい専門家）による意見の提供を受けるため、民事訴訟法典の第4次草案についてのワークショップを開催した。本ワークショップの後、最高人民裁判所は第4次草案を修正し、第5次草案とした。

— 技術協力としての法整備支援の枠組の中で、日本の国際協力事業団（当時のJICA。以下同様。）は裁判所組織と日本の民事訴訟法典について2001年9月10日から2001年10月13日まで研修を実施するため、最高人民裁判所への技術協力を承認した。当研修において、研修員は日本の専門家とともに民事訴訟法典第6次草案について討議した。

— 2002年6月5日・6日の2日間にわたって、最高人民裁判所は日本の国際協力

- 事業団と共同で、ハノイで民事訴訟法典第7次草案についてのワークショップを開催した。ワークショップには日本の専門家である吉村徳重、井関正裕の両氏が参加した。
- － ベトナム政府と日本政府の技術協力プログラムは継続されて、最高人民裁判所は日本の国際協力事業団と協力し、2002年9月9日から2002年10月12日まで日本での研修を実施し、第8次草案について討論した。
 - － 2003年7月13日から、最高人民裁判所は STAR プロジェクト-ベトナムと協力し、民事訴訟法典第9次草案についてのワークショップを開催した。草案に対するコメントに基づいて、編纂委員会と起草班は修正を行い、民事訴訟法典の第10次草案を完成させた。
 - － 2003年8月6日から8日、国際協力事業団と協力し、ハノイでワークショップを開催し、民事訴訟法典の第9次草案の問題点について、討論した。ワークショップには、日本の専門家として、吉村徳重、井関正裕、酒井一の各氏が参加した。
 - － 2003年9月11日、国会法律委員会は、民事訴訟法典第10次草案を審査し、2003年9月23日・24日の2日間にわたり、国会常務委員会は、民事訴訟法典第10次草案に対して、指導的コメントを下した。
 - － 2003年10月10日、最高人民裁判所は民事訴訟法典の第11次草案を国会に提出した。
 - － 2003年11月19日・20日の2日間にわたり、国会は民事訴訟法典の第11次草案に対して、討論し、コメントを下した。
 - － 2004年2月10日、国会常務委員会は、国民の民事訴訟法典の草案に対する意見聴取に関する決議を公布した。
 - － 2004年3月11日、12日に国際協力機構と協力し、ハノイでワークショップを開催し、吉村徳重、井関正裕の両氏が参加し、また、同月24日と25日には、テレビ会議を通じて、オンライン討論を開催した。
 - － ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期において、民事訴訟法典の草案が審議され、2004年6月15日に民事訴訟法典が可決・成立された。

II. 民事訴訟法典の編纂過程において集中討論された重要問題

1. 民事訴訟法典の対象範囲について

民事訴訟法典の編纂過程において、以下の民事事件と非訟事件を民事訴訟法典に規定するべきかどうかについて論議になった；

- a. 選挙人名簿の不備についての不服申立て
- b. 戸籍登記の際に不当な決定・行為のあった戸籍登記機関に対する不服申立て
- c. ストライキが合法かどうかを検討、結論する手続

上述の民事事件と非訟事件は民事訴訟、行政訴訟、個別訴訟のいずれかの手続に従うが、裁判所の管轄処理に属すると断じていた。

最終結論：

- － a, b の民事事件と非訟事件は、行政訴訟として裁判所が処理する。
- － c の民事事件と非訟事件は個別訴訟として処理する。

2. 事件における関係当事者の権利と義務

a. 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる権利

- － 合法的権利及び利益が侵害される者が自らの合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる以外に、別主体がその申立てを行う権限があるかどうかについて、集中的な討議がなされた。特に、現行法令では検察院も民事事件を立件する権限があった。
- － 別主体が第三者の侵害された合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる権限があるとすれば、いかなる場合か。

最終結論：

- － 検察院は民事事件を立件する権限を持たない。
- － その他の主体は民事訴訟法典の第162条が規定する下記の特別の場合にのみ、第三者の合法的権利と利益が侵害される事件を提訴する権限を有する。
 1. 人口・家族・子供に関する機関、婦人連合会は自らの任務と権限内で婚姻家族法が規定する場合における婚姻家族事件を提訴する権限を有する。
 2. 末端労働組合の上級労働組合は、法律が規定する労働者集団の合法的権利と利益を保護する必要がある場合に労働事件を提訴する権限を有する。
 3. 機関・組織は自らの任務と権限内で管轄する分野に属する公的・国家的利益の保護を裁判所に請求するため、民事事件を提訴する権限を有する。

b. 当事者の自己決定権

- － 関係当事者は管轄裁判所に民事事件又は非訟事件の処理を申し立てるか否かを決定する権利を有するという意見に一致した。裁判所は、関係当事者から訴えの提起及び書面による申立てを受けたときにのみ民事事件及び非訟事件を受理し、訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を処理する。
- － 民事事件又は非訟事件の処理過程において、関係当事者は、申立ての取下げ若しくは変更又は自発的かつ法律及び社会倫理に反しない限度で互いに合意に達する権利を有する。

上述の問題は一つの原則として民事訴訟法典の第5条に規定されている。

* 問題は、提訴後、公判期日において提訴者は請求の取下げ・変更又は補足の権利があるかどうかである。請求を取り下げの場合、裁判所はいかなる場合に審理を中止し、いかなる場合に継続するか。

最終結論：

- － 関係当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する（民事訴訟法典218条2項）。

-
- － 関係当事者の請求の変更・補足があった場合、裁判所は、関係当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え・反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更又は補足を認容する（民事訴訟法典 218 条 1 項）。留意すべきは、公判の準備期限内に当事者は元の訴えの範囲を超える変更又は補足をする権利はあるが、事件の訴訟提起手続と同様の手続を行わなければならないことである。
 - － 原告がその訴えの請求全体を取り下げたにもかかわらず、被告がその反訴を継続する場合、裁判所は審理を続行する。その場合、訴訟の立場が入れ替わり、被告が原告になり原告が被告になる（民事訴訟法典 219 条 1 項）。利害関係者による独立した請求がある場合も同様である。

c. 各関係当事者の証明義務

一般原則については統一的意見が採用された。

- － 自己の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる関係当事者は、当該請求に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
- － 他者からの請求に対し、異議のある関係当事者は、その異議に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない。
- － 公益・国益を保護するために訴えを提起し、又は他者の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる個人、機関若しくは組織は、その訴え又は申立てに十分根拠があり、合法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
- － 証明のための証拠提出が義務付けられているにもかかわらず、証拠を提出できなかった、又は適切な証拠を提出しなかった関係当事者は、証明不能又は証拠不十分による結果に対する責任を負う。

上述の問題は民事訴訟法典 79 条に規定されている。

* 問題は、当事者が証拠を提出する期限があるかどうかである。裁判所はいかなる場合に証拠を確認・収集するのか。証拠を管理・保管する個人・機関・組織はどのような責任を負うのか。

最終結論：

- － 各関係当事者による証拠提出に期限はない。事件処理の過程で証拠を得られた場合はいつでも裁判所に提出できる。
- － 当事者が、証拠を個人・機関又は組織が管理・保管していて自ら証拠を収集できないことを証明し、理由を明記した申立書を提出する場合に限り、裁判所は証拠を収集する。この場合、裁判所の請求に従って、当該証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織は、請求を受けた日から 15 日以内に、裁判所が請求する証拠を完全に、かつ期限内に提出する責任を負う（民事訴訟法典 85 条，94 条）。

3. 緊急保全処分の適用について

事件処理の過程において（裁判所が事件を受理した時点から）、当事者の申立てに基づいて、裁判所は緊急保全処分の適用を決定するという統一的意見が採用された。裁判所は

事件を受理する前に緊急保全処分の適用を決定する権限があるかどうかについて、最も多く議論された。

最終結論：

事件前後とも、裁判所は当事者の請求に基づいて、緊急保全処分の適用を決定する権限がある（民事訴訟法典99条）。しかし、緊急保全処分の濫用による弊害を防ぐため、順序・手続は厳密に規定された（民事訴訟法典120条）。

4. 裁判所の決定

- － 裁判所は関係当事者の適法な合意を承認する。裁判所が承認しない場合はあるか。
- － 上述のように裁判所は当事者の合意を承認するだけでなく、事件処理について当事者同士が合意できるよう、和解も遂行する。
- － 事件処理に当事者同士のお互いの合意ができた場合、裁判所は決定、判決にその旨記入しなければならない（民事訴訟法典187条）。
- － 合意が一方の自発的意思から発生したのではなく、もう一方が強制力を行使あるいは強制力を行使する旨脅迫して合意を強要した場合、又は合意が法律・社会倫理に反したものであることが証明されたときは、裁判所は承認を行わない（民事訴訟法典180条）。
- － 第一審の判決後、当事者が控訴した後に関係当事者が相互の合意に達した場合、控訴審合議体は第一審裁判所の判決を変更し、関係当事者の合意を承認する（民事訴訟法典270条）。

5. 判決の執行力

裁判所の確定判決が執行力を持つ場合、関係当事者はそれを執行する義務を負う。判決債権者（権利を有する者）・判決債務者・関係する個人・機関・組織は執行しなければならない。しかし、判決債権者が執行を請求しない場合は、当該判決は執行されなくてもよい。

III. 民事訴訟法典の施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割

民事訴訟法典を正しく統一的に施行するために、ベトナム最高人民裁判所の役割は非常に重要である。自らの役割を認識し、ベトナム最高人民裁判所は以下の作業を行ってきた。

1. 各階級裁判所の裁判官、職員のための研修資料の編纂
2. 民事訴訟法典研修会の開催。正確かつ統一的に施行するための留意点、現行の訴訟法令と比べて新しい点を徹底させる。
3. 民事訴訟法典の幾つかの規定を執行するに当たって、最高人民裁判所裁判官評議会が成立させる指導決議を編纂すること。

-
4. 以下のような，国会常任委員会に提出し，成立させる民事訴訟法典の関連国会令の
編纂；
- a. 人民裁判所における訴訟費用，手数料に関する国会令
 - b. 民事訴訟妨害行為の処罰に関する国会令

ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価

I ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援との関連

- 1 ベトナム民事訴訟法立法過程の経過
- 2 ベトナム民事訴訟法整備支援の経過
- 3 ベトナム民事訴訟法の立法過程と法整備支援との関連

II ベトナム民事訴訟法の基本的手続構造

- 1 規定範囲の広範性と基本原則の多様性
 - (1) 規定範囲の広範性(1): 民事事件, 非訟事件, 判決執行事件など
 - (2) 基本原則の多様性(I部2章3~24)
- 2 当事者主義と職権主義との関係
 - (1) 処分権主義
 - ① 訴え提起権(4): 自己権利の提訴権(161), 他人の権利の提訴権(162)
 - ② 自己決定の原則(5): 訴え提起・変更・取下げ・和解の権利と申立主義
 - (2) 弁論主義と職権探知との関係
 - ① 主張責任(事実と証拠の区別)の不明確性
 - ② 不要証事実としての自白の承認(80-2)
 - ③ 証拠提出(証明)責任の原則(6, 79-1・2・4, 84-1)と裁判所の証拠収集(85-2)との関連 → 第三者所持の証拠提出命令の申立(7, 94)
- 3 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離
 - (1) 準備手続段階における証拠提出・収集手続の非公開・非対席・非対審手続の問題点。ただし, 関係当事者の証拠閲覧権の保障はある(175-2)。
 - (2) 公判審理の公開(15) 対席(199~201) 交互尋問(222) などの保障。
 - (3) 公判審理における事件書類の開示を一定の場合(矛盾証言など)に限る規定(227)は対審手続の保障となるか? → 準備裁判官が公判審理の裁判長となる慣行の下では, 予断審理・重複尋問の問題が残る。
- 4 利害関係人の関係当事者化と確定判決・決定の対世効
 - (1) 利害関係人の関係当事者化(56: 強制参加手続)と当事者主義原則との関係。
 - (2) 確定判決・決定の効力の一般第三者への拡張(19)と当事者主義原則との関係。
 - (3) ベトナム社会の社会主義的共同体体質の制約?

III ベトナム民事訴訟法整備支援の評価

1 ベトナム側の立法政策と法整備支援対応の評価

(1) ベトナム側の立法政策

(2) 外国の法整備支援への対応

- ① 日本、アメリカ、フランスなどの法整備支援内容を選択的に参考とする。
- ② ベトナム側が起草した民訴草案につき、必要な限りで外国の支援を要請し、ベトナム側の提示した論点につき外国専門家のコメントを求める。

(3) その評価

- ① 支援国相互の連携がなく、総合的な視点からの法整備支援ができない。
- ② 論点提示方式には長所も多いが一定の限界もある。長所：ベトナム側の論点に議論を集中でき草案作成に影響を与え易い。限界：基本的な立法政策に関する論点や民訴法全体を体系的に理解し整理された論点が提起されるとはいえない。

2 日本側の法整備支援の評価

(1) 日本側の法整備支援態勢

- ① 日本側の支援チームが現在のメンバーに固定されて法整備支援に従事したのは2002年6月から2004年3月までの短期間であった。
- ② それ以前の異なったメンバーによる散発的な支援資料の引継ぎはなかった。

(2) 法整備支援の基本方針と具体的方法

- ① 基本方針
- ② 7次～12次草案について提示された論点についてのコメント。
- ③ 時間的制約のために論じ足りなかった論点及び論点提示のなかった部分についてのコメント、乃至ペーパーコメントの提出。

(3) その評価

3 ベトナム民訴法の基本的手続についての日本側提案採否の評価

(1) 当事者主義原則の拡充（申立主義5-1，自白法理など）とその不徹底

- ① 検察局の訴え提起（起件）の廃止（21）と組織・機関による訴え提起（162）
- ② 申立主義の新設（5-1）と訴状による請求特定提案の不採用（164-2-g）。
- ③ 9次草案における主張責任（同69-1・2），事実と証拠の区別（同7-1・2，69-1・2）の新設（提案の採用）と民訴法による削除（提案不採用）。
- ④ 当事者の証拠提出責任を原則とし，裁判所の証拠収集権限は家事事件や非訟事件に限るよう法定すべきであると提案。→裁判所の証拠収集を法定の場合に限定し（6-2），一方，当事者の申立による裁判所の多様な証拠収集権限を認め（85-2），他方，第三者の所持する個別的証拠についての当事者の申立による裁判所の証拠提出命令と第三者の提出責任を認めた（94）。

-
- (2) 準備裁判官が合議体の裁判長となる慣行の下での準備手続における当事者の手続保障問題：当事者対席の保障と人証取調の留保・争点整理手続の提案の不採用。
- (3) 利害関係人の強制参加（56-4）及び確定判決の対世効と当事者主義との関係：裁判所の参加命令（56-4）の廃止と確定判決の客観的・主観的範囲限定規定提案の不採用。→ 私的自治原則の反映としての当事者主義に反する。

IV 結語

ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価

I 従前の民事訴訟関係法令と新民事訴訟法

- 1 新民事訴訟法は、従前の①民事訴訟法令（1990年）、②経済訴訟法令（1994年）、③労働訴訟法令（1996年）、④行政訴訟法令（1996年）のうち、①②③を統一した。
- 2 民事訴訟法は、当事者主義の方向に進み、諸規定が整備されたが、民事訴訟の国家統制的性格は維持された。基本的には従前の民事訴訟法令を基礎とした上、各種の制度改革を行っている。個々の部分では、やや進歩的であった経済・労働訴訟法令の規定で新民訴法に引き継がれなかったものもある。
- 3 日本側のコメントは、参考とされ、当事者主義の側面や制度整備的な側面ではコメントが採用されたところが多いが、ベトナム固有の訴訟観に基づく部分については、新民訴法は従前の制度を維持した。
- 4 日本側のコメントが SPC の草案で採用されたものの、最終成立の新民訴法では採用されなかったものが幾つもある。
- 5 時間的な制約のため、日本側が草案につき、十分なコメントと説明を行えなかったところがある。

II 国家統制的側面：

- 1 民事訴訟法の目的
 - (1) ①社会主義体制擁護、社会主義法制高揚と国家利益保護に資すること、②国民の権利の保護に資すること、③国民に法を守るように教育すること（1条）
 - (2) 憲法（1992年）や裁判所構成法（2002年）
- 2 監督審（282-303条）
 - (1) 法令違反を理由とする判決破棄手続。当事者に申立権なし。
 - (2) 日本側の4つのコメント。当事者の監督請求権者への申出を前提とすること、請求期間の短縮、当事者の公判弁論権、公判の公開。
 - (3) SPC の草案と政治的部門における最終決定
- 3 検察官関与（21条）
 - (1) 控訴権（251条）、監督審・再審請求権（285、307条）
 - (2) 訴え提起、公判立会（21条）、意見陳述（234条）
- 4 カンボジア、ラオスにおける改正

III 制度整備的側面

- 1 この部分では日本側のコメントは尊重された。採用にならなかったものでも、慎重に考慮された。コメントは多くの分野に亘ったが、そのうち幾つかを紹介する。
- 2 緊急保全処分（99-126条）
 - (1) 従前の制度と運用
 - (2) アメリカ合衆国との Agreement on Trade Relations（2002年）
 - (3) 保全処分発布の要件（103-115条）、保全処分に対する不服申立て（124-125条）、不当保全処分についての損害賠償責任（101条）、担保（120条）証拠保全（98条）
 - (4) 仮の地位を定める仮処分（102条12号）と知的財産権事件への対応、超迅速審理（117, 124, 125条）
- 3 公判における強制（384条）
 - (1) 従前の制度
 - (2) 証人等の不出頭、証言拒否に対する制裁、勾引（385, 386条）。証拠提出命令違反（389条）。証拠調妨害（385条）。
 - (3) 法廷秩序維持（387条）
 - (4) 被告の不出頭（384条）
- 4 判決書
 - (1) 判決書の現状
 - (2) コメントと改正法（238条）
 - (3) 判決書改善についての日本側の継続的な協力
- 5 和解（140-188, 270条）
 - (1) 日本の制度の紹介と草案への影響
 - (2) 当事者の責任と自主決定権の尊重：和解不承認要件の明示（188, 220条）、和解合意の拘束性（187条）
 - (3) 控訴審での和解勧誘
- 6 簡易手続
 - (1) 従前制度と憲法（129, 131条）
 - (2) 日本制度の紹介と草案への影響
 - (3) 改正法
- 7 その他
担当裁判官（40条）、弁護士と代理（63, 73-78）、立証責任（79条）、証明を要しない事実（80条）、証拠保全（98条）、出訴期間（159条）、訴訟中断（489条）、迅速審理

IV 結語

王立司法官職養成校資料

法務総合研究所国際協力部教官
前 JICA 短期派遣専門家
三澤 あずみ

王立司法官職養成校の設置根拠と目的

(1) 根拠法令

司法官職養成校（以下、「養成校」という。）は、2002年2月5日発令の司法官職養成校に関するロイヤル・デクリー（ANUKRET）により設置が定められた。

(2) 監督

養成校は閣僚評議会の監督下であり、財政的には経済金融省の監督を受ける。2002年7月22日付けサブ・デクリー（PRAKAS）により理事会が設置されたものの、実際には理事長であるソク・アン上級大臣と常任理事を兼任するキム・サタヴィ校長の判断によって養成校は運営されている。

(3) 目的

養成校は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施する。また、クメール・ルージュ裁判の実施に備え、同裁判に関与する裁判官の研修も養成校の任務とされており、現在、その準備も行われつつある。

さらに、将来は、書記官、執行官及び公証人等、広く法律関係者の教育を実施する予定であるというが、詳細は未定である。

組織

養成校の組織は以下のとおりである。



キム・サタヴィ校長は裁判官の資格と経験を有し、2002年4月29日付けロイヤル・デクリーにより任命され、理事会の監督下、養成校に関するすべての権限を有する。また、ヴァン・パン教務部長も裁判官としての資格と経験を有し、2004年1月に着任した。その他はすべて20～30歳代の若手スタッフであり、法曹資格はない。

講師

15名の非常勤教官及び17名のインターンシップ監督者がいるが、専任講師はいない。これら32名はいずれも裁判官又は検察官であり、校長が作成した推薦名簿に基づき、ソク・アン上級大臣（養成校理事長を兼任）が任命した。

教官32名のうちフランス語を理解する5名は、養成校開講前である2002年10月21日から同年11月9日までの間、フランス国内（司法学院その他の機関）において、法曹実務教育に関する研修を受けた。この研修はフランス司法学院による技術協力の一環であり、UNDPの資金援助を得て行われた。

また、カンボジア国内においては、フランス人専門家により、2003年1月20日から同月31日までの間及び同年3月24日から同年4月2日までの間の2回にわたり、教官及びインターンシップ監督者に対し、判決起案及び捜査・公訴提起技術に関する実務教材準備についての研修が行われた。なお、教官及びインターンシップ監督者の一部は、2回目の研修に参加していない。

研修生

第1期生は55名（女性6名を含む）、試験により選抜された者50名、政府推薦枠5名であり、全員法学位を有している。

研修生には、月給30万リエル（約75ドル）が支払われることになっているが、遅配されることもしばしばである。

カリキュラムと研修日程（スケジュール）

（1）現行カリキュラムの策定経緯

開講前、校長から教官に対し、各自が教授する（あるいは教授できる）科目と時間数を報告するよう指示がなされたものの、教官の一部は、養成校が大枠を示さなければ教授内容を定めようがないとして、明確な報告をしなかった。これは校長と教官の双方に、カリキュラムに関する知識や到達目標といった明確なビジョンが欠けていることに起因する。

最終的に、各教官が担当すべき科目及び時間数のみは開講直前に決定されたものの、研修日程自体はこの段階では確定されず、以後、毎週月曜日午前に開催される教務部定例会議で、翌週の日程の確定・不確定をチェックし、金曜日午後の会議で翌週の日程がすべて確定したことを確認するといった具合であり、毎週のスケジュールは直前まで確定せず、研修生に対しても研修日程表を配布できなかった。

（2）カリキュラムの現状

養成校のカリキュラムは前期研修8か月間、実務研修12か月間、後期研修4か月間の2年間であり、このうち実務研修は15箇所の州裁判所で実施され、研修生は大規模庁（4か月間）と中小規模庁（8か月間）の両方において研修する。

第1期生の前期研修は2003年11月に開始され、2005年11月、第1期生の

卒業と入れ替わりに第2期生の前期研修が開始される予定である。

第1期前期研修日程を概観すると、語学、コンピュータ演習、講演、自習、試験及び事務手続を除いた実質授業時間のうち、カンボジア人教官又はカンボジア人客員講師による授業（カンボジア人講師とドナーが共同で行ったものを含む）は約5割に止まり、残りはドナーが派遣した外国人講師のみによって実施された。また、語学及びコンピュータは、フレンチ・コーポレーションから講師が派遣されており、これを含めるとカリキュラムの半数以上がドナーによって実施されており、養成校のドナー依存傾向が高いことを物語っている。

なお、当職が調査を行った期間は、1期前期研修中であっていまだ実務研修が行われていなかったため、実務研修の現状を調査するに至らなかった。

民事関連科目の状況

養成校では、ドナーも民事関連科目の講義を担当しているが（ADBによる土地法トレーニング等）、ここではカンボジア教官による講義についてのみ言及する。

（1）現行民事手続と判決起案

最高裁判所判事であるソム・セレイヴット教官の担当である。

同教官は、関係法令集のほか、判決起案の手引きなど、比較的充実した教材を準備していた。同教官によると、これらはフランス文献のクメール語訳を参考にして作成したとのことである。また、同教官は、数例のケーススタディを準備して研修生に判決を起案させて添削するという方法を採用していた。

（2）民事訴訟法草案下における第一審手続

司法省付裁判官であり、日本が支援する民法・民訴法起草ワーキンググループのメンバーであるパエン・ピッサリー教官の担当である。

同教官は、特に弁論準備手続について説明し、前期研修後半には、当職と共同で日本の司法研修所作成の「第一審手続ビデオ」を参考にしつつ、草案下の第一審手続について講義を行った。

（3）家事事件（家族法）

控訴裁判所判事であり上記ワーキンググループのメンバーであるユー・ブンレン教官の担当である。

離婚に伴う財産分与等の事例に即し、判決文の結論部分を省略したものを配布して研修生に結論を考えさせるなど、家庭事件の処理について実務的な講義を行っていた。

（4）土地紛争（土地法）

控訴裁判所判事であり上記ワーキンググループのメンバーであるサリ・ティアラ教官の担当である。

同教官も、実際に生じた土地紛争を題材に実務的講義を実施していた。

（5）総括

いずれの教官もカンボジアを代表する裁判官であり、その潜在的能力は高い。特に

ユー・ブレン教官の授業は、日本の司法研修所の民事裁判科目と同様の目的意識が窺え、同教官の能力の高さを物語るものであろう。

しかしながら、全体としては初年度ゆえの戸惑いや、多忙な業務の間を縫って講義やその準備を行わなければならない現状、さらには、養成校側との信頼関係が希薄であることなどの事情から、十分な講義をなし得ておらず、そのことは各教官が強く自覚するところであった。

問題点

(1) カリキュラム

5－(1)で述べたとおり、開講前には、科目名と時間配分が定められたにすぎず、その内容や構成については全く検討されないまま第1期前期研修が開始された。

その結果、民事系は「土地紛争」「家事事件」「現行手続と判決起案」「民事訴訟法草案下の第一審手続」の4科目となったが、担当の教官間の意思疎通が不十分であったため、教授内容の重複を招いた（例えば、土地紛争や家事事件の講義中に現行手続に関する説明や判決起案につき長時間言及するなど）。

また、一部講義においては、実務上の瑣末な問題点に拘泥したり、過度に細かい手続的事項を取り扱うなど、「新任判事及び新任検事の育成」という目的を明らかに逸脱していたものもあった。

さらに、カリキュラムの実施においては、教官やドナーの申し入れに応じ、頻繁にスケジュールが変更され、更には途中で予定が変更されるなどの混乱を招いており、教官の中には、準備不足のまま講義を行うことを余儀なくされた者もあった。

実際に講義を担当した教官からは、周到なカリキュラムの策定が必要との声のほか、教官間で意見交換の場を持ち、教えるべき事項についての共通認識をはぐくみたいとの意見もあった。これは、カンボジアにおいては、特に民事手続に関する法令が整備されていないため、裁判所ごとに実務が異なるのが実情であり、それをそのまま教授したのでは研修生の混乱を招くとの理由からである。

カリキュラムについては、教務部の担当であるべきだが、養成校においては校長、教務部長及び総務部長の間での権限分配があいまいであり、校長は細部にわたって自ら決定することを好むため、教務部は単に教官のスケジュール管理、教材管理に終始しており、カリキュラムを策定して実施する技術が低い。

本来、法曹教育の在り方としては、まず、研修生にどのような内容を、どの程度の分量で教えるかを定め（カリキュラム策定）、次に、その科目を担当する教官を定め（教官の任命）、③時間割を定めるとの段階を踏むのが合目的的であろう。

したがって、校長と教務部長を中心とした養成校職員及び教官に、教えるべき科目と分量を確定することの重要性を認識させ、実施させる必要がある。

(2) 教材

第1期前期研修に際し、養成校側は、教官個人に対し、それぞれ必要な教材を作成す

るよう要請したが、各教官は、裁判官としての職務の傍ら講義の準備を行っているため、準備に必要な時間がとれなかったと述べている。また、教官の中には、自己の講義内容についても改善の必要を感じているものもあり、講義内容の策定及び教材作成に関するニーズは高い。

ドナーの支援状況と問題点

(1) 現状

養成校は、開講前である2003年8～9月、各ドナーに対し、養成校に対する支援の可否とその内容を問い合わせるクエスチョネールを送り、同年9月30日の時点で、フランス（刑事法分野）、JICA（民事法分野、特に両草案）、ADB（土地法）、GTZ（女性の人権、特にドメスティックバイオレンス、人身売買）、UNICEF（子供の人権、少年司法）、ILO（労働仲裁手続）、EU（WTO 関連）、IMPACS（メディア関連）、リヨン弁護士会（弁護士と裁判官）、WB（司法改革）、AUSAID（警察、行刑）、UNHCHR、カナダ大使館、イギリス大使館等が支援を申し出、多数のドナーが様々な形で養成校を支援している。

上記のうち、養成校に専門家等を派遣しているのは、フランス及びオーストラリアである。

フランスは、養成校におけるトップドナーであり、開講に当たり施設改築を支援したほか、その後も人件費の一部等の財政支援を行っている。また、開講直前、教官及びインターンシップ監督者に対する研修を実施した。

支援の中心はミシェル・ボニユー氏（裁判官）であり、同氏は開講前である2001年から校長のアドバイザーを務めるとともに、理事会発足後は招聘理事に選任され、開講前後には教務部長的な立場でカリキュラム策定に携り、さらには、前期研修中、1週間に2回程度（各3時間）の割合で、研修生に対し、司法制度及び刑事法の基礎を教授してきた。

また、オーストラリアからは、ユース・アンバサダーとしてジョージア・ハーレー女史（弁護士）が、2003年9月から2004年7月までの1年間、養成校に常駐し、開講直前から、その運営及び事務遂行を支援している。同女史は、ドナー間調整やカリキュラム実施などを引き受けており、事実上、養成校の職員さながらに活動していた。その活動に関する評価は分かれるところであるが、養成校が混乱しながらも活動を継続し得たのは、同女史の存在によるところが大きい。

(2) 問題点

サタヴィ校長は、各ドナーに積極的に支援を要請する意向であり、今後もドナーの関与は増大する一方と予測される。しかしながら、各ドナーが相互に連携しているとは言いがたく、それぞれの関心分野につき支援がなされているに過ぎない。他方、養成校に法曹教育に関する知識や方向性が欠落しているため、ドナーの申入れのうち「よさそうなもの」を場当たりの取り入れており、益々カリキュラムの体系性を失う結果となって

いる。

養成校は、準備不足のまま開講し、その不足を埋めるために各ドナーに大量の支援を仰ぎ、その結果、法曹教育に関するノウハウのみならず、学校運営までドナーに依存する体制が出来上がっている。換言すれば、サタヴィ校長がミシェル・ボニユー氏及びジョージア・ハーレー女史の助言に従って大綱を定め、それに従ってハーレー女史が各ドナー及び教務部を調整しつつ実現化のための事務作業を行ってきたのが第1期前期研修であり、養成校はいまだ組織として自立的に運営されるに至っていない。養成校自身は、各ドナーがこぞって支援を申し出る状況を肯定的に捉えており、そのために教育の体系的性が失われていることに気付いていない。

各ドナーが一時期に大量の支援を投入した結果、養成校には運営組織を拡充することへの意欲が乏しく、職員（7名のみであるが）の間には、困難が生じた場合にはドナーに依頼して解決するとの意識が浸透している。

また、実際、多数のドナーが養成校の要請に応じて、それぞれ支援プログラムを検討・準備しており、養成校支援において、各ドナーは法分野ごとに棲み分けており、今後もその傾向は持続すると思料する。将来的に養成校におけるドナー間調整の必要性が高まることは必至であるが、肝心の養成校の組織があまりに脆弱であり、現時点においてドナー間調整や養成校運営全体を包括的に支援しようにもその受け皿が存在しないといても過言ではない。

プロジェクトの在り方

以上の問題点を踏まえ、養成校に対するプロジェクトにおいては、以下の点に留意すべきであろう。

(1) 民事系科目に特化する

日本はこれまで長期間にわたり民法及び民事訴訟法草案の起草を支援し、カンボジア側には両草案を理解した法曹が育ちつつあるものの、その数はいまだ少数である。そこで、カンボジアにおける民事裁判制度の確立のため、今後は、両草案の立法化を視野に入れ、これら両法を正確に運用する能力を備えた実務法曹を育成する必要がある。

現実的要因としては、刑事系科目については、カンボジア刑法・刑事訴訟法草案の起草を支援したフレンチ・コーポレーションが養成校に対しても様々な支援を行っており、重複を避けることが賢明である。

(2) カンボジア人教官の能力向上を促進する

フランスのミシェル・ボニユー氏のように、日本の専門家が養成校の研修生に対し、直接に講義を行うことも考えられる。この方法は、効果が早く現れる反面、養成校のドナー依存傾向を強め自立発展を阻害するおそれがある。

そこで、プロジェクトにおいては、養成校の校長及び教務部とカンボジア人教官とが十分な意思疎通を図りながら、自らカリキュラム及び教材を作成、改良し得ることを目的とすべきである。養成校に常勤講師がいないという現状や、民法及び民事訴訟法草案

がいまだ立法化されておらず、普及が不十分であることを踏まえると、プロジェクトの初期段階において、専門家が研修生に対し直接に講義を行うことも検討すべきであろうが、それは一時的なものにとどめ、将来は、基礎科目についてはすべてカンボジア人教官による講義が実施されることを目的とすべきである。

そのための方策として、民事系科目担当のカンボジア人教官を中心とするワーキンググループの設置を提言したい。これは日本の司法研修所の民事裁判教官室に相当するものであり、このワーキンググループにおいて、カリキュラム策定及び教材作成を行い、日本側はその活動に対し、必要な知識、情報を提供する。ワーキンググループの活動を通じて、教官は、相互に情報を交換し、円滑なカリキュラム実施に向けて協力する体制を構築するとともに、新民法及び新民事訴訟法下における民事裁判実務への理解を深めることが可能となろう。

さらに、ワーキンググループ設置の目的の一つが教官の能力向上（トレーナーズ・トレーニング）にあることに鑑みると、若手裁判官・検察官をワーキング・グループに参加させ、将来の教官候補として育成すべきである。

（３）民事系カリキュラムと教材の作成

カンボジア民法草案及び民事訴訟法草案は日本法と類似しており、両草案の成立後、裁判現場における新手順の在り方については日本の民事裁判実務が大いに参考となろう。そこで、プロジェクトにおいては、民法草案及び民事訴訟法草案に基づく裁判実務を教授するための前期研修及び後期研修のカリキュラムを策定する。ただし、現在、大学において両草案に基づく教育が行われておらず、両草案に基づく理論的知識に欠ける研修生が大部分である現状に鑑み、実務科目のみならず、民法理論及び民訴法理論に関する科目も取り入れるべきであろう。

次に、上記カリキュラムにおいて使用する教材を作成する。具体的にはカンボジア側との協議を待つ必要があるが、一審手順の解説書や判決起案の手引、争点整理や事実認定の演習に用いる事例集などが考えられよう。

（４）実務研修

裁判実務は、実際に生起する訴訟を材料として学ぶことが最短、最良の方法であり（OJT, On the Job Training）、養成校においても、本来は実務研修に重点が置かれ、前期研修はその「橋渡し」となるべきであろう。しかしながら、養成校においては、実務研修を実施すると決定したものの、実際には、前期研修中に実務研修監督者と校長との会合が１～２回実施されたのみであり、その実施体制は養成校における集合研修以上に脆弱である。

また、理想として実務研修が重要であることは論を待たないが、法曹の質が低いカンボジアの現状において、そもそも１年間にわたる実務研修が相応の成果を上げ得るのかという疑問があり、実務研修の在り方自体、再検討されるべきではないか。

そこで、プロジェクトにおいては、原則として実務研修に関する事項は扱わず、その実施状況に関する情報収集にとどめるべきであろう。

(5) 他のプロジェクトとの連携

民法草案及び民事訴訟法草案に関する教育は、養成校のみならずカンボジア法曹界全体にとって重要な案件である。すなわち、法曹の質が低いカンボジアにおいて、体系的な民法及び民事訴訟法が立法化されようとしている現状においては、養成校における民事裁判教育は、現役の裁判官、検察官、弁護士といった全法曹に対しても必要かつ有効である。

また、民法及び民事訴訟法草案の起草、これらに基づく裁判実務の改善は、民事裁判制度確立に向けた壮大な取組であるところ、これに携わる意欲と能力を備えたカンボジア法曹はごく少数であり、その人的リソースは効率的に活用されなければならない。

そこで、本プロジェクトにおいては、起草支援プロジェクト、弁護士養成校支援プロジェクトとの積極的な連携が必要不可欠と考える。

カンボディア王国弁護士会プロジェクトの概要

矢吹 公敏

日本弁護士連合会国際室室長

日弁連カンボディア王国弁護士会

プロジェクト

プロジェクトマネジャー

1. 本プロジェクトの背景とカンボディア王国弁護士会との関係

- ・ 1996年、JICA（現独立行政法人国際協力機構）の本邦研修プログラム開始
- ・ 2000年5月、日弁連・カンボディア王国弁護士会が友好協定締結
- ・ 2000年、日弁連が弁護士倫理等のテーマで現地セミナー開催
- ・ 2001～2002年、JICAの小規模開発パートナー事業により、民事訴訟法及び弁護士倫理に関するセミナーを開催
- ・ 2002年7月 JICAの開発パートナー事業により、本プロジェクトを開始

2. 本プロジェクトの最終ゴール

カンボディア王国において法の支配を達成するため、適切なトレーニングを受けた弁護士によるリーガルサービスに対する市民のアクセスを確立・拡大すること

3. 本プロジェクトの目的

- ・ カンボディア王国弁護士会がカンボディアの市民のために働く新規弁護士を養成する弁護士養成校を設立し、運営するための支援をすること
- ・ カンボディア王国弁護士会が、弁護士養成校内に市民に対する無料法律相談サービスを提供するリーガルクリニックを設置し、運営するための支援をすること
- ・ カンボディア王国弁護士会が、その会員弁護士に対して継続教育のためのプログラムを実施するための支援をすること
- ・ カンボディア王国弁護士会が、ジェンダー問題に関する活動を強化育成するための支援をすること

4. 本プロジェクトの概要

（1）弁護士養成校の設立・運営

- ・ 弁護士養成校の設立支援（組織作り、校内規則・マニュアルの作成、建物の貸借、スタ

ッフの雇用，備品の調達等)

- ・ カリキュラム作成及びコース管理支援（コース評価手法を含む）
- ・ 教授陣の雇用及び教授陣に対するトレーニング
- ・ テキスト作成支援
- ・ 入学試験及び卒業試験の実施支援
- ・ スタッフの本邦研修
- ・ 特別講義の提供

(2) リーガルクリニックの設置

- ・ 弁護士養成校内のリーガルクリニック設置支援（スタッフの雇用，必要な備品の調達，マニュアルの作成等）
- ・ プログラムの作成・運営支援（現場での学生のトレーニング及び市民への無料法律相談の提供を含む）
- ・ 法律相談所の設置
- ・ スタッフの本邦研修
- ・ 市民へ配布するリーフレットの作成支援
- ・ サマーキャンプ及び1日セミナーの実施支援
- ・ 2003年11月に東南アジア法律扶助会議を開催

(3) 弁護士継続教育セミナー

- ・ 民事訴訟法，弁護士倫理，IT・IP法，国際取引法，ジェンダー関係法，法律事務所の運営等について年間4回の弁護士継続教育のセミナーの実施（カンボディア及び日本の専門家によるセミナー）

(4) ジェンダー・プログラム

- ・ カンボディア王国弁護士会のジェンダー委員会設置支援
- ・ カンボディアにおけるジェンダー問題の調査
- ・ 関係者の本邦研修
- ・ ジェンダー問題に関する啓発リーフレットの作成・配布支援
- ・ 弁護士養成校での特別講義の提供
- ・ 弁護士継続教育セミナーでの講義の提供

5. 本プロジェクトの評価

- ・ 1年目に弁護士養成校から59名が卒業し，多くが弁護士となった。
- ・ 2年目に弁護士養成校で74名の生徒がトレーニングを受け，69名が卒業し，弁護士となる宣誓式が予定されている。

-
- ・ 3年目に60名の生徒がトレーニングを受けている。
 - ・ 弁護士継続教育セミナーに毎回100名から150名の弁護士が参加している。

6. 他の外国弁護士会との協力関係

- ・ カナダ弁護士会，米国法曹協会（ABA）及びフランスの弁護士団体と協力・協調
- ・ カンボディア王国弁護士会が協調の中心である。
- ・ コミュニケーション，情報の共有及び透明性がコアである。
- ・ **Equal Partners** であるという意識が必要である。

7. 何を学び，何をしようとしているか？

- ・ プロジェクトのパートナーの自立（Sustainability）
- ・ 牛歩アプローチ（Step-by-step approach）
- ・ 全体のコーディネーションとインテグリティ
- ・ クオリティコントロール
- ・ 信頼の構築

ベトナム民事訴訟法（仮訳）

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

第2条 民事訴訟法の効力

第2章 基本原則

第3条 民事手続における社会主義法制の保障

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

第5条 関係当事者の意思決定権及び自己決定権

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

第9条 関係当事者の防御権の保障

第10条 民事手続における和解

第11条 人民参審員の民事裁判への参加

第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守

第13条 民事手続を行う者及び機関の責任

第14条 裁判所による集団審理

第15条 公判

第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障

第17条 二審制の実施

第18条 公判の監督

第19条 判決、決定の効力の保障

第20条 民事手続で使用される口語及び文語

第21条 民事手続における法遵守の監視

第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加

第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

第3章 裁判所の管轄権

第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件

第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て

第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争

第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て

第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争

第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て

第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

第33条 地方区、都市区、省都、省に属する町の人民裁判所の管轄権

第34条 省又は中央管轄都市の人民裁判所の管轄権

第35条 裁判所の土地管轄

第36条 原告又は申立人の選択による管轄

第37条 民事事件又は非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の処理

第38条 事件の併合、分離

第4章 民事手続を行う機関、者及び民事手続を行う者の交代

第39条 民事手続を行う機関、者

第40条 裁判所長官の任務及び権限

第41条 裁判官の任務及び権限

第42条 人民参審員の任務及び権限

第43条 書記官の任務及び権限

第44条 検察院長官の任務及び権限

第45条 検察官の任務及び権限

第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合

第47条 裁判官又は人民参審員の交代

第48条 検察官の交代
第49条 書記官の交代
第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続
第51条 手続を行う者の交代決定

第5章 民事事件及び非訟事件の処理のための合議体構成

第52条 民事事件第一審の合議体構成
第53条 民事事件控訴審の合議体構成
第54条 民事事件監督審又は再審の合議体構成
第55条 非訟事件の処理の構成員

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の関係当事者

第56条 民事事件の関係当事者
第57条 関係当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力
第58条 関係当事者の権利及び義務
第59条 原告の権利及び義務
第60条 被告の権利及び義務
第61条 関連する権利及び義務を有する者の権利及び義務
第62条 手続上の権利及び義務の相続

第2節 手続のその他の参加者

第63条 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人
第64条 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利及び義務
第65条 証人
第66条 証人の権利及び義務
第67条 鑑定人
第68条 鑑定人の権利及び義務
第69条 通訳人
第70条 通訳人の権利及び義務
第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続
第72条 鑑定人、通訳人の交代決定

第73条 代理人
第74条 代理人の権利及び義務
第75条 代理人不許可の場合
第76条 民事手続の代理人指名
第77条 民事手続における代理の終了
第78条 民事手続における代理の終了の結果

第7章 証明及び証拠

第79条 立証の義務
第80条 証明を要しない事実関係、事件
第81条 証拠
第82条 証拠の出所源
第83条 証拠の認識
第84条 証拠の提出
第85条 証拠の収集
第86条 関係当事者の尋問
第87条 証人の尋問
第88条 対質
第89条 現場見分、検証
第90条 鑑定請求
第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求
第92条 財産の査定
第93条 証拠収集の囑託
第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て

第95条 証拠保存
第96条 証拠調べ
第97条 証拠の開示及び使用
第98条 証拠保全

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権
第100条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定権
第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任
第102条 緊急保全処分
第103条 未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡し
第104条 扶養義務の一部事前履行強制

第105条 健康, 生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する, 雇用者の給与, 報酬, 損害賠償又は前払い強制
第107条 被雇用者解雇の決定執行停止
第108条 紛争のある財産の差押え
第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止
第110条 紛争のある財産の現状変更禁止
第111条 付属農作物又は他の生産物, 商品の収穫, 販売の許可
第112条 銀行, その他の信用機関, 国庫の口座凍結
第113条 預託場所の財産凍結
第114条 債務者の財産凍結
第115条 特定の行為の禁止又は強制
第116条 他の緊急保全処分の適用
第117条 緊急保全処分の適用手続
第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案
第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付
第120条 担保措置の強制適用
第121条 緊急保全処分の変更, 追加適用
第122条 緊急保全処分の適用の取消
第123条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消決定の効力
第124条 緊急保全処分の適用, 変更, 取消の有無の決定に対する不服, 異議の申立て
第125条 緊急保全処分の適用, 変更, 取消の決定又は不適用, 不変更, 不取消に関する不服申立て及び異議申立て
第126条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消に関する決定の執行

第9章 訴訟費用, 手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第127条 訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料
第128条 集金した訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料の処理
第129条 訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法
第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務
第131条 第一審訴訟費用の支払義務
第132条 控訴審訴訟費用の支払義務
第133条 手数料の支払義務
第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

第2節 その他の手続費用

第135条 鑑定費用前納金, 鑑定費用
第136条 鑑定費用の前金の支払義務
第137条 支払済み鑑定費用前金の処理
第138条 鑑定費用の支払義務
第139条 査定費用の前金, 査定費用
第140条 査定費用前納義務
第141条 支払済み査定費用前金の処理
第142条 査定費用の支払義務
第143条 証人費用
第144条 通訳費用及び弁護士費用
第145条 他の手続費用の具体的規定

第10章 手続書類の交付, 送達及び通知

第146条 手続書類の交付, 送達又は通知義務
第147条 交付, 送達又は通知すべき手続書類
第148条 手続書類の交付, 送達又は通知を行う者
第149条 手続書類の交付, 送達又は通知方法
第150条 手続書類の交付, 送達又は通知の効力
第151条 直接交付, 送達又は通知の手続
第152条 個人への直接交付, 送達又は通知手続

第153条 機関、組織への直接交付、送達又は通知手続

第154条 公示手続

第155条 マス・メディアでの公表手続

第156条 手続書類の交付、送達又は通知の結果通知

第11章 手続期限

第157条 手続期限

第158条 民法の期限に関する規定の適用

第159条 提訴時効、申立て時効

第160条 時効に関する民法の規定の適用

第2部 第一審裁判所の事件処理手続

第12章 事件の提訴及び受理

第161条 提訴権

第162条 他の者の合法的権利及び利益、公益及び国益の擁護のために民事事件を提訴する権利

第163条 提訴範囲

第164条 訴状の形式及び内容

第165条 訴状に添付する書類、証拠

第166条 訴状の裁判所への提出

第167条 訴状受理手続

第168条 訴状の返却

第169条 訴状補正、補足の請求

第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び処理

第171条 事件の受理

第172条 事件を処理する裁判官の指名

第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限

第174条 事件の受理に関する通知

第175条 通知を受けた者の権利及び義務

第176条 被告の反訴を提起する権利

第177条 関連した権利及び義務を有する者の独立した請求をする権利

第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続

第13章 和解及び公判準備

第179条 公判準備期限

第180条 和解実施の原則

第181条 和解してはならない民事事件

第182条 和解することができない民事事件

第183条 和解期日に関する通知

第184条 和解期日の参加者

第185条 和解の内容

第186条 和解の調書

第187条 関係当事者の合意を承認する決定の発付

第188条 関係当事者の合意を承認する決定の効力

第189条 民事事件処理の停止

第190条 民事事件処理の停止の効果

第191条 停止した民事事件の処理の再開

第192条 民事事件の処理の中止

第193条 民事事件の処理中止の結果

第194条 民事事件の処理を停止又は中止する決定を発する権限

第195条 事件の公判を行う決定

第14章 第一審の公判期日

第1節 第一審の公判期日の総則

第196条 第一審の公判期日の一般条件

第197条 直接審理、口頭弁論、継続審理

第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代

第199条 原告の公判期日への出頭

第200条 被告の公判期日への出頭

第201条 関連する権利及び義務を有する者の出頭

第202条 関係当事者が不在の公判

第203条 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

第204条 証人の出頭

第205条 鑑定人の出頭

第206条 通訳人の出頭

第207条 検察官の出頭

第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定

- 第209条 公判期日の内部規則
第210条 公判期日における判決又は決定の
言渡し手続
第211条 公判期日の調書
第212条 公判期日開始の準備
- 第2節 公判期日の開始手続**
第213条 公判期日の開始
第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の
交代請求の処理
第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検
討及び決定
第216条 証人の客観性の保障
- 第3節 公判期日における尋問手続**
第217条 請求変更、補足又は取下げに關す
る関係当事者への尋問
第218条 請求の変更、補足又は取下げの検
討
第219条 手続上の地位の変更
第220条 関係当事者の合意の承認
第221条 関係当事者の陳述聴取
第222条 公判期日の尋問順序
第223条 原告に対する尋問
第224条 被告に対する尋問
第225条 関連する権利及び義務を有する者
の尋問
第226条 証人の尋問
第227条 事件の書類の開示
第228条 録音テープ、ディスクの聴取、又
は録画ビデオテープ、ディスクの映
写
第229条 証拠物の取調べ
第230条 鑑定人の尋問
第231条 公判期日の尋問終了
- 第4節 公判期日における弁論**
第232条 弁論順序
第233条 弁論及び答弁中の陳述
第234条 検察官の陳述
第235条 尋問の再開

第5節 評議及び判決の言渡し

- 第236条 評議
第237条 尋問及び弁論の再開
第238条 第一審判決
第239条 判決の言渡し
第240条 判決の修正又は補足
第241条 判決の抜粋及び判決書の提供

第3部 控訴審裁判所における事件処理の手続

**第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判
決、決定に対する控訴又は異議申立て**

- 第242条 控訴審の性質
第243条 控訴権を有する者
第244条 控訴の申立書
第245条 控訴の期限
第246条 控訴申立書の審査
第247条 期限を徒過した控訴
第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知
第249条 控訴の通知
第250条 検察院による異議申立て
第251条 検察院の異議申立決定
第252条 異議申立ての期限
第253条 異議申立ての通知
第254条 控訴又は異議申立ての効果
第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送
付
第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、
取下げ

第16章 控訴審の準備

- 第257条 控訴審の事件受理
第258条 控訴審の準備期限
第259条 事件の控訴審の停止
第260条 事件の控訴審の中止
第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取
消決定
第262条 事件記録の検討のため検察院に事
件記録を送付

第17章 控訴審の手続

- 第263条 控訴審の範囲

第264条 控訴審公判期日の参加者
第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止
第266条 控訴審公判期日の延期
第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続
第268条 公判期日における尋問
第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ
第270条 控訴審公判期日における関係当事者の合意の承認
第271条 控訴審公判期日における関係当事者の陳述聴取
第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続
第273条 控訴審公判期日における弁論
第274条 評議及び判決の言渡し
第275条 控訴審合議体の管轄
第276条 第一審判決の修正
第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付
第278条 第一審判決の破棄及び事件処理の中止
第279条 控訴審裁判所の判決
第280条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続
第281条 控訴審判決、決定の送付

第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討手続

第18章 監督審の手続

第282条 監督審の性質
第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠
第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者
第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止
第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定
第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限
第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ
第290条 監督審の手続に従った異議申立て決定の送付
第291条 監督審の手続に従って事件を再検討する管轄権
第292条 監督審公判期日の参加者
第293条 監督審公判期日の開始期限
第294条 監督審公判期日の準備
第295条 監督審公判期日の手続
第296条 監督審審理の範囲
第297条 監督審合議体の権限
第298条 破棄され、又は修正された直轄下級裁判所の適法な判決又は決定の支持
第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄
第300条 法的効力を有する判決及び決定の破棄及び事件処理の中止

第301条 監督審の決定
第302条 監督審決定の効力
第303条 監督審決定の送付

第19章 再審手続

第304条 再審手続の性質
第305条 再審手続に従った異議申立ての根拠
第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認
第307条 再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

第308条 再審手続に従った異議申立ての期限

第309条 再審合議体の権限

第310条 監督審手続に関する規定の適用

第5部 民事非訟事件の処理手続

第20章 民事非訟事件の処理手続に関する通則

第311条 適用範囲

第312条 民事非訟事件の処理を裁判所に求める申立て

第313条 民事非訟事件の処理期日の参加者

第314条 民事非訟事件を処理する期日実施手続

第315条 民事非訟事件の処理決定

第316条 民事非訟事件の処理決定に対する控訴及び異議申立て

第317条 控訴又は異議申立ての期限

第318条 控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の処理決定の控訴審手続

第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立処理手続

第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立ての申立書

第320条 申立書の検討のための準備

第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定

第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立ての申立書

第323条 申立書検討準備及び裁判所の決定

第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立処理手続

第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立ての申立書

第325条 申立書の検討準備

第326条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定

第327条 住所を去った者の捜索に関する通知

第328条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知

第329条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力

第23章 人の失踪宣告の申立処理手続

第330条 人の失踪宣告申立ての申立書

第331条 申立書の検討準備

第332条 人の失踪宣告の決定

第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立ての申立書

第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定

第24章 人の死亡宣告申立ての処理手順

第335条 人の死亡宣告申立ての申立書

第336条 申立書の検討準備

第337条 死亡宣告の決定

第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書

第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定

第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の処理手続

第340条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

第341条 処理手続

第6部 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続

第26章 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続に関する通則

第342条 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断

第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則

第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利

第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障

第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障

第347条 申立書の検討結果の通知

第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障

第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用

第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書

第351条 申立書に添付する文書、書類

第352条 事件記録の裁判所への送付

第353条 事件記録の受理及び追加説明の請求

第354条 申立書の検討準備

第355条 申立書を検討する期日

第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定

第357条 裁判所の決定の送付

第358条 控訴及び異議申立て

第359条 控訴、異議申立ての検討

第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続

第360条 不承認の申立期限

第361条 不承認の申立書

第362条 不承認の申立書検討

第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て

第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書

第365条 申立書に添付する文書及び書類

第366条 事件記録の裁判所への送付

第367条 事件記録の受領

第368条 申立書の検討準備

第369条 申立書の検討の審理期日

第370条 不承認の場合

第371条 裁判所の決定の送付

第372条 控訴及び異議申立て

第373条 控訴又は異議申立ての検討

第374条 承認及び執行決定の破棄

第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則

第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定

第376条 判決又は決定の執行の根拠

第377条 判決又は決定の執行を求める権利

第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任

第379条 判決又は決定の執行の査察及び監視

第31章 判決及び決定の執行手続

第380条 判決又は決定の交付

第381条 判決又は決定の送付期限

第382条 判決及び決定の説明

第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効

第8部 民事手続の妨害行為の処理；民事手続における不服申立て及び告発

第32章 民事手続の妨害行為の処理

第384条 被告並びに関連する権利及び義務を有する者に適用する措置の処理

第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠

確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理

第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理

第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理

第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の検察院の責任

第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理

第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準

第33章 民事手続における不服申立て及び告発

第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為

第392条 不服申立者の権利及び義務

第393条 不服を申し立てられた者の権利及び義務

第394条 不服申立時効

第395条 検察官、検察院の副長官又は長官に対する不服申立ての処理の管轄及び期限

第396条 書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての処理の管轄及び期限

第397条 鑑定人に対する不服申立ての処理の管轄及び期限

第398条 告発する権利を有する者

第399条 告発者の権利及び義務

第400条 告発された者の権利及び義務

第401条 告発処理の管轄及び期限

第402条 不服申立て及び告発処理の手続

第403条 不服申立て及び告発を処理する権限を有する者の責任

第404条 民事手続の不服申立て及び告発の処理における法遵守の監視

第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の処理手続及び民事手続における司法共助

第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の処理手続に関する通則

第405条 適用原則

第406条 外国の個人、機関、組織の手続上の権利及び義務

第407条 外国市民及び無国籍者の民事手続権能力及び民事手続行為能力

第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手続における民事手続権能力

第409条 外国の個人、機関又は組織である関係当事者の合法的権利及び利益の擁護

第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理するベトナム裁判所の管轄権

第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則

第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権

第412条 裁判所の管轄権の不変更

第413条 外国裁判所が民事事件又は非訟事件を処理した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の処理の中止

第36章 民事手続における司法共助

第414条 民事手続における司法共助の原則

第415条 司法嘱託

第416条 司法嘱託を行なう手続

第417条 司法嘱託書類

第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し、又は確認した文書若しくは書類の承認

民事訴訟法

(2004年6月15日 No.24/2004/QH11)

第10期国会第10会期2001年12月25日 No.51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、この法律は、民事事件及び非訟事件の処理手順及び手続並びに民事判決執行の手順及び手続を定める。

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

民事訴訟法は、次に掲げる民事訴訟の基本原則を定める。

民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争事件（以下まとめて「民事事件」という。）を処理するため裁判所に訴えを提起する手順及び手続並びに民事、婚姻家族、営業、取引又は労働上の要求に関する問題（以下まとめて「非訟事件」という。）の処理を裁判所に求める手順及び手続；

裁判所において民事事件及び非訟事件（以下まとめて「民事事件及び非訟事件」という。）を処理する手順及び手続；

民事判決の執行；

手続を行う機関及び手続を行う者の任務、権限及び責任；

民事事件及び非訟事件を迅速に、正確に、公明に、及び適法に処理するため、民事手続に参加する者並びに関係する個人、国家機関、人民軍部隊、経済組織、政治組織、社会政治組織、職能的社会政治組織、社会組織及び社会職能組織（以下まとめて「機関、組織」という。）の権利及び義務。

民事訴訟法は、社会主義体制の擁護に貢献し、社会主義法制を高め、個人、機関、組織の合法的権利及び利益を擁護する。；人民が真摯に法を遵

守るように教育する。

第2条 民事訴訟法の効力

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の領土全域の民事手続に適用する。
2. 民事訴訟法は、在外のベトナム領事館が行う民事手続に適用する。
3. 民事訴訟法は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件の処理に適用する。ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に別段の定めがあれば、その国際条約の規定を適用する。
4. ベトナム法又はベトナム社会主義共和国が署名し、若しくは加盟した国際条約により外交特権及び免責又は領事特権及び免責を有する外国の個人、機関及び組織について、それら個人、機関、組織に関する民事事件又は非訟事件は、外交ルートを通じて処理する。

第2章 基本原則

第3条 民事手続における社会主義法制の保障

手続を行う者、民事手続参加者並びに関係する個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続行為を行わなければならない。

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

個人並びにこの法律の定義する機関及び組織は、自らの又は他人の合法的権利及び利益を擁護するため、管轄する裁判所に民事事件の訴えを提起し、非訟事件の処理を申し立てる権利を有する。

第5条 関係当事者の意思決定権及び自己決定権

1. 関係当事者は、民事の訴えを提起するか否か、管轄裁判所に民事事件又は非訟事件の処理を申し立てるか否かを決定する権利を有する。裁判所は、関係当事者から訴えの提起、書面による

申立てを受けたときのみ民事事件及び非訟事件を受理し、訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を処理する。

2. 民事事件及び非訟事件の処理の過程において、関係当事者は、申立てを終了し、若しくは変更し、又は法律及び社会倫理に反しない合意に互いに任意に達する権利を有する。

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

1. 関係当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の申立てに十分に根拠があり、適法であることを証明する権利及び義務を有する。

他人の合法的権利及び利益を擁護するために訴えを提起し、又は申立てをした個人、機関又は組織は、関係当事者と同様に証拠を提出し、証明する権利及び義務を有する。

2. 裁判所は、この法律が定める場合にのみ証拠を確認し、又は収集する。

第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任

個人、機関及び組織は、関係当事者、裁判所の請求により、自己が占有し、又は管理する事件に関する証拠を、自己の任務及び権限の範囲内で、関係当事者及び裁判所に提出する義務を有する。；証拠提出が不可能な場合には、その旨を関係当事者、裁判所に書面で通知し、その理由を明記しなければならない。

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

すべての市民は、国籍、性別、社会身分、信条、宗教、教育、職業にかかわらず法律の下及び裁判所において平等である。すべての機関及び組織は、その組織形態、所有者、その他の事由にかかわらず平等である。

関係当事者は、民事手続の権利及び義務において平等である。；裁判所は、関係当事者が権利を行使し、義務を履行する状況を作る責任を負う。

第9条 関係当事者の防御権の保障

関係当事者は、自己の適法な権利及び利益を自ら防御し、又は弁護士若しくはこの法律の定める条件を満たすその他の者にその防御を依頼する権利を有する。

裁判所は、関係当事者に対し、自己防御権の行使を保障する責任を負う。

第10条 民事手続における和解

裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、関係当事者が互いに民事事件又は非訟事件の処理の合意に達することができる状況を作る責任を負う。

第11条 人民参審員の民事裁判への参加

民事裁判には、この法律の定めに従って人民参審員が参加しなければならない。公判において人民参審員は、裁判官と同等の権限を有する。

第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守

民事事件の公判において、裁判官及び人民参審員は、独立し、法にのみ従う。

裁判官及び人民参審員の任務遂行を妨害するすべての行為は、厳禁する。

第13条 民事手続を行う者及び機関の責任

1. 民事手続を行う者及び機関は、人民を尊重し、人民の監視を受けなければならない。
2. 民事手続を行う者及び機関は、法律上その任務及び権限を遂行する義務を負う。民事手続を行う者が法に違反する行為を犯した場合には、その違反の性質、重大性に依りて、法令の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追求される。
3. 民事手続を行う者及び機関は、法令の定めに従い国家機密及び業務上の秘密を守秘しなければならない。民族の醇風美俗を維持し、関係当事者の正当な請求により、その職業上の秘密、

企業秘密及び個人的な秘密を守らなければならない。

4. 民事手続を行う者が違法な行為を行った結果、個人、機関、組織に損害を与えたときは、裁判所は被害者に損害賠償をしなければならず、民事手続を行う者は、法令の規定に従い裁判所に返済しなければならない。

第14条 裁判所による集団審理

裁判所は、民事事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

第15条 公判

1. 裁判所の民事事件の審理は、この法律が定める場合を除き、公開し、だれでも公判を傍聴することができる。
2. 国家機密を守秘し、民族の醇風美俗を維持し、又は関係当事者の正当な請求によりその職業上の秘密、企業秘密若しくは個人の秘密を守る必要がある特別な場合には、裁判所は、裁判を非公開で行わなければならないが、判決の言渡しは公開しなければならない。

第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院長官、検察官、通訳人、鑑定人は、その任務を遂行し、権限を行使するに当たり、公平でない可能性があると思ふ正当な理由がある場合には、民事手続を行い、又は民事手続に参加してはならない。

第17条 二審制の実施

1. 裁判は二審制で行う。
第一審の判決又は決定は、この法律の定めに従い控訴又は異議を申し立てることができる。
この法律が定める期限内に控訴手続に従って

控訴され、又は異議が申し立てられなかった第一審の判決又は決定は、法的効力を生じる。第一審の判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられたときは、当該事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決又は決定は、法的効力を有する。

2. 既に法的効力を有する第一審の判決又は決定につき法律の違反があった場合又は新たな事実関係が発見された場合には、当該判決又は決定は、この法律の規定に従い監督審又は再審手続により再審理する。

第18条 公判の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民裁判所は全審級の裁判所の裁判を監督する。

第19条 判決、決定の効力の保障

法的効力を有する判決、決定は、すべての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない。判決、決定を執行する義務を負う個人、機関及び組織は、それを厳正に執行しなければならない。

判決又は決定を執行する任務を課された人民裁判所、機関及び組織は、それぞれの任務及び権限の範囲内において、その判決又は決定を厳正に執行しなければならない。その任務を遂行する法律上の責任を負う。

第20条 民事手続で使用される口語及び文語

民事手続で使用される口語及び文語は、ベトナム語である。

民事手続の参加者は自己の属する民族の発音及び文字を使用することができるものとし、この場合には通訳人を必要とする。

第21条 民事手続における法遵守の監視

1. 民事事件及び非訟事件の適法及び適時の処理

のため、人民検察院は、民事手続における法遵守を監視し、法令の規定に従い申立て、訴え、又は異議申立てをする権利を行使する。

2. 人民検察院は、裁判所が証拠を収集し、関係当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し人民検察院が異議を申し立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立会う。

第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、この法律の規定に従い民事手続の参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他の関連資料を直接に、又は郵送で送付する責任を負う。
2. 裁判所が送付できないときは、裁判所の請求により、民事手続の参加者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会（以下まとめて「社級人民委員会」という。）又は参加者が就業する機関若しくは組織が参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他裁判所の関連資料を送付する責任を負い、その結果を裁判所に通知しなければならない。

第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加
個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続に参加し、裁判所における民事事件及び非訟事件の適法かつ適時の処理に貢献する権利及び義務を有する。

第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

個人、機関及び組織は、民事手続を行う者の違法行為又は民事手続における個人、機関若しくは組織の違法行為に対し、不服を申し立てる権利を有し、個人は、さらに告発する権利を有する。

権限を有する機関、組織及び個人は、迅速かつ適法に不服申立て及び告発を受理し、検討し、処

理しなければならない。その処理の結果を不服申立人及び告発人に書面で通知しなければならない。

第3章 裁判所の管轄権

第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件

第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

1. 個人間のベトナム国籍に関する紛争
2. 財産の所有権に関する紛争
3. 民事契約に関する紛争
4. この法律第29条第2項が定める場合を除く知的財産権、技術移転に関する紛争
5. 財産相続に関する紛争
6. 契約外の損害賠償に関する紛争
7. 土地法制に基づく土地使用権及び土地定着物に関する紛争
8. 法律に基づく新聞業務の活動に関する紛争
9. 法令が定めるその他の民事紛争

第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て

1. 人の民事行為能力喪失若しくは民事行為能力制限の宣告申立て、又は当該宣告の取消申立て
2. 住所を去った者の搜索及び財産管理の宣告申立て
3. 人の失跡宣告の申立て又は失跡宣告の取消申立て
4. 人の死亡宣告の申立て又は死亡宣告の取消申立て
5. 外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の不承認の申立て
6. 法令が定めるその他の非訟事件申立て

第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争

1. 離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争
2. 婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争
3. 離婚後の子の親権者変更に関する紛争
4. 親子関係の確定に関する紛争
5. 扶養に関する紛争
6. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争

第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て

1. 違法な婚姻の取消申立て
2. 協議離婚、離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て
3. 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て
4. 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て
5. 養子縁組解消申立て
6. 外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て
7. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て

第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争

1. 営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争
 - a) 物品の売買
 - b) サービスの提供
 - c) 流通
 - d) 販売代理

- dd) 委託
 - e) 賃貸, リース, リース後購入
 - g) 建設
 - h) 相談, 技術
 - i) 鉄道, 陸路, 内水路による貨物乗客輸送
 - k) 空路, 水路による貨物乗客輸送
 - l) 株, 債券その他有価証券の売買
 - m) 投資, 金融, 銀行業務
 - n) 保険
 - o) 調査開発
2. 個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争
 3. 会社の設立, 経営, 解散, 合併, 統合, 分割, 分離, 組織変更に関する, 会社とその構成員, 又は会社の構成員間の紛争
 4. 法令が定めるその他の営業, 取引紛争

第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て

1. 商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争処理に関する申立て
2. 営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て, 又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て
3. 営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て
4. 法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て

第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

1. 被雇用者及び雇用者間の個人的労働紛争であって, 末端レベルの労働調停委員会若しくは都市区, 地方区, 省都若しくは省に属する町の国家労働管理局の労働調停員が調停できなかったもの, 又は法令が定める期限内に処理できなかったもの。ただし, 必ずしも末端レベルの調停

が必要でない次の紛争を除く。

- a) 懲戒免職又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
 - b) 雇用者及び被雇用者間の損害賠償に関する紛争；労働契約解消時の財政支援に関する紛争
 - c) 家庭使用人及びその雇用者間の紛争
 - d) 労働法令の規定に基づく社会保険に関する紛争
 - dd) 労働者及び労働者の海外派遣者間の損害賠償に関する紛争
2. 省又は中央管轄都市の労働仲裁委員会が仲裁したにもかかわらず、被雇用者団体又は雇用者が労働仲裁委員会の決定に合意しない、次に掲げる集団労働紛争：
- a) 業務、賃金、所得及びその他の労働条件に関連した権利及び利益に関する紛争
 - b) 集団労働協約の履行に関する紛争
 - c) 労働組合を設立する権利、参加する権利又はその運営に関する紛争
3. 法令が定めるその他の労働紛争

第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

- 1. 外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て
- 2. 外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て
- 3. 法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

第33条 地方区、都市区、省都、省に属する町の人民裁判所の管轄権

- 1. 地方区、都市区、省都、省に属する町の人民裁判所（以下まとめて「ディストリクト級人民

裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる紛争に関する管轄権を有する。

- a) この法律第25条及び27条が定める婚姻家族に関する民事紛争
 - b) この法律第29条第1項 a,b,c,d, dd,e,g,h 号及びi号が定める営業、取引紛争
 - c) この法律第31条第1項が定める労働紛争
2. ディストリクト級人民裁判所は次の非訟事件申立てに対する管轄権を有する。
- a) この法律第26条第1,2,3項及び4項が定める非訟事件申立て
 - b) この法律第28条第1,2,3,4項及び5項が定める婚姻家族関係の非訟事件申立て
3. 本条第1項及び2項が定める紛争及び非訟事件で、関係当事者若しくは財産が外国に所在するもの、又は在外ベトナム領事館若しくは外国裁判所に司法嘱託をしなければならないものについては、ディストリクト級人民裁判所は管轄権を有しない。

第34条 省又は中央管轄都市の人民裁判所の管轄権

- 1. 省又は中央管轄都市の人民裁判所（以下まとめて「省級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる民事事件及び非訟事件に対する管轄権を有する。
- a) この法律第33条第1項が定めるディストリクト級人民裁判所の管轄する紛争を除き、この法律第25,27,29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働紛争
- b) この法律第33条第2項が定めるディストリクト級人民裁判所の管轄する非訟事件を除き、この法律第26,28,30及び32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する非訟事件
- c) この法律第33条第3項が定める紛争及び非訟事件

2. 省級人民裁判所は、この法律第33条が定めるディストリクト級人民裁判所の管轄する民事事件及び非訟事件で、省級人民裁判所が処理すべく取り上げた民事事件及び非訟事件を第一審手続により処理する管轄権を有する。

第35条 裁判所の土地管轄

1. 民事事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。

- a) 被告が個人のときは被告が居住若しくは就業している場所にある裁判所、又は被告が機関若しくは組織のときは被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従って、この法律第25, 27, 29及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争を処理する管轄権を有する。
 - b) 原告が個人のときは原告が居住し、若しくは就業している場所にある裁判所、又は原告が機関若しくは組織のときは原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、関係当事者は、書面で合意し、この法律第25, 27, 29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争の処理を求める権利を有する。
 - c) 不動産の所在地の裁判所は、当該不動産に関する紛争を処理する管轄権を有する。
2. 非訟事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。
- a) 民事行為能力の喪失又は制限の宣告申立ては、請求の対象の人物が居住又は就業する地域の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
 - b) 住所を去った者の搜索及び財産管理、失跡宣告又は死亡宣告の申立ては、請求の対象となった者が最後に居住していた場所の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
 - c) 失跡宣告又は死亡宣告の決定を發した裁判所は、当該決定取消の申立てに関する管轄権を有する。
 - d) 外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及

び労働事件の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立ては、当該判決又は決定を履行する義務のある判決債務者が個人のときはその者が居住し、又は就業する地域の裁判所、判決債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国裁判所の判決若しくは決定の履行に関係する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。

- dd) ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件に関する判決又は決定の不承認申立ては、請求者が個人のときは当該請求者が居住し又は就業する地域の裁判所、請求者が機関又は組織のときはその本社がある地域の裁判所が管轄権を有する。
- e) 外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける履行の申立ては、外国仲裁人の仲裁判断を履行する義務ある債務者が個人のときはその個人が居住し、又は就業する地域の裁判所、債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国仲裁人の仲裁判断履行に関連する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- g) 違法な婚姻解消の申立ては、当該婚姻が登録されている地域の裁判所が管轄権を有する。
- h) 協議離婚並びに離婚後の子の監護及び財産分割の承認の申立ては、当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- i) 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認の申立ては、申し立てた当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- k) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利又は離婚後の親の子に対する面会権の制限の申立ては、未成年の子の一方の親が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- l) 養子縁組解消の申立ては、養子縁組の親又は子が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。

m) ベトナム人商事仲裁人による紛争の処理に関する申立てを処理する裁判所の土地管轄は、商事仲裁に関する法令に従う。

第36条 原告又は申立人の選択による管轄

1. 原告は、次の場合において、民事、婚姻家族関係、営業、取引又は労働紛争の処理のために裁判所を選択する権利を有する。

- a) 原告が被告の居住し、若しくは就業する地域又は被告の本社が所在する場所を知らない場合には、原告は、被告が最後に居住し、若しくは就業した地域、被告の本店が最後に所在した地域、又は被告の財産が所在する地域の裁判所に事件の処理を求めることができる。
- b) 組織の支店経営に関して紛争が生じた場合は、原告は、組織の本店又は支店が所在する地域の裁判所に紛争の処理を求めることができる。
- c) 被告がベトナム国内に居住地、就業地若しくは本店所在地を有さない場合又は扶養に関する紛争である場合には、原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に事件の処理を求めることができる。
- d) 紛争が契約外の損害賠償に関する場合は、原告は、自己が居住し、若しくは就業する地域、その本店が存在する地域、又は損害が発生した地域の裁判所に紛争の処理を求めすることができる。
- dd) 紛争が労働契約解消による損害賠償、手当又は社会保険、仕事、賃金、収入及びその他労働条件に関連した権利及び利益に関する場合は、労働者である原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に紛争の処理を求めすることができる。
- e) 紛争が下請業者又は仲介業者の雇用から生じた場合は、原告は、その実際の雇用主が居住し、若しくは就業する地域、本店がある地域、又は下請け業者若しくは仲介業者が居住し、若しくは就業する地域の裁判所に紛争の処理を求め

ることができる。

g) 紛争が契約関係から生じた場合は、原告は、契約が履行される地域の裁判所に紛争の処理を求めることができる。

h) 複数の被告が異なった場所に居住し、若しくは就業する場合又は異なった場所に本店がある場合には、原告は、被告の一人が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に紛争の処理を求めることができる。

i) 紛争が異なった場所に存在する複数の不動産に関する場合は、原告は当該不動産の1つが存在する地域の裁判所に紛争の処理を求めることができる。

2. 非訟事件の申立人は、次の場合に婚姻家族関係の申立ての処理のために裁判所を選択することができる。

a) この法律第26条第1, 2, 3項及び第4項が定める民事非訟事件に関して、申立人は、自己が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に申立ての処理を求めることができる。

b) この法律第28条第1項が定める違法な婚姻取消の申立てに関して、申立人は、当該違法婚姻が登録されている地域の裁判所に申立ての処理を求めることができる。

c) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利、又は離婚後の未成年の子に対する親の面会権の制限の申立人は、子が居住する地域の裁判所に申立ての処理を求めることができる。

第37条 民事事件及び非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の処理

1. 裁判所が管轄外の民事事件及び非訟事件を受理した場合には、その裁判所は管轄裁判所に当該民事事件又は非訟事件記録を移送する決定をし、受訴事件簿から当該事件を削除する。この決定は直ちにすべての関係当事者、関係する個人、機関、組織に送付しなければならない。

関係当事者、関係する個人、機関、組織は、

決定を受け取った日から3営業日内に当該決定に対する不服申立てをする権利を有する。民事事件及び非訟事件の移送決定を發した裁判所の長官は、不服申立てを受け取った日から3営業日内にその不服申立てを処理しなければならない。

2. 同一省内のディストリクト級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所の長官が処理する。
3. 異なった省又は中央管轄都市のディストリクト級人民裁判所又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が処理する。

第38条 事件の併合、分離

1. 裁判所は、事件の併合及び処理が法遵守を保障する場合には、別々に受理した2つ以上の事件を1つに併合することができる。
2. 裁判所は、事件の分離及び処理が厳正に法を遵守する場合には、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上の事件に分離することができる。
3. 本条第1項及び第2項で定める事件の併合又は分離後、受訴裁判所は、決定を發し、直ちに關係当事者及び同級の檢察院に当該決定を送付しなければならない。

第4章 民事手続を行う機関、者及び民事手続を行う者の交代

第39条 民事手続を行う機関、者

1. 民事手続を行う機関は次のとおりである。
 - a) 人民裁判所
 - b) 人民檢察院
2. 民事手続を行う者は次のとおりである。
 - a) 裁判所長官、裁判官、人民參審員及び書記官
 - b) 檢察院長官、檢察官

第40条 裁判所長官の任務及び権限

1. 裁判所長官は次の任務及び権限を有する。

- a) 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件の処理の統括
 - b) 民事事件及び非訟事件を処理する裁判官、民事事件を審理する合議体に参加する人民參審員並びに民事事件及び非訟事件の手続を行う書記官の指名の決定
 - c) 公判期日開始前の裁判官、人民參審員、書記官の交代の決定
 - d) 公判期日開始前の鑑定人、通訳人の交代の決定
 - dd) この法律の規定に従った決定の發付及び民事手続の実施
 - e) この法律の規定に従った不服申立て、告發の処理
 - g) この法律の規定により法的効力を有する判決又は決定に対する監督審又は再審手続による異議申立て
2. 裁判所長官が不在の場合には、副長官が本条第1項に定める裁判所長官の任務及び権限を遂行する権限を裁判所長官から付与される。副長官は、与えられた任務について裁判所長官に対し責任を負う。

第41条 裁判官の任務及び権限

1. 事件記録の編綴
2. 緊急保全処分 of 適用、変更又は取消の決定
3. 民事事件又は非訟事件の処理の中止又は停止の決定
4. この法律の規定に従い、事件の処理に關係当事者が相互合意に達するため、和解を実施し、關係当事者の合意を承認する決定を發付
5. 民事事件の公判審理開始又は非訟事件の処理開始の決定
6. 公判期日参加者の召喚決定
7. 民事事件の裁判及び非訟事件の処理参加
8. この法律の規定に従い、民事事件、非訟事件を処理するに当たり、他の手続を実施

第42条 人民参審員の任務及び権限

1. 公判期日開始前に事件記録を検討
2. 裁判所長官又は裁判官にそれぞれの権限に応じた必要な決定を発するよう請求
3. 民事事件の裁判に参加
4. 民事事件の裁判において手続を遂行し、審理合議体が管轄権を有する問題について投票

第43条 書記官の任務及び権限

1. 公判期日開始前の職務上必要な準備
2. 公判期日の規則告知
3. 公判期日への召喚者リストについて審理合議体に報告
4. 公判期日調書作成
5. この法律の規定に従い、他の手続実施

第44条 検察院長官の任務及び権限

1. 民事手続における法遵守の監視任務を遂行するに当たり、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 民事手続における法遵守の監視作業を計画、指示
 - b) この法律の規定に従い、手続における法遵守を監視し、民事事件の公判期日、非訟事件の処理に参加する検察官の指名の決定
 - c) 検察官が実施する手続における法遵守監視の監査
 - d) 検察官交代の決定
 - dd) この法律の規定に従い、判決又は決定に対する控訴審、監督審又は再審手続による異議申立て
 - e) この法律の規定に従い、不服申立て及び告発の処理
2. 検察院長官が不在の場合は、副長官が本条第1項に定める検察院長官の任務及び権限を遂行する権限を長官から付与される。副長官は与えられた任務について長官に対し責任を負う。

第45条 検察官の任務及び権限

民事手続における法遵守監視を任命された検察官は、次の任務及び権限を有する。

1. 裁判所による民事事件及び非訟事件の処理における法遵守を監視
2. 手続参加者の法遵守を監視
3. 判決及び決定を監視
4. この法律の規定に従い、民事事件の公判期日及び非訟事件の処理期日に参加し、民事事件及び非訟事件の処理について検察院の意見を陳述
5. 検察院長官の指名に従い、検察院の管轄内の他の任務及び権限を行使

第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合

民事手続を行う者は、次の場合には手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. 民事手続を行うと同時に、事件の関係当事者、関係当事者の代理人又は親族である場合
2. 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人、鑑定人又は通訳人として同じ事件に参加した場合
3. 任務を遂行するに当たり公平でない可能性があるると信ずる明白な根拠がある場合

第47条 裁判官又は人民参審員の交代

裁判官、人民参審員は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 同じ合議体に属し、互いに密接な関係がある場合
3. 当該事件の第一審、控訴審、監督審又は再審に参加したことがある場合。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会又は省級人民裁判所の裁判官委員会の構成員として、監督審又は再審手続に従い、同一の事件の裁判に複数回参加することができる場合を除く
4. 検察官又は書記官として同じ事件の手続を行

った場合

第48条 検察官の交代

検察官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第49条 書記官の交代

書記官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続

1. 公判期日開始前の民事手続実施の拒否又は民事手続を行う者の交代請求は、その理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。
2. 公判期日中の手続実施拒否又は手続を行う者の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第51条 手続を行う者の交代決定

1. 公判期日前の裁判官、人民参審員、書記官の交代は、裁判所長官が決定する。；交代される裁判官が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。

公判期日前の検察官の交代は、同級の検察院長官が決定する。；交代される検察官が検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。

2. 公判期日中の裁判官、人民参審員、書記官又は検察官の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、

多数決で決定する。

裁判官、人民参審員、書記官又は検察官が交代しなければならない場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。交代のための他の裁判官、人民裁判官、書記官の指名は、裁判所長官が決定する。交代される者が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。交代のための検察官の指名は、同級の検察院長官が決定する；交代される検察官が同級の検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。

第5章 民事事件及び非訟事件の処理のための合議体構成

第52条 民事事件第一審の合議体構成

民事事件第一審の合議体は、裁判官1名及び人民参審員2名で構成する。

特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官2名及び人民参審員3名で構成することができる。

第53条 民事事件控訴審の合議体構成

民事事件の控訴審合議体は、裁判官3名で構成する。

第54条 民事事件監督審又は再審の合議体構成

1. 省級人民裁判所の監督審又は再審合議体は、省級人民裁判所の裁判官委員会で構成する。
省級人民裁判所の裁判所委員会が法的効力を有する判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、委員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。
2. 最高人民裁判所の特別法廷の監督審又は再審合議体は、裁判官3名で構成する。
3. 最高人民裁判所の監督審又は再審合議体は、最高人民裁判所の裁判官評議会で構成する。
最高人民裁判所の裁判官評議会が法的に有効

な判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、評議員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。

第55条 非訟事件の処理の構成員

1. この法律第26条第5項、第28条第6項、第30条第2項並びに第3項及び第32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引若しくは労働に関する申立て、又は非訟事件の決定に対する控訴、異議申立ては、3名の裁判官が処理する。
2. 本条第1項に定める場合に該当しない民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する申立ては、単独の裁判官が処理する。
3. この法律第30条第1項が定める営業又は取引に関する申立ての処理の構成員は、商事仲裁に関する法令の規定に従う。

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の関係当事者

第56条 民事事件の関係当事者

1. 民事事件の関係当事者とは、原告、被告並びに関連する利益及び義務を有する個人、機関、組織をいう。
2. 民事事件の原告とは、合法的権利及び利益が侵害されたと考えてその民事事件の処理を求めて裁判所に訴えを提起した者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、ある者の合法的権利及び利益が侵害されたと考えて、その者のために民事事件の処理を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。
この法律が定める機関及び組織であって、それぞれの所管する領域の公益、国益保護を裁判所に求めるために民事事件の訴えを提起した者も原告である。
3. 民事事件の被告とは、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えてその

民事事件の処理を求めて裁判所に原告が訴えを提起した対象となるその者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えて、民事事件の処理を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。

4. 民事事件に関連した利益及び義務を有する者とは、訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく、民事事件の処理が自己の利益及び義務に関連しており、それ故、関連する利益及び義務を有する者として手続に含まれることを自分自身で、又は他の関係当事者が申立て、当該申立てが裁判所に受理された者である。

民事事件の処理がある者の利益及び義務に関連しているが、その者を関連する利益及び義務を有する者として手続に含むことをだれも請求しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する利益及び義務を有する者として手続に含まなければならない。

第57条 関係当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 民事手続権利能力とは、民事手続における法令が定めた権利及び義務を有する能力を意味する。いかなる個人、機関及び組織も、その合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てるに当たり、同等の民事手続権利能力を有する。
2. 民事手続行為能力とは、民事手続において自己の権利及び義務を自分自身で行使し、又は自己の代理人に民事手続に参加する権限を与える能力を意味する。
3. 満18歳以上の関係当事者は、民事行為能力を喪失した者及び制限された者、又は法令に定める他の者を除き、完全な民事手続行為能力を有する。
4. 6歳未満又は民事行為能力を喪失した関係当事者は、民事手続行為能力を有さない。裁判における当該者の合法的権利及び利益の擁護は、

その適法な代理人が遂行する。

5. 満6歳以上15歳未満の関係当事者について、裁判におけるその合法的権利及び利益の擁護は、当該者の適法な代理人が遂行する。
6. 労働契約により就業し、又は自己の財産を用いて民事取引に参加した満15歳以上18歳未満の関係当事者は、当該労働関係又は民事関係に関連する事項について自ら民事手続に参加する権利を有する。その場合において、裁判所は、当該者の適法な代理人を召還して手続に参加させる権利を有する。他の事項については、裁判における関係当事者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
7. 機関、組織である関係当事者は、その適法な代理人を通じて民事手続に参加する。

第58条 関係当事者の権利及び義務

1. 関係当事者は、民事手続に参加するに当たり平等の権利及び義務を有する。
2. 民事手続に参加するとき、関係当事者は次の権利及び義務を有する。
 - a) 自己の合法的権利及び利益を防御するため、証拠を提出し、証明すること
 - b) 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、当該証拠を裁判所に提出するため提供するよう請求すること
 - c) 事件の証拠確認、収集が自分自身でできない場合に、それを裁判所に請求すること、証人の召喚を裁判所に申し立てること、鑑定、査定を依頼すること、又は他の関係当事者の請求により裁判所が既に確認し、収集した証拠について、検察院に不服申立てをすること
 - d) 他の関係当事者が提出し、若しくは裁判所が収集した書類、証拠を閲覧し、メモを取り、複製すること
 - dd) 緊急保全処分の適用を裁判所に請求すること
 - e) 事件の処理について互いに合意に達すること；裁判所が行う和解に参加すること
 - g) 自己の権利及び義務の行使に関する通常

知を受け取ること

- h) 自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は他の者にその防御を依頼すること
- i) 公判期日に参加すること
- k) この法律の規定に従って民事手続を行う者又は民事手続の参加者の交代を請求すること
- l) 他の者に質問すべきことを裁判所に提案すること。互いに、又は証人と対質すること
- m) 公判期日で弁論すること
- n) 判決、決定の抜粋を提供されること
- o) この法律の規定に従い、判決、決定について控訴又は不服申立てをすること
- p) 法的効力を有する判決、決定について、監督審又は再審手続によって異議を申し立てる根拠を発見し、異議を申し立てる権限を有する者に通知すること
- q) 裁判所の召喚状に基づいて出頭し、事件の処理において裁判所の決定に従うこと
- r) 裁判所に敬意を払い、裁判所の規則に厳正に従うこと
- s) 法令の規定に従い、訴訟費用及び手数料を前払いすること
- t) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に厳正に従うこと
- u) 法令が定めるその他の権利及び義務

第59条 原告の権利及び義務

1. 原告は、次の権利及び義務を有する。
 - a) この法律第58条に定める関係当事者の権利及び義務
 - b) 自己の訴えの一部若しくは全部の取下げ、又は訴えの内容を変更すること
 - c) 関連する権利及び利益を有する者の手続への参加を裁判所に請求すること
 - d) 事件の処理の停止を裁判所に請求すること
2. 裁判所から適法に2回召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった原告は、その訴えを放棄したとみなす。

第60条 被告の権利及び義務

1. 被告は次の権利及び義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める関係当事者の権利及び義務
 - b) 原告の請求の一部又は全部を認諾し、又は争うこと
 - c) 原告に対して、その請求に関連する反訴を提起すること、又は原告が請求する義務の相殺を提案すること
 - d) 自己に対する訴えについて裁判所から通知を受けること
2. 被告が裁判所から2回適法に召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった場合は、裁判所は被告不在で公判を行う。

第61条 関連する権利、義務を有する者の権利及び義務

1. 関連する権利、義務を有する者は、次の権利及び義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める権利及び義務
 - b) 独立した請求を行うこと、又は原告側若しくは被告側について手続に参加することを許可されること。
2. 関連する利益及び義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、この法律第59条に定める原告の権利及び義務を有する。
3. 関連する利益、義務を有する者は、原告側について手続に参加し又は利益のみを有する場合には、この法律第59条が定める原告の権利及び義務を有する。
4. 関連する利益、権利を有する者は、被告側について手続に参加し又は義務のみを負う場合には、この法律第60条が定める被告の権利及び義務を有する。

第62条 手続上の権利及び義務の相続

1. 個人である関係当事者が手続参加中に死亡し、その権利及び財産が相続される場合には、相続

人は手続に参加する。

2. 機関又は組織である関係当事者が、手続に参加中に活動終了、解散、統合、合併、分割、分離、又は組織変更した場合には、その手続上の権利及び義務の承継は次のとおり確定する。
 - a) 活動を終了し、又は解散しなければならない組織が株式会社、有限責任会社又は合名会社である場合には、当該組織の構成員である個人、組織、又はその適法な代理人が手続に参加する。
 - b) 活動を終了、又は解散しなければならない機関若しくは組織が国家機関、人民軍部隊、政治組織、社会政治組織、職能及び社会政治組織、社会組織、社会職能組織又は国営企業の場合は、それらの機関若しくは組織の上級機関の適法な代理人、又はその権利及び義務を引き継ぐ任務を課された機関、組織の適法な代理人が手続に参加する。
 - c) 組織が統合、合併、分割、分離又は組織変更した場合には、その組織の権利及び義務を引き継ぐ個人又は組織が手続に参加する。
3. 関係当事者が法人以外の組織で、その代理人又は管理人が手続参加中に死亡した場合には、当該組織は、他の者を手続に参加する代理人として指名しなければならない。；当該組織が活動を終了し、又は解散しなければならない場合には、その構成員である個人が手続に参加すること

第2節 手続のその他の参加者

第63条 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人

1. 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人とは、関係当事者の合法的権利及び利益を援護するため、手続に参加することを関係当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
2. 次に掲げる者は、関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人として活動することを裁判所が

許可する。

- a) 弁護士に関する法令の規定に従って手続に参加する弁護士
 - b) 完全な民事行為能力を有するベトナム市民であり、有罪判決を受けたことがなく、又は有罪判決を受けた後に犯罪歴を抹消された者で、医療施設送致、更生施設送致又は行政保護観察措置の行政処分を受ける場合に該当せず、裁判所、検察院又は警察部門の役人又は職員でない者
3. 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、同一事件の1名以上の関係当事者の合法的権利及び利益が互いに対立しない場合に、それらの関係当事者を弁護することができる。関係当事者の合法的権利及び利益の複数の弁護人は、事件の関係当事者1名の合法的利益及び利益を共同して弁護することができる。

第64条 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利及び義務

1. 訴えの提起時に、又は民事手続のいずれの段階でも、手続に参加すること。関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所が必要と認める場合に、監督審又は再審の公判期日に参加することができる。
2. 関係当事者の合法的権利及び利益を弁護するため、証拠を確認し、収集し、裁判所に提出すること、事件記録を検討し、メモをとり、及び事件記録の必要な書類を複写すること
3. 和解、公判期日に参加すること、又は関係当事者の合法的権利及び利益の弁論を書面ですること
4. この法律の規定に従い、関係当事者に代わって手続を行う者、他の手続参加者の交代を請求すること
5. 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護に関連した法律事項において、関係当事者を援助すること
6. この法律第58条第2項 m, q 号及び r 号が

定める権利及び義務

第65条 証人

事件の内容に関連した事実関係を知っている者は、裁判所に召喚され証人として手続に参加することができる。民事行為能力を喪失した者は、証人となることができない。

第66条 証人の権利及び義務

1. 事件の処理に関連し、自己が入手したすべての情報、書類、物を提出すること
2. 事件の処理に関連して、自己が知っている事実関係を誠実に陳述すること
3. 自己の陳述が国家機密、職業上の秘密、企業秘密、若しくは個人的な秘密に関連する場合に、又は自己の陳述が自分の近い親族である関係当事者に不利益若しくは悪影響を与える場合に、陳述を拒否すること
4. 機関又は組織で就業している場合は、裁判所に召喚されたときに、又は証言をするときに職務を離れること
5. 法令が定める旅費及び他の手当てを受けること
6. 手続に参加するときに、召喚した裁判所及び権限を有する国家機関に、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産及びその他の合法的権利及び利益を擁護するよう請求すること；手続を行う者の手続上の行為について不服を申し立てること
7. 自己の虚偽の証言によって関係当事者又は他の者に及ぼした損害に対し、賠償を行い法律上の責任を負うこと
8. 公開の公判期日で証言しなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭すること。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審理合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。

9. 証人が未成年者である場合を除き、裁判所に対し自己の権利及び義務を遂行する誓約をすること。虚偽の証言をし、虚偽の書類を提出し、証言することを拒否し、又は裁判所に召還され正当な理由なく出頭しなかった証人は、法令が定める責任を負う。

第67条 鑑定人

鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法令が定める必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、関係当事者間の合意に基づいて選任され又は1名以上の関係当事者の請求により裁判所に呼び出された者をいう。

第68条 鑑定人の権利及び義務

1. 鑑定人は、次の権利及び義務を有する。
 - a) 鑑定すべき物に関連する事件記録の書類を閲覧すること；鑑定に必要な書類の提供を裁判所に請求すること
 - b) 鑑定すべき物に関する事項について、法的手続の参加者に質問すること
 - c) 裁判所の召喚を受けて出頭し、誠実で根拠があり、客観的な方法で鑑定に関する質問に答え、鑑定結果を述べること
 - d) 鑑定すべき事項が自己の専門能力を超え、鑑定のために提供された書類が不適切又は使用不可能な場合は、裁判所に鑑定を行えない旨を書面で通知すること
 - dd) 受け取った書類を保存し、鑑定結果又は鑑定不可能に関する通知とともに当該書類を裁判所に返却すること
 - e) 鑑定のために書類を任意に収集しないこと、手続の他の参加者に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取らないこと；鑑定中に知った秘密情報を公開しないこと、又は鑑定人を召喚した裁判官を除き、他の者に鑑定結果を知らせないこと
 - g) 法令が定める旅費及び他の手当を享受するこ

と

- h) 裁判所に対し自己の権利及び義務を遂行する誓約をすること
2. 正当な理由なく鑑定結果を出すことを拒否する鑑定人、虚偽の鑑定結果を出した鑑定人、又は裁判所から召喚され正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法令が定める責任を負わなければならない。
3. 鑑定人は、次の場合には鑑定を拒否し、又は交代しなければならない。
 - a) 鑑定人がこの法律第46条第1項及び3項に定める事由の一に該当する場合
 - b) 鑑定人が同じ事件における関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は通訳人として手続に参加した場合
 - c) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合

第69条 通訳人

通訳人とは、手続参加者がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に翻訳できる者をいう。通訳人は、関係当事者間の合意で選任し、かつ、裁判所により容認され又は裁判所がその選任を求める。

第70条 通訳人の権利及び義務

1. 通訳は、次の権利及び義務を有する。
 - a) 裁判所の召喚を受けて出頭すること
 - b) 誠実に、客観的に、かつ正確に通訳すること
 - c) 手続を行う者、参加者に通訳が必要な言葉を更に説明するよう求めること
 - d) 手続の他の参加者に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性及び正確性に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取ってはならない。
 - dd) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
 - e) 裁判所に対し自己の権利及び義務を遂行することを誓約すること

2. 故意に虚偽の翻訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法令が定める責任を負う。

3. 通訳人は、次の場合には通訳することを拒否し、又は交代しなければならない。

a) この法律第46条第1項及び3項が定める場合の一に該当する場合

b) 同一事件の関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は鑑定人として手続に参加した場合

c) 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合

4. 本条の規定は、聾啞者のための手話の通訳人にも適用する。

聾啞者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、裁判所は、当該代理人又は親族がその聾啞者の通訳人を務めることを容認することができる。

第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続

1. 公判期日前の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、書面で行い、その理由を明記しなければならない。

2. 公判期日の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第72条 鑑定人、通訳人の交代決定

1. 公判期日前の鑑定人、通訳人の交代は、裁判所長官が決定する。

2. 公判期日中の鑑定人、通訳人の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

鑑定人又は通訳人を交代しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決

定を発する。他の鑑定人又は通訳人の請求は、この法律第67条及び69条の規定に従わなければならない。

第73条 代理人

1. 民事手続の代理人は、法定代理人及び任意代理人とする。

2. 民法が定める法定代理人は、代理権が法令の規定によって制限されている場合を除き、民事手続における法定代理人である。

他の者の合法的権利及び利益を擁護するため訴えを提起する個人、機関及び組織は、民事手続において擁護される者の法定代理人でもある。

3. 民法が定める任意代理人は、民事手続の代理人である。；離婚事件については、関係当事者は他の者に民事手続において自己の代理を務める権限を与えてはならない。

第74条 代理人の権利及び義務

1. 民事手続の法定代理人は、自己が代理する関係当事者の手続上の権利及び義務を行使する。

2. 民事手続の任意代理人は、授權書の内容に従い、手続上の権利及び義務を行使する。

第75条 代理人不許可の場合

1. 次の場合は、人は法定代理人を務めてはならない。

a) 代理される者と同一の事件の関係当事者であり、自己の合法的権利及び利益が、代理される者の権利及び利益と対立する場合

b) 他の関係当事者のために民事手続の法定代理人を務めており、その関係当事者の合法的権利及び利益が同一の事件の代理される者の合法的権利及び利益と対立する場合

2. 本条第1項の規定は、民事手続の任意代理人の場合にも適用する。

3. 裁判所、検察院若しくは警察部門の役人又は職員は、自分が所属する機関の代理人又は法定

代理人として民事手続に参加する場合を除き、民事手続の代理人を務めてはならない。

第76条 民事手続の代理人指名

民事手続が行われる場合において、関係当事者がその民事行動能力を制限されているのに代理人を有さず、又はその法定代理人がこの法律第75条第1項に定める場合の一に該当するときは、裁判所は、裁判手続に参加する代理人を指名しなければならない。

第77条 民事手続における代理の終了

民事手続の法定代理人及び任意代理人は、民法の規定に従って代理を終了する。

第78条 民事手続における代理の終了の結果

1. 代理される者が成人になり、又は民事行動能力を回復し、法定代理が終了する場合は、当該者は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に民事手続に参加する権限を与える。
2. 任意代理が終了する場合は、関係当事者又はその相続人は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に手続に参加する権限を与える。

第7章 証明及び証拠

第79条 立証の義務

1. 自己の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる関係当事者は、当該請求に十分根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
2. 自分に対する他の者の請求に対し防御する関係当事者は、その防御に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない。
3. 公益、国益を保護するために訴えを提起し、

又は他の者の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる個人、機関若しくは組織は、その訴え又は申立てに十分根拠があり、合法であることを証明する証拠を提出しなければならない。

4. 証明のための証拠提出が義務付けられているにもかかわらず証拠を提出せず、又は適切な証拠を提出しなかった関係当事者は、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負う。

第80条 証明を要しない事実関係、事件

1. 次の事実関係、事件は、証明することを要しない。
 - a) 明白でだれもが知っており、裁判所が認めた事実関係、事件
 - b) 法的に有効な判決若しくは決定、又は権限のある国家機関の有効な決定により認定された事実関係、事件
 - c) 書類に記載され、正当に公証され、又は認証された事実関係、事件
2. 一方の当事者がもう一方の関係当事者の提示した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、もう一方の関係当事者は証明しなくてもよい。
3. 関係当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときはその関係当事者が認めたものとみなす。

第81条 証拠

民事事件又は非訟事件の証拠とは、この法律の定める順序、手続に従って関係当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、関係当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定し、民事事件又は非訟事件の適切な処理に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するものをいう。

第82条 証拠の出所源

証拠は、次の出所源から収集される。

1. 判読可能資料、可聴資料及び可視資料
2. 物
3. 関係当事者の陳述
4. 証人の証言
5. 鑑定結果
6. 現場検証記録
7. 習慣
8. 財産査定結果
9. 法令が定めるその他の出所源

第83条 証拠の認識

1. 内容が判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証され、又は権限のある機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠とみなす。
2. 可聴、可視資料は、その資料の源を証明する書類又は録音、録画に関連した書類とともに提出された場合に証拠とみなす。
3. 証拠とみなすものは、原物でかつ民事事件又は非訟事件に関連していなければならない。
4. 関係当事者の陳述、証人の証言は、本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ若しくは録画ディスクに記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠とみなす。
5. 鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
6. 現場検証の記録は、検証が法令の定める手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠とみなす。
7. 習慣は、その習慣が存在する地方共同体が確認した場合に証拠とみなす。
8. 財産の査定結果は、査定が法令の定める手続に従って行われ、又は査定官の作成した書類が本条第1項の規定に遵守している場合に証拠とみなす。

第84条 証拠の提出

1. 裁判所による民事事件又は非訟事件の処理の過程において、関係当事者は、裁判所に証拠を提出する権利と義務を有する；関係当事者は、証拠を提出せず、又は証拠のすべてを提出しない場合は、法令が定める場合を除き、その結果に対する責任を負う。
2. 関係当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領記録に記載しなければならない。記録には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、ページ数及び受領時刻を明記し、提出者の署名若しくは指印、受領者の署名及び裁判所の押印を含まなければならない。記録は2部作成し、1部は事件記録に組み入れ、もう1部は、証拠を提出した関係当事者に交付する。
3. 関係当事者が裁判所に提出した少数民族の言語又は外国語による証拠は、適法に公証され、又は認証されたベトナム語の翻訳を添付しなければならない。

第85条 証拠の収集

1. 民事事件又は非訟事件の記録に含まれた証拠が、当該事件の処理の十分な根拠にならないと思われる場合には、裁判官は関係当事者に追加の証拠提出を求める。
2. 関係当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合は、裁判官は証拠を収集するため、次の措置の1つ、又は幾つかを採ることができる。
 - a) 関係当事者、証人の陳述聴取
 - b) 鑑定人召喚
 - c) 財産の査定の決定
 - d) 現場見分、検証
 - dd) 証拠収集の許可
 - e) 個人、機関又は組織に対する、民事事件又は非訟事件の処理に関連した判読可能資料、可聴資料、可視資料、又はその他の物提出の請求
3. 本条第2項 b, c, d, dd 号及び e 号が定める措

置を採る場合には、裁判官はその理由及び裁判所の請求を明確にした決定を発しなければならない。

関係当事者は、裁判所の証拠収集措置の決定に対し不服を申し立てる権限を有する。不服申立ては、直ちに検察院に対して行わなければならない。検察院は、関係当事者の不服申立てに基づき、証拠を確認、収集することを裁判所に請求する権限を有し、公判期日への参加を検討する。

必要がある場合には、検察院は、控訴審、監督審、再審を申し立てる権利を行使するため、関係当事者、個人、機関、組織に、事件記録、書類、物の提出を請求することができる。

第86条 関係当事者の尋問

1. 裁判官は、関係当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合にのみ、関係当事者を尋問する。関係当事者は、自ら陳述書を作成し、それに署名しなければならない。関係当事者が自ら陳述書を作成できないときは、裁判官が尋問する。関係当事者の尋問は、関係当事者が不十分に、不明確に陳述した事実関係についてのみ集中して行う。裁判官自身又は書記官が調書に関係当事者の陳述を記載する。裁判官は、裁判所の事務所で又は必要がある場合には裁判所の事務所外で、関係当事者を尋問する。
2. 関係当事者の尋問調書は、当該関係当事者に閲覧させ、又は読み聞かせ、かつ、関係当事者が署名又は指印しなければならない。関係当事者は、尋問調書の修正及び補足を請求することができ、認証のために記録に署名又は指印する。調書は、尋問者、録取者が署名し、裁判所の捺印をする。調書のページが別々になっている場合は、各ページに署名をし、割印を押さなければならない。関係当事者の尋問調書が裁判所の事務所外で作成された場合は、陳述は証人、調

書を作成した社、区、地区又は町の人民委員会若しくは警察署、又は調書を作成した機関若しくは組織が認証しなければならない。

3. この法律第57条第4項及び5項が定める場合の一における関係当事者の尋問は、当該関係当事者の適法な代理人の立会いの下で行われなければならない。

第87条 証人の尋問

1. 関係当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、裁判所の事務所内外で証人を尋問することができる。
2. 証人尋問の手続は、この法律第86条第2項が定める関係当事者の尋問と同じである。
3. 満18歳未満の証人又は民事行為能力が制限された者の尋問は、その法定代理人又は後見人の立会いの下で行わなければならない。

第88条 対質

1. 関係当事者が請求する場合又は関係当事者若しくは証人の陳述に齟齬があると認められる場合には、裁判官は、関係当事者間、関係当事者と証人間、又は証人間において対質を行わせる。
2. 対質は、調書に記録し、対質の参加者が署名しなければならない。

第89条 現場見分、検証

1. 現場見分、検証は、現場見分、検証が必要な物の所在地の社級人民委員会、機関又は組織の代理人の立会いの下で裁判官が行い、関連関係当事者が見分、検証について知り、それに立ち合うように、事前に関係当事者に通知しなければならない。
2. 現場見分、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場見分、検証の結果、場所を明記し、見分、検証を行った者が署名し、関係当事者が立ち合った場合には関係当事者、見分若しくは検証される物の所在地の社級人民

委員会又は機関、組織の代理人及び見分、検証への参加を求められたその他の者が署名し、又は指印しなければならない。現場見分、検証調書完成後、見分、検証を行った者は、見分、検証が必要な物の所在地の社級人民委員会、機関又は組織の代理人に、認証のための署名及び捺印を請求しなければならない。

第90条 鑑定請求

1. 関係当事者の選択合意に基づき、又は1名以上の関係当事者の請求により、裁判官は、鑑定要求の決定を発することができる。鑑定要求の決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定の対象、鑑定が必要な事項及び鑑定結果が必要な特別要件を明記しなければならない。
2. 鑑定要求の決定を受け取った鑑定人は、法令の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
3. 鑑定結果が不十分、不明確又は法に違反すると思われる場合には、1名以上の関係当事者の請求により、裁判官は、追加鑑定又は再鑑定要求の決定を発することができる。再鑑定は、前回の鑑定を行った者又は法令に定める他の専門機関が実施できる。

第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、当該証拠を取り下げることができる。取り下げない場合には、告発者は、この法律第90条に定める鑑定を裁判所に請求することができる。
2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、その証拠を権限ある犯罪調査機関に送付する。
3. 偽造証拠の提供者は、証拠の偽造により他の者に損害が発生した場合には、損害賠償をしなければならない。

第92条 財産の査定

1. 裁判所は、次の場合に紛争のある財産を査定する決定を発する。
 - a) 関係当事者の一人又は全員が請求した場合
 - b) 当事者が脱税又は訴訟費用削減の目的で低価格に合意した場合
2. 裁判所の決定に従って設立される価格評議会は、議長並びに金融機関及びその他の関連専門機関の代理人である構成員から構成される。価格評議会は、その構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の社級人民委員会の代理人が、査定への立会いを求められる。関係当事者は、事前に査定の時間及び場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は価格評議会にある。
3. 金融機関及びその他の関連専門機関は価格評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を作る責任を負う。価格評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
4. 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び関係当事者が参加した場合にはその各参加者の意見を明記しなければならない。価格評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の構成員、関係当事者及び証人は、査定調書に署名しなければならない。

第93条 証拠収集の嘱託

1. 民事事件又は非訟事件の処理において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項が定める権限のある機関に、関係当事者、証人を尋問し、現場検証若しくは財産査定を実施し、又は証拠を収集し、民事事件若しくは非訟事件の事実関係を確認する他の措置の嘱託決定を発することができる。
2. 嘱託決定には、原告、被告の氏名、住所、紛

争関係及び証拠収集のための特定された嘱託業務を明記しなければならない。

3. 嘱託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日以内に特定の任務を遂行し、嘱託決定を発した裁判所に結果を書面で通知する責任を負う。特定任務を実行できない場合には、その理由を明記した不実行の書面による通知を嘱託決定を発した裁判所に送付しなければならない。
4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合は、裁判所は、権限のあるベトナムの機関又はベトナムと司法共助協定に署名し、若しくはベトナムとともに本件に関する国際条約に加盟した外国の民事手続を行う機関を通じて、嘱託手続を実施する。

第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て

1. 関係当事者が、証拠収集のために必要な措置を採ったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、民事事件及び非訟事件の適切な処理のために、証拠収集を裁判所に申し立てることができる。

裁判所に証拠収集を申し立てる関係当事者は、証明すべき点、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由及び収集が必要な証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織の氏名及び住所を明記した申立書を提出しなければならない。

2. 裁判所は、証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織に、証拠を提出するよう直接又は書面で請求することができる。当該証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織は、請求を受け取った日から15日以内に、裁判所が請求する証拠を完全に、かつ期限内に提出する責任を負う。

第95条 証拠保存

1. 証拠が裁判所に提出されたとき、当該証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所に提出できない場合には、当該証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に提出することが必要な場合には、裁判官は決定を発し、保存のための第三者への証拠提出調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならない。証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

第96条 証拠調べ

1. 証拠調べは、客観的、包括的、適切かつ正確でなければならない。
2. 裁判所は証拠を1つずつ、かつ証拠間の関連を調べ、各証拠の正当性を確定しなければならない。

第97条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は関係当事者の正当な請求により個人の私生活の秘密に関連した証拠を公開しない。
3. 手続を行う者及び手続参加者は、本条第2項の規定に従って、非公開に分類された証拠を法令の定めるとおり秘匿しなければならない。

第98条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある、又は将来収集が困難になる場合には、関係当事者は証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に申し立てる申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書

作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定することができる。

2. 証人が証拠を提出しないよう、又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制御され、又は買収された場合に、裁判所は証人を脅迫し、制御し、又は買収した者にその行為を強制的に終了する決定を発する権利を有する。脅迫、制御又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所はその刑事責任の検討を検察院に申し立てる。

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権

1. 民事事件の処理において、関係当事者、その適法な代理人又はこの法律第162条第1項及び2項に定める他の者の合法的権利及び利益を擁護するために事件を提訴する機関、組織は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、受訴裁判所に対し、この法律第102条に定める1つ以上の緊急保全処分を適用して、関係当事者の緊急な申立てを一時的に処理し、証拠の現状を維持して証拠を保全するよう申し立てる権限を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、又は起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急な場合に、関係する個人、機関又は組織は管轄裁判所に訴えの申立書を提出すると同時に、この法律第102条が定める緊急保全措置の適用の決定発付を当該裁判所に申し立てることができる。
3. 裁判所は、この法律第119条が定める場合にのみ職権で緊急保全処分を適用する決定を発付する。

第100条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定権

1. 公判期日前の緊急保全処分の適用、変更、取消は、裁判官が検討し、決定する。

2. 公判期日中の緊急保全処分の適用、変更、取消は、審理合議体が検討し、決定する。

第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任

1. 緊急保全処分の適用を裁判所に申し立てる者は、当該申立てに対する法律上の責任を負う。緊急保全処分の適用に関する申立てが不適切になされ、その結果、緊急保全処分が適用された者又は第三者に損害が発生した場合には、その賠償をしなければならない。
2. 裁判所が緊急保全処分を不適切に適用し、その結果、当該処分を受けた者又は第三者に損害が発生した場合には、裁判所は次の場合に損害を賠償しなければならない。
 - a) 裁判所が職権で緊急保全処分を適用した場合
 - b) 裁判所が、個人、機関又は組織が申し立てた緊急保全処分以外のものを適用した場合
 - c) 裁判所が、個人、機関又は組織の申立ての範囲を超えた緊急保全処分を適用した場合

第102条 緊急保全処分

1. 未成年者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織を任命
2. 扶養義務の一部事前履行強制
3. 生命、健康が侵害された個人に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
4. 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制
5. 被雇用者解雇の決定執行停止
6. 紛争のある財産の差押え
7. 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止
8. 紛争のある財産の現状変更の禁止
9. 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可
10. 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結、預託場所の財産凍結

- 11. 債務者の財産凍結
- 12. 関係当事者に対し、特定の行為の禁止又は強制
- 13. 法令が定めるその他の緊急保全処分

第103条 未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡し

未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡しは、事件の処理が後見人を有しない未成年者に関連する場合に適用する。

第104条 扶養義務の一部事前履行強制

扶養義務の一部の事前履行強制は、事件の処理が十分に根拠のある扶養に関する申立てに関連しており、扶養義務の一部を直ちに事前遂行しなければ、扶養を受ける権限のある者の健康、生命に影響を与える場合に適用する。

第105条 健康、生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制

健康又は生命への損害賠償義務の一部事前履行強制は、事件の処理が、健康又は生命への損害賠償に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する、雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制

被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する給与、報酬、損害賠償又は手当の前払いを雇用者に強制することは、事件の処理が労災若しくは職業上の病気に対する給与、報酬、損害賠償又は手当の支払に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第107条 被雇用者解雇の決定執行停止

被雇用者解雇の決定執行停止は、事件の処理が被雇用者の解雇に関連しており、解雇の決定が違法で、被雇用者の生命に重大な影響を及ぼすと思われる場合に適用する。

第108条 紛争のある財産の差押え

1. 紛争のある財産の差押えは、事件の処理において、紛争のある財産の占有者が財産の分散又は損壊行為を行っているという根拠がある場合に適用する。
2. 差押え財産は、裁判所の決定が出されるまで、判決執行機関の事務所に保管、保存され、又は関係当事者の一人又は第三者にその管理を書面にて任命する。

第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止

紛争のある財産の財産権譲渡禁止は、事件の処理において紛争のある財産を占有又は保管している者が、当該財産の財産権を他の者に譲渡しているという根拠がある場合に適用する。

第110条 紛争のある財産の現状変更禁止

紛争のある財産の現状変更禁止は、事件の処理において、紛争のある財産を占有又は保存している者が、当該財産を分解、組立、拡大又はその他の行為を行い、財産の現状を改ざんしているという根拠がある場合に適用する。

第111条 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可

付属農作物又は他の生産物、商品の収穫及び販売許可は、事件の処理において、紛争のある財産が、付属農作物又は他の生産物、商品に関連しており、それが収穫時期にあり、又は長期間保存できない場合に適用する。

第112条 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結

銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結は、事件の処理において、債務者が銀行、その他の信用機関又は国庫に口座を有しており、この措置の適用が事件の処理又は判決執行を保障するために必要である場合に適用する。

第113条 預託場所の財産凍結

預託場所の財産凍結は、事件の処理において債務者が財産を預託していることを示す根拠があり、かつ事件の処理を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第114条 債務者の財産凍結

債務者の財産凍結は、事件の処理において債務者が財産を有していることを示す根拠があり、かつ事件の処理を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第115条 特定の行為の禁止又は強制

特定の行為の禁止又は強制は、事件の処理において関係当事者又は個人、機関、組織による特定の行為の不履行又は履行が、事件の処理又は裁判所が処理する事件に関与する他の者の合法的権利及び利益に影響を与えることを示す根拠がある場合に適用する。

第116条 他の緊急保全処分の適用

法令が定める場合に、裁判所はこの法律第102条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号及び12号に定める以外の緊急保全処分を適用することができる。

第117条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を申し立てる者

は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書には次の主要な内容を含んでいなければならない。

- a) 申立日
- b) 緊急保全処分適用の申立人の氏名及び住所
- c) 緊急保全処分の適用を受ける者の氏名及び住所
- d) 紛争の内容又は自己の合法的権利及び利益を侵害する行為の要約
- dd) 緊急保全処分適用の申立ての理由
- e) 適用すべき緊急保全処分及び特定条件

緊急保全処分の適用の申立てに応じて、申立人は当該緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を裁判所に提供しなければならない。

2. この法律第99条第1項が定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合に、事件処理の担当裁判官は申立てを検討し、処理しなければならない。申立人が担保措置を採らなくてもよいときは申立書受理後3日以内に、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を採ったときはその直後に、裁判官は緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。；申立てを却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知する。

審理合議体が公判期日に緊急保全処分の適用の申立書を受け取った場合は、審理合議体は直ちに、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を完了した後に検討し、緊急保全処分適用の決定を発する。

3. この法律第99条第2項に定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合は、訴えの申立書及び添付の証拠とともに申立書を受理後、裁判所長官は申立てを受理し、処理する裁判官1名を指名する。申立書を受理後48時間以内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発する。；申立書を却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知しなければならない。

4. この法律第102条第10項及び11項に定める緊急保全処分を適用する場合は、緊急保全処分の適用を受ける者が履行すべき財産義務と同額の銀行口座又は財産の凍結のみが許可される。

第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案

この法律第162条第1項及び2項に定める他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関、組織は、緊急保全処分適用の理由、適用すべき緊急保全処分、擁護すべき合法的権利及び利益を有する者の氏名及び住所、緊急保全処分の適用が申し立てられている者の氏名及び住所、紛争の内容又は関係当事者の合法的権利及び利益の侵害行為の要約及びその提案が十分根拠があり適法であることを証明する証拠を明記して、書面で緊急保全処分の適用を裁判所に提案する。

第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付

裁判所は、関係当事者が緊急保全処分の適用を申し立てない場合に、職権でこの法律第102条第1、2、3、4号及び5号が定める緊急保全処分を適用する決定を発する。

第120条 担保措置の強制適用

1. この法律第102条第6、7、8、10号及び11号が定める緊急保全処分の1つの適用を裁判所に申し立てる者は、裁判所が定める金額、貴金属、宝石又は証券を預託しなければならない、その額は、緊急保全処分の適用を受ける者の利益を擁護し、申立人による緊急保全処分の適用の申立権乱用を防ぐために、債務者の履行すべき財産義務と同額でなければならない。

この法律第99条第2項が定める場合は、本

条が定める担保措置の適用の期限は、申立書提出後48時間を超えてはならない。

2. 預託金、貴金属、宝石又は証券は、緊急保全処分の適用を決定した裁判所の本庁が所在する場所の銀行の凍結口座に、裁判所が定める期限内に預託しなければならない。

担保措置が祝日又は週末に採られたときは、預託金は裁判所で保管する。裁判所は、預託金の引渡し及び受領の手続を実施し、次の営業日に直ちに銀行に当該預託金を預けなければならない。

第121条 緊急保全処分の変更、追加適用

適用された緊急保全処分が既に適切でなくなり、変更が必要であると思われる場合又は他の緊急保全処分を追加適用しなければならない場合に、緊急保全処分の変更手続又は他の緊急保全処分の追加適用手続はこの法律第117条の規定に従う。

第122条 緊急保全処分の適用の取消

1. 裁判所は、次の場合の一において直ちに適用した緊急保全処分を取り消す決定を発する。

- a) 緊急保全処分の適用を申し立てた者が取消しを求めた場合
- b) 緊急保全処分の適用に関する決定を執行する義務を有する者が、担保として財産を預け、又は他の者が申立人に対する義務履行を担保する措置を採った場合
- c) 債務者の民事義務が民法の定めに従って終了した場合

2. 緊急保全処分の適用を取り消す場合に、裁判所は取消を検討し、緊急保全処分の適用を申し立てた者にこの法律第120条が定める担保金、貴金属、宝石又は証券を返却することを許可しなければならない。ただし、この法律第101条第1項が定める場合を除く。

第123条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消決定の効力

1. 緊急保全処分の適用, 変更又は取消の決定は, 直ちに効力を発する。
2. 裁判所は, 緊急保全処分の適用, 変更, 取消に関する決定を発付し, その発付後直ちに, 緊急保全処分の申立人, 緊急保全処分の適用を受ける者, 関係当事者, 機関, 組織, 権限のある民事判決執行機関及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

第124条 緊急保全処分の適用, 変更, 取消の有無の決定に対する不服, 異議の申立て

関係当事者は, 事件を処理する管轄裁判所の長官に対し, 当該裁判所の裁判官による緊急保全処分の適用, 変更若しくは取消の決定又は当該決定の不発付について, 不服を申し立てる権利を有し, 検察院は異議を申し立てる権利を有する。不服申立て又は異議申立てをする期限は, 緊急保全処分の適用, 変更若しくは取消決定又は当該決定の不発付に関する裁判官の回答の受領後3営業日である。

第125条 緊急保全処分の適用, 変更, 取消の決定又は不適用, 不変更, 不取消に関する不服申立て及び異議申立て

1. 裁判所長官は, この法律第124条に定める不服申立て及び異議申立てを, その受領後3営業日以内に検討し, 処理しなければならない。
2. 不服申立て, 異議申立ての処理に関する裁判所長官の決定は, 最終的判断であり, この法律第123条第2項の定めにより直ちに発付し, 又は交付しなければならない。
3. 公判期中, 不服申立て又は異議申立ての処理は, 審理合議体が管轄する。不服申立て又は異議申立ての処理に関する審理合議体の決定は最終的判断である。

第126条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消に関する決定の執行

1. 緊急保全処分の適用, 変更又は取消の決定は, 民事判決執行に関する法令に従って執行する。
2. 所有権が登録された財産に関する緊急保全処分の適用が決定されたときは, 関係当事者は, 所有権登録を管理する機関に決定の謄本を提出する義務を有する。

第9章 訴訟費用, 手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第127条 訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料

1. 訴訟費用の前金は, 第一審訴訟費用の前金及び控訴審の訴訟費用の前金を含む。
2. 訴訟費用は, 第一審訴訟費用及び控訴審の訴訟費用を含む。
3. 手数料は, 判決, 決定又は裁判所の他の書類の謄本の交付費用, 民事非訟事件の処理を裁判所に求める申立費用, 民事非訟事件の処理手数料及び法令が定めるその他の手数料を含む。

第128条 集金した訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料の処理

1. 集金した訴訟費用及び手数料はすべて, 国庫の国家予算に全額期限内に入金しなければならない。
2. 訴訟費用の前金及び手数料の前金は, 国庫に開設した保管口座に預託するため権限のある判決執行機関に提出し, 裁判所の決定に基づいて判決執行のために引き出す。
3. 訴訟費用又は手数料を前納した者が, 当該費用, 手数料を負担しなければならない場合は, 判決又は決定が効力を生じた後直ちに, 集金した前金を国家予算に入金しなければならない。
訴訟費用, 手数料を前納した者が, 判決又は決定に基づいてその支払った金額の一部又は全

額の払戻しを受ける権限を有する場合は、訴訟費用の前金又は手数料の前金を集金した判決執行機関が返金の手続を実施しなければならない。

4. 民事事件又は非訟事件の処理が停止したときは、既に前納された訴訟費用、前納された手数料は、民事事件又は非訟事件の処理が再開したときに処理する。

第129条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法

訴訟費用の前金、訴訟費用、手数料の前金及び手数料の集金並びに訴訟費用の前金及び手数料の前金の支出は法令に従わなければならない。

第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務

1. 原告、原告に対して反訴を提起した被告及び民事事件において独立した請求を行った関連する権利及び利益を有する者は、第一審訴訟費用を前納しなければならない。；控訴人は、控訴審訴訟費用を前納しなければならない。ただし、訴訟費用の支払いを免除され、又は訴訟費用の前金を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 民事非訟事件の処理を裁判所に求める申立てをした者は、当該民事非訟事件の処理のための手数料を前納しなければならない。ただし、手数料の前金を支払わなくてもよい場合を除く。

第131条 第一審訴訟費用の支払義務

1. 関係当事者は、その申立てが裁判所に認容されなかった場合は、第一審訴訟費用を負担しなければならない。ただし、第一審訴訟費用の支払いを免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 関係当事者が共有財産の自己の持分を自分自身で確定することができず共有財産の分割処理を裁判所に求めた場合は、各当事者は、自己が享受する財産の持分の価額に相当する第一審訴訟費用を支払わなければならない。

3. 公判期日前に裁判所が和解を実施し、関係当事者が事件の処理について相互に合意に達した場合には、関係当事者は本条第1項及び2項が定める第一審訴訟費用の50パーセントを負担しなければならない。

4. 離婚事件の原告は、裁判所が申立てを受理するか否かにかかわらず、第一審訴訟費用を支払わなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各関係当事者は第一審訴訟費用の半額を負担しなければならない。

5. 事件の一方の関係当事者が第一審訴訟費用を免除されている場合においても、他方の関係当事者は、本条第1、2、3項及び4項に基づき、第一審訴訟費用を支払わなければならない。

6. 訴訟が中止した場合は、第一審訴訟費用の支払義務は、本条第1、2、3、4項及び5項の規定に従って、事件の処理が再開したときに決定する。

第132条 控訴審訴訟費用の支払義務

1. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所に支持された場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払わなければならない。ただし、控訴審訴訟費用を免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所によって修正された場合は、控訴人は、控訴審訴訟費用を支払わない。控訴審裁判所は、この法律第131条の定めに従い、第一審訴訟費用の支払義務を再度確定しなければならない。
3. 控訴審裁判所が第一審の再審のために控訴された第一審の判決又は決定を破棄した場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払う義務を負わない。訴訟費用の支払義務は事件の再審のときに再確定する。

第133条 手数料の支払義務

手数料の支払義務は民事非訟事件の特別な種類により決定し、法令で規定する。

第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

訴訟費用、各種の具体的事件に適用する訴訟費用の水準、手数料の種類、特別な手数料の水準、訴訟費用の前金若しくは手数料の前金が免除され、若しくは支払わなくてよい場合、訴訟費用若しくは手数料が免除され、若しくは支払わなくてよい場合又はこの法律が定めていない訴訟費用及び手数料に関するその他の具体的事項は、国会常任委員会が定める。

第2節 その他の手続費用

第135条 鑑定費用の前金、鑑定費用

1. 鑑定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき鑑定を実施することを裁判所に求められた組織又は個人が見積もった総額である。
2. 鑑定費用とは、鑑定のために費やす正当でかつ必要な総額であり、法令に基づき鑑定を実施する組織又は個人が計算する。

第136条 鑑定費用の前金の支払義務

1. 鑑定の申立人は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金を支払わなければならない。
2. 関係当事者が鑑定機関の選任に合意し、又は同じ物の鑑定を共同で申し立てた場合は、各当事者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金の半額を支払わなければならない。

第137条 支払済み鑑定費用前金の処理

1. 鑑定費用を前納した者が鑑定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき鑑定費用を支払わなければならない者が鑑定費用を支払った者に返金しなければならない。
2. 鑑定費用の前金を支払った者が鑑定費用を支払う義務を有し、支払った前金が実際の鑑定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わ

なければならない。前納額が実際の鑑定費用を超える場合は、超過分は、前納した者に返金する。

第138条 鑑定費用の支払義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、鑑定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 鑑定結果により鑑定の申立てに根拠がないと証明された場合は、鑑定を申し立てた者が鑑定費用を支払わなければならない。
2. 鑑定結果により鑑定の申立てに十分根拠があると証明された場合は、鑑定の申立てを容認しなかった者が鑑定費用を支払わなければならない。

第139条 査定費用の前金、査定費用

1. 査定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき行われる査定の評価委員会が見積もった総額である。
2. 査定費用とは、査定のために支払う正当でかつ必要な総額であり、法令に基づき査定委員会が計算する。

第140条 査定費用前納義務

1. 査定を請求する者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、査定費用を前納しなければならない。
2. 関係当事者が価格に合意できず、査定の実施を裁判所に求める場合又はこの法律第92条第1項b号に定める場合は、各当事者は査定費用の半額を支払わなければならない。

第141条 支払済み査定費用前金の処理

1. 査定費用を前納した者が査定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき査定費用を支払う義務を負う者が査定費用を前納した者に返金しなければならない。

2. 査定費用を前納した者が査定費用を支払う義務を負い、前納額が実際の査定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の査定費用を超える場合は、超過分は前納した者に返金する。

第142条 査定費用の支払義務

関係当事者に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、査定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 査定結果により査定の申立てに根拠がないと証明された場合は、査定を申し立てた者が査定費用を支払わなければならない。
2. 査定結果により査定の申立てに十分根拠があると証明された場合は、査定の申立てを容認しなかった者が査定費用を支払わなければならない。
3. 当事者が価格について合意できず、査定の実施を裁判所に申し立てた場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
4. 裁判所がこの法律第92条第1項b号に定める査定に関する決定を発した場合は、
 - a) 査定結果により、裁判所の査定決定に十分根拠があると証明された場合は、各関係当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
 - b) 査定結果により、裁判所の査定決定に根拠がないと証明された場合は、裁判所が査定費用を支払う。
5. 共有財産の分割のために査定が行われた場合は、当該財産の持分を受け取った各者が、受け取った財産額に比例した査定費用を負担しなければならない。

第143条 証人費用

1. 関係当事者が、正当でかつ実際の証人費用を負担する。
2. 証人の証言が真実であるが当該証人の召喚を求めた者の要求に反する場合は、証人の召喚を

求めた者が証人費用を負担しなければならない。証人の証言が真実であり、当該証人の召喚を求めた者の要求に適合している場合は、その費用は証人の召喚を申し立てた者と独立した申立てをしている当事者が負担しなければならない。

第144条 通訳費用及び弁護士費用

1. 通訳費用とは、民事事件又は非訟事件の処理において通訳人に支払う総額であり、関係当事者及び通訳が合意した額又は法令が定める額である。
2. 弁護士費用とは、弁護士に支払う総額であり、関係当事者と弁護士が弁護士事務所の規定範囲内で、かつ法令に従って合意した額である。
3. 通訳費用又は弁護士費用は、当事者が別段の合意をした場合を除き、当該通訳人又は弁護士を求めた者が負担する。
4. 裁判所が通訳を求めた場合は、通訳費用は裁判所が支払う。

第145条 他の手続費用の具体的規定

鑑定、査定の特別費用及び証人、通訳人、弁護士の具体的費用は、国会常任委員会が定める。

第10章 手続書類の交付、送達及び通知

第146条 手続書類の交付、送達又は通知義務

裁判所、検察院及び判決執行機関は、この法律の規定に従って、手続書類を関係当事者、手続の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に交付し、送達し、又は通知する義務を負う。

第147条 交付、送達又は通知すべき手続書類

1. 裁判所の判決及び決定
2. 訴状、控訴状、異議決定書
3. 民事手続の通知書、召喚状、案内状
4. 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用、

手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法令が定めるその他の手続書類

第148条 手続書類の交付，送達又は通知を行う者

1. 手続書類の交付，送達又は通知は，次の者が行う。
 - a) 手続書類の交付，送達若しくは通知を課された民事手続を行う者又は手続書類発付機関の者
 - b) 民事手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所が請求する場合は民事手続の参加者が就業する場所の機関又は組織
 - c) 関係当事者，その代理人又はこの法律に定める場合の関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人
 - d) 郵便配達人
 - dd) 法令が定める別の者
2. 交付，送達若しくは通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は，その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け，行政処分を受け，又は刑事責任を追求される。；損害を引き起こした場合は，法令に従って，その賠償をしなければならない。

第149条 手続書類の交付，送達又は通知方法

手続書類の交付，送達又は通知は，次の方法で行わなければならない。

1. 交付，送達又は通知は，直接に，又は郵便で，又は権限のある第三者が行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

第150条 手続書類の交付，送達又は通知の効力

1. この法律に従って行われた手続書類の交付，送達又は通知は，有効とみなす。
2. 手続書類の交付，送達又は通知をする義務を

負う者はこの法律の規定に従わなければならない。

交付し，送達し，又は通知した手続書類の執行義務を負う者はそれらを厳正に執行しなければならない。；その執行ができなかった場合又はその執行が不適切な場合は，その不執行の性質及び重大性に応じて，行政処分を受け，又は刑事責任を追求される。；損害を引き起こした場合には，法令に従ってその賠償をしなければならない。

第151条 直接交付，送達又は通知の手続

手続書類の交付，送達又は通知を行う者は，関連手続書類をその交付，送達又は通知する対象の者に直接手渡さなければならない。後者は，手続書類の交付及び受領を記載する記録又は記録簿に署名しなければならない。手続期限の起算日は，後者が手続書類の発行，交付，又は通知を受けた日とする。

第152条 個人への直接交付，送達又は通知手続

1. 手続書類を交付し，送達し，又は通知する対象の者が個人であるときは，手続書類は直接その者に手渡さなければならない。
2. その者が不在である場合には，手続書類は，完全な民事行為能力を有し，その者とともに住んでいる親族に手渡し，書類をその者に個人的に手渡すことを誓約するよう当該親族に求めることができる。共同生活する親族が書類の受領の署名をした日が，交付，送達又は通知日とみなす。

その者が完全な民事行為能力を有し，共同生活する親族を有さない場合，又は親族がその者の代わりに手続書類を受領することを拒否した場合は，当該手続書類はその者の住民集団指導者，村長又は部落長（以下まとめて「住民集団指導者」という）又は手続書類を交付し，送達

し、若しくは通知する対象の者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会又は警察署に手渡し、直接書類をその者に手渡すよう求めることができる。

3. 交付、送達又は通知が他の者を通して行われた場合は、交付者、送達者又は通知者は、書類を交付又は通知する対象の者の不在、手続書類を受け取った者、理由、手渡日時、手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者と手続書類を受け取った者との関係及び前者に書類を直接手渡すという後者の誓約を明記した記録を作成しなければならない。記録には手続書類の手渡しを引き受けた者、交付者、送達者又は通知者及び証人が署名しなければならない。
4. 手続書類を発行し、交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越した場合は、書類はその新しい住所に基づいて交付し、送達し、又は通知しなければならない。
5. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は所在地が分からない場合は、交付者、送達者又は通知者は交付、送達又は通知不能に関する記録を作成し、これに情報を提供した者が署名する。
6. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は、交付者、送達者又は通知者はその理由を明記した記録を作成し、手続書類の受領の拒否に関して住民集団指導者、社/区/地区の人民委員会又は警察署の認証を受ける。

第153条 機関、組織への直接交付、送達又は通知手続

手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が機関又は組織である場合は、手続書類はその法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接手渡さなければならず、その者は受領書に署名しなければならない。手続書類を交付し、送達し、又は通知した対象の機関又は組織が手続書類を受

領する代理人を有する場合は、当該者がその受領の署名をする。受領署名日が交付、送達又は通知日とみなされる。

第154条 公示手続

1. 手続書類の公示は、手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者の所在が分からない場合又は直接交付、送達若しくは通知ができない場合にのみ実施する。
2. 手続書類の公示は、裁判所が直接に、又は裁判所の授権により手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会が、次の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の事務所又は書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会の事務所に手続書類の原本を掲示する。
 - b) 書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者の住居又は最後の住居にその謄本を掲示する。
 - c) 公示日を明記した公示手続に関する記録を作成する。
3. 手続書類の公示期間は、掲示日から15日間である。

第155条 マス・メディアでの公表手続

1. マス・メディアでの公表は、法令が定める場合又は公示により手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類に関する情報を得ることが保障されないと信ずる根拠がある場合にのみ実施される。

マス・メディアでの公表は、他の関係当事者が請求した場合に実施することができる。マス・メディアでの公表費用は、公表の請求者が負担する。

2. マス・メディアでの公表は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。

第156条 手続書類の交付、送達又は通知の結果通知

手続書類を交付し、送達し又は通知する者が、裁判所、手続書類発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、手続書類の交付、送達又は通知の結果を裁判所又は手続書類の発行機関に通知しなければならない。

第11章 手続期限

第157条 手続期限

1. 手続期限とは、手続を行う者、手続の参加者又は関係する個人、機関若しくは組織が、この法律の定める手続上の行為を遂行する起点と終点で確定される時間の期限である。
2. 手続期限は、時間、日、週、月、年、又は起り得る出来事で確定することができる。

第158条 民法の期限に関する規定の適用

この法律の手続期限計算方法、手続期限の規定、手続期限の始期及び終期は、民法の対応する規定に従う。

第159条 提訴期限、申立時効

1. 提訴時効とは、対象者が侵害された自己の合法的権利及び利益を擁護するために、民事事件の処理を裁判所に申し立てる訴えを提起する権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は提訴する権利を喪失する。
2. 申立時効とは、対象者が個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益、国益を擁護するために民事非訟事件の処理を裁判所に申し立てる権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は申立権を喪失する。
3. 法令が提訴又は申立ての時効を別段に定めな

い場合は、それらの時効は次のとおり定める。

- a) 裁判所に民事事件の処理を申し立てる提訴時効は、個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益又は国益が侵害された日から2年間である。
- b) 民事非訟事件の処理を裁判所に申し立てる時効は、申立権が発生した日から1年間である。

第160条 時効に関する民法の規定の適用

時効に関する民法の規定は、民事手続に適用する。

第2部 第一審裁判所の事件処理手続

第12章 事件の提訴及び受理

第161条 提訴権

個人、機関及び組織は、自分自身で又はその適法な代理人を通じて（以下まとめて「訴訟人」という。）、自己の合法的権利及び利益の擁護を求め、管轄裁判所に事件を提訴する権限を有する。

第162条 他の者の合法的権利及び利益、公益、国益の擁護のために民事事件を提訴する権利

1. 住民、家族及び児童機関並びに婦人団は、婚姻家族に関する法令が定める場合には、それぞれの任務及び権限の範囲内において婚姻家族関係事件を提訴する権利を有する。
2. 末端レベルの労働組合の上級労働組合は、法令が定める労働者団体の合法的権利及び利益を擁護することが必要な場合には、労働事件を提訴する権利を有する。
3. 機関及び組織は、それぞれの所管する領域における公益、国益の擁護を裁判所に申し立てるために、それぞれの任務及び権限の範囲内において民事事件を提訴する権利を有する。

第163条 提訴範囲

1. 単一の個人、機関又は組織は、同一事件の処理のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一又は複数の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
2. 複数の個人、機関又は組織は共同して、同一事件の処理のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
3. この法律が定める権限のある個人、機関又は組織は、同一事件の処理のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関若しくは組織又は他の複数の個人、機関若しくは組織に対し、訴えを提起することができる。

第164条 訴状の形式及び内容

1. 訴えを提起する個人、機関及び組織は、その訴状を作成しなければならない。
2. 訴状は次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 作成日
 - b) 受訴裁判所の名前
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 擁護すべき権利及び利益を有する者の氏名及び住所
 - dd) 被告の氏名及び住所
 - e) 関連する権利及び義務を有する者が存在する場合は、その者の氏名及び住所
 - g) 被告並びに関連する権利及び義務を有する者に対して、裁判所による処理を申し立てられた特別な事項
 - h) 証人が存在する場合は、当該証人の氏名及び住所
 - i) 提訴に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠
 - k) 訴訟人が事件の処理にとって必要であると考ええる他の情報
 - l) 訴状は、訴訟人である個人が署名し、若しくは

は指印しなければならない。又は訴訟人である機関若しくは組織の適法な代理人が署名し、若しくは押印しなければならない。

第165条 訴状に添付する書類、証拠

訴訟人は、自己の請求に十分根拠があり、適法であることを証明する書類、証拠を添付して訴状を送付しなければならない。

第166条 訴状の裁判所への提出

1. 事件を提起する者は、事件の処理のため、次の方法で訴状、添付書類、証拠を管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 裁判所に郵送
2. 訴えの提起日は、訴状が裁判所に提出された日又は送付の郵便消印日である。

第167条 訴状受理手続

裁判所は、訴訟人が直接又は郵送で提出した訴状を受け取り、それを訴状登録簿に記録しなければならない。裁判所は、訴状を受け取った日から5日以内に訴状を検討し、次の決定の1つを発付しなければならない。

1. 事件が裁判所の管轄下にある場合は、事件を受理する手続を進める。
2. 事件が他の裁判所の管轄下にある場合は、訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を訴訟人に通知する。
3. 提訴事項が裁判所の管轄下でない場合は、訴状を訴訟人に返却する。

第168条 訴状の返却

1. 裁判所は、次の場合に訴状を返却する。
 - a) 提訴の期限が徒過している場合
 - b) 申立人が訴えを提起する権利を有していない、又は完全な民事手続行為能力を有していない場合
 - c) 裁判所が、離婚、養子縁組の変更、扶養程度

若しくは損害賠償の程度の変更に関する申立て、又は賃貸財産、賃貸家屋若しくは他の者の無料滞在のために提供された家屋の返還に関する申立てを、提訴条件が不足していたために認めず却下した場合を除き、提訴事項が、裁判所の効力を有する判決若しくは決定又は権限を有する国家機関の法的効力を有する決定によって処理済みである場合

- d) 正当な理由がある場合を除き、訴訟人が裁判所に出頭して訴え受理手続を実施することを怠った間に、この法律第171条第2項に定める通知期限が徒過した場合
 - dd) 訴えを提起する十分な条件が揃っていない場合
 - e) 事件が裁判所の管轄でない場合
2. 訴状を返却するときに、裁判所はその理由を明記した、訴状に同封する書面を作成する。

第169条 訴状補正、補足の請求

1. 訴状がこの法律第164条第2項に定める内容を十分に含んでいない場合は、裁判所は、裁判所が定める期限内に訴状を補正、補足するため、その旨を訴訟人に通知するが、その期限は30日を超えてはならない。；特別な場合は、裁判所はこの期限を延長できるが、延長期間は15日を超えてはならない。
2. 訴訟人がこの法律第164条第2項の定めに従って、その訴状を厳正に補正し、補足したときは、裁判所は事件の処理を継続する。；訴訟人が裁判所の請求に従ってその訴状を補正し、補足しなかったときは、裁判所は訴状、書類及び証拠を訴訟人に返却する。

第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び処理

1. 裁判所から返却された訴状、添付書類及び証拠を受け取った日から3日以内に、訴訟人は、訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てを提

出することができる。

2. 訴状の返却に関する不服申立てを受け取った日から3日以内に、裁判所の長官は、次の決定の1つを発しなければならない。
 - a) 訴状返却を支持する。
 - b) 事件を処理するために、訴状、添付書類及び証拠を再度受け取る。

第171条 事件の受理

1. 訴状、添付書類、証拠を受け取った後、事件が裁判所の管轄下にあると考える場合に、裁判所は、訴訟人が訴訟費用を前納する責任を負う場合は、訴訟人が裁判所に出頭し、訴訟費用を前納する手続を実施できるよう、直ちにその旨を訴訟人に書面で通知する。
2. 裁判所は、訴訟費用の前納額を見積もり、それを通知に書き込み、訴訟費用の前納のため訴訟人に通知を手渡す。訴訟人は、訴訟費用の前納に関する裁判所の通知を受け取った日から15日以内に当該前金を支払わなければならない。
3. 裁判所は、訴訟人が訴訟費用の前納領収書を裁判所に提出した後、事件を受理する。
4. 訴訟人が訴訟費用の前金若しくは訴訟費用の支払を免除され、又は支払うことが要求されていない場合は、裁判所は訴状、添付書類、証拠を受け取ったときに事件を受理しなければならない。

第172条 事件を処理する裁判官の指名

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所長官は、事件を処理する裁判官を指名する。
2. 事件の処理において、指名された裁判官が課された任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、その任務の継続のために別の裁判官を指名する。；裁判が代替の裁判官なく進行した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 関係当事者に書類及び証拠を裁判所に提出することを求める。
3. この法律第85条第2項の定めに従い、証拠を収集するため、一又は複数の措置を採る。

第174条 事件の受理に関する通知

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所は被告並びに事件の処理に関連する権利及び義務を有する個人、機関及び組織及び同級の検察院に、事件の受理に関する書面の通知を送付しなければならない。
2. 書面の通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 通知作成日
 - b) 受訴裁判所の名称及び所在地
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 訴訟人が裁判所による処理を求める特別な事項
 - dd) 訴訟人が訴状とともに提出した書類及び証拠の一覧
 - e) 訴訟人の請求に関する意見書並びに添付書類、証拠が添付されている場合は、通知を受けた者がそれに関する意見書を裁判所に提出しなければならない期限
 - g) 通知を受けた者が裁判所に申し立てられている請求に関する意見書を提出しなかったことの法的効果

第175条 通知を受けた者の権利及び義務

1. 通知を受けた者は、通知を受け取った日から15日以内に、訴訟人の請求並びに添付書類、証拠に関する意見があれば、書面で裁判所に提出しなければならない。

期限の延長が必要な場合は、通知を受けた者は、その理由を明記した申立書を裁判所に提出

しなければならない。；延長の申立てに十分根拠がある場合は、裁判所は延長を許可しなければならないが、15日を超えてはならない。

2. 通知を受けた者は、訴状、添付書類及び証拠を閲覧し、メモを取り、又は複写する許可を裁判所に求めることができる。

第176条 被告の反訴を提起する権利

1. 被告は、訴訟人の請求に関する意見書を裁判所に提出する義務とともに、原告に対する反訴を提起する権限を有する。
2. 被告の原告に対する反訴は、次の場合の一において受理される。
 - a) 原告の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合
 - b) 反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合
 - c) 反訴と原告の請求との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で処理された場合に、事件の処理がより正確かつ迅速である場合

第177条 関連した権利及び義務を有する者の独立した請求をする権利

関連した権利及び義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は、次の条件が満たされたときに、その者は独立した請求をする権限を有する。

1. 事件の処理が、当該者の権利及び義務に関連している。
2. その者の独立した請求が、処理中の事件に関連している。
3. その者の独立した請求が同一事件で処理された場合に、当該事件の処理がより正確かつ迅速である。

第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続

反訴又は独立した請求の提訴手続は、原告による訴え提起の手続に関するこの法律の規定に従う。

第13章 和解及び公判準備

第179条 公判準備期限

1. 各種の事件の公判準備期限は、次のように定める。

- a) この法律第25, 27条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して4か月である。
- b) この法律第29, 31条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して2か月である。

複雑な事件について、又は客観的な障碍がある場合に、裁判所の長官は公判準備期限を延長する決定をできるが、本条第1項a号に定める事件については2か月を超えて、b号に定める事件については1か月を超えて延長してはならない。

2. 本条第1項に定める公判準備期限内に、裁判所は事件に応じて、次の決定の1つを発する。

- a) 関係当事者間の合意を承認する。
- b) 事件の処理を停止する。
- c) 事件の処理を中止する。
- d) 事件の公判を開く。

3. 事件の公判を行う決定を発した日から1か月以内に、裁判所は公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。

第180条 和解実施の原則

1. 裁判所は、事件の第一審の準備期間中に、関係当事者が事件の処理に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。ただし、この法律第181条、182条の定めに従って、和解してはいけなく、又は和解することができない場合を除く。

2. 和解は、次の原則に従って行わなければならない。

- a) 関係当事者の任意の合意を重んじ、関係当事者の意思に反して合意に達することを強制する

ために強制力を行使しないこと、又は強制力を行使する旨脅迫しないこと。

- b) 関係当事者の合意内容は、法令及び社会倫理に違反してはならない。

第181条 和解してはならない民事事件

- 1. 国家財産に対する損害の賠償請求
- 2. 法令又は社会倫理に反する取引から発生した民事事件

第182条 和解することができない民事事件

- 1. 被告が裁判所に正当に2回召喚されたにもかかわらず、意図的に出頭しない場合
- 2. 関係当事者が正当な理由で和解に参加できない場合
- 3. 離婚事件の夫婦である関係当事者が民事行為能力を喪失した場合

第183条 和解期日に関する通知

和解期日を開く前に、裁判所は関係当事者又はその適法な代理人に、和解期日の日時、場所及び和解すべき事項について通知しなければならない。

第184条 和解期日の参加者

- 1. 和解期日を主宰する裁判官
- 2. 和解期日の調書を作成する書記官
- 3. 関係当事者又はその適法な代理人

関係当事者が多数いる場合では、関係当事者の一名が和解の話し合いに欠席し、出席した当事者が和解を進めることに合意し、その和解が欠席した当事者の権利及び義務に影響を与えないときは、裁判官は、出席している当事者間の和解を行う。関係当事者が、全員の当事者が出席できるよう和解期日の延期を求めた場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。

- 4. 関係当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

第185条 和解の内容

和解を行うに当たって、裁判官は関係当事者が法令の定めを自己の権利及び義務と関連づけるよう、事件の処理に関する法令の定めを概要を関係当事者に説明し、関係当事者が事件の処理に関し自発的に合意に達するよう、和解の成立の法的結果を分析する。

第186条 和解の調書

1. 和解は、書記官が調書に記録する。和解の調書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 和解期日が開かれた日
 - b) 和解期日の場所
 - c) 和解期日の参加者
 - d) 関係当事者又はその適法な代理人の意見
 - dd) 関係当事者が合意し、又は合意しなかった内容
2. 和解の調書には、和解期日に出席した当事者の署名又は指印、調書を作成した書記官の署名及び和解期日を主宰した裁判官の署名を完全に含んでいなければならない。

関係当事者が民事事件で処理すべき事項について相互の合意に達した場合は、裁判所は成立した和解の記録を作成しなければならない。その記録は、和解に参加した当事者に直ちに送付しなければならない。

第187条 関係当事者の合意を承認する決定の発付

1. 成立した和解の記録作成後7日の期限が過ぎたときに、いずれの当事者も合意に関する意見を変更しない場合は、和解の話し合いを主宰した裁判官又は裁判所の長官に指名された他の裁判官が、関係当事者の合意を承認する決定を発する。

関係当事者の合意を承認する決定の発付後5日以内に、裁判所は関係当事者及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

2. 裁判官は、関係当事者が事件全体の処理に関して合意に達したときにのみ、関係当事者の合意を承認する決定を発する。

3. この法律第184条第3項に定める場合に、出席する当事者が事件の処理に関して合意に達したときは、当該合意は、出席者に対してのみ有効であり、それが欠席した当事者の権利及び義務に影響を与えない場合に、裁判官が決定で承認する。当該合意が欠席した当事者の権利及び義務に影響を与える場合は、和解期日に欠席した当事者が書面で当該合意を承認した場合にのみ有効であり、裁判官が決定で承認する。

第188条 関係当事者の合意を承認する決定の効力

1. 関係当事者の合意を承認する決定は、決定の発付後、控訴審手続に従って、控訴又は異議申立てがない場合に直ちに効力を発する。
2. 関係当事者の合意を承認する決定は、当該合意が、錯誤、虚偽若しくは脅迫の結果達成したと考える根拠がある場合又は法令若しくは社会倫理に反する場合にのみ、監督審の手続に従って異議を申し立てることができる。

第189条 民事事件処理の停止

1. 個人である関係当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに死亡し、又は組織である関係当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに合併、分割、分離若しくは解散した場合
2. 個人である関係当事者の一人が、その法定代理人を決定しない間に民事行為能力を喪失した場合
3. 関係当事者の法定代理人が、交代なく終了した場合
4. 法令の要求に従って、事件を処理する前に他

の機関又は組織が処理しなければならない別の
関連する民事事件又は非訟事件の処理の結果を
待たなければならない場合

5. 法令が定めるその他の事由

第190条 民事事件処理の停止の効果

1. 裁判所は、事件受理簿から停止した民事事件の名前を削除してはならず、当該民事事件の処理を停止する決定の番号及び日付のみを事件受理簿に記入する。
2. 関係当事者が支払った裁判費用の前金及び裁判費用は、国庫に預託し、裁判所が民事事件の処理を再開したときに処理する。
3. 民事事件の処理を停止する決定は、控訴手続に従って、控訴又は異議申立てができる。

第191条 停止した民事事件の処理の再開

裁判所は、民事事件の停止の理由が既に存在しなくなったときにのみ、停止した民事事件の処理を再開する。

第192条 民事事件の処理の中止

1. 裁判所は、その管轄下にある事件を受理した後、次の場合に民事事件の処理を中止する決定を発する。
 - a) 個人である原告又は被告が死亡し、その権利及び義務が相続されない場合
 - b) 機関又は組織が解散し、又は破産宣告を受け、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関又は組織がない場合
 - c) 訴訟人が、裁判所の承認を得てその訴えを取り下げ、又は訴訟人が訴えを提起する権利を有さない場合
 - d) 機関又は組織が、原告が存在しない場合又は原告が事件の処理継続を要求しない場合に、その訴状を取り下げた場合
 - dd) 関係当事者同士が合意に達し、裁判所に事件処理の継続を要求しない場合
 - e) 原告が適法に2回召喚されたにもかかわらず

出頭しない場合

- g) 裁判所が、事件の当事者である会社又は協同組合に破産手続を開始する決定を発し、事件の処理が、当該会社又は協同組合の義務及び財産に関連している場合
- h) 法令が定めるその他の場合

2. 裁判所は、民事事件がこの法律第168条の規定に従って、訴状を返却しなければならない事由の一に該当する場合には、民事事件の処理を中止する決定を発し、事件受理簿から当該事件名を削除し、訴状、添付書類及び証拠を関係当事者に返却する。

第193条 民事事件の処理中止の結果

1. 裁判所が民事事件の処理を中止する決定を発したとき、当該民事事件に続く事件の提訴が、原告、被告及び紛争のある法律関係において当該民事事件と全く違いがない場合に、関係当事者は、当該民事事件の再処理を裁判所に申し立てる訴えを提起する権限を有さない。ただし、この法律第192条第1項c、e号及びg号に定める場合及び法令に別段の定めがある場合を除く。
2. 裁判所が、この法律第192条第1項の規定に従って、民事事件の処理を中止する決定を発した場合には、関係当事者が支払った訴訟費用の前金は公的資金のために国家が没収する。
3. 裁判所が、この法律第192条第2項の規定に従って、民事事件の処理を中止する決定を発した場合に、関係当事者が支払った訴訟費用の前金は支払者に返金する。
4. 民事事件の処理を中止する決定は、控訴審の手続に従って控訴又は異議申立てができる。

第194条 民事事件の処理を停止又は中止する決定を発する権限

1. 民事事件の処理を任命された裁判官は、当該民事事件の処理を停止又は中止する決定を発する権限を有する。

2. 民事事件の処理の停止又は中止の決定発付後5日以内に、裁判所は当該決定を関係当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第195条 事件の公判を行う決定

1. 事件の公判を行う決定は、次の主要な内容を含む。

- a) 決定発付日
- b) 決定を発付した裁判所の名称
- c) 公判が行われる事件
- d) 原告、被告又は事件の処理を裁判所に申し立てるために訴えを提起した他の者、関連する権利及び義務を有する者の氏名及び住所
- dd) 裁判官、人民参審員、書記官の氏名及び補充の裁判官又は人民参審員がいる場合は、その氏名
- e) 公判期日に参加する検察官がいる場合は、その氏名
- g) 公判期日の日時及び場所
- h) 公開の公判又は非公開の公判
- i) 公判期日に召喚された者の氏名

2. 事件の公判を行う決定は、決定の発付後直ちに、関係当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

検察官がこの法律第21条第2項の定めに従って、公判期日に参加する場合は、裁判所は事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受け取った後5日以内に、検察院は記録を検討し、返却しなければならない。

第14章 第一審の公判期日

第1節 第一審の公判期日の総則

第196条 第一審の公判期日の一般条件

第一審の公判期日は、事件の公判を行う決定に記載したとおりの時間及び場所又は公判期日が延期された場合には、公判期日を再開する通

知に記載したとおりの時間及び正確な場所で行わなければならない。

第197条 直接、口頭及び継続審理

1. 裁判所は、原告、被告、関連する権利及び義務を有する者、適法な代理人、関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人並びに手続のその他の参加者に質問し、その陳述を聴取することにより、事件の事実関係を直接確認し、収集した書類及び証拠を取り調べて確認し、公判期日に検察官が参加している場合は、事件の処理について検察官の意見を尋ねなければならない。判決は、公判期日における弁論及び尋問の結果に基づいて、並びに公判期日にて取り調べ確認した証拠に基づいてのみ言い渡す。

2. 審理は、口頭で、かつ休憩を挟まないで継続的に行う。審理合議体の構成員は、この法律第198条第1項に定める場合を除き、最初から最後まで事件を審理する。

この法律が定める特別な場合において、審理は5日を超えない間、一時的に停止することができる。この停止期限が切れたときに、公判は再開する。

第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代

1. 裁判官又は人民参審員が継続して公判に参加できない場合は、公判は、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときに継続することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、裁判長が継続して公判に参加できない場合は、審理合議体の構成員であるもう一人の裁判官が公判期日の裁判長を務め、補充の裁判官を審理合議体の構成員として追加する。

2. 審理合議体の構成員と交代する補充の裁判官又は人民参審員がいない場合又は公判期日の裁判長を交代しなければならないのに、本条第1

項の規定に従って交代する裁判官がいない場合は、事件は最初から再審理する。

第199条 原告の公判期日への出頭

1. 原告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；原告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 原告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、原告がその訴えを放棄したとみなし、裁判所は事件の処理を中止する決定を発する。裁判所が事件の処理を中止する決定を発したときは、原告は再度訴えを提起することができる。ただし、提訴期限を徒過していないときに限る。

第200条 被告の公判期日への出頭

1. 被告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；被告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 被告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は被告不在で事件の審理を継続する。

第201条 関連する権利及び義務を有する者の出頭

1. 関連する権利及び義務を有する者は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；その者が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 関連する権利及び義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所はその者の不在で事件の審理を継続する。
3. 独立した請求をする関連した権利及び義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その者はその独立した請求を破棄したと見みなされ、裁判所は、原告及

び被告が合意するときにその関連する権利及び義務を有する者の独立した請求に関する事件の処理を中止する決定を発する。裁判所が独立した請求に関する事件の処理を中止する決定を発した場合には、関連する権利及び義務を有する者は、その独立した請求に関する訴えを再度提起する権限を有する。ただし、提訴時効を徒過していないときに限る。

第202条 関係当事者が不在の公判

裁判所は、次の場合に事件の審理を進める。

1. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する利益及び義務を有する者が、自分の不在中に公判を行うよう裁判所に求める申立書を提出する場合。
2. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する利益及び義務を有する者が、公判期日に出頭する適法な代理人を有する場合。
3. この法律第200条第2項及び第201条第2項に定める場合。

第203条 関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。弁護人が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。関係当事者の合法的権利及び利益を弁護する者が適法に2回召喚されたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は事件の審理を進める。この場合には、関係当事者は、自分自身で自己の合法的権利及び利益を弁護する。

第204条 証人の出頭

1. 証人は、事件の事実関係を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。証人が欠席しているものの、以前に口頭で証言をした場合又は証言を裁判所に

送付した場合は、公判期日の裁判長は、当該証言を公開する。

2. 証人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をすることができる。証人が正当な理由なく公判期日を欠席し、その不在により公判が妨げられる場合は、審理合議体の決定に従って証人を公判期日に引致することができる。

第205条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、鑑定に関する事項及び鑑定結果を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をする。

第206条 通訳人の出頭

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 通訳人が補充の通訳人なしに欠席した場合には、審理合議体は、関係当事者が審理の継続を求めた場合を除き、公判期日を延期する決定をする。

第207条 検察官の出頭

1. 同級の検察院長官が指名した検察官は、公判期日に出頭する義務を有する。
2. 検察官が公判期日に交代した場合又は公判期日に継続して参加できなくなった場合において補充の検察官がいるときには、補充の検察官が事件の継続審理のため公判期日に出頭することができる。ただし、補充の検察官が最初から公判期日に出席していたときに限る。

補充の検察官がない場合は、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、直ちに同級の検察院長官に通知する。

第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体が、この法律第51条第2項、第72条第2項、第199、200、201、203、204、205、206、207、215条及び第230条第4項の定めに従って、公判期日を延期する決定をした場合には、第一審公判期日の延期期間は公判期日を延期する決定の発付から30日を超えない。
2. 公判期日を延期する決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 発付日
 - b) 裁判所の名称及び手続を行う者の氏名
 - c) 公判に係属する事件
 - d) 公判期日の延期の理由
 - dd) 公判期日の再開の時間及び場所
3. 公判期日を延期する決定は、審理合議体を代表して公判期日を主宰する裁判官が署名し、手続の参加者に公に通知しなければならない。欠席者については、裁判所は直ちに決定を送付すると同時に同級の検察院にも決定を送付する。
4. 裁判所が公判期日を延期する決定に記載したとおりの時間及び場所で公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び手続の参加者に公判期日の再開時間及び場所を通知しなければならない。

第209条 公判期日の内部規則

1. 16歳未満の者は、公判期日に出頭するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することを許可しない。

法廷にいる者は全員、審理合議体が入室したときに起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならない。

審理合議体が許可した者のみが尋問し、答弁し、又は陳述することができる。尋問し、弁論し、又は陳述する者は、健康上の理由から座つ

たまま尋問し、弁論し、又は陳述することを公判期日の裁判長が許可する場合を除き、起立しなければならない。

2. 最高人民裁判所の長官は、本条第1項の定めに基づいて公判期日の内部規則を発する。

第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続

1. 判決は、審理合議体が評議室で評議し、採択しなければならない。
2. 手続を行う者、鑑定人及び通訳人を交代する決定、事件を移送する決定、事件の処理を停止若しくは中止する決定又は公判期日を延期する決定は、評議室で評議し、採択し、書面にしなければならない。
3. 他の事項に関する決定は、審理合議体が法廷で評議し、採択する。決定は、書面にする必要はないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第211条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、次の内容を完全に記載しなければならない。
 - a) この法律第195条第1項の定めに従い、事件の公判を開く決定の主な内容
 - b) 公判期日における最初から最後まですべての展開
 - c) 公判期日における尋問、答弁及び陳述
2. 公判期日の調書をとる以外に、公判期日の展開の録音、ビデオ録画は、審理合議体が許可した場合にのみこれを行うことができる。
3. 公判期日の終了時に、公判期日の裁判長は、調書を検査し、書記官とともに調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び手続の参加者は、公判期日の終了時に直ちに公判期日の調書を閲覧し、調書の修正又は追加を求め、確認のため署名する権限を有する。

第212条 公判期日開始の準備

公判期日を開始する前に、書記官は、次の任務を遂行しなければならない。:

1. 公判期日の内部規則の概要を説明する。
2. 裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠を調べ、確認する。; 欠席者のいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
3. 法廷の秩序維持
4. 法廷にいる者全員に、審理合議体が入室したときに起立することを求める。

第2節 公判期日の開始手続

第213条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件の公判を開く決定を読み上げる。
2. 書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 裁判長は、裁判所の召喚状又は通知に従って、公判期日に参加する者の出欠を照合し、関係当事者の身元を調べる。
4. 裁判長は、関係当事者及び他の手続参加者の権利及び義務を説明する。
5. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人及び通訳人の氏名を紹介する。
6. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人又は通訳人の交代を求める権限を有する者に、その交代を希望するか否かを尋ねる。

第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の処理

手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代を求める者がいる場合は、審理合議体は、この法律に定められた手続に従って検討し、決定しなければならない。当該請求は認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定

いずれかの手続参加者が公判期日を欠席し、その者の欠席により裁判所が公判期日を延期しなければならない場合に該当しない場合は、裁判長は、公判期日の延期を求める者がいるか否かを確認しなければならない。延期を求める者がいる場合は、審理合議体はこの法律が定める手続に従ってそれを検討し、決定する。当該請求を認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第216条 証人の客観性の保障

1. 証人に対し、事件の処理に関連して知っている事項について尋問する前に、裁判長は証人が証人同士の証言を聞くことができず、関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる。
2. 関係当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、裁判長は証人を尋問する前に関係当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

第3節 公判期日における尋問手続

第217条 請求変更、補足又は取下げに関する関係当事者への尋問

裁判長は、次の事項に関して関係当事者に尋問を開始する。

1. 原告に、その訴えの一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
2. 被告に、その反訴の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
3. 独立した請求を行う関連する権利及び義務を有する者に、その独立した請求の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。

第218条 請求の変更、補足又は取下げの検討

1. 審理合議体は、関係当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え、反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更、補足を認容する。
2. 関係当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する。

第219条 手続上の地位の変更

1. 原告がその訴えの請求全体を取り下げたにもかかわらず被告がその反訴を継続する場合は、被告が原告になり、原告が被告になる。
2. 原告がその訴えの請求全体を取り下げ、被告がその反訴全体を取り下げたにもかかわらず、関連する権利及び義務を有する者がその独立した請求を継続する場合は、関連した権利及び義務を有する者が原告になり、その独立した請求に基づいて義務を負うものが被告になる。

第220条 関係当事者の合意の承認

1. 裁判長は、関係当事者に事件の処理について相互合意に達することができるか否かを尋ねる。関係合意者が事件の処理に関して合意に達し、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、審理合議体は、事件の処理に関するその合意を承認する決定を発する。
2. 事件の処理に関する関係当事者の合意を承認する裁判所の決定は、法的効力を有する。

第221条 関係当事者の陳述聴取

1. 関係当事者がその請求を維持し、事件の処理に関して合意に達することができない場合は、審理合議体は、次の順序で関係当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。

a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が原告の請求を提示し、その請求に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権限を有する。

機関又は組織が事件を提訴した場合は、その代理人が訴えの請求を提示し、その訴えに根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。

b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人は、原告の請求に関する被告の意見、被告の反訴、提案を提示し、その提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権限を有する。

c) 関連する権利及び義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人は、原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見並びに関連する権利及び義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し、当該提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利及び義務を有する者は、追加意見を陳述する権限を有する。

2. 原告、被告又は関連する権利及び義務を有する者がその合法的権利及び利益の弁護人を有さない場合は、自己の請求及び陳述並びに当該請求及び陳述に根拠があり、適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する。

3. 関係当事者及びその合法的権利及び利益の弁護人は、公判期日にそれぞれの請求及び陳述を証明する証拠を補足する権限を有する。

第222条 公判期日の尋問順序

関係当事者の陳述を聴取した後に、各事項に関する各関係当事者への尋問は、裁判長、人民参審員、関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人、関係当事者及びその他の手続参加者の順に実施する。検察官が公判期日に参加する場合は、その尋問は関係当事者に続く。

第223条 原告に対する尋問

1. 原告が1名以上いる場合は、1名ずつ別々に尋問する。

2. 原告に対しては、原告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は被告、関連する権利及び義務を有する者並びにその合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。

3. 原告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が原告の代わりに答弁し、原告が追加答弁をすることができる。

第224条 被告に対する尋問

1. 被告が1名以上いる場合は、別々に尋問する。

2. 被告に対しては、被告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は原告若しくは関連する権利及び義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護人の請求と矛盾する事項に関してのみ尋問する。

3. 被告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が被告の代わりに答弁し、被告が追加答弁をすることができる。

第225条 関連する権利及び義務を有する者の尋問

1. 関連する権利及び義務を有する者が1名以上いる場合は、それぞれ別々に尋問する。

2. 関連する権利及び義務を有する者に対しては、その者自身若しくはその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の陳述と一致せず若しくは矛盾し、若しくは原告の請求、被告の陳述若しくは原告、被告の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。

3. 関連する権利及び義務を有する者は、自分自

身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人がその者の代わりに答弁し、その者が追加答弁をすることができる。

第226条 証人の尋問

1. 証人が1名以上いる場合は、各証人は別々に尋問する。
2. 証人に尋問する前に、裁判長は、証人と事件の関係当事者との関係について明確に尋ねる。；証人が未成年である場合は、裁判長は、その両親、後見人又は教師に尋問を手伝うよう求めることができる。
3. 裁判長は証人に自分が知っている事件の事実関係を陳述するよう求める。証人に対しては、証言を完了した後に、その証言の不明確、不完全、若しくは不一致な点、又は当該証人の従前の証言と矛盾する点、又は関係当事者、関係当事者の合法的権利若しくは利益の弁護人の陳述と矛盾する点についてのみ更に尋問することができる。
4. 証人は、証言を完了した後に更に尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人又はその親族の安全を確保することが必要な場合は、審理合議体は、証人の個人的身元に関する情報を公開しないことを決定することができ、公判期日の出席者に見られないよう証人を隔離しなければならない。

第227条 事件の書類の開示

1. 審理合議体は、次の場合に事件の書類を公開する。
 - a) 手続の参加者が公判期日に欠席し、審理準備中に陳述した場合
 - b) 手続の参加者が公判期日にした陳述が、当該者の従前の陳述と矛盾する場合
 - c) 審理合議体が必要と考え、又は検察官若しくは手続の参加者が請求したその他の場合
2. 国家機密を守秘し、国民の醇風美俗を維持し、

関係当事者の請求により職業上の秘密、企業秘密又は個人的な秘密を守ることが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録の書類を開示しない。

第228条 録音テープ、ディスクの聴取又は録画ビデオテープ、ディスクの映写

この法律第227条第2項に定める場合を除き、審理合議体は、検察官若しくは手続の参加者の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、公判期日で聞く録音テープ、ディスク、公判期日で映写するビデオテープ、ディスクを準備することができる。

第229条 証拠物の取調べ

証拠物、写真又は証拠物を認証する記録は、公判期日で取調べのために提示することができる。必要な場合に、審理合議体は、関係当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる。

第230条 鑑定人の尋問

1. 裁判長は、鑑定を課された事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。鑑定人は、陳述中に鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して追加説明をすることができる。
2. 公判期日に出頭する検察官及び手続の参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果の中の不明確な、若しくは矛盾している事項又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について尋問する権限を有する。
3. 鑑定人が公判期日を欠席した場合は、裁判長は鑑定結果を公開する。
4. 手続の参加者のいずれかが公判期日で公開された鑑定結果に同意せず、鑑定人に追加鑑定又は再鑑定を求める場合には、審理合議体は、その追加鑑定又は再鑑定が事件の処理に必要であると考えるときは、追加鑑定又は再鑑定を決定

する。;この場合に、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

第231条 公判期日の尋問終了

事件の事実関係を十分に取り調べたと考えるときに、裁判長は、検察官、関係当事者、関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人及びその他の手続の参加者に何か尋問したいことはないか尋ねる。;尋問を求める者がおり、その請求に根拠があると考えられる場合は、裁判長は尋問の継続を決定する。

第4節 公判期日における弁論

第232条 弁論順序

1. 尋問過程の終了時に、審理合議体は、公判期日の弁論に移る。弁論の順序は次のとおりである。
 - a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。原告は追加陳述をすることができる。機関又は組織が訴えを提起する場合は、当該機関又は組織の代理人がその意見を提示する。擁護される権利及び利益を有する者は、追加意見を陳述することができる。
 - b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。被告は追加陳述をすることができる。
 - c) 関連する権利及び義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。関連する権利及び義務を有する者は、追加陳述をすることができる。
2. 原告、被告、又は関連する権利及び義務を有する者がその合法的権利及び利益を弁護する者を持たない場合は、弁論中自分自身で陳述する。

第233条 弁論及び答弁中の陳述

証拠調べに関する意見を陳述する場合又は事件の処理に関する自己の意見を陳述する場合には、弁論に参加する者は、公判期日において収集し、

取調べ、確認した書類及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいていなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論に参加する者が十分に自分の意見を陳述できる状況を作らなければならないが、事件に関連しない意見の陳述は中断できる。

第234条 検察官の陳述

検察官が公判期日に出頭する場合は、手続の参加者がその弁論及び答弁をした後に、裁判長は、検察官に事件の処理に関する検察院の意見を陳述するよう求める。

第235条 尋問の再開

弁論を通して事件の事実関係が検討されていない、十分検討されていない、又は更に証拠を取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問を再開する決定をする。一旦尋問が終了すれば、弁論を係属しなければならない。

第5節 評議及び判決の言渡し

第236条 評議

1. 弁論の終了時に、審理合議体は評議室に入室し、事件について評議する。
2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加することができる。評議中、審理合議体の構成員は、事件の全争点について個別に多数決で処理しなければならない。人民参審員が最初に投票し、裁判官が最後に投票する。少数派はその意見を書面で陳述することができ、事件記録に記録する。
3. 評議は、公判期日で行い、取り調べ、検討した書類及び証拠、公判期日における尋問の結果並びに手続の参加者及び検察官の意見をすべて十分に検討した結果に基づかなければならない。
4. 評議は、審理合議体の評議した意見及び決定をすべて調書に記録しなければならない。評議

の記録は、判決を言い渡す前に審理合議体の全構成員が評議室で署名しなければならない。

5. 事件に多くの複雑な事由がかかわっており評議に長時間かかる場合は、審理合議体は、評議期限を決定できるが、この期限は公判期日の弁論終了後5営業日を超えてはならない。

審理合議体は、公判期日の出席者及び欠席した手続参加者全員に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。；審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず手続の参加者で欠席する者がいる場合は、審理合議体は、この法律第239条の規定に従い、判決の言い渡しをする。

第237条 尋問及び弁論の再開

評議を通して事件の事実関係が検討されておらず、尋問が不十分で、又は証拠を更に取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開することを決定できる。

第238条 第一審判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を言い渡す。
2. 判決には、導入、事件の内容、裁判所の認定及び裁判所の決定を含む。
3. 判決の導入部では、第一審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び判決の言渡し日、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官、鑑定人及び通訳人がいる場合はその氏名、原告、被告並びに関連する権利及び義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起する機関又は組織、適法な代理人、関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人、紛争の目的物、事件の公開又は非公開の公判を開く決定の連番及び日付、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 判決の内容及び裁判所の認定の部分では、原告の訴えの請求、機関又は組織の訴え、被告の反訴、関連する権利及び義務を有する者の独

立した請求、裁判所の認定及び裁判所が事件の処理の根拠として使用した法律文書の条項号を記載しなければならない。

裁判所の認定の部分では、関係当事者並びに関係当事者の合法的権利及び利益の弁護人の請求、提案を認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。

5. 主文の部分では、事件の処理すべき各争点及び訴訟費用に関する裁判所の結論並びに判決に対する控訴権について明記しなければならない。直ちに執行しなければならない結論がある場合には、当該結論を明記しなければならない。

第239条 判決の言渡し

判決の言渡し時に、法廷にいる者は、裁判長が許可した特別な場合を除き全員起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の別の構成員は、判決を読み上げ、判決の全文を読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

関係当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人が関係当事者の解する言語で判決をすべて通訳しなければならない。

第240条 判決の修正又は補足

1. いったん言い渡された判決は、綴り、混乱又は計算間違いによるデータの明らかな間違いが見つかった場合を除き、修正又は補足してはならない。修正又は補足は、それに関連する権利、義務を有する者に直ちに通知し、同時に、訴えを提起した機関及び組織、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。
2. 本条第1項に定める判決の修正又は補足は、裁判官が審理合議体の構成員である人民参審員と協力して実施しなければならない。当該裁判官が既に裁判官の地位にない場合は、裁判所の長官が当該修正又は補足を行う。

第241条 判決の抜粋及び判決書の提供

1. 公判期日終了後3営業日以内に、裁判所は、関係当事者、訴えを提起した機関又は組織に判決の抜粋を提供する。
2. 判決の言渡し日から10日以内に、裁判所は、関係当事者、訴えを提起した機関又は組織及び同級の検察院に、判決書を手渡し又は送付する。

第3部 続控訴審裁判所における事件処理の手続

第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て

第242条 控訴審の性質

控訴審とは、第一審裁判所の判決又は決定がまだ法的効力を有しておらず、当該判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられている事件の直近上級裁判所による再審理である。

第243条 控訴権を有する者

関係当事者又はその代理人、訴えを提起した機関又は組織は、直近上級裁判所に控訴手続に従って再審理を行うことを申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の処理を停止し、若しくは中止する決定に対し控訴する権利を有する。

第244条 控訴の申立書

1. 控訴の申立書には、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 申立書の作成日
 - b) 控訴人の氏名及び住所
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち控訴を申し立てる部分
 - d) 控訴の理由及び控訴人の請求
 - dd) 控訴人の署名又は指印
2. 控訴申立書は、控訴された第一審の判決又は決定を言い渡した第一審裁判所に提出しなければならない。；控訴申立書を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、この法律第2

55条の規定に従い、第一審裁判所が必要な手続を実施し、控訴審裁判所に事件記録を送付するために、申立書を第一審裁判所に送付しなければならない。

3. 控訴に十分根拠があり適法であることを証明する追加の書類、証拠がある場合は、控訴申立書にそれを添付しなければならない。

第245条 控訴の期限

1. 第一審裁判所の判決に対する控訴の期限は、判決言渡しの日から15日である。公判期日に欠席した関係当事者については、控訴期限は判決をその者に手渡し、又は公示した日から起算する。
2. 事件の処理を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する控訴の期限は、控訴権を有する者が当該決定を受け取った日から起算して7日である。
3. 控訴申立書を郵送した場合は、控訴日はその封筒に刻印された送付消印日に基づいて計算する。

第246条 控訴申立書の審査

1. 控訴申立書を受け取った後に、第一審裁判所は、この法律第244条第1項の規定に従って、その有効性を調べなければならない。
2. 期限を徒過した控訴の場合は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を説明するよう求め、控訴申立書の提出遅延が正当である理由を証明する書類、証拠がある場合はそれを提出するよう求める。

控訴申立書がこの法律第244条第1項の定め反して作成された場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを補正し、又は補足するよう求める。

第247条 期限を徒過した控訴

1. この法律第245条に定める期限内にされなかった控訴は、期限を徒過した控訴となる。第

一審裁判所は、期限を徒過した控訴申立書を受け取った後に、当該申立書、控訴の提出遅延の理由に関する控訴人の説明並びに書類、証拠があればそれを控訴審裁判所に送付しなければならない。

2. 期限を徒過した控訴並びに添付書類、証拠を受け取った後10日以内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため3名の裁判官で構成する合議体を設ける。合議体は徒過した申立てを受理するか否かの決定を発することができ、当該決定に理由を明記する。控訴審裁判所は、期限を徒過した控訴人及び第一審裁判所にその決定を送付しなければならない。控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を受理する場合は、第一審裁判所はこの法律に定める手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知

1. 有効な控訴申立書を受理した後に、控訴人が控訴審訴訟費用の前金若しくは控訴審訴訟費用が免除され、又は支払わなくてよい場合に該当しないときは、第一審裁判所は控訴人が法令の定める控訴審訴訟費用の前金を支払うよう、控訴申立書受理の旨を控訴人に通知しなければならない。
2. 控訴審訴訟費用の前金の支払に関する裁判所の通知を受け取った日から10日以内に、控訴人は、訴訟費用の前金を支払い、第一審裁判所に訴訟費用の前金の支払の受領書を提出しなければならない。この期限を徒過しても控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わない場合は、その正当な理由がある場合を除き、控訴人はその控訴を破棄したとみなす。

第249条 控訴の通知

1. 有効な控訴申立書を受理した後に、第一審裁判所は、その旨を書面で同級の検察院及び関係当事者に通知しなければならない。

2. 控訴について通知を受けた者は、控訴審裁判所に控訴事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第250条 検察院による異議申立て

同級又は直近上級の検察院長官は、直近上級裁判所に対し、控訴手続に従って事件を直接に処理するよう申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の処理を停止し、又は中止する決定に対し異議を申し立てる権限を有する。

第251条 検察院の異議申立決定

1. 検察院の異議申立決定は、書面で行い、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 異議申立決定の発付日及び連番
 - b) 異議申立決定を発付した検察院の名称
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち異議を申し立てる部分
 - d) 当該異議申立ての理由及び検察院の請求
 - dd) 異議申立決定に署名した者の氏名及び異議申立決定を発付した検察院の押印
2. 異議申立決定は、異議を申し立てられた判決又は決定を言い渡した第一審裁判所がこの法律に定める手続を実施し、この法律第255条の定めに従い、控訴審裁判所に事件記録を送付するよう、当該第一審裁判所に直ちに送付しなければならない。
3. 異議申立決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する追加書類、証拠を同封する。

第252条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に異議を申し立てる期限は、判決の言渡し日から起算して同級の検察院については15日、直近上級検察院については30日である。検察官が公判期日に出席しなかった場合は、異議申立ての期限は、同級の検察

院が判決を受け取った日から起算する。

2. 事件の処理を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する異議申立ての期限は、同級の検察院が当該決定を受け取った日から起算して、同級の検察院については7日、直近上級検察院については10日である。

第253条 異議申立ての通知

1. 異議申立決定を発した検察院は、当該異議申立てに関係する当事者に直ちに異議申立決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対し、異議申立事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第254条 控訴又は異議申立ての効果

1. 第一審判決又は決定のうち控訴され、又は異議を申し立てられた部分は、法令が即時の執行を要求する場合を除き、執行されない。
2. 控訴されず又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決、決定又はその一部は、控訴又は異議申立ての期限が徒過した日から法的効力を有する。

第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て並びに添付書類、証拠を次の日から5営業日以内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わなくてよい場合は、控訴又は異議申立ての期限が徒過したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の前納の受領書を第一審裁判所に提出したとき

第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、 取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日

に、控訴人は、自己の控訴を修正し、又は補足することができ、異議申立ての決定を発した検察院は、その異議申立てを修正し、又は補足することができる。ただし、控訴又は異議申立ての期限が徒過している場合は、当該修正又は補足は、元の控訴又は異議申立ての範囲を超えてはならない。

2. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人はその控訴を取り下げることができ、異議申立ての決定を発した検察院又は直近上級検察院は、その異議申立てを取り下げることができる。

控訴審裁判所は、事件のうち控訴人が控訴を取り下げ、又は検察院がその異議申立てを取り下げた部分について控訴審を中止する。

3. 控訴審公判期日開始前の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、書面で行い、控訴審裁判所に送付しなければならない。控訴審裁判所は、当該修正又は取下げを関係当事者に直ちに通知しなければならない。

公判期日の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、公判期日の調書に記録しなければならない。

第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理

1. 事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を受け取った後直ちに、控訴審裁判所は、それを受理簿に記録する。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、裁判長を務める裁判官を指名する。

第258条 控訴審の準備期限

1. 事件を受理した日から2か月以内に、控訴審裁判所は、各特定の事件によって、次の決定の一を発する。

- a) 事件の控訴審を停止する。
- b) 事件の控訴審を中止する。
- c) 事件の控訴審を開く。

複雑な事件について、又は客観的な障がある場合に、控訴審裁判所の長官は、公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。

2. 事件の公判を開く決定を発付した日から1か月以内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。；正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。
3. 事件の控訴審を開く決定は、同級の検察院及び控訴又は異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

第259条 事件の控訴審の停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を停止する決定を発する。；事件の控訴審停止の効力及び控訴審の再開は、この法律第189、190条及び191条の定めに従う。

第260条 事件の控訴審の中止

1. 控訴審裁判所は、次の場合に事件の控訴審を中止する決定を発する。
 - a) この法律第192条第1項a号及びb号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴全体を取り下げ、又は検察院が異議申立て全体を取り下げる場合
 - c) 法令が定めるその他の場合
2. 控訴審裁判所が、本条第1項b号の定めに従って、事件の控訴審を中止する決定を発した場合は、第一審の判決又は決定は、控訴審裁判所が当該決定を発した日から法的効力を有する。

第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定

控訴審及びその準備期間中に、控訴審裁判所は、この法律第8章に定める緊急保全処分の適用、変

更又は取消しを決定することができる。

第262条 事件記録の検討のため検察院に事件記録を送付

1. 控訴審の事件を受理した後に、控訴審裁判所は事件記録の検討のためにそれを同級の検察院に送付しなければならない。
2. 同級の検察院が事件記録を検討する期限は、事件記録を受け取った日から15日である。；当該期間が満了したときは、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第17章 控訴審の手続

第263条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、第一審判決又は決定のうち控訴され、若しくは異議を申し立てられた部分、又は控訴内容若しくは異議申立内容の再検討に関連した部分のみを再検討する。

第264条 控訴審公判期日の参加者

1. 控訴人、関係当事者、控訴又は異議申立ての処理に関連した個人、機関、組織並びに関連当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴審公判期日に召喚しなければならない。裁判所は、控訴又は異議申立ての処理に必要と考える場合は、その他の手続参加者を公判期日に召喚することができる。
2. 検察院が異議を申し立てた場合、又は第一審の公判期日に参加した場合は、同級の検察院の検察官は、控訴審公判期日に参加しなければならない。

第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止

控訴審公判期日における事件の控訴審の停止又は中止は、この法律の第259条及び260条の定めに従う。

第266条 控訴審公判期日の延期

1. 公判期日に参加しなければならない同級の検察院の検察官が欠席した場合は、控訴審公判期日は、延期しなければならない。
2. 控訴人が正当な理由で1回欠席した場合は、控訴期日は延期しなければならない。控訴人が正当に適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、控訴人はその控訴を破棄したとみなし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した事件の控訴審を中止する決定を発する。
3. 控訴人以外の手続参加者が公判期日に欠席した場合は、控訴審公判期日の延期又は継続は、この法律第199、200、201、202、203、204、205条及び206条の定めに従う。
4. 控訴審公判期日の延期期間及び延期の決定は、この法律第208条の定めに従う。

第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続

控訴審公判期日の開始準備及び開始手続は、この法律第212、213、214、215条及び216条の定めに従う。

第268条 公判期日における尋問

1. 控訴審公判期日の開始手続が完了した後に、審理合議体の構成員は、事件の内容、第一審の判決及び控訴され、又は異議を申し立てられた内容を告知する。
2. 裁判長は、次の事項を尋問する。
 - a) 原告がその提訴の取下げを希望するか否か。
 - b) 控訴人又は検察官がその控訴又は異議申立ての変更、補足又は取下げを希望するか否か。
 - c) 関係当事者が事件の処理について相互の合意に達することができるか否か。

第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ

1. 原告が控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日においてその訴えを取り下げる場合は、審理合議体は、被告にそれに同意するか否かを尋問しなければならない。事件によって次のように処理することができる。
 - a) 被告が同意しない場合は、原告による訴え取下げを承認しない。
 - b) 被告が同意する場合は、原告による訴え取下げを承認する。控訴審合議体は、第一審の判決を破棄する決定を発し、事件の処理を中止する。この場合は、関係当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法令が定める控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審合議体が事件の処理を中止する決定を発した場合は、原告は、この法律が定める手続に従って、事件を再提訴する権限を有する。ただし、当該事件の提訴の時効を徒過していないときに限る。

第270条 控訴審公判期日における関係当事者の合意の承認

1. 控訴審公判期日において関係当事者がその事件の処理に関し相互の合意に達することができ、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、控訴審合議体は、第一審裁判所の判決を変更する控訴審判決を言い渡し、関係当事者の合意を承認する。
2. 関係当事者は、第一審訴訟費用の支払についても合意に達することができる。その合意に達しない場合は、裁判所は、法令に従って決定をする。

第271条 控訴審公判期日における関係当事者の陳述聴取

1. 関係当事者が事件の処理について相互の合理に達することができず、関係当事者がその控訴

を維持し、又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審合議体は、次の順番で関係当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。

- a) 控訴人の合法的権利及び利益の弁護人が控訴の内容及びその根拠を提示する。控訴人は、追加陳述をすることができる。関係当事者全員が控訴する場合は、その陳述は次の順番で行う。；原告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び原告；被告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び被告；関連する権利及び義務を有する者である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人並びに関連する権利及び義務を有する者。

検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。；控訴及び異議申立ての両方がある場合は、関係当事者が最初に控訴内容及びその根拠を提示し、次に検察院が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。

- b) 控訴又は異議申立てに関連するその他の当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴の内容及び異議申立ての内容に関する当該関連当事者の意見を提示する。関係当事者は、追加陳述をすることができる。
2. 関係当事者が弁護人を持たない場合は、関係当事者は自分自身で控訴の内容又は異議申立ての内容に関する自己の意見を提示し、陳述する。
3. 控訴審公判期日に、関係当事者及び検察官は、追加証拠を提出することができる。

第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続

1. 控訴審公判期日における参加者の尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続は、第一審公判期日に適用されるものと同一である。
2. 尋問は、この法律第263条の規定に従い、控訴審の範囲に該当する事項について行う。

第273条 控訴審公判期日における弁論

控訴審公判期日における弁論は、第一審公判期日における弁論と同様に行い、陳述の順番は、この法律第271条の定めに従う。弁論は、控訴審の範囲内に該当し、控訴審公判期日に既に尋問した事項についてのみ行う。

第274条 評議及び判決の言渡し

評議、尋問の再開及び弁論、評議の期限、判決の言渡し、控訴審判決の修正及び補足は、第一審の手續に従う。

第275条 控訴審合議体の権限

控訴審合議体は、次の権限を有する。

1. 第一審判決を支持する。
2. 第一審判決を変更する。
3. 第一審判決を破棄し、事件の再審理のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
4. 第一審判決を破棄し、事件の処理を中止する。

第276条 第一審判決の修正

控訴審合議体は、次の場合に第一審裁判所が法令に反する決定をしたときに、第一審判決の一部又は全部を変更することができる。

1. 証明及び証拠の収集が十分に、かつこの法律第7章の規定に従って実施された場合
2. 証明及び証拠の収集が第一審で十分に実施されなかったが、控訴審公判期日において十分に補足された場合

第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付

控訴審合議体は、次の場合には、第一審判決を破棄し、事件の再審理のため事件記録を第一審裁判所に送付する。

1. 証明及び証拠の収集が、この法律第7章の定め反し、又は十分に実施されず、控訴審公判

- 期日においてそれを補足できない場合
2. 第一審の審理合議体の構成がこの法律の規定に反し、又は他の重大な手続上の違反があった場合

第278条 第一審判決の破棄及び事件処理の中止

控訴審合議体は、第一審公判期日の事件の処理において、事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当するときは、第一審判決を破棄し、事件の審理を中止する。

第279条 控訴審裁判所の判決

1. 控訴審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を言渡す。
2. 控訴審裁判所の判決は、次の内容で構成する。
 - a) 導入
 - b) 事件の内容、控訴、異議申立て、認定
 - c) 主文
3. 導入部では、控訴審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び言渡し日、審理合議体の構成員、書記官、検察官、鑑定人及び通訳人の氏名、原告、被告並びに関連する権利及び義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起した機関若しくは組織又はその代理人、その合法的権利及び利益の弁護人、控訴人の氏名又は異議を申し立てた検察院の名称、公判の公開又は非公開、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 事件の内容、控訴又は異議申立て及び認定部分では、事件の内容、第一審裁判所の決定、控訴又は異議申立ての内容、控訴審合議体の認定及び控訴審合議体が事件を処理するために根拠とした法律文書の条項号を要約して示さなければならない。

控訴審合議体の認定部分では、控訴又は異議申立てを認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。

5. 主文の部分では、控訴又は異議申立てが提訴されたために処理すべき事項、第一審訴訟費用、控訴訴訟費用の支払に関する控訴審合議体の決定を明記しなければならない。
6. 控訴審判決は、その言渡し日から法的効力を有する。

第280条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときは、控訴審合議体は、公判期日を開く必要がなく、関係当事者を召喚する必要もない。ただし、決定する前に関係当事者の意見を聴取する必要がある場合を除く。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の判決を再検討するため控訴評議に参加する。
3. 控訴審合議体の一構成員は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審判決の内容の要約、控訴又は異議申立ての内容並びに添付書類及び証拠があれば、それらを提示する。
4. 検察官は、控訴審合議体が決定をする前に控訴又は異議申立ての処理に関する検察院の意見を陳述する。
5. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときに、控訴審合議体は次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を支持する。
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄し、事件の処理係属のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
6. 控訴審決定は、発付日から効力を有する。

第281条 控訴審判決、決定の送付

控訴審判決又は決定の発付日から15日以内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を第一審公判を

行った裁判所、同級検察院、権限のある民事判決執行機関、控訴人、自己の権利及び義務が控訴又は異議申立てに関連している者又はその適法な代理人に送付しなければならない。

最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審を行う場合は、この期限は延長してもよいが、25日を超えてはならない。

第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討 手続

第18章 監督審の手続

第282条 監督審の性質

監督審とは、事件の処理において重大な法律違反が発見されたため、異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決又は決定の再検討である。

第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠

次の根拠の一が存在する場合には、裁判所の法的に効力を有する判決又は決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てる。

1. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係と矛盾している。
2. 法律手続において重大な違反がある。
3. 法律の適用において重大な過誤がある。

第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

1. 関係当事者、個人、機関又はその他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決又は決定における法律違反を発見し、この法律第285条に定める異議申立てをする権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に法

律違反を発見した場合は、検察院、裁判所は、この法律第285条に定めた異議を申し立てる権限を有する者にその旨を書面で通知しなければならない。

第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定を除く。
2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、ディストリクト級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決又は決定の執行延期を申し立てることができる。判決の執行延期は、民事判決執行に関する法令に従う。
2. 監督審の手続に従って、法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行停止を決定する権利を有する。

第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定

監督審の手続に従って異議を申し立てる決定は、次の主要な内容で構成する。

1. 異議申立て決定の番号及び日付
2. 異議申立て決定をした者の地位
3. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の番号及び日付

4. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文
5. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の違反又は過誤についての意見、分析
6. 異議申立て決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決又は決定の一部又は全部に対し異議を申し立てる決定
8. 当該事件の監督審を行う管轄権を有する裁判所の名称
9. 異議申立者の意見

第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限

監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者は、裁判所の判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内においてのみ異議を申し立てることができる。

第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ

1. 監督審の手続に従って異議を申し立てた者は、この法律第288条に定める異議申立て期限が徒過していないときに異議申立て決定を修正し、又は補足する権限を有する。
2. 異議を申し立てた者は、公判期日の開始前又は監督審公判期日に異議申立て決定の一部又は全部を取り下げる権限を有する。

第290条 監督審の手続に従った異議申立て決定の送付

1. 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を発した裁判所、関係当事者、権限を有する民事判決執行機関並びに自己の権利及び義務が異議申立ての内容と関連する者に直ちに送付しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立て決定

及び事件記録を同級の人民検察院に直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日以内に記録を検討する。当該期間が満了したときは、検察院は、管轄裁判所が監督審の手続に従って事件を審理するために当該管轄裁判所に事件記録を送付しなければならない。

3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立て決定は、管轄裁判所が監督審の手続に従って事件を審理するために直ちに当該管轄裁判所に送付しなければならない。

第291条 監督審の手続に従って事件を再検討する管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられたディストリクト級人民裁判所の法的効力を有する判決及び決定を監督審の手続に従って再検討する。
2. 最高人民裁判所の民事裁判所、経済裁判所及び労働裁判所は、異議を申し立てられた省級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定を監督審の手続に従って再検討する。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議を申し立てられた最高人民裁判所の控訴裁判所、民事裁判所、経済裁判所及び労働裁判所の法的効力を発する判決及び決定を監督審の手続に従って再検討する。
4. 本条第1、2項に定める異なった審級の裁判所の管轄下にある同一の民事事件の法的効力を有する判決又は決定に対し異議が申し立てられた場合は、管轄権を有する上級裁判所が監督審の手続に従って事件全体を再検討する。

第292条 監督審公判期日の参加者

1. 監督審公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない。
2. 必要と考える場合は、裁判所は手続の参加者

及び異議申立てに関連する他の者を監督審公判期日に参加するために召喚する。

第293条 監督審公判期日の開始期限

監督審の権限を有する裁判所は、異議申立て及び事件記録を受け取った日から4か月以内に、監督審の手続に従って事件を再検討するため、公判期日を開始しなければならない。

第294条 監督審公判期日の準備

裁判所長官は、公判期日の事件の説明書を作成する裁判官を指名する。説明書には事件の内容、異なった審級の裁判所の判決、決定及び異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審公判期日が開始する遅くとも7日前には監督審評議会の構成員に送付しなければならない。

第295条 監督審公判期日の手続

1. 裁判長が公判期日を開始した後に、監督審合議体の構成員は、事件の内容の概略、事件の処理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文、異議申立ての根拠及び異議申立者の意見を提示する。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
2. 手続の参加者又は他の者が監督審公判期日に参加するために裁判所に召喚された場合は、その者は異議申立決定に関する自己の意見を陳述することができる。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の処理に関して評議し、自己の意見を陳述する。検察院の代理人は、事件の処理に関する検察院の意見を陳述する。
4. 監督審合議体は、事件の処理に関して投票を行う。

省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定は、その構

成員全員の過半数の投票が必要である。

省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議申立てに賛成、反対、その他の意見の順番で評決する。決定が省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の過半数の投票を得なかった場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発付した日から30日以内に、裁判官委員会又は裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

第296条 監督審審理の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち、異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連する部分のみを審理する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、当該部分が国益又は事件の関係当事者以外の第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権限を有する。

第297条 監督審合議体の権限

監督審合議体は、次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. 破棄され、又は修正された下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。
3. 第一審手続又は控訴審手続に従った再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決又は決定を破棄し、当該事件の処理を中止する。

**第298条 破棄され、又は修正された直屬下
級裁判所の適法な判決又は決定の支
持**

監督審合議体は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を発し、その異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定により一部又は全部を破棄され、若しくは修正されていた下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。

**第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審
理のために異議を申し立てられた法
的効力を有する判決又は決定の破棄**

監督審合議体は、次の場合に第一審手続又は控訴審手続に従った再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を発する。

1. 証明及び証拠の収集が十分に実施されず、又はこの法律第7章の規定に反して実施された場合
2. 判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合せず、又は法律の適用に重大な過誤がある場合
3. 第一審合議体又は控訴審合議体の構成がこの法律の規定に従わず、又はその他の重大な手続上の違反がある場合

**第300条 法的効力を有する判決、決定の破
棄及び事件処理の中止**

事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当する場合は、監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発し、事件の処理を中止する。

第301条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を発する。
2. 監督審の決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。

- a) 公判期日の開始日時及び場所
- b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会である場合は、裁判長の氏名及び肩書き並びに審理に参加した構成員の数を明記する。
- c) 書記官及び公判期日に参加した検察官の氏名
- d) 合議体が監督審を開いた事件名
- dd) 事件の関係当事者の氏名及び住所
- e) 事件の内容の要約、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文
- g) 異議申立て決定、異議申立ての根拠
- h) 異議申立てを認め、又は認めない根拠を分析した監督審合議体の認定
- i) 監督審合議体が決定の根拠とした民事訴訟法の条項号
- k) 監督審合議体の決定

第302条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体がそれを発付した日から法的効力を発する。

第303条 監督審決定の送付

決定の発付日から5営業日以内に、監督審合議体は、次の者に監督審決定を送付しなければならない。

1. 関係当事者及び監督審決定に従って関連する利益及び義務を有するその他の者
2. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を言い渡した裁判所
3. 同級の検察院、権限を有する民事判決執行機関

第19章 再審手続

第304条 再審手続の性質

再審理とは、判決又は決定の内容を実質的に変える可能性があり、裁判所が当該判決又は決定を言い渡したときには裁判所及び関係当事者が知ら

なかつた新しく発見された事実関係の出現により、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の審理である。

第305条 再審手続に従った異議申立ての根拠

法的効力を有する判決又は決定は、次の根拠の一が存在するときに、再審手続に従って異議申立てができる。

1. 事件の処理において関係当事者が知り得なかつた事件の新しい事実関係が発見された。
2. 鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある。
3. 裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した。
4. 裁判所が事件の処理のために根拠とした刑事、行政、民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された。

第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認

1. 関係当事者、個人、機関又は組織は、事件の新しい事実関係を発見し、この法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 事件の新しい事実関係が発見された場合には、検察院及び裁判所は、その旨をこの法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知しなければならない。

第307条 再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察官の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判

所裁判官評議会の決定を除く。

2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、ディストリクト級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、異議を申し立てる権限を有する。
3. 法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

第308条 再審手続に従った異議申立ての期限

再審手続に従った異議申立ての期限は、異議を申し立てる権限を有する者がこの法律第305条に定める再審手続に従って異議を申し立てる根拠を得た日から起算して1年である。

第309条 再審合議体の権限

再審合議体は次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. この法律に定める手続に従った第一審の再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
3. 法的効力を有する判決又は決定を破棄し、事件の処理を中止する。

第310条 監督審手続に関する規定の適用

再審手続に関する他の規定は、この法律に定める監督審手続の規定に従う。

第5部 民事非訟事件の処理手続

第20章 民事非訟事件の処理手続に関する通則

第311条 適用範囲

裁判所は、この法律第26条第1、2、3、4項及び6項、第28条第1、2、3、4、5項及び7項、第30条第1項及び4項並びに第32条

第3項に定める民事非訟事件を処理するために、本章の規定及び本章の規定に違反しないこの法律のその他の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人又は組織が紛争は有していないが、自分自身若しくは他の個人、機関若しくは組織の民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利並びに義務の発生の根拠となる法律事実を承認し、若しくは承認しないことを裁判所に申し立て、又はその民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利を承認することを裁判所に申し立てることである。

第312条 民事非訟事件の処理を裁判所に求める申立て

1. 民事非訟事件の処理を裁判所に申し立てる者は、この法律第3章第2節に定める管轄権を有する裁判所にその申立書を提出しなければならない。
2. 申立書は、次の主要な内容を含む。
 - a) 申立書提出日
 - b) 申立てを処理する権限を有する裁判所の名称
 - c) 申立人の氏名及び住所
 - d) 裁判所に処理を申し立てる特別事項；当該民事非訟事件の裁判所による処理を申し立てた理由、目的及び根拠
 - dd) 申立ての処理に関連する者がいる場合は、当該者の氏名及び住所
 - e) 自己の申立ての処理に関連すると申立人が思料するその他の情報
 - g) 申立人が個人のときはその署名若しくは指印、又は申立人が機関又は組織のときはその適法な代理人の署名及び押印
3. 申立書には、申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠を添付しなければならない。

第313条 民事非訟事件の処理期日の参加者

1. 裁判所は、民事非訟事件を処理するために公開の期日を開かなければならない。

民事非訟事件の処理のために期日を開く決定を発した後に、裁判所は直ちに当該決定及び民事非訟事件の事件記録をその検討のために同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取ってから7日以内にそれを検討しなければならない。当該期間が満了したときは、検察院は裁判所が民事非訟事件を処理する期日を開くため、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

2. 同級の検察院の検察官は、期日に出頭しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 申立人又はその適法な代理人は、裁判所の召喚状に従って期日に参加しなければならない。申立人が正当な理由で1回欠席した場合は、裁判所は期日を延期する。申立人がその不在中に民事非訟事件を処理することを裁判所に申し立てた場合は、裁判所は申立人の不在中に非訟事件を処理することができる。申立人が正当に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その申立てを破棄したとみなし、裁判所は、民事非訟事件の処理を中止する決定を発する。裁判所が民事非訟事件の処理を中止する決定を発した場合でも、申立人がこの法律に定める手続に従って民事非訟事件の処理を裁判所に申し立てる権利を保障する。
4. 裁判所は、関係者又はその適法な代理人を期日に召喚できる。必要な場合は、裁判所は証人、鑑定人、通訳人を期日に出頭するよう召喚できる。欠席する者がいる場合は、裁判所は、期日を延期し、又は期日を進める決定をする。

第314条 民事非訟事件を処理する期日実施手続

1. 民事非訟事件を処理する期日は、次の順序で実施する。
 - a) 書記官が期日参加者の出欠を報告する。
 - b) 裁判官が期日を開始する。；期日に召喚された者の出欠及びその身元カードを確認する。

- c) 申立人又はその適法な代理人が、処理を裁判所に申し立てた特別事項並びに当該民事非訟事件の処理を裁判所に申し立てる理由、目的及び根拠を提示する。
 - d) 関係者又はその適法な代理人が、民事非訟事件の処理におけるその権利及び義務に関する事項について自己の意見を陳述する。
 - dd) 証人が証言をする。；鑑定人が鑑定の結果を提示し、なお不明確で又は矛盾している事項を説明する。
 - e) 証拠を取り調べる。
 - g) 検察官が、民事非訟事件の処理に関する検察院の意見を陳述する。
 - h) 裁判官が、民事非訟事件の処理を求める申立を検討し、それを認めるか否かを決定する。
2. 欠席する者がいる場合は、裁判官はその者が裁判所に提供又は開示した証言、書類、証拠を公開することができる。

第315条 民事非訟事件の処理決定

1. 民事非訟事件を処理する決定は、次の主要な内容を含む。
- a) 決定日
 - b) 決定を發した裁判所の名称
 - c) 裁判官、検察官及び書記官の氏名
 - d) 民事非訟事件の処理の申立人の氏名及び住所
 - dd) 裁判所に処理を申し立てた特別事項
 - e) 関係者の氏名及び住所
 - g) 裁判所の認定及び申立ての認否の根拠
 - h) 民事非訟事件の処理の法的根拠
 - i) 主文
 - k) 支払うべき訴訟費用
2. 民事非訟事件を処理する決定は、当該決定の發付日から5営業日以内に同級の検察院、権限を有する判決執行機関、民事非訟事件の処理の申立人並びに権利及び義務が当該決定に関連する個人、機関、組織に送付しなければならない。

第316条 民事非訟事件の処理決定に対する控訴及び異議申立て

控訴審手続に従って民事非訟事件を再度処理することを直近上級裁判所に申し立てるため、申立人並びに権利及び義務が民事非訟事件の処理決定に関連する個人、機関、組織は、控訴をする権限を有し、同級の検察院及び直近上級検察院は、民事非訟事件の処理決定に対し異議を申し立てる権限を有する。ただし、この法律第28条第2、3項に定める決定を除く。

第317条 控訴又は異議申立ての期限

1. 申立人並びに権利及び義務が民事非訟事件の処理決定に関連する個人、機関、組織は、裁判所が当該決定を發した日から7日以内に当該決定に対する控訴をする権限を有する。ただし、この法律第358条第1項及び第372条第1項に定める場合を除く。その者が公判期日に出頭しなかった場合は、当該期限は、その者が民事非訟事件の処理決定を受け取った日又は当該決定が告知され、又は掲示された日から起算する。
2. 同級の検察院は、裁判所が民事非訟事件の処理決定をした日から7日以内に当該決定に対する異議を申し立てる権限を有し、直近上級検察院は、裁判所が当該決定をした日から15日以内に当該決定に対する異議申立てをする権限を有する。ただし、この法律第358条第2項及び第372条第2項に定める場合を除く。

第318条 控訴され又は異議を申し立てられた民事非訟事件の処理決定の控訴審手続

控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の処理決定の控訴審手続は、この法律第280条の規定に従う。

第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立処理手続

第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立書

1. 関連する権利及び義務を有する者並びに関連する機関又は組織は、民法の規定に従い、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 人の民事行為能力喪失の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が自己の行為を知覚し、制御することができない精神病又はその他の病気を患っていることを証明する専門機関の結論及びその他の証拠を添付しなければならない。
4. 人の民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が薬物中毒又は他の興奮剤の中毒になっており、それが当該者の家族の財産の損害又は損失につながることを証明する証拠を添付しなければならない。

第320条 申立書の検討のための準備

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受理した日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、その申立書を検討する期日を開く決定を発する。
2. 申立書の検討準備期間中に、裁判所は関係当事者の請求により、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を申し立てられた者の健康又は病気の検査を求めることができる。この場合には、裁判所は、検査結果が出た後に申立書を検討する期日を開く決定を発する。
3. 申立書の検討準備中に申立人がその申立書を

取り下げた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発する。

4. 期日を開く決定を発した日から15日以内に、裁判官は、申立書を検討する期日を開かなければならない。

第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定

1. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 裁判所が申立書を認容した場合は、裁判所は人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定を発する。
人の民事行為能力制限を宣告する決定において、裁判所は、民事行為能力が制限された者の法定代理人及び代理の範囲を決定しなければならない。

第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立書

1. 民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限を裁判所に宣告された者が既にその宣告された状態にない場合は、当該者、関連する権利及び義務を有する者又は関連する機関若しくは組織は、当該者の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含まなければならない。

第323条 申立書の検討準備及び裁判所の決定

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定の破棄を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、この法律第320条の

規定に従う。

2. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立書を認容する場合には、裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発する。

第22章 住所を去った者の捜索に関する通知 発付の申立処理手続

第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書

1. 人が6か月以上連続して住所に不在である場合には、関連する権利及び利益を有する者は、当該者の捜索に関する通知の発付を裁判所に申し立て、同時に民法の規定に従い、住所を去った者の財産管理のための措置を採ることを裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 住所を去った者の捜索の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含んでいなければならない。
3. 住所を去った者の捜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書は、当該者が6か月以上連続して不在であることを証明する証拠を添付しなければならない。住所を去った者の財産を管理する措置を採ることを裁判所に求める申立ての場合は、申立人は、住所を去った者の財産状況、既存の財産の管理に関する書類及び住所を去った者の親族の一覧を提出しなければならない。

第325条 申立書の検討準備

1. 住所を去った者の捜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から20日である。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発する。

2. 上記の期間内に申立人がその申立てを取り下げた場合、又は捜索通知を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を求めた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発することができる。
3. 期日開始決定の発付日から10営業日以内に、裁判官は申立書を検討する期日を開かなければならない。

第326条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定

1. 裁判所は、住所を去った者の捜索に関する通知発付を求める申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立書を認容する場合は、裁判所は、申立書を認容する決定を発し、住所を去った者の捜索に関する通知を発する。住所を去った者の財産を管理するために必要な措置を採ることを裁判所に求める申立書を認容する場合は、当該申立書を認容する裁判所の決定は、民法の規定に従って当該者の財産を管理するために措置を採ることも決定しなければならない。

第327条 住所を去った者の捜索に関する通知

住所を去った者の捜索に関する通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。

1. 通知の発付日
2. 通知を発付した裁判所の名称
3. 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書を認容した裁判所の決定の連番及び日付
4. 申立人の氏名及び住所
5. 捜索される者の氏名、出生日又は年齢及び住所を去る前の最後の住所
6. 捜索される者が連絡する関連する個人若しくは組織、又は捜索される者の情報を有するその他の者の住所

第328条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知

1. 住所を去った者の捜索に関する通知は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。
2. 住所を去った者の捜索に関する通知の公開又は放送費用は、全額申立人が負担する。

第329条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力

この法律第326条に定める住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定は、捜索される者が帰宅した場合は自動的に効力を失う。

第23章 人の失踪宣告の申立処理手続

第330条 人の失踪宣告申立書

1. 関連する権利及び利益を有する者は、民法の規定に従って、人の失踪宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の失踪宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 申立書には、失踪宣告を申し立てられた者が2年以上連続して不在で、その者の生存又は死亡に関する信頼できる情報がないことを証明し、かつ申立人が捜索通知の十分な措置を採ったことを証明する証拠を添付しなければならない。裁判所が住所を去った者の捜索に関する通知の決定を発した場合には、当該決定の謄本も提出しなければならない。

第331条 申立書の検討準備

1. 人の失踪宣告の申立書を受け取った日から20日以内に、裁判所は、失踪宣告を求められた者の捜索に関する通知決定を発する。
2. 当該通知の内容及び告知は、この法律第32

7条及び328条の規定に従う。当該捜索通知の期間は、最初の通知の公開日又は放送日から4か月である。

3. 通知の告知期間内に申立人がその申立書を取下げ、又は失踪宣告を求められた者が帰宅し、申立書の検討の中止を裁判所に申し立てた場合は、裁判所は、当該者の失踪宣告申立書の検討を中止する決定を発する。

第332条 人の失踪宣告の決定

1. 捜索通知の告知期間が満了したときから15日以内に、裁判所は人の失踪宣告の申立書を検討する期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を発する。裁判所が失踪宣告をされた者の財産を管理する措置を採ることを求められ、この申立てを認容した場合は、裁判所の決定は、民法の規定に従い、当該者の財産を管理するために採る特別措置も示さなければならない。

第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立書

1. 失踪宣告をされた者が帰宅した場合、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利及び利益を有する者は、裁判所に当該者の失踪宣告の決定を破棄する決定の発付を申し立てることができる。
2. 失踪宣告の決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 当該申立書には、失踪宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定

1. 人の失踪宣告の決定を破棄する申立書を受理した日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を破棄する決定を発し、民法の規定に従って、当該者の失踪宣告決定の破棄の法的効力を決定する。

第24章 人の死亡宣告申立ての処理手順

第335条 人の死亡宣告申立書

1. 関連する権利及び利益を有する者は、民法の規定に従い、人の死亡宣告を裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 申立書には、死亡宣告を申し立てられた者が民法の定める場合の一において既に死亡していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第336条 申立書の検討準備

1. 人の死亡宣告申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発しなければならない。
2. 裁判所は、申立書を検討する準備期間内に申立人がある申立書を取り下げた場合又は死亡宣告を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を申し立てた場合は、申立書の検討を中止する決定を発する。
3. 期日を開く決定を発した日から10日以内に、

裁判所は、申立書を検討する期日を開く。

第337条 死亡宣告の決定

1. 裁判所は、人の死亡宣告の申立てを認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を発する。当該決定において裁判所は、当該者の死亡日及び民法の規定に従って死亡宣告の法的効力を確定する。

第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書

1. 死亡宣告をされた者が帰宅し、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利及び利益を有する者は、当該者の死亡宣告の決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告の決定破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 申立書には、死亡宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定

1. 人の死亡宣告の決定を破棄する申立書を受け取った日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定を発する。この決定において裁判所は、民法の規定に従って、死亡宣告決定の破棄の法的効力を確定しなければならない。

第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に
関する民事非訟事件の処理手続

第340条 裁判所が管轄権を有するベトナム
の商事仲裁活動に関連する民事非訟
事件

1. 仲裁人の指名又は変更
2. 緊急保全処分の適用, 変更又は取消
3. 仲裁判断の破棄
4. ベトナムの商事仲裁に関する法令が定めるそ
の他の民事非訟事件

第341条 処理手続

ベトナムの商事仲裁活動に係る民事非訟事
件の処理手続は, ベトナムの民事仲裁に関する法
令の規定に従う。

第6部 外国裁判所の民事判決又は決定, 外国
仲裁判断の承認及びベトナムにおける執
行手続

第16章 外国裁判所の民事判決又は決定, 外
国仲裁判断の承認及びベトナムにおけ
る執行手続に関する通則

第342条 外国裁判所の民事判決又は決定,
外国仲裁判断

1. 外国裁判所の民事判決又は決定とは, 外国裁
判所の民事, 婚姻家族, 営業, 商事若しくは労
働事件の判決又は決定, 刑事若しくは行政判決
又は決定中の財産に関する決定及びベトナム法
に従って民事判決又は決定とみなす外国裁判所
のその他の判決又は決定である。
2. 外国仲裁判断とは, ベトナム領土外で言い渡
され, 又はベトナム領土内で法務, 商事又は労
働関係から発生した紛争を処理するために関係
当事者が選任した外国仲裁人が言い渡した判断

である。

第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決
定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認
及び執行の原則

1. ベトナムの裁判所は, 次の場合に外国裁判所
の民事判決又は決定を検討し, 承認し, ベトナ
ムで執行する。
 - a) ベトナムとともにこの事項に関し, 国際条約
に署名し, 又は加盟した国の裁判所の民事判決
又は決定
 - b) ベトナム法に従って承認し, 執行する外国裁
判所の判決又は決定
2. ベトナムの裁判所は, 外国の仲裁判断がベト
ナムとともにこの事項に関し, 国際条約に署名
し, 又は加盟した国で出された場合又はその国
の仲裁人によって出された場合は, 当該外国仲
裁判断を検討し, 承認し, ベトナムで執行する。
3. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国
仲裁人の仲裁判断は, ベトナムと当該外国がこ
の事項に関する国際条約に署名し, 又は加盟し
ていなくても, 相互主義に基づいて, 承認し,
ベトナムで執行することができる。
4. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国
仲裁人の仲裁判断は, ベトナムの裁判所がそれ
を承認し, 執行する許可をした後にのみ, ベト
ナムで執行する。
5. ベトナムで執行が要求されておらずその不承
認が申し立てられていない外国裁判所の民事判
決又は決定は, ベトナムが署名し, 又は加盟し
た国際条約に従ってベトナムで自動的に承認す
る。
6. ベトナムの裁判所は, ベトナムで執行が要求
されていない外国裁判所の民事判決又は決定の
不承認の申立てがある場合にのみ, 当該外国裁
判所の民事判決又は決定の不承認を検討する。

第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利

1. 判決債権者又はその適法な代理人は、判決債務者が個人の場合はその者がベトナムで居住し若しくは就業しているときに、判決債務者が機関若しくは組織の場合はその本店がベトナムにあるときに、又は外国裁判所の判決、決定若しくは外国仲裁判断の執行に関連する判決債務者の財産が申立て時にベトナムに所在する場合において、外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行をベトナムの裁判所に申し立てることができる。
2. 関係当事者、関連する合法的権利及び利益を有する者又はその適法な代理人は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の判決又は決定の不承認をベトナムの裁判所に求める申立てを提出することができる。

第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障

関係当事者は、外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しない裁判所の決定をこの法律の規定に従って再検討することを求めて、当該決定に対して、直近上級裁判所に控訴する権限を有し、検察院は当該決定に対して、直近上級裁判所に異議を申し立てる権限を有する。

第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障

1. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する民事判決又は決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。ベトナムの裁判所が承認

しない外国裁判所の民事判決又は決定は、ベトナムで法的効力を持たない。

2. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。

第347条 申立書の検討結果の通知

ベトナムの裁判所は、決定を発付した日から15日以内に、外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行に関する申立書の検討結果を、司法省を通じて当該判決又は決定を言い渡した外国裁判所、関係当事者及び当該決定に関連する個人、機関、組織に通知し、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立書の検討結果を、当該申立書を提出した個人、機関又は組織及び当該決定に関連するその他の個人、機関又は組織に通知する。

第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障

ベトナム社会主義共和国は、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために、ベトナムから外国への資金及び財産の送付を保障する。当該資金及び財産の送付はベトナム法に従う。

第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用

外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を申し立てた者は、ベトナム法が定める費用を支払わなければならない。

第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書は、ベトナムの司法省に提出しなければならない。次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者又はその適法な代理人の氏名及び居住地又は就業地。判決債権者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債務者の氏名及び居住地又は就業地。判決債務者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。判決債務者がベトナムに居住地又は就業地を持たない個人である場合、又は本店がベトナムにない機関又は組織である場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種資産が存在する場所の所在地も明記しなければならない。
 - c) 判決債権者の申立て；外国裁判所の判決又は決定が部分的に執行済みである場合は、判決債権者は、執行部分並びに承認及びベトナムにおける継続執行を申し立てる残存部分を明記しなければならない。
3. 外国語の申立書は、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第351条 申立書に添付する文書、書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国裁判所

の判決又は決定を正当に認証した謄本及び当該判決又は決定が効力を有し、失効しておらず、ベトナムで執行すべきであることが既に判決又は決定に明記されている場合を除き、これらの事項を認証する書類及び判決又は決定の謄本が当該判決又は決定を執行しなければならない判決債務者に送られたことを認証する書類を添付しなければならない。判決債務者又はその適法な代理人が外国裁判所の審理を欠席した場合は、その者が正当に召喚されたことを認証する書類が必要である。

2. 外国語で作成された申立書に添付する文書、書類には、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第352条 事件記録の裁判所への送付

司法省は、申立書及び添付文書、書類を受け取ってから7日以内にこの法律第34条、35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付しなければならない。

第353条 事件記録の受領及び追加説明の請求

1. 司法省から送付された事件記録を受け取った日から7営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、それを受理し、同級の検察院にその旨を通知しなければならない。
2. 裁判所は、申立ての検討準備期間内に申立人又は判決若しくは決定を言い渡した外国裁判所に事件記録の不明確な事項の説明を求める権利を有する。

追加説明の書面による請求及び回答は、ベトナムの司法省を通して送付する。

3. ベトナムの裁判所から追加説明の書面による請求を受け取った日から7日以内に、司法省は当該請求を申立人又は外国裁判所に送付する。
4. 書面による説明を受け取ってから7日以内に、司法省は当該説明を請求したベトナムの裁判所

に書面の説明を送付する。

第354条 申立書の検討準備

1. 裁判所は、申立書を受け取ってから4か月以内に各具体的事件に応じて次に掲げる事項の一を決定する。
 - a) 申立人が申立書を取り下げ、又は判決債務者が任意に判決若しくは決定を執行した場合、個人である判決債務者が死亡しその権利及び義務が相続されなかった場合、又は機関若しくは組織である判決債務者が解散し、若しくは破産し、その権利及び義務がベトナム法の規定に従って処理された場合に、申立書の検討を中止する。
 - b) 当該申立書が裁判所の管轄下になく、又は判決債務者の住所若しくは判決に関連する財産の所在地が確認できない場合に、申立ての検討を中止し事件記録を司法省に返却する。
 - c) 申立書を検討する期日を開く。

裁判所がこの法律第353条第2項に定める追加説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。

2. 裁判所は、申立書を検討するため期日を開く決定の発付後1か月以内に期日を開かなければならない。

裁判所は、期日の開始前の15日以内に、事件記録をその検討のため同級の検察院に送付する。この期間が満了したときに、同級の検察院は、裁判所が申立書を検討する期日を開くために事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第355条 申立書を検討する期日

1. 申立書は、3人の裁判官で構成する合議体が行う期日で検討し、3人の裁判官のうち1人は、裁判所の長官の指名に従って裁判長を務める。
2. 同級の検察院の検察官は、期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 期日は、判決債務者又はその適法な代理人の

立会いの下に行わなければならない。彼らが正当な理由で1回欠席した場合は、期日は延期しなければならない。

判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立てを検討することを裁判所に求める申立書を提出した場合、又は彼らが正当な2回目の召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立ての検討を進める。

4. 合議体は、決定をするために事件の再審理はせず、外国裁判所の判決又は決定及び申立書に添付された文書及び書類を取り調べ、それらをベトナム法及びベトナムが署名し、又は加盟した国際条約の関連規定と比較するのみとする。
5. 合議体は、申立書、添付文書及び書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に評議し、多数決で事件の決定を出す。

合議体は、外国裁判所の民事判決又は決定を承認して、ベトナムで執行し、又は承認しない決定を発する権利を有する。

第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定

1. 裁判所が当該判決又は決定を言い渡した国の法令に従って、まだ法的効力を有さない民事判決又は決定
2. 判決債務者又はその適法な代理人が適法に召喚されなかったために、外国裁判所の公判期日を欠席した場合
3. 事件がベトナムの裁判所の専属管轄下にある場合
4. 同一事件に関し、ベトナム裁判所が言い渡した法的効力を有する民事判決若しくは決定又は外国裁判所が言い渡し、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した法的効力を有する民事判決若しくは決定が存在する場合、又は外国裁判所が事件を受理する前にベトナム裁判所が受理し、その処理中である場合

5. 判決執行の期限が当該民事判決若しくは決定を言い渡した裁判所の国の法令又はベトナム法に従って徒過した場合
6. 外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行が、ベトナム法の基本原則に反している場合

第357条 裁判所の決定の送付

この法律第354条、355条に従って決定を発付後、裁判所は直ちに関係当事者及び同級の検察院に当該決定を送付しなければならない。関係当事者が海外に居住している場合は、決定は司法省を通じて送付する。

第358条 控訴及び異議申立て

1. 裁判所がこの法律第354条、355条に従って決定を出した日から15日以内に、関係当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対し控訴をする権限を有する。関係当事者又はその適法な代理人が申立てを検討する期日に出頭しなかった場合は、控訴期限は、彼らが当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、その理由及び控訴請求を明記しなければならない。

不可抗力又は客観的な障碍により関係当事者又はその適法な代理人が上記の期限内に控訴を提出できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間を控訴期限に含まない。

2. 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第354条、355条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てる権限を有する。

同級の検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して30日である。

第359条 控訴、異議申立ての検討

1. 最高人民裁判所は、事件記録の受領日から1か月以内に控訴され又は異議を申し立てられた

省級人民裁判所の決定を再検討する。この法律第353条に定める釈明を求める場合は、この期間を延長することができるが2か月を超えてはならない。

2. 控訴され又は異議を申し立てられた決定を再検討するために設けた合議体は、3名の裁判官で構成し、そのうちの1人は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が裁判長に指名する。

控訴され又は異議を申し立てられた決定の再検討期日は、この法律第355条に定める申立てを検討する期日と同様に行う。

3. 合議体は、省級人民裁判所の決定の一部又は全部を支持し又は修正し、関係当事者がその控訴を取り下げ若しくは検察院がその異議申立てを取り下げた場合又はこの法律第354条第1項a号に定める根拠の一が存在する場合は、控訴又は異議申立ての検討を中止する権限を有する。

最高人民裁判所が言い渡した決定は、最終決定であり執行力を有する。

第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続

第360条 不承認の申立期限

1. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定を受け取った日から30日以内に、関係当事者、関連する権利及び義務を有する者又はその適法な代理人は、当該判決又は決定を承認しないことをベトナムの裁判所に求める申立書を司法省に提出する権限を有する。
2. 申立人が不可抗力又は客観的な障碍のために本条第1項に定める期限内に申立書を提出できなかったことを証明できる場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間は申立書を送付する期限に含まない。

申立書を提出する期限の回復は、申立書を受理した裁判所の長官が検討し、決定する。

第361条 不承認の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 申立人の氏名及びその居住地又は就業地。申立人が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載する。
 - b) 申立人の請求
2. 申立書には、外国裁判所の民事判決又は決定の有効な謄本及び不承認の申立てに十分根拠があることを証明する必要な文書及び書類を添付しなければならない。
3. 外国語の申立書、添付文書及び書類には、適法に公証し又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。
4. 申立書及び添付書類の管轄裁判所への送付は、この法律第352条の規定に従う。

第362条 不承認の申立書の検討

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討準備及びその検討は、この法律第354条及び355条の規定に従う。
2. 申立書を検討する合議体は、次の決定の一を発付する権限を有する。
 - a) 外国裁判所の民事判決又は決定を承認しない。
 - b) 不承認の申立てを棄却する。
3. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定は、この法律第356条に定める場合に承認しない。

第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て

裁判所の決定の送付、控訴又は異議申立ての提出及び控訴又は異議申立ての検討は、この法律第357、358条及び359条の規定に従う。

第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書

1. 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書は、ベトナムの司法省に送付し、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者の氏名及びその居住地若しくは就業地、又はベトナムにおける適法な代理人。

判決債権者が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債務者の氏名及びその居住地又は就業地。判決債務者が機関又は組織である場合は、その名称及び本店の所在地を記載しなければならない。個人である判決債務者がベトナムに居住地又は就業地を持たない場合又は機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を持たない場合は、申立書には、外国仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種の資産が存在する所在地を明記しなければならない。
 - c) 判決債権者の請求。
2. 外国語の申立書は、適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

第365条 申立書に添付する文書及び書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国仲裁判断の有効な謄本及び仲裁手続で発生する又は発生した紛争の処理に関する当事者間の仲裁合意の有効な謄本を添付しなければならない。但し、関連国の法令が、当該紛争がその手続で処理できると定めているときに限る。

契約に定める仲裁条項、又は紛争が発生した

後に関係当事者が締結した仲裁に関する各別の合意は、仲裁合意になり得る。

2. 申立書に添付する文書、書類が外国語である場合は、その適法に公証され又は認証されたベトナム語版も送付しなければならない。

第366条 事件記録の裁判所への送付

1. 申立書、添付文書及び書類を受け取った日から7日以内に、司法省は、この法律第34条及び35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付する。
2. 司法省が既に事件記録を管轄権を有する裁判所に送付し、後日に管轄権を有する外国機関から外国仲裁判断の取消を検討しており又は既に取り消し若しくは停止したという旨の通知を受け取った場合は、司法省は裁判所にその旨を直ちに書面で通知する。

第367条 事件記録の受領

1. 司法省から事件記録を受け取った日から3営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、記録を受領し、個人、機関又は組織である判決債務者及び同級の検察院にその旨を通知する。
2. 裁判所は、申立書を提出した個人、機関又は組織にその申立書の不明瞭な事項を明らかにすることを求める権限を有する。

第368条 申立書の検討準備

1. 申立書を受領した日から2か月以内に、管轄権を有する裁判所は、事件に応じて次の決定の一を発付する。
 - a) 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を再検討しているという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には申立書の検討を停止する。
 - b) 個人、機関若しくは組織である判決債権者がその申立書を取下げた場合、個人、機関若しくは組織である判決債務者が任意に判決を執行した場合、機関若しくは組織である判決債務者が

解散し若しくは破産し、その権利及び義務がベトナム法に従って処理された場合、又は個人である判決債務者が死亡しその権利及び義務を相続する者がいない場合には、申立書の検討を中止する。

- c) 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を取り消し、又はその執行を中止したという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には、申立書の検討を中止する。
- d) 申立書の検討が裁判所の管轄下でない場合、機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を有さない場合、個人である判決債務者がベトナムに居住せず若しくは就業しない場合、又は仲裁判断のベトナムにおける執行に関連した資産が存在する場所を確認することが不可能な場合には、申立書の検討を中止し、司法省に事件記録を返却する。
- dd) 申立書を検討する審理期日を開く。

裁判所がこの法律第367条第2項の規定に従って説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。

2. 裁判所は、審理期日を開く決定を発した日から20日以内に申立書を検討する審理期日を開かなければならない。裁判所は、審理期日開始前の10日以内に事件記録の検討のため同級の検察院に事件記録を送付しなければならない。この期間が満了したときは、検察院は、裁判所が申立書を検討する審理期日を開くために裁判所に事件記録を返却しなければならない。

第369条 申立書検討の審理期日

1. 申立書の検討は、3名の裁判官で構成する審理合議体が審理期日で行い、3名のうち1名は、裁判所の長官の指名に従い裁判長を務める。
2. 同級の検察院の検察官は、審理期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、審理期日は、延期しなければならない。
3. 審理期日は、判決債務者又はその適法な代理

人の参加の下で行う。その者が正当な理由で1回欠席した場合は、審理期日は延期しなければならない。

判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立書を検討することを裁判所に求めた場合又はその者が2回適法に召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立書の検討を進める。

4. 審理合議体は、既に外国仲裁人が処理した紛争を再審理せず、外国仲裁判断及び添付文書又は書類を確認し、それをこの法律の規定、他のベトナム法の規定及びベトナムが署名し又は加盟した関連する国際条約の規定と照合するのみとする。

5. 申立書及び添付文書又は書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に、審理合議体は、事件を評議し多数決で決定を下す。

審理合議体は、外国仲裁判断を承認し執行する決定又は外国仲裁判断を承認しない決定を発することができる。

第370条 不承認の場合

1. 外国仲裁判断は、次の場合に承認せずベトナムで執行しない。

- a) 仲裁合意の当事者が、各当事者に適用する法律によると当該合意に署名する能力を有さない場合
- b) 当事者が適用のために選択した国の法令又は当事者が仲裁合意に適用する法律を選択していなかった場合は、仲裁判断が宣言された国の法令によると仲裁合意が法的効力を持たない場合。
- c) 個人、機関又は組織である判決債務者が仲裁人の指名及び外国仲裁組織による紛争の処理手続について適時、適切に通知を受けず、又は正当な理由により手続上の権利を行使することができなかった場合。
- d) 外国仲裁判断が、当事者が処理を求めている紛争について言い渡され、又は仲裁合意の当

事者の請求を超えている場合。仲裁判断が外国仲裁組織による処理を求められている事項の部分と処理を求められていない事項の部分とに分けることができる場合は、処理を求められた部分の事項は、承認しベトナムにおける執行を許可することができる。

dd) 外国仲裁の人事又は外国仲裁による紛争処理の手続が仲裁合意に従わず、又は仲裁合意が当該事項を定めない場合は外国仲裁判断が言い渡された国の法令に従わない場合。

e) 外国仲裁判断が当事者に対しまだ法的効力を有さない場合。

g) 外国仲裁判断を言い渡した国又は法令を適用する国の権限を有する機関が外国仲裁判断の執行を取り消し又は停止した場合。

2. ベトナムの裁判所が次のように思料する場合は、外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認せず、許可しない。

a) 紛争がベトナム法によれば仲裁で処理できない。

b) 外国仲裁判断の承認とベトナムにおける執行がベトナム法の原則に反する。

第371条 裁判所の決定の送付

この法律第368条及び369条に定める決定を発した直後に、裁判所は、関係当事者及び同級の検察院に決定を送付する。関係当事者が国外にいる場合は、当該決定は、司法省を通じて送付する。

第372条 控訴及び異議申立て

1. 裁判所がこの法律第368条及び369条に定める決定を発した日から15日以内に、関係当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対して控訴することができる。関係当事者が申立てを検討する審理期日に出頭しなかった場合は、控訴期限は、関係当事者が当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、控訴理由と請求

を明記しなければならない。

不可抗力又は客観的な障碍により関係当事者又はその適法な代理人が上記の期限内に控訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在する期間は、控訴の期限に含まない。

2. 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第368条及び369条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てることができる。

同級の検察院が異議申立てをする期限は、裁判所が決定を発した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は30日である。

第373条 控訴又は異議申立ての検討

1. 事件記録を受け取った日から起算して1か月以内に、最高人民裁判所は、控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を審理する。この法律第367条第2項の定めに従って説明が求められた場合は、この期限は延長することができるが2か月を超えてはならない。

2. 控訴され又は異議を申し立てられた決定の審理合議体は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が指名した裁判長1名を含め、3名の裁判官で構成する。審理期日は、この法律第369条に定める申立検討期日と同様に行う。

3. 審理合議体は、省級人民裁判所の決定を支持し若しくは一部若しくは全部を修正する権限を有し、又は関係当事者がその控訴を取り下げ、検察院がその異議申立てを取り下げ、若しくはこの法律第368条第1項 a,b 号及び c 号に定める根拠があると考えられる場合には、控訴若しくは異議申立ての審理を停止し若しくは中止する権限を有する。

最高人民裁判所の決定は、最終決定であり執行力を有する。

第374条 承認及び執行決定の破棄

1. 民事判決執行機関の長官は、外国の権限のあ

る機関がベトナムにおける執行が決定された外国仲裁判断の取消又は中止を検討している旨の書面の通知を司法省から受け取った場合は、外国仲裁判断の執行を停止する決定を発し、当該決定を外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認し許可する決定を発した裁判所に送付する。

民事判決執行機関の長官は、個人、機関又は組織である判決債権者の請求により外国仲裁判断の執行を継続するときは、必要な保証措置を採ることができる。

2. 外国仲裁判断を承認し、ベトナムにおけるその執行を許可する決定を発したベトナムの裁判所は、外国の権限のある機関が外国仲裁判断を取り消し又は中止した旨の書面による通知を司法省から受け取った直後に、当該決定を取り消す決定を発し、それを判決執行機関に送付する。

裁判所の決定を受け取った直後に、民事判決執行機関の長官は、外国仲裁判断の執行を中止する決定を発する。

第9部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則

第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定

1. 執行すべき裁判所の民事判決又は決定とは、既に効力を発しているものであり、次に掲げるものを含む。

a) 控訴審手続に従って控訴され又は異議を申し立てられていない第一審裁判所の判決若しくは決定又はその一部

b) 控訴審裁判所の判決又は決定

c) 監督審の決定又は再審の決定

d) ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国裁判所の民事判決、決定又は外国仲裁判断

2. 第一審裁判所の次の判決又は決定は、それに

対し控訴し又は異議を申し立てることが可能であつても直ちに執行される。

- a) 扶養、報酬、労働者の再雇用、賃金、退職金、社会保険又は市民が被った生命の損失、身体的若しくは精神的損害に対する賠償に関する判決又は決定
- b) 緊急保全措置の適用に関する決定

第376条 判決又は決定の執行の根拠

判決又は決定は、次の根拠がある場合に執行する。

1. この法律第375条に定める執行すべき判決又は決定
2. 権限のある判決執行機関の判決執行決定

第377条 判決又は決定の執行を求める権利

1. 関係当事者が判決又は決定を任意に執行しない場合は、判決債権者及び判決債務者は、判決又は決定に基づいて権限のある判決執行機関に判決執行の決定の発付を申し立てる。
2. 判決又は決定の執行を申し立てる者は、執行を求める判決又は決定とともに、判決執行機関に判決執行の申立書を提出し又は申立ての内容及び判決執行に関連する情報を直接陳述しなければならない。

第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任

1. 個人、機関、組織は、裁判所の判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で執行官の要求を完全に実施する責任を負う。
2. 全級の人民委員会の委員長は、民事判決執行に関する法令に従ってそれぞれの地域で判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を指揮する責任を負う。

武装地帯及びそれに相当する地帯の司令官は、武装地帯及びそれに相当する地帯で判決を執行

するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を組織する責任を負う。

3. 治安当局は、秩序を維持し、判決若しくは決定の執行を妨げ又はそれに抵抗する行為を直ちに停止する責任を負う。強制執行措置を採った場合は、治安当局及び関係機関は、判決執行機関の長官又は執行官の長の請求により、当該措置の実施に当たり調整をしなければならない。

第379条 判決又は決定の執行の監視

人民検察院は、判決又は決定の適時で完全な、かつ適法な執行を保障するため、関係当事者、判決執行機関、執行官及び判決又は決定の執行に関連した個人、機関及び組織による法遵守を自己の任務及び権限の範囲内で監視する。

第31章 判決及び決定の執行手続

第380条 判決又は決定の交付

判決又は決定をこの法律第375条の規定に従って執行しなければならない場合は、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定を「執行のために」という題を付記して判決債権者及び判決債務者に交付する。

裁判所は、判決債権者及び判決債務者にその請求権、執行期限及び民事判決執行に関する法令の規定に従って判決を執行する義務を説明する。

第381条 判決又は決定の送付期限

1. この法律第375条第2項a号の規定に従って執行する判決又は決定について、判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定の発効日から10日以内に第一審を実施した裁判所と同級の判決執行機関に判決及び決定を送付しなければならない。

緊急保全処分の適用に関する決定について、当該決定を発した裁判所は、直ちに決定を同級の判決執行機関に送付しなければならない。

2. 本条第1項に定める判決又は決定以外の判決又は決定について、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、判決又は決定が効力を有した日から30日以内に第一審を行った裁判所と同級の判決執行機関に当該判決又は決定を送付しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
3. 判決又は決定を送付するときに、裁判所は、証拠物、財産又はその他の関連する書類の差押え又は一時的押収がある場合は、それに関する記録を同封しなければならない。

第382条 判決及び決定の説明

1. 判決債権者、判決債務者、判決又は決定の執行に関連した権利及び義務を有する者並びに判決執行機関は、判決又は決定を発した裁判所に執行のため判決又は決定の不明確な点を説明するよう書面で求める権利を有する。

書面の請求を受け取った日から15日以内に、裁判所は、説明書を作成し、それを請求者、同級の検察院並びに判決又は決定の執行に関連した権利及び義務を有する者に送付しなければならない。
2. 決定を発した裁判官又は公判期日を主宰した裁判官は、判決又は決定を説明する責任を負う。その者が既に裁判所の裁判官でない場合は、当該裁判所の長官が判決又は決定を説明する。
3. 判決又は決定の説明は、公判期日の調書及び評議の調書に基づかなければならない。

第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効

1. 判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内に、判決債権者及び判決債務者は、権限を有する判決執行機関に判決又は決定の執行決定の発付を求める権限を有する。

義務履行期限が判決又は決定で特定されている場合は、3年の期限は、義務の履行期から起

算する。定期的に執行する判決又は決定については、3年の期限は、義務の履行期から起算して各期日に適用する。

2. 判決執行を申し立てる者が客観的障碍又は不可抗力により判決執行を規定の期限内に申し立てることができなかったと証明できる場合は、客観的障碍又は不可抗力が存在した期間は、判決執行の申立時効に含まない。この法律第286条及び307条の定めに従って判決又は決定の執行を延期し又は停止する場合は、延期期間又は停止期間は、判決執行の申立時効に含まない。ただし、判決債権者が判決債務者による判決執行の延期又は停止に同意する場合を除く。

第10部 民事手続の妨害行為の処理；民事手続における不服申立て及び告発

第32章 民事手続の妨害行為の処理

第384条 被告並びに関連する権利及び義務を有する者に適用する措置の処理

被告又は独立した請求をしなかった関連する権利及び義務を有する者が裁判所に2回召喚を受けたにもかかわらず正当な理由なく裁判所に出頭しなかった場合又は公判期日に欠席した場合は、場合に応じて裁判所から警告を受け又は罰金を科される。

第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理

1. 次の行為の一を行う者は、その違反の重大性に応じて、裁判所から警告を受け、罰金を科され、若しくは行政制裁として身柄拘束を受け、又は刑事事件として立件される。
 - a) 重要な証拠物を偽造し又は破壊し、裁判所による事件の処理を妨害する。
 - b) 偽証又は書類の偽造

- c) 証言の拒絶，鑑定結果提出の拒否又は書類提出の拒絶
- d) 証人の証言を妨害し又は他の者に偽証することを強制するために，証人を欺き，脅迫し，買収し又は強制力を行使する。
- dd) 鑑定人の任務遂行を妨害し又は客観的眞実に反する結論を提出することを強制するために，鑑定人を欺き，脅迫し，買収し又は強制力を行使する。
- e) 通訳人の任務遂行を妨害し又は虚偽，非客観的，過誤の通訳を強制するために，通訳人を欺き，脅迫し，買収し又は強制力を行使する。
- g) 手続を行う者の名誉，威厳又は名声を侵害し，脅迫し，強制力を行使し，又は手続を行う者がこの法律の規定に従い証拠を確認し収集する措置を採ることを妨害するその他の行為を行う。
- h) 法令が定めるその他の違法行為
2. 治安当局は，違反者に行政制裁としての身柄拘束を科す裁判所の決定を執行する任務を負う。

第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理

1. 証人が正当に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず，正当な理由なく裁判所に出頭せず又は公判期日に出席せず，その欠席が証拠の収集，確認，又は事件の裁判に対し障碍となった場合は，裁判所は，証人を公判期日に引致し，又は警告を与え，又は罰金を科す決定を発する権限を有する。
2. 証人を引致する決定には，その発付時間及び場所，決定を発した者の氏名及び地位，証人の氏名，出生日，居住地，証人の出頭時間及び場所を明記しなければならない。
3. 治安当局は，証人を引致する決定を執行する任務を負う。当該決定の執行官は，引致される者に決定を読み上げ，それを説明し，引致に関する記録を作成する。

第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理

1. 公判期日の内部規則を破る行為を行った者に対し，その違反の重大性に応じて裁判長が警告を与え，罰金を科し，法廷から強制退去させ又は行政制裁として身柄を拘束する。
2. 治安当局は，公判期日を維持し，公判期日を妨害する者に対する法廷からの強制退去又は行政制裁としての身柄拘束に関する裁判長の決定を執行する任務を負う。
3. 公判期日の内部規則を著しく侵害しその刑事責任を検討しなければならない場合は，裁判所は，刑事法令に従って刑事事件を立件する権限を有する。

第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の検察院の責任

1. 裁判所がこの法律第385条第1項及び第387条第3項に従って刑事事件を立件する場合は，立件の決定を発した日から10日以内に，裁判所は，立件の決定並びに刑事行為を裏付ける書類及び証拠を管轄する検察院に送付する。
2. 検察院は，事件の立件を検討し，刑事訴訟法に定める期限内に被疑者に対する刑事手続の開始を検討しなければならない。検察院が当該立件及び訴追を却下する場合は，事件を立件する決定を発した裁判所に理由を明記し書面で通知しなければならない。

第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人，機関又は組織に適用する措置の処理

1. 自己が管理し又は保有する証拠の提出に関する裁判所の決定に従わない個人，機関又は組織に対し，裁判所は，決定により警告し，罰金を科し，又は証拠提出を強制することができる。
2. 本条第1項に定める個人又は機関若しくは組織の長については，法令に従って懲戒し又は刑

事責任を追求することができる。

第390条 罰金を科す手続, 権限, 罰金水準

民事手続の妨害行為に対する罰則を科す手続及び権限並びに罰金額は, 国会の常任委員会が定める。

第33章 民事手続における不服申立て及び告発

第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為

1. 個人, 機関又は組織は, 民事手続を行う機関若しくは者の手続き上の決定若しくは行為が違法であり, 又は自己の権利及び利益を侵害すると考える根拠がある場合は, 当該決定又は行為について不服を申し立てる権限を有する。
2. 第一審, 控訴審, 監督審若しくは再審の判決, 決定又は民事手続を行う者が発したその他の手続き上の決定について, それが控訴され, 異議を申し立てられ, 不服を申し立てられ又は訴えられた場合は, 本章の規定ではなくこの法律の相当する章の規定に従って処理する。

第392条 不服申立者の権利及び義務

1. 不服申立者は次の権利を有する。
 - a) 自分自身で又はその適法な代理人を通じて不服申立てを提出すること
 - b) 事件の処理のどの段階においても不服申立てを提出すること
 - c) 事件の処理のどの段階においても不服申立てを取り下げることを。
 - d) 不服申立ての受理に関する書面の回答を受領すること ; 不服申立て処理の決定を受領すること
 - dd) 自己の正当な権利又は利益を回復すること ; 法律に従い損害賠償を受けること
2. 不服申立者は, 次の義務を負う。

- a) 不服申立てを処理する権限を有する者に不服申立てを提出すること
- b) 真実の陳述を行い, 不服申立てを処理する者に情報及び書類を提出すること ; 陳述の内容並びに当該情報及び書類の提出について法律上の責任を負うこと
- c) 法的効力を有する不服申立ての処理決定に厳正に従うこと

第393条 不服を申し立てられた者の権利及び義務

1. 不服を申し立てられた者は, 次の権利を有する。
 - a) 不服を申し立てられた自己の手續上の決定又は行為の合法性に関する証拠を提出すること
 - b) 自己の手續上の決定又は行為についての不服申立ての処理に関する決定を受領すること
2. 不服を申し立てられた者は, 次の義務を負う。
 - a) 不服を申し立てられた手続き上の決定又は行為について説明すること。 ; 権限を有する機関, 組織又は個人が請求した場合は, 関連する情報又は書類を提供すること
 - b) 法的効力を有する不服申立ての処理に関する決定に厳正に従うこと
 - c) 法令の規定に従い自己の違法な手続き上の決定又は行為による損害を賠償し, 又は決定若しくは行為の結果に対処すること

第394条 不服申立て時効

不服申立時効は, 不服申立人が違法であると思料する手續上の決定又は行為を受領し又は知った日から15日である。

不服申立人が不可抗力又は客観的な障碍により本条に定める期限内に不服申立ての権利を行使できなかった場合は, 不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間は, 不服申立て期限に含まない。

**第395条 検察官、検察院の副長官又は長官
に対する不服申立ての処理の管轄及
び期限**

検察官又は検察院の副長官の事務上の決定又は行為に対する不服申立ては、不服申立ての受領日から15日以内に当該検察院の長官が処理する。処理の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級検察院に不服を申し立てることができる。直近上級検察院は、不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し処理しなければならない。直近上級検察院は、最終処理をする権限を有する。

検察院の長官の事務上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級検察院が処理する。直近上級検察院は、最終処理をする権限を有する。

**第396条 書記官、人民参審員、裁判官、裁
判所の副長官又は長官に対する不服
申立ての処理の管轄及び期限**

書記官、人民参審員、裁判官又は裁判所の副長官の事務上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に裁判所の長官が処理する。処理の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級裁判所に不服を申し立てることができる。直近上級裁判所は、不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し、処理しなければならない。直近上級裁判所は、最終処理をする権限を有する。

裁判所長官の事務上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級裁判所が処理する。直近上級裁判所は、最終処理を行う権限を有する。

裁判所長官の不服申立て処理決定は、不服申立人及び同級の検察院に送付しなければならない。

**第397条 鑑定人に対する不服申立ての処理
の管轄及び期限**

鑑定人が行った民事事務上の行為に対する不

服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が処理する。その処理結果に同意しない場合は、不服申立人は、鑑定組織を管理する直近上級機関の長に不服を申し立てることができる。直近上級管理機関の長は、当該不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し処理しなければならない。その決定は、最終決定である。

第398条 告発する権利を有する者

市民は、権限を有する手続を行う者の違法な行為であって国益又は市民、機関若しくは組織の合法的権利及び利益に損害を与え又は損害を与える虞のあるものについて、権限を有する機関、組織又は個人に告発する権限を有する。

第399条 告発者の権利及び義務

1. 告発者は、次の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関、組織又は個人に告発書を提出し、又は直接口頭で告発をすること
 - b) 自己の氏名、住所及び署名の守秘を求めると
 - c) 告発処理の結果の通知を求めると
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に脅迫、抑圧又は報復からの保護を求めると
2. 告発者は、次の義務を負う。
 - a) 告発内容を誠実に陳述すること
 - b) 氏名及び住所を明確に提示すること
 - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと

第400条 告発された者の権利及び義務

1. 告発された者は、次の権利を有する。
 - a) 告発の内容の通知を受けること
 - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること
 - c) 侵害された自己の合法的権利及び利益を回復すること；名誉を回復し、虚偽の告発による損害の賠償を受けること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に、虚偽の

- 告発をした者の処分を求めること
2. 告発された者は、次の義務を負う。
- a) 告発を受けた行為を説明すること；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合には、関連情報及び書類を提供すること
- b) 権限を有する機関、組織又は個人の処理決定に厳正に従うこと
- c) 法令に従って違法な民事手続き上の行為の損害賠償を行い、又は当該行為の結果に対処すること

第401条 告発処理の管轄及び期限

1. 管轄権を有する機関の処理を行う権限を有する者の違法行為に関する告発は、当該機関の長官が処理する。

告発を受けた者が裁判所の長官若しくは副長官、又は検察院の長官若しくは副長官である場合は、直近上級裁判所の長官又は直近上級検察院の長官が事件を処理する責任を負う。

告発の処理期限は、告発を受理した日から60日を超えない。；複雑な事件については、告発の処理期限は、延期してもよいが90日を超えない。

2. 犯罪の兆候がある違法行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って処理する。

第402条 不服申立て及び告発処理の手続

不服申立て及び告発の処理手続は、本章の規定並びに本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関するその他の法令に従う。

第403条 不服申立て及び告発を処理する権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関、組織又は個人は、その任務及び権限の範囲内で不服申立て又は告発を受領し、それを迅速にかつ適切に処理し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害又は損失を防

ぐ必要な措置を採り、処理決定の厳正な執行を保障する責任を負い、その決定に対し法律上の責任を負わなければならない。

2. 不服申立て又は告発を処理する権限を有しているがそれを処理しない者、無責任な処理を行う者又は違法に処理する者は、その違反の性質及び重大性に依りて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追求される。損害が発生した場合は、法令に従って損害賠償をしなければならない。

第404条 民事手続の不服申立て及び告発の処理における法遵守の監視

人民検察院は、法令に従って民事手続の不服申立て及び告発の処理における法遵守を監視する。検察院は、同級又は下級の裁判所、義務を有する機関、組織及び個人に、不服申立て及び告発の処理に十分根拠があり、適法であることを保障することを求め又は提訴することができる。

第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の処理手続及び民事手続における司法共助

第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の処理手続に関する通則

第405条 適用原則

1. 裁判所は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理するためにこの法律第34章及び第35章の規定を適用する。これらの章に該当する規定がない場合は、裁判所は、この法律のその他の関連する規定を適用する権限を有する。
2. 外国要素を含む民事事件又は非訟事件とは、少なくとも関係当事者のうち1名が外国人若しくは在外のベトナム人である民事事件若しくは非訟事件、ベトナム市民、機関若しくは組織である関係当事者間の民事関係で当該関係の確立、

変更若しくは停止根拠が外国法に従い、国外で発生したもの、又は当該関係に関連する財産が国外に所在する民事関係である。

第406条 外国の個人、機関、組織の手續上の権利及び義務

1. 外国の市民、無国籍者、外国の機関、組織及び国際機関（以下まとめて「外国個人、機関及び組織」という。）は、その権利及び利益が侵害され又は紛争が発生した場合には、その合法的権利及び利益の擁護を申し立てるためベトナムの裁判所に訴えを提起する権限を有する。
2. 外国個人、機関及び組織は、民事手續に参加するに当たり、ベトナム市民、機関及び組織と同様の手續上の権利及び義務を有する。
3. ベトナム国は、外国の裁判所がベトナム市民、機関又は組織の民事手續上の権利を制限する場合には、その国の外国人、機関又は組織の相当する手續上の権利を制限する相互原則を適用することができる。

第407条 外国市民及び無国籍者の民事手續権利能力及び民事手續行為能力

1. 外国市民又は無国籍者の民事手續権利能力及び民事手續行為能力は、次のように確定する。
 - a) 市民が国籍を有する国の法律、市民がベトナム国籍及び外国の国籍を有するときはベトナム法、市民が複数の外国の国籍を有するときは市民が居住する国の法律に従う。但し、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
 - b) 市民がベトナムに恒久的に居住し、就業し又は生活する場合は、ベトナム法に従う。
 - c) 無国籍者が恒久的に居住し、就業し又は生活する国の法律に従う。
 - d) 民事手續行為がベトナム領土で遂行される場合はベトナム法に従う。
2. 外国市民又は無国籍者は、外国法に基づいて民事手續行為能力を有しなくともベトナム法に

基づいて民事手續行為能力を有する場合は、ベトナム領土で民事手續行為能力を有するものと認めることができる。

第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手續における民事手續権利能力

1. 外国機関及び組織の民事手續権利能力は、当該機関又は組織が設立された国の法律に基づいて定める。ただし、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
2. 国際組織の民事手續権利能力は、当該組織の設立、運営上の規制の基盤となる国際条約又は権限を有するベトナム機関が署名した国際条約に基づいて確定する。

第409条 外国の個人、機関又は組織である関係当事者の合法的権利及び利益の擁護

ベトナムの裁判所の手續に参加する外国の個人、機関又は組織である関係当事者は、ベトナム法の規定に従ってその合法的権利及び利益の擁護を弁護士に求める権限を有する。

第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理するベトナム裁判所の管轄権

第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則

1. 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理するベトナムの裁判所の管轄権は、この法律第3章の規定に従って確定する。但し、本章に別段の定めがある場合を除く。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国要素を含む民事事件及び非訟事件を処理する。
 - a) 被告がベトナムに本店がある外国の組織若しくは機関であり、又は被告がベトナムに経営代理店、支店又は代表事務局を有する場合

- b) 被告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活し、又はベトナム領土に財産を有する外国国民又は無国籍者である場合
- c) 扶養又は親子の認知を請求する民事事件又は非訟事件については、原告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活する外国国民又は無国籍者である場合
- d) ベトナム法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又はベトナム領土で発生したが、当事者の少なくとも1名が外国の個人、機関又は組織である民事関係に関連する民事事件又は非訟事件
- dd) 外国法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又は外国で発生したが、関係者全員がベトナム市民、機関又は組織で、原告又は被告のいずれか一方がベトナムに居住する民事関係に関連した民事事件又は非訟事件
- e) 履行の一部又は全部がベトナム領土でなされる契約から紛争が発生した場合
- g) 原告又は被告がベトナム市民である離婚事件

第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権

1. 外国要素を含む次の民事事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
 - a) ベトナム領土内の不動産財産権を含む民事事件
 - b) 運送業者がベトナムに本店又は支店を有する運送契約から生じる紛争
 - c) ベトナム市民及び外国市民又は無国籍者間の離婚事件で、両配偶者がベトナムに居住し、就業し又は生活する場合の離婚事件
2. 外国要素を含む次の民事非訟事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
 - a) 法律事実がベトナム領土で発生した場合にその法律事実を確定すること
 - b) 外国国民又は無国籍者がベトナムに居住し、就業し又は生活し、その者の民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限の宣告が当該者のベトナムにおける権利及び義務の確立に関連する

場合に、当該者の民事行為能力の喪失又は制限を宣告すること

- c) 外国国民又は無国籍者の失踪又は死亡宣告の根拠となる事件が発生した時に、当該者がベトナムに滞在し、その失踪又は死亡宣告が当該者のベトナムにおける権利及び義務の確立に関連する場合に当該者の失踪又は死亡宣告をすること
- d) ベトナム市民の失踪又は死亡宣告が外国人のベトナムにおける権利及び義務の確立に関連する場合に、当該外国人がベトナムの裁判所にベトナム市民の失踪又は死亡宣告を申し立てること
- dd) ベトナム領土に所在する財産の遺棄を承認し、又はベトナム領土に所在する遺棄不動産の現在の管理者の所有権を承認すること

第412条 裁判所の管轄権の不変更

この法律の管轄権に関する規定に従ってベトナムの裁判所が処理のために受理した民事事件又は非訟事件は、その処理の過程において関係当事者の国籍、居住地若しくは住所が変更し、又は新しい事実関係により当該民事事件若しくは非訟事件が別のベトナムの裁判所若しくは外国の裁判所の管轄に属する場合でも、当該裁判所が継続して処理しなければならない。

第413条 外国裁判所が民事事件若しくは非訟事件を処理した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の処理の中止

1. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件の処理に関する判決又は決定を既に発し、当該外国裁判所の属する国家及びベトナムが民事判決又は決定の承認及び執行に関して規定する国際条約に署名し又は加盟している場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の処理を中止する。

2. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件を既に受理し、当該事件又は非訟事件に関する外国裁判所の判決又は決定を承認しベトナムで執行する場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の処理を中止する。

第36章 民事手続における司法共助

第414条 民事手続における司法共助の原則

1. ベトナムの裁判所と外国裁判所間の民事手続における司法共助は、相互の国家の独立、主権及び領土の統合性に対する敬意、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が署名し又は加盟した国際条約及びベトナム法に従って実施する。
2. ベトナム社会主義共和国及び外国が民事手続における司法共助を規定する国際条約に署名せず、又は加盟していない場合は、民事手続における司法共助は、相互主義に基づいてベトナム裁判所が受け入れることができるが、ベトナム法、国際法及び国際慣習に反してはならない。

第415条 司法嘱託

1. ベトナムの裁判所は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定に基づき又は相互主義に基づき、多くの民事手続の活動の実施を外国裁判所に司法嘱託し、又は司法嘱託を受けることができる。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国裁判所の司法嘱託を拒絶する。
 - a) 司法嘱託の執行がベトナムの主権を侵害し又はベトナムの安全保障を損なう場合
 - b) 司法嘱託の執行が、ベトナムの裁判所の管轄下でない場合

第416条 司法嘱託を行なう手続

1. ベトナムの裁判所から外国裁判所への司法嘱

託又は外国裁判所からベトナムの裁判所への司法嘱託は、書面で行わなければならない。その書面は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定又はベトナム法の規定に基づいて権限を有するベトナムの機関に送付する。

2. 司法嘱託の書類を受け取った後に、権限を有するベトナムの機関は、直ちに当該書類をベトナムの裁判所又はベトナムの裁判所の嘱託書類を受領する権限を有する外国の機関に送付しなければならない。

第417条 司法嘱託書類

1. 司法嘱託書類は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 書類の作成日
 - b) 嘱託裁判所の名称及び所在地
 - c) 嘱託された裁判所の名称及び所在地
 - d) 司法嘱託に関連する個人、機関又は組織の名称及び所在地
 - dd) 嘱託内容
 - e) 嘱託裁判所の請求
2. 司法嘱託書類には、嘱託の実施に必要な文書、書類があればそれを添付しなければならない。

第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は確認した文書又は書類の承認

1. 外国法に従って又はベトナム領土外で外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は認証した文書及び書類を領事が適法化した場合には、ベトナムの裁判所は、当該文書及び書類を承認する。但し、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に別段の定めがある場合を除く。
2. 外国語で作成された文書及び書類は、ベトナムの裁判所に送付するときに適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する2004年6月24日
No.17/2004/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国大統領は、

第10期国会第10会期2001年12月25日
No.51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条及び106条に従い、

国会組織法第91条に従い、

法律文書発布に関する法律第50条に従い、

ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した民事訴訟法の施行に関する決議を発布する。

ベトナム社会主義共和国大統領
チャン・ドゥック・ルオン

民事訴訟法の施行に関する2004年6月15日
No.32/2004/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、
第10期国会第10会期2001年12月25日
No.51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、
次に掲げる事項を決議する。

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決し、2005年1月1日から施行する。
1989年11月29日民事事件処理手続に関する法令、1993年4月17日外国裁判所の民事判決及び決定の承認並びにベトナムにおける執行に関する法令、1994年3月16日経済事件の処理手続に関する法令、1995年9月14日外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行に関する法令及び1996年4月11日労働紛争の処理手続に関する法令の労働事件の処理手続の規定は、この法律が施行される日から効力を失う。但し、この決議第3号及び4号に定める場合を除く。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、それぞれの職務及び任務の範囲内で、民事手続に関する現行法の規定を取り消し、改正若しくは補足し、新しい公文書を発布し、又は国会若しくは国会の常任委員会に現行法の規定の取消、改正若しくは補正を提案し、又は民事訴訟法の規定に適合する新しい文書を発布し、2005年1月1日この法律の施行を保障するために、民事手続の現行法の規定を自ら調査し、又はその調査を組織するに当たり関係機関と調整する。
3. 民事訴訟法が施行される日から、その執行の完全な権能を与えられている地方区、都市区、省都若しくは省に属する町の人民裁判所は、こ

の法律第33条に定める民事事件を処理する権限を委託される。権能をまだ与えられていない地方区、都市区、省都若しくは省に属する町の人民裁判所は、民事事件の処理手続に関する法令第11条第1項、経済事件の処理手続に関する法令第13条第1項及び労働紛争の処理手続に関する法令第12条第1項に定める第一審の管轄権を引き続き行使するが、遅くとも2009年7月1日までに、地方区、都市区、省都若しくは省に属する町の全人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を処理する権限を一律に行使する。

最高人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を処理する管轄権を行使する権限を有する地方区、都市区、省都若しくは省に属する町の人民裁判所を決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、最高人民検察院及び政府と調整する。

政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、地方区、都市区、省都若しくは省に属する町の全人民裁判所が民事訴訟法第33条に定める民事事件を処理する管轄権を一律に行使することを保障するため、まだ執行の職能を与えられていない地方区、都市区、省都若しくは省に属する町の裁判所及び検察院の物的基盤及び職員の間を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に統合しなければならない。

4. 民事訴訟法が公布された日から施行される日まで
 - a) 民事訴訟法の公布以前に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事事件の処理手続に関する法令第73条及び第79条、経済事件の処理手続に関する法令第77条及び第83条並びに労働紛争の処理手続に関する法令第75条の相当する規定に従う。
 - b) 民事訴訟法の公布以降に確定した民事、婚姻

家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事訴訟法第288条及び第308条の規定に従う。

5. 民事訴訟法が施行される日以前に発生し、従前の法律文書に提訴期限及び請求期限が規定されていない民事、婚姻家族、経済又は労働紛争及びその請求は、全て民事訴訟法第159条に定める期限に従う。
6. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、社会主義法制の強化に貢献し、かつ国益、個人、機関及び組織の正当な権利並びに利益を擁護するに当たり民事訴訟法の効果の促進に貢献するため、公務員、国家公務員及び人民の間に民事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。
7. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導しなければならない。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成17年1月14日現在

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他
1992	総司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	森脇昭夫教授(当時名古屋大学)が文化交配プロジェクトで滞訪問し、日本民法紹介						
1994	法務省で越司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催				森脇昭夫教授が、JICA 短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言	
1995	上記本邦研修継続	法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)					
1996	・上記本邦研修継続 ・1995.3～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称：石川プロジェクト)実施	上記本邦研修継続				日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・財団法人国際民事法センター (ICJLC) 設立 ・ICJLC が日中民事法シンポジウム開始(年1回) ・ICJLC が国際民事法シンポジウムを2回開催 ・法務省で多国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1997	・JICA フェーズ1開始(3年間) [本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回) ・越司法省に長期専門家1名(弁護士)を派遣(JICA)	上記本邦研修継続					・ICJLC が日中民事法シンポジウム開催 ・国際民事法シンポジウム(刑事法制)開催 (法務省、ICJLC、アジア太平洋比較法研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1998	前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICA カンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始	経済法研修(日本インドネシア科学技術フォーラム(JIT)からの研修実施)に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士を要		モンゴル不動産登記簿の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA 短期専門家(司法書士地)	・ICJLC が日中民事法シンポジウム開催 ・国際民事法シンポジウム(企業例選・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	・前年と同様 <ハノイにて国際民事法セミナー開催(の備参照)> ・JICA フェーズ2開始(3年間) [越司法省に共同研究 法人育成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・越司法省に長期専門家3名派遣(JICA、法務省、日弁連)	・JICA フェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本・現地でワーキングショップを相次開催	前年と同様			・前年と同様(モンゴル) ・法務省で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)	・ICJLC が日中民事法シンポジウム開催 ・ICJLC がハノイにて、国際民事法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2000	・JICA フェーズ2継続 [本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※ 以後、2002年まで同様 ・越司法省に長期専門家3名派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA フェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣、日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO 等が AFD、経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催	・法務省が ADB と共催でフィリピン研修開催 ・法務省で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)	・ICJLC が日中民事法シンポジウム開催 ・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他	
2001	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ2継続 越司法省に長期専門家4名派遣(上記3名に加えて最高裁から1名) JICA フェーズ2を2003年3月まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1継続 日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA)小規模開発パートナー事業を開始 日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお、これは、カンボジア弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 司法アドバイザー型短期専門家(司法アドバイザー)1名を派遣 本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 セミナーを民間司法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とするとともに、民間司法セミナーをシリーズ化 	JICA 調査団派遣	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 日本貿易振興会アジア経済研究所(IECS-ETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 法整備支援連絡会議開催(第4回) アジア知財産権法制シンポジウム開催 マウル研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンスゴル、ミャンマー、タイ) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 ICCIC が日中知財産権法制シンポジウム開催(東京、大阪) 法整備支援連絡会議開催(第5回) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 国際民間司法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 国際民間司法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム)
2002	<ul style="list-style-type: none"> 前年と同様 JICA が、前越司法大臣を招へい 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1継続(2003年3月まで) 民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン、セン首相が演説) 民法、民事訴訟法起草作業完了 日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA)開発パートナー事業を開始(3年間) 弁護士養成校 リーガルクリニック(法律相談) 弁護士継続教育セミナー(年4回) シンクタンク問題への取組 本邦研修を実施(起草支援、立法支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ラオス司法省等に長期専門家(司法アドバイザー)1名を派遣 第2回民間司法セミナーを開催 本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 国会向けセミナー及び司法改正セミナーを加え、現地セミナーを4回に増加 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) 現地セミナーを開催(年1回) JETRO 等が AFD: 経済法制度シンポジウムを開催 JICA 調査団派遣 外務省・JICA がイ最高裁長官を招へい 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施 名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 シンクタンク法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) JICA 調査団派遣 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 現地調査を実施(日弁連) 現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 日本貿易振興会アジア経済研究所(IECS-ETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 法整備支援連絡会議開催(第4回) アジア知財産権法制シンポジウム開催 マウル研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンスゴル、ミャンマー、タイ) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 ICCIC が日中知財産権法制シンポジウム開催(東京、大阪) 法整備支援連絡会議開催(第5回) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 国際民間司法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 国際民間司法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) 	
2003	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ3開始 民法改正共同研究会開始 民事訴訟法改正共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始(法務省、最高裁、日弁連) 判決書・判例集共同研究会開始(法務省、最高裁、日弁連) 破産法改正支援セミナー実施(法務省、最高裁) 越司法省に長期専門家2名派遣(法務省、最高裁) 現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) 法総研・JICA が越司法大臣一行を招へい 本邦研修実施(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ2開始 立法化支援 付属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁連)を派遣 日弁連が JICA 開発パートナー事業を継続 法曹養成に関する CP 研修実施 司法官職業養成校に JICA 短期専門家派遣(法務省) 司法官職業養成校支援プロジェクト開始予定(2月) 本邦研修実施予定(2月)(民法・民訴法) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1開始 法令データベース作成 法令出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ラオス司法省等に長期専門家(司法アドバイザー)1名を派遣 本邦研修作成支援に特化 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) JICA が弁護士を企業調査員として長洲派遣(1年間) 日本・インドネシア AMR 比較研究セミナー(本邦研修)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 専門家1名を派遣(北海道大学) 本邦研修を実施 法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 MIN 締結(商法注釈書支援) 本邦研修を実施(商法注釈書支援) 現地フォローアップセミナーを開催予定(2月) 民間法典起草支援を継続(名古屋大学) ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) 最高裁裁判所所長官招へい(法務省) 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 ICCIC が日中知財産権法制シンポジウム開催(東京、大阪) 法整備支援連絡会議開催(第5回) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 国際民間司法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 国際民間司法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) 	
2004	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ3継続 ベトナム国家大学日本法曹顧問 越司法省に長期専門家3名派遣(上記2名に加えて日弁連から1名) 現地セミナー開催(民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例) 民事訴訟法成立(6月15日) 改正破産法成立(6月15日) 本邦研修実施予定(1月、2月)(法曹養成、民法) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ2開始 立法化支援 付属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁連)を派遣 日弁連が JICA 開発パートナー事業を継続 法曹養成に関する CP 研修実施 司法官職業養成校に JICA 短期専門家派遣(法務省) 司法官職業養成校支援プロジェクト開始予定(2月) 本邦研修実施予定(2月)(民法・民訴法) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA フェーズ1継続 司法省に長期専門家2名を派遣(上記1名に加えて日弁連から1名) 本邦研修実施(年2回) (判決書・マニュアル、検察官マニュアル)作成、民間法教科書作成支援 現地セミナー(デュアル) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) JICA が企業調査員1名を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 調査団派遣 MIN 締結(商法注釈書支援) 本邦研修を実施(商法注釈書支援) 現地フォローアップセミナーを開催予定(2月) 民間法典起草支援を継続(名古屋大学) ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) 最高裁裁判所所長官招へい(法務省) 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 ICCIC が日中知財産権法制シンポジウム開催(東京、大阪) 法整備支援連絡会議開催(第6回) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 国際民間司法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 国際民間司法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCIC が日中民間司法シンポジウム開催 ICCIC が日中知財産権法制シンポジウム開催(東京、大阪) 法整備支援連絡会議開催(第6回) 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 国際民間司法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 国際民間司法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) 	



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

珍味の宝庫

カンボジア人は、食に関してはやや保守的かもしれない。外国に行くとすぐに魚醤やナレズシといった「魚の発酵系」が恋しくなるという。しかし、外国人の目から見るとかなり変わったものを食べている。

例えば地グモ、胴体が5センチメートルほどもある大きなものだ。素揚げなので、クモの形そのまま。腹の部分がクリーミーでおいしいとのことだが、まだ試したことがない。

それから、タガメ、一度食べたが苦くてまずかった。カメムシに近い種だというから納得。ゲンゴロウに似たガムシや、小さなコガネムシのような甲虫まで食べてしまう。

コオロギが大量発生する季節には、子どもも大人もペットボトル一杯にコオロギを捕まえては、それを売って小銭を稼いでいる。コオロギ仲買人(?)がわざわざ買い付けに来るらしい。コオロギは腹の部分にピーナッツを入れて油で揚げて食べる。ピーナッツを入れるのにかかる手間とそれを一瞬で消費してしまうという現実との間にどうもバランスの悪さを感じてしまうのだが、食通は手間を惜しまないということか。

(JICA カンボジア長期専門家 坂野 一生)

－ 編 集 後 記 －

今回の ICD NEWS 20号では、大塚所長より巻頭言を頂きました。研修員との懇談会において、いつも大塚所長に執り行っていただいている「大阪締め」が、こんなにも古式ゆかしく由緒正しい儀式であったとは驚きです。今後は、もう少し厳粛な気持ちで「大阪締め」にのぞまねばなりません。

本号では、特集1として「財団法人国際民商事法センター特別顧問・前会長伊藤 正氏追悼」を、特集2として「第6回法整備支援連絡会」を組みました。

当部の業務に対して多大なる御理解と御協力をいただいている財団ですが、その財団の創始者である伊藤前会長とは、残念ながら私はほとんどお会いできる機会がありませんでした。一度だけお会いしたことがあります。そのお体の大きさに圧倒されたことを今でもよく覚えています。この度、寄せられた追悼文を拝読し、改めてそのスケールの大きさを思い知らされることとなりました。伊藤前会長の生前の御功績とお人柄を偲び、衷心より御冥福をお祈りいたします。

特集2は、本年1月14日に開催いたしました第6回法整備支援連絡会の記録です。基調講演の中で吉村先生が御指摘された諸問題は、ベトナムの民事訴訟法起草支援固有のものではなく、いずれの法整備支援においても、多かれ少なかれ抱えている問題ではないかと思えます。取り分け、支援に携わる関係者（外国ドナーを含む）相互間の連携の問題と、支援体制の継続性の問題が強く印象に残りました。竹下先生が総括の中で問題解決の糸口を示しておられますが、法整備支援事業に対しこれまで多大な御尽力をしてこられた方々の示唆に富んだお言葉を、今後の法整備支援活動の糧にいただければ幸いです。

「少年老イ易ク学成り難シ。一寸ノ光陰軽ンズベカラズ」

月日の経つのは早いもので、私が国際協力部に来てからはや2年がたちました。以前従事していた仕事とは似ても似つかない仕事に面くらい、カルチャーショックの連続で、あっという間に2年の月日が流れてしまったというのが正直な感想です。ふと気が付くと、既に古株となっている事実には愕然とします。どうひいき目に見ても「国際協力専門官」という肩書きに見合うだけの仕事ができるようになったとはいえ、また、英語も進歩せず、いったい2年もの間何をして過ごしてきたのかと反省しきりですが、今後は一日一日を大切に、一日も早く「国際協力専門官」としての仕事を全うできるよう精進しなければと思っています。

国際協力専門官 窪 田 浩 尚